

ICD NEWS

LAW FOR DEVELOPMENT

INTERNATIONAL COOPERATION DEPARTMENT
RESEARCH AND TRAINING INSTITUTE
MINISTRY OF JUSTICE

No.
88

2021.9

法務省法務総合研究所国際協力部報

巻頭言

1 法整備支援の今後を考える 名古屋大学名誉教授 森島 昭夫

外国法制・実務

- 9 ベトナムの判例についての覚書（１）－判例制度の現状と今後の課題－ JICA長期派遣専門家 枝川 充志
国際協力部教官 黒木 宏太
- 14 ラオス最高裁判決の評釈②（商事及び家事事件） JICA長期派遣専門家 鈴木 一子
- 38 インドネシア最高裁との法・司法分野における協力を語る（インドネシア側の視点から）
～タクディル・ラフマディ最高裁准長官インタビュー～
インドネシア最高裁准長官 タクディル・ラフマディ（Takdir Rahmadhi）（語り手）
国際協力部教官 黒木 宏太（聞き手）
- 52 インドネシア最高裁との法・司法分野における協力を語る（日本側の視点から）
～松川充康判事インタビュー～
大阪高裁判事 松川 充康（語り手）
国際協力部教官 黒木 宏太（聞き手）
- 66 中国民法典の制定について（４・完） 前JICA長期派遣専門家、弁護士 白出 博之

活動報告

【会合】

95 第２２回法整備支援連絡会について 国際協力部教官 庄地美菜子

【国際研修・共同研究】

- 175 [モンゴル] モンゴル・商法に関するオンラインセミナー（～商法起草支援の一環として～） 国際協力部教官 河野 龍三
- 180 [ウズベキスタン] ウズベキスタン第１回本邦研修（オンライン）－契約法、法の解釈について－
国際協力部教官 黒木 宏太
国際協力部教官 黒木 宏太
- 197 [ラオス] ラオス国立司法研修所との共同オンラインセミナー－量刑、法曹養成制度－ 国際協力部教官 黒木 宏太

【講義・講演】

201 事務官 徳井 靖士

【研修等実施履歴】

203 事務官 徳井 靖士

【活動予定】

205 事務官 徳井 靖士

業務調整専門家の眼

207 コロナ禍での業務調整専門家業務
インドネシア ビジネス環境改善のための知的財産権保護・法的整合性向上プロジェクト、JICA業務調整専門家
間澤友紀子

専門官の眼

211 法務総合研究所総務企画部国際事務部門 主任国際専門官 山田 寛子

各国プロジェクトオフィスから

215 ベトナム長期派遣専門家 渡部 吉俊
カンボジア長期派遣専門家 内藤裕二郎
ラオス長期派遣専門家 阿讃坊明孝
ミャンマー長期派遣専門家 岩井 具之
インドネシア長期派遣専門家 細井 直彰

編集後記

218 事務官 徳井 靖士

法整備支援の今後を考える

名古屋大学名誉教授

森 嶋 昭 夫

1. はじめに

ICD NEWS 編集担当者から、巻頭言を執筆するよう依頼され、大変光栄に思い、法整備支援に最初から関わってきた私としては、喜んでお引き受けすることにいたしました。巻頭言で取り上げるテーマは、自由に選んで結構ですということでした。ところが、ICD NEWS の前号・87号「ICD 創設20周年記念号」では、ベトナム、カンボジアを始めとして、わが国がこれまで法整備支援に関わってきた諸国に対するICDの支援活動の20年が回顧されて、それぞれの被支援国の過去の支援実績についても総括されています。そこで、私は、本稿では、4半世紀*にわたる法整備支援の経験を踏まえたうえで、現在、「司法外交」と位置付けられている、わが国の法整備支援の「今後のあり方」について、考えてみることにいたしました。

私は、ICD NEWS 87号の山下輝年元国際協力部長の特別寄稿や河野龍三国際協力部教官のベトナム支援記事で触れられ、また、JICA が法整備支援20周年記念として取りまとめた『世界を変える日本式「法づくり」』（文藝春秋企画出版部 文藝春秋、2018年）で詳細に紹介していただいたように、わが国の法整備支援事業を、いわばゼロから立ち上げ、山下さんを始め多くの（当時）若い人々と、ああでもないこうでもないと試行錯誤を重ねながら、ベトナムの支援プロジェクトをどうやら動かし始め、次いで、ベトナムとは全く政治社会状況の異なるカンボジアで、ポル・ポト後から再興し発展していくカンボジア社会に適合した、民法典、民事訴訟法典をクメール語（カンボジア語）で起草するという、無謀とも言うべき支援プロジェクトに、わが国の研究者・法律家をリクルート（一本釣り）して、カンボジアの優れた若者と一緒に、チャレンジしました。

私は、ベトナム、カンボジアのJICA 法整備支援事業については、相手方政府とのプロジェクト策定に係る交渉、プロジェクトの対象である民事立法の起草（助言）、現地・本邦研修の講義など、時期によって濃淡はありますが、4半世紀の間ずっと関わって来ましたし、今回、これまでの支援プロジェクトとは全く構想を新たにして、2021年1月1日から開始された、ベトナムの新規協力（支援ではない）プロジェクト「法整備・執行の質及び効率性向上プロジェクト」については、プロジェクトの目標・活動内容（R/D・PDM）という、プロジェクト構想から、各カウンターパート（CP）のワーキンググループ討議によるプロジェクト課題解決方策開発方式という、プロジェクト実施方法にいたるまで、国内の関係者とベトナム側CPの意見を聴いて、各種の意見を調整したうえで、新規プロジェクト案を策定しています。

* 「4半世紀」の法整備支援の経験というのは、JICAのベトナム・プロジェクトが試行的に開始された1994年から、ベトナムの新規協力プロジェクトが開始された今年2021年の期間を指します。

2. 4半世紀の間に起きた世界情勢の変化

(1) 1990年代東西冷戦の終結－市場経済への移行

1994年頃のアジアや世界は、どういう状況にあったのでしょうか。周知のことですが、1989年にベルリンの壁が崩壊し、1991年12月にはソ連邦が解体して、東西冷戦は終結しました。だからこそ、旧ソ連の東陣営に属した社会主義国ベトナムなどの諸国が市場経済法制度の導入を求めて、欧米先進市場経済法に支援を求めたのです。たまたま、私の1992年ハノイの司法省訪問が、結果的にわが国のJICA法整備支援に繋がることになる（前掲『世界を変える日本式「法づくり」』38頁参照）のですが、ドイ・モイ政策の下、市場経済法的民法起草を迫られていた司法省は、藁をもつかむ心境で、西欧法についてどのような知見を持っているのか分からないわが国にも、支援を依頼していたのだと思います。民法といっても、もちろん日本民法典を想定しているのではなく、市場経済法としての西欧民法典を前提にして、支援（知識提供）を求めているのでした。

1997年には、カンボジア政府から民法典起草が要請され、後に民事訴訟法典起草が追加要請されましたが、カンボジアが民法典起草を要請したときには、ベトナムで行っている日本の法整備支援の独自の実施方法（「寄り添う」支援）を伝え聞いた当時のカンボジアの司法大臣が、直々に私に民法起草支援を依頼されたもので、決して日本の民法典、民訴法典が優れているから、ということではありませんでした。カンボジア政府内には、日本人に民法典起草ができるのかと侮蔑的に聞く、（ポル・ポトから逃れて）フランスに滞在していた高官もいたほどでした。

カンボジアに対するJICAの支援プロジェクトが開始されると、社会主義国ラオスからも法整備支援要請がありました。そこで、ビエンチャンに調査に赴き、ラオス政府と交渉しましたが、わが方がベトナム・カンボジア支援で手一杯であること、ラオス側についても、直ちに市場経済法制を整備する必要があるほどの国内・国際取引が存在していないこと、などから、ラオス政府に、当面プロジェクト策定を留保することを了解してもらいました。その後、法務省のイニシアティブによって、2003年からラオス政府に対する支援プロジェクトが開始されました。

さて、1992年に、ベトナム政府の要請により、わが外務省がJICA法整備支援の方針を決めたものの、わが国は、それまでODAとして法整備支援をした経験は全くなく、ICD NEWS前号で山下元国際協力部長が書いておられるように、どの官署も、組織として、積極的にプロジェクトに関与しようとはしませんでした。メリットの見えない法整備支援に関心を示す学者も多くはありませんでした。そのようななかで、1. で述べましたように、私は、山下さんを始めとする何人かの法務省の若手の

優れた人たちや、一本釣りをした学者などと皆一緒になって、民法起草の支援方法（相手方との討議の仕方、起草案等資料の作成など）を、暗中模索のなかで創り上げて行ったのです。

ところで、この時期のベトナム・カンボジアに対する支援プロジェクトについて、戦略性がないではないかとか、自由・民主主義・基本的人権の尊重が目標とされていないではないか、などと批判する法整備支援専門家がいらっしますが、一言反論ないし弁解をしておきます。言うまでもないことですが、ODAの要請主義の下で、相手国が要請しない支援をすることはできません。ベトナム政府、カンボジア政府は、立法（民法起草）支援を要請してきました。社会主義国ベトナムの場合、2005年（さらに2015年）民法改正等の民事法を整備することによって市場経済化（社会主義的市場経済）を促進するために、民事法制度の整備の支援を要請したもので、社会主義国ベトナムの民主主義化を目標とした支援を要請することなど有り得ないことです。戦略性については、既に述べましたように、わが国で全く先例のないODA法整備支援プロジェクトでは、走りながら考え、試行錯誤を重ねながら目標や手段を具体化していく外ありませんでした。なお、自民党政務調査会『司法外交の新基軸』（2017年）は、2020年までに、わが国の法整備支援事業全体について、司令塔と戦略とを確立することを勧告していますが、4半世紀経った現在でも、法整備支援全体について「strategy*」と呼べるような戦略はまだ策定されていないようです。

* strategy：特定の目的を達成するために、長期的視野と複合的思考で力や資源を総合的に運用する技術・応用科学（Weblio 英和辞書）

いずれにしても、1990年代の東西冷戦終結以降、発展途上国は、市場経済への移行、あるいは低成長経済からの脱却を目指して、先進民主主義国の市場経済法制度を導入するために法整備支援プロジェクトを要請しています。とりわけ、社会主義諸国は、ソ連邦崩壊後は中央計画経済から市場経済へ移行するため、市場経済法制度の導入に迫られていました。そこでは、共産主義国という、自国の政治体制と市場経済の導入という政策は矛盾するどころか、共産主義国として持続可能性を維持するために必要不可欠なことでした。この点、民主主義と共産主義との分断が生じつつある、2020年代の米中間の新冷戦時代（(2)参照）には、自由や人権を抑圧する強権的支配体制が民主主義法制度と抵触する事態が生ずることが十分考えられ、そのような事態に対処する際に、支援プロジェクトは極めて難しい判断に迫られることになると思います。(2)で改めて述べます。

最後に、プロジェクトが相手国に導入しようとしている「市場経済法」について、確認的に述べておきます。

市場経済移行国が導入を要請しているのは、市場経済法制度です。西欧の法制度が想定されています。それでは、わが国の法制度は、ここで言う市場経済法制度でしょうか。確かに、わが国は、明治以降、近代国家の外見を整えるために、西欧法律制度

を継受（接ぎ木）しています。市場経済の基本法である民法（明治29年）は、ドイツ民法第1次草案を参照しつつ、フランス民法、イギリス・コモンローの法原則も盛り込んで起草されたものです。そこで、日本民法は、市場経済法だと評価することもできなくはありません。明治民法の起草者達が、西欧法に通じていたことは疑いありません。しかし、ボアソナード民法の後に短期間で起草された125年前の現行民法は、平成30年以降の債権法等の改正後でも、なお不備・欠陥が目立っています。刑事司法制度についても、死刑、見込み捜査、長期拘留、弁護士立会い等について、わが国の制度が批判されていることはご承知のとおりです。そうだとすれば、何が市場経済法制度のモデルなのか、ということとはともかくとして、法整備支援プロジェクトで、わが国の法制度を「市場経済法制度」として、相手国C Pに無批判に示す訳にいかないことがお分かりになると思います。

ところが、ICDが設置された2001年頃、支援プロジェクトがある程度軌道に乗ると、プロジェクト活動がルーティン化するようになってくると、日本法が市場経済法であるかのように前提して講義が行われるセミナーや研修が見受けられるようになってきました。しかし、法整備支援にあたって、日本法の知識は、法制度の存在意義について考えるための一素材でしかありません。日本法についての知識そのものは、相手国C Pにとってほとんど無意味・無価値なのです。欧米法についての情報や比較研究の成果を習得することを求めているのです。しかしながら、先に述べたように、日本は明治期以降異文化の所産である西欧法を継受（接ぎ木）してきました。アジアの支援相手国も自国の法的規範とは異なる西欧法制度を接ぎ木しようとしているのです。私は、日本の異文化法継受の経験は、ベトナム・カンボジアの市場経済法制度導入にあたって参考になるものと考え、支援相手国社会の法文化をできるだけ調査し、西欧法との調整を図ることを試みました。これが、相手国に「寄り添う」支援と言われる考え方です。立法支援の場合には、独仏英米それぞれを専門とするわが国の研究者、裁判官、相手国の法律家などの参加を得て共同討議をして、専門家の講義からなる総合セミナーを行って、日本の法制度に限らず、欧米の法制度の情報を提供するとともに、相手国C Pの人々、特に若手に、自国の社会に妥当する立法について自ら考えてもらうように試みました。

(2) 民主主義と非民主主義の分断－新たな冷戦の始まり

2021年のアジアと世界の状況は、4半世紀前と比べて、どのように変貌しているのでしょうか。何と云っても、2000年以降、中国が、目覚ましい経済成長と軍事力拡大によって世界第二の強国となってきたことから、ここ数年の間に、第一の強国である米国と中国との間で新たな冷戦とも言える緊張状態が生じ、民主主義、自由、人権という価値観が世界の国々に普遍的に共通するとは言えなくなっていることが、顕著な変化と言えましょう。米国を中核とする民主主義国家グループと、中国をはじめとする国家グループに分断されつつあります。

1990年代の法整備支援は、計画経済から市場経済に移行を指向する社会主義諸国に対して、民主主義、自由、人権保護を前提とする市場経済法制度の整備を支援することでした。支援の相手国である社会主義国が、支援国である民主主義国の市場経済法制度やそれを支える価値観を受け容れるのに何の問題もなかったところか、これらを自国に取り入れ根付かせることこそが、支援要請の目的であったことは、すでに(1)で述べました。

ところが、民主主義国と非民主主義国が分断しつつある時代に直面して、法整備支援プロジェクトはどう対処すればよいのでしょうか。アフリカ諸国のように、非民主主義国家がわが国の支援プロジェクトと競合して支援する場合や、最近のミャンマーで、国軍クーデターによって成立した強権的政権と市民が抗争している場合などでは、支援相手国によって、民主主義国の共通の価値である、(強制労働の禁止などの)人権保護、法の支配等が無視、ないし否定されている可能性があります。しかし、このような事態は、政治・経済・文化的背景が国によって異なり、しかも、様々な状況の下で予測不能な状態で展開していくのですから、支援プロジェクトの対処の仕方について、一律の方針を決めておくことは難しいかと思えます。しかし、①誰の責任で、②これこれの要素(事実)があるときは、このように判断するという、判断基準の大枠、③責任者は、どことどこに連絡して、意見調整したうえ決定するという、判断手続き(フローチャート)、を予め決めておく必要があります。難題の処理を、全て現地の長期専門家に任せ切りにする、というようなりスク管理をすべきではありません。(1)で述べた戦略のなかに、リスク管理を位置付けておくことが必要です。

(3) ゼロから始まった法整備支援プロジェクトが「経済協力の重要分野」・「輝ける司法外交」へ

ここで、ODA大綱などにおいて、ODAとしての法整備支援が、どのような役割を果たすことを期待されているのか、簡単に見ておきたいと思えます。端的に言うと、法整備支援プロジェクトは、今日では、わが国の経済協力の重要分野の一つとして位置づけられ(2008年海外経済協力会議)、また「司法外交」の担い手として期待される(2017年自民党政務調査会)となっていますから、3.で「今後のあり方」を考える前提として、ODA大綱や法制度整備支援に関する基本方針に示された政府の法整備支援政策について認識しておくことが必要です。相手国と、自由、民主主義等を共有するという、政府の基本方針を実現することは、今後かなり困難になると思われませんが、これらの諸条件を踏まえて、3.を考えたいと思えます。

とは言え、紙数に制約があるので、ODA大綱等の詳細については、磯井美葉「JICAの法整備支援」島田弦ほか編著『多様な法世界における法整備支援』(旬報社、2021年)261頁以下)を参照して頂くことにして、ここでは、特に指摘したい点についてのみ触れます。

法整備支援については、2003年8月改訂のODA大綱に言及されていますが、2009年4月には、法制度整備支援に関する局長級会議によって基本方針が策定され、2013年5月に法制度整備支援関係省庁の合意によって改定されました。改訂基本方針には、支援の観点として、新たに「日本企業の海外展開に有効な貿易・投資環境整備・・・」が加えられました。改訂基本方針の「日本企業のための貿易・投資環境整備」については、周知の通り、賛否両論あるところです。なお、ODA大綱は、2015年2月に改定され、法制度整備支援を重点政策としていますが、そこには、「自由、民主主義、基本的人権の尊重、法の支配といった普遍的価値の共有・・・のための支援を行う」と明記されています。(1)で見たように、自由、民主主義などが支援相手国にも普遍的価値として受け容れられた1990年代には、わが国の法整備支援は、2015年改定ODA大綱に則って、相手国と自由、民主主義等の価値を共有することが出来ました。しかし、(2)で述べたように、新冷戦時代に、非民主主義国家が民主主義や自由、基本的人権の尊重を受け容れることは、考え難いと思います。

(4) 支援プロジェクトに関わる諸条件の変化

ここまで、JICA法整備支援開始以来4半世紀の世界情勢の変化について述べてきましたが、もちろん、他にも法整備支援に関わる多くの変化がみられます。

先ず、わが国の法整備支援体制が拡大強化されてきました。詳細は省きますが、支援対象国数、支援活動の内容、派遣専門家など、支援人的・物的資源の量と質は、4半世紀の間に大きく変わりました。第二に、支援対象国の法制度整備・法人材育成も進んできています。第三に、オーストラリア、韓国などの国が、わが国と競合する形で、法整備支援事業に参入してきました。第四に、IT技術の急速な開発普及により、法情報のデータベース化、テレ・コミュニケーションの導入が法整備支援においても重要課題となってきています。第五に、新型コロナです。感染拡大で支援事業が実施できないという問題です。オンラインなどによる本業執行方法も新たに開発しなければなりません。プロジェクトのリスク管理ということになりますが、4半世紀前には予測しなかった変化です。

さらに、この4半世紀の日本の経済力と国力の衰退とアジア諸国の飛躍的成長と発展とによって、日本の国際的地位は大きく変わりました。昨近では、ジャパン・パッシングと言われるほど日本は重視されなくなっています。このような状況の下で、しかも分断化されつつある国際社会の中で、今後、日本の支援プロジェクトは、独自の理念と方法によって展開して行かない限り、支援相手国からも評価されない惧れがないとは言えません。

以上の変化に対応して2021年以降の法整備支援はどうあるべきか、考えることにしましょう。

3. 法整備支援事業を企画実施する専門組織を設置する

組織の新設というと、ICDの皆さんを始め、官署の方々は、冒頭から、そら無理だ、予算は？人員は？とおっしゃるでしょう。しかし、2. で述べたように、東西冷戦終結時に始まった法整備支援プロジェクトは、民主主義国家・非民主主義国家分断の時代には、早晚暗礁に乗り上げることは明らかなです。JICA、法務省を始め、関係省庁は、イニシアティブを執ることに慎重でしょうから、いずれかの省庁の中に、専門課題研究グループのような専門組織（think tank）を置き、その組織のもとで、まず、時代の変化に対応するための戦略を策定するとともに、この4半世紀の間に蓄積された人的・物的資源を体系的に整理して、わが国の法整備支援体制の実態（実力）を把握します。そのうえで、各省庁、専門家、有識者などの意見を聴きながら、新規戦略に則るとともに、わが国にとって執行可能な、science-basedな支援方法の開発、外部人材ネットワークの見直し、実効性のないプロジェクトのスクラップ・アンド・ビルドなど、新しい法整備支援体制を考え、関係省庁に提案するという案なのですが、いかがでしょうか。以下に、専門組織の設置を中心として、2021年以降のわが国の法整備支援体制のあり方について、やや詳しく述べることにします。

- (1) 専門組織 法整備支援はJICAの事業ですが、法務省を始めとして多くの省庁、裁判所、弁護士会、研究者などが関わっており、支援プロジェクトの企画・実施は、これらの法律専門家の関与なしには不可能です。新規戦略を策定する場合に、最終的にJICAが関与するにしても、実質的には専門家集団が検討せざるを得ません。そこで、法務省が適切なのか、法務省としてもどの部署なのかが問題になりますが、法務省だとすれば、前号に山下さんもお指摘のように、JICAとの関係が出てくるので、専門組織は、省庁の内部に設置するとなりました。それでも、問題はあろうと思いますが、激動する時代に先例踏襲の官僚主義では支援プロジェクトの未来はないという危機感の下で、新しい酒を「新しい革袋」に盛ろうとしているのです。例えば、支援学術研究開発センターのようなthink tankを、法総研の下部調査組織として設置して、支援人材育成、支援資料等の整理体系化など、総合的な調査研究業務を行わせることが考えられます。
- (2) 分断時代の新戦略 民主主義国家と非民主主義国家分断の時代に対処する新たな戦略が必要です。専門組織が原案を検討するにせよ、JICAは、新戦略を策定し、問題が生じたときには、相手国の状況に応じてわが国の対処方針を明確に示さなければなりません。現地の長期専門家にリスクを負わせてはなりません。
- (3) 司令塔 前述の『司法外交の新基軸』は、法整備支援を含む司法外交のために司令塔をつくることとし、法務省官房国際課が新設されました。今後、司令塔は、分断時代の課題に対応することになると思います。(1)の専門組織は、司令塔が指令を発するさいの資料や案を用意することを想定しています。専門的科学的な情報と総合的客観的判断に基づかない指令は有害です。

(4) 蓄積された物的・人的資源の体系的整理 JICA 法整備事業は、4 半世紀にわたり、東南アジア、中央アジアからアフリカまで、多数の専門家を送ってセミナー・研修を行い、膨大な量の物的・人的資源を投じてきましたが、専門家については、帰任するとほとんどの人が支援事業から離れて、在任中に蓄積した、支援に係るノウハウは後任者に承継されていません。ICD の派遣専門家研修等では、支援のノウハウについて研修が実施されているようですが、これを体系化して、ノウハウの承継をする必要があります。(1)の専門組織が、専門的見地から、支援人材にとって必要な知識や支援技術を選定し、体系的に収集すべきです。立法資料や研修資料などの物的資源を整理したうえで、蓄積された資料のなかから、各プロジェクトに共通して利用できるものを選別して、データベース化し検索可能にする必要があります。さらに、例えば、アフリカに派遣される専門家のために、フランス法、イスラム法の情報や地域の歴史文化に関する資料などを用意したり、アクセス可能にするなど、専門組織による援助体制を作ることが必要です。

(5) 先例踏襲主義からの脱却 これまで述べてきたことは、多かれ少なかれ、先例踏襲主義、事なかれ主義、を改めようということなのです。法整備支援がある程度軌道に乗ってきた2001年頃（ICD 発足）には、ベトナムやカンボジアの新規プロジェクトは、その都度交渉するのではなく、R/D・PDM など、前期のものをそのまま踏襲するようになり、R/D 上の用語等の意味内容等の確認をしなくなったように思います。そのため、プロジェクト内容について、わが方と相手国の理解が食い違うような事態も生じました。しかし、今後激動の時代に対処していくには、先例を踏襲するのではなく、先例を見直し、現実の課題に対応した合理的な判断をし、処理をする必要があります。

皆さんも、今後の法整備支援についてお考え下さい。拙文をお読みいただいて有難うございました。

ベトナムの判例についての覚書（１）
－判例制度の現状と今後の課題－

JICA長期派遣専門家
弁護士 枝川 充 志
国際協力部教官
黒木 宏 太

第１ はじめに

2015年12月、ベトナムで初めてとなる「判例」制度が導入されてから、5年超が経過した。

導入の経緯等については、過去の長期派遣専門家のICD NEWS¹に詳しいが、要するに、ベトナムの最高人民裁判所が、2020年までの司法改革戦略の一つとして、裁判実務の経験を総括し、法令の統一適用を案内し、判例の選定を促進し、判例制度を発展させると決定したことに端を発する。最高人民裁判所は、この判例制度に関する業務についての法的根拠を設けるために、2015年、「判例の選定、公布及び適用の手続に関する最高人民裁判所裁判官評議会議決²」（以下「判例手続議決」という。）を制定した。判例手続議決は、判例の概念、判例選定基準、審理の際に判例を適用する原則を明確化しつつ、精査→発見→提案→判例の採択というような判例公布の手続を定めたものである。

ところで、ベトナムの判例制度について、2021年2月から、筆者ら（枝川、黒木）を中心として、下記のとおり全5回にわたり、各回につき1～2件の判例を検討する判例勉強会³を開催した。

第1回 2021年2月25日：民事1件（判例18⁴：土地返還）、刑事1件（判例35：殺人）

第2回 同年3月25日：民事1件（判例15：土地返還）、刑事1件（判例28：殺人）

第3回 同年4月22日：民事1件（判例21：賃貸借）、刑事1件（判例19：横

¹ 酒井直樹・鎌田咲子「ベトナム判例制度の実情及び展望」ICD NEWS第73号（2017年12月号）29頁以下を参照されたい。

² 2015年10月28日付議決03/2015/NQ-HDTP号。2015年12月16日施行。本議決の仮訳については、JICAベトナム六法（<https://www.jica.go.jp/project/vietnam/021/legal/index.html>）又は法務省法務総合研究所国際協力部のウェブサイト（http://www.moj.go.jp/housouken/houso_houkoku_vietnam.html）をそれぞれ参照されたい。

³ 執筆時点での構成員は、JICAベトナム長期派遣専門家（横幕孝介専門家、渡部吉俊専門家、枝川）、プロジェクト現地事務所のスタッフ（マイ・ティ・フォンさん、ホ・タイン・トゥイさん）、JICA本部（玉垣正一郎特別嘱託）、国際協力部のベトナム担当教官（庄地美菜子教官、河野龍三教官、曾我学教官、尾田いずみ教官、黒木）、さらには、JICAラオス長期派遣専門家（前田佳行専門家、入江克典専門家、鈴木一子専門家）である。オンラインを利用して、ベトナム⇄ラオス⇄日本と、国を越えて、勉強会が開催できている。新型コロナウイルス禍の状況がポジティブに作用した好例といえる。

⁴ 最高人民裁判所が選定した判例は、選定順に番号が付されている。たとえば20番の判例であれば「*Án lệ số 20/2018/AL*」と表記される。具体的には「*Án lệ*（＝判例）*số*（＝No.）20（→選定順の番号）/2018（→選定年）/AL（→ベトナム語の「*Án Lệ*」の頭文字）」となる。判決において判例を引用する場合、この番号が記載されている。

領)

第4回 同年6月1日：労働1件（判例20：試用期間満了）

第5回 同年7月6日：判例（7, 17, 33）を引用した下級審裁判例（民事2件，
刑事1件）

本稿は、これらの判例勉強会の成果を報告するものである。

今回は、判例制度が導入されてから5年超が経過したこともあり、導入以降の判例制度の状況について、2021年4月22日付最高人民裁判所報告書「2016年～2021年段階における判例の発展に係る任務遂行状況」（以下「最高人民裁判所総括報告書」という。）をもとに、概観することとしたい。

第2 判例制度の現状

導入時においても、ベトナムの判例の選定手続がかなり「重い」ことが指摘されていた⁵。この点を中心に、ベトナムの判例制度の導入時以降の状況を説明する。

1 判例手続議決とその改正

上記のとおり、最高人民裁判所は、2015年、判例手続議決を制定した。本議決に基づいて、最高人民裁判所裁判官評議会は26件の判例を発行した（内訳は、刑事判例4件、民事判例13件、経営・商事判例6件、労働判例1件、民事訴訟に関する判例1件、行政訴訟に関する判例1件である。）。

しかし、判例手続議決の施行後、様々な問題が発生した。例えば、判例候補を提案するための精査や発見に関する手続が多くステップを含むため、非常に時間がかかってしまい、判例の発行が遅れた。また、このような「重い」手続に対する、例外的な略式手続についても規定はなかった。

そこで、採択・公布される判例の件数及びその質を向上させるために、2019年、判例の選定手続を簡略化するなどした改正判例手続議決を制定した⁶。最高人民裁判所総括報告書によれば、主たる改正点は、次のとおりである。

- ・ 判例候補を提案するための判決の精査・発見は、県級人民裁判所にも委ねられることとなった。これまで、省級人民裁判所の長官が、①自らの裁判所、②土地管轄の範囲に属する各県級人民裁判所における各判決を精査・発見するとされていたのを変更したものである。
- ・ 省級人民裁判所、高級人民裁判所による判例候補の提案については、当該裁判官評議会の意見が不要になった。
- ・ 判例諮問評議会の意見聴取の方法を多様化させ、会合の場で意見聴取又は書面での意見聴取ができるようになった。これまでは、会合を組織し直接討議することのみとなっていたのを変更したものである。
- ・ 判例の選定、採択に関する略式手続を取り入れた。略式手続に基づいて、最高

⁵ 前掲注1の酒井・鎌田「ベトナム判例制度の実情及び展望」32頁参照。

⁶ 2019年6月18日付議決04/2019/NQ-HĐTP号。仮訳については、前掲注2参照。

人民裁判所裁判官評議会は、①最高人民裁判所裁判官又は高級人民裁判所の裁判官委員会によって提案された判例の草案、②最高人民裁判所裁判官評議会によって監督審・再審を行う際に選定された判例の草案を採択することができる。これまでと異なり、各裁判所、専門家、学者、実務者、他の機関、組織、個人、判例諮問評議会の意見を聴取しないにもかかわらず、このような採択ができることになった。

2 改正判例手続議決後の判例の選定状況

最高人民裁判所は、改正判例手続議決における手続に基づいて判例を選定した。その結果、略式手続で5件（刑事判例2件、民事判例1件、民事訴訟に関する判例1件、行政訴訟に関する判例1件を含む。）、通常手続で判例12件（刑事判例1件、民事判例9件、経営・商事判例2件を含む。）を採択した。そのため、2021年8月現在、公布済みの判例の総数は43件になった（刑事判例7件、民事判例23件、経営・商事判例8件、労働判例1件、民事訴訟に関する判例2件、行政訴訟に関する判例2件である。）。

3 判例の公開

2016年10月、最高人民裁判所の判例専用ホームページが開設された。判例専用ホームページは、判例に関するニュース、イベント、判例候補を提案するための判決・決定、判例の草案、公布済みの判例を適時に掲載している⁷。

判例は、公布された後、人民裁判所雑誌、最高人民裁判所の公式ホームページ、判例の専用ホームページに掲載された。また、裁判官が適時に判例の内容を研究し、適用するために、各裁判所にも送付された。

最高人民裁判所総括報告書によれば、最高人民裁判所は、発行された判例の内容に加えて、豊富な実務の経験を持つ裁判官と専門家の評論を加えて、「判例及び評論⁸」の3巻を刊行した。「判例及び評論」の刊行は、裁判所による裁判実務において判例の運用を円滑にさせ、裁判所の活動に関心を持つ方々にとっては判例の簡易な入手に寄与し、教育や研究活動の参考文献となっている⁹。

4 判例の引用、適用

判例を引用し、適用した各裁判所の判決等の数は、最高人民裁判所総括報告書によれば2016年3月時点では365件であったが、2019年12月時点では602

⁷ 判決・決定の公開に関する2017年3月16日付最高人民裁判所裁判官評議会議決第03/2017/NQ-HĐTP号参照（日本語訳無し）。

⁸ ベトナム語の表記は「*Án lệ và Bình luận*」である。本稿執筆時点で3巻まで公刊（非売品）され、1巻には判例1から16まで、2巻には判例17から29まで、3巻には判例30から39までが、それぞれ所収されている。判例40以降は脱稿時点で未刊。「判例及び評論」は、各判例につき、「I. 判例に関連する法律上の規定」「II. 判例公布の必要性」「III. 判例の内容」という構成からなっている。「II. 判例公布の必要性」に、判例の選定理由が記述されている。

なお、1巻の巻頭言には「最高人民裁判所は、裁判所の裁判実務を行う過程で判例を順調に研究・調査・適用するために；裁判所の業務に関心のある機関、組織、個人が、発行された判例に容易にアクセスできるように支援するために；機関、組織、個人の教育活動、科学的な研究のための参考となる源を創造するために、発行された判例及び判例の評論に関する『判例及び評論』を作成した。」（グエン・ホア・ビン最高人民裁判所長官）として、「判例及び評論」の意義が記載されている。

⁹ 最高人民裁判所では、教科書「*Án lệ và thực tiễn xét xử*」（判例及び裁判実務）を発行している。

件、2021年4月現在においては、1021件と着実に増加している。多くの場合、判例を引用した裁判例では、判例の番号、判例の内容を有する判決・決定の番号が記されている。

この点については、実際に判例を引用した裁判例を分析した上で、次号以降で詳しく述べることとする。

5 書式の作成，研修，表彰

最高人民裁判所裁判官評議会は、2017年、訴訟用の書式に関する議決3件（民事訴訟，行政訴訟，刑事訴訟）を発行した¹⁰。

最高人民裁判所総括報告書によれば、その中には、判決の質を向上させるために作成された判決書の書式があるとされている。また、最高人民裁判所は、裁判官や裁判所職員に対して、判決の書き方について研修を行っているとされている¹¹。さらに、判例候補を提案するために裁判所の判決等の質的な向上をするという競争運動を開始し、判例候補を提案することを表彰の基準とする、といった取組みを行っているとのことである。

第3 判例制度の導入から現在までの問題点

最高人民裁判所総括報告書によれば、導入（2015年末）から現在（2021年）までの5年超の期間において、採択・公布をされた判例の件数が未だ少ないことが問題とされている。最高人民裁判所による分析によれば、具体的な要因は次のとおりである。

- ・ 多くの人民裁判所は、「判例の候補として提案できる判決，決定がない」として、ほとんど判例の候補を提案しなかった。判例の候補を提案したのは、ハノイ市，ハティン省，ダクラク省，クアンニン省の省級人民裁判所などのみであった。

さらに、改正判例手続議決では、県級までの各級人民裁判所に対して判例候補を提案する権限を委ねたにもかかわらず、最高人民裁判所に判例の候補を提案した県級人民裁判所はなかった。

- ・ 多くの裁判所の判決は、判例の候補になるための標準性（議決2条：判例選定基準）を有しないものであった。下級審の判決には、「裁判所の認定」部分の立論が緻密さに欠け、脈絡が明確でなく、曖昧かつ不明確であったり、書き方の誤りが多く存在していたり、又は判例の候補になれないほど事件に関する他の問題の取扱いについて説得力が低かったり、というような問題があった。
- ・ 判例に関する作業に積極的に取り組んでいる専門家，学者，実務者は未だ少なく、

¹⁰ 民事訴訟の諸書式の発行に関する2017年1月13日付最高人民裁判所裁判官評議会議決第01/2017/NQ-HDTP号，行政訴訟の諸書式の発行に関する2017年1月13日付最高人民裁判所裁判官評議会議決第02/2017/NQ-HDTP号，刑事訴訟法に基づく刑事事件裁判，法的効力を有する判決，決定の再検討の段階における諸書式の発行に関する2017年9月19日付最高人民裁判所裁判官評議会議決第05/2017/NQ-HDTP号。

¹¹ 判決の書き方に関連して，プロジェクト活動を通じて2009年に「SỐ TAY VIẾT BẢN ÁN（判決書マニュアル）」が発行されている。

日本語版については，<https://www.jica.go.jp/activities/issues/governance/portal/vietnam/index.html>よりDL可能。これに関連した活動例として，「法・司法制度改革支援プロジェクトフェーズ2」時における北・中・南部におけるセミナー（2013年），「2020年を目標とする法・司法改革支援プロジェクト」時におけるセミナー（2019年，2020年）がある。

多くの者は関心を持っていない状況にある。判例の候補の提案を依頼しても、数人の専門家、学者のみが提案した状況であった。

- ・ 判例の選定手続が未だ厳格であることも、公布された判例の件数が少ない原因である。すなわち、判例についての考え方が未だ厳格であり、判例の候補である判決・決定の内容及び形式が標準的でなければならないとされている。また、いくつかの判決に関しては、そこで扱われた法的問題が複雑である一方、調整する法規範の内容が不明確であり、異なる理解の仕方ができるため、判例諮問評議会の意見を聴取する際や裁判官評議会で討論する際に、意見が統一できなかった。
- ・ 判例の引用の仕方について案内されたにもかかわらず、下級審裁判所の判決等で、各裁判所の判例の引用は統一されておらず、多くの裁判官が判決・決定で判例を引用しなかった（ただし、判例における事件の解決策に基づいて審理はされているようである。）。

第4 判例制度の発展のための今後の方策

最高人民裁判所総括報告書によれば、今後は、採択・公布される判例の件数を増やしていくことが目標とされている。具体的には、次のような方策により、上記課題を解決していく見込みである。

- ・ 各裁判所が、判例候補を提案するように、指導活動をより積極的に行うこととする。毎年、各省級人民裁判所、各高級人民裁判所、最高人民裁判所に所属する各関連部局は、判例候補を最低1件提案しなければならない¹²。また、最高人民裁判所は、判例として選定された判決等を下した裁判所、裁判官及び判例として選定された判決等を提案した裁判所に所属する者のみならず、その他の組織、個人を表彰する。
- ・ 判例の発展に関心を持っている専門家、学者、実務者と緊密な連携関係を築き、適用する判例が未だない裁判実務において生じた法的問題を調査し、研究する。
- ・ 判例選定手続をより簡易・略式に取り扱い、判決・決定の「標準性」について厳格にしないように、適宜に改正等を行う。
- ・ 判例選定の基準を満たすようにどのように立論を構成するのかという、判決・決定の書き方についての案内を判決書の書き方についての研修に取り入れる。
- ・ 裁判所に所属する者のみならず、その他の組織、個人の参加を募るために、最高人民裁判所の判例専用ホームページ及び人民裁判所雑誌の活動を活発化し、判例の適用、引用について意見交換できるフォーラムを開催する。

(続)

¹² 2021年8月13日付文書にて、最高人民裁判所副長官から、各裁判所長官等宛に、判例提案に関する指示がなされている。

ラオス最高裁判決の評釈②（商事及び家事事件）

J I C A 長期派遣専門家

鈴木 一子

現在、ラオス最高人民裁判所のホームページには7件の最高裁判決が掲載されており、今回は商事事件と家事事件について紹介します。上訴審の手続については前号掲載の評釈①をご覧ください。

商事事件 1（別紙 1）

2010年1月7日商事破棄審第01号

修復費用の返還請求事件

事案の概要

原告は、被告が原告所有の丸太をトラックで運搬中に木製の橋を渡ったところ橋が折れてしまった（以下「本件事故」という。）ため、被告の代わりに原告が1740万キープ（約20万円）を賠償したと主張して、被告に対し1740万キープの支払を求めて訴えを提起した。

被告は、被告は本件事故と無関係であり本件事故に関して損害を賠償する必要はないと主張している。

1 審判決（サワンナケート県裁判所）

被告に対し、1740万キープを原告に支払うよう命じた（請求認容）。

被告が控訴。被告は、本件丸太の運搬契約は原告と運搬修理会社との間の契約であり、被告は契約当事者ではないから、運搬の際に橋を破損してしまった場合、運搬修理会社が責任を負うべきであるなどと主張した。

南部地域検察院は、1審判決は妥当であるとの意見を述べた。

2 審判決（南部地域裁判所）

1審判決を全部変更し、被告は1740万キープを原告に支払う必要はないと述べた（控訴認容）。

原告が破棄申立て。最高検察院は、2審判決は妥当であるとの意見を述べた。

判旨

原判決破棄、控訴審である南部地域裁判所に差戻し。

本件橋の破損はトラック（ナンバープレート0269・サワンナケート県）によるもの

だった。そして運転していたのは被告だった。これに関しては2007年4月13日付け約束に関する記録において国家機関であるヴィブリーの交通局が認証していた。そして運搬修理会社の社長による2008年2月5日付け認証書があり、その内容はクレーン車（ナンバープレート0634）が事故車（ナンバープレート0269・サワンナケート県）を引き上げ、その車は被告所有であるとのことであった。この認証は法的に信用でき、この認証により、被告の車が損害を発生させたと認定できる。従って、契約外債務法1条に基づいて、被告に損害に対する責任を取らせるべきだと判断する。原告が橋の修復費用を先に出してくれたため、被告はその費用を原告に返還すべきである。

当該紛争は、強度制限のある橋に運搬トラックを走らせたことによって橋を破損させてしまったものである。その損害賠償請求であるため、商事合議体が本件を審理することは民訴法48条に適していないと考える。従って、この事件は民事合議体の権限にあると判断する。

解説

1 本判決の意義

本判決は、破棄審が認定した事実に基づき原判決を破棄した事案である。ラオスの最高裁が実際は法律審ではないことがよく分かる判決といえる。もっとも、事実認定で勝負が決まった事案であるにも関わらず、最高裁がどのような理由で控訴審の認定事実を覆したのかよく分からない。論理の分かりにくさについては後述する。

本判決でもう1つ目を引くのは、本件は商事事件ではなく民事事件であると判示した点である。前号（評釈①）の脚注2に記載のとおり、ラオスにおける訴訟事件の分類は、民事事件、商事事件、労働事件、行政事件、家事事件、少年事件（民事の少年事件もある）、刑事事件である。このように事件を細かく分類する意義は不明である。本判決からすれば少なくとも民事事件と商事事件の分類を誤っても違法ではないようであり、民事事件と行政事件の関係について述べた日本の大阪空港訴訟（最大判昭和56年12月16日民集35巻10号1369頁）や厚木基地訴訟（最判平成5年2月25日民集47巻2号643頁）とは異なる。本判決の意図は不明確であるが、民事事件と商事事件の分類は専門部への配点の問題にすぎず、差戻し後には本来の民事部に係属させよと述べているように読める。

2 審判対象

ラオスの裁判実務では訴訟物について厳密に検討されないことは、前号の民事判決1の解説でも述べた。原告は、被告が本来賠償すべき1740万キープを被告の代わりに原告が支払ったことを理由に被告に対して1740万キープを請求しており、原告は恐らく不当利得返還請求をしているのであろう。そうすると、本件の事件名は「修復費用の返還請求」とされているが、正確には「修復費用相当額の返還請求」になるはずである。

これに対し、本判決は、まず「契約外債務法1条に基づいて、(被告に)損害に対する責任を取らせるべきだ」と判示している。契約外債務法1条は不法行為の規定である¹(不当利得は契約外債務法18条以下に規定がある。)。次に、本判決は「原告が橋の修復費用を先に出してくれたため、被告はその費用を原告に返還すべきである。」と判示しているが、この点については法的根拠を示していない。本来、適示すべきは原告から被告に対する請求の根拠であるはずなのに、肝心の点が抜けている。ラオスでは請求権の有無を審査する発想に乏しいことがよく分かる。

3 判決理由について

本判決は分かりにくい。分かりにくい理由は主に3つあると思う。

まず、被告の主張が整理されていない。被告は、1審において本件トラックの所有者は被告であるものの訴外トーンが本件トラックを運転していたのであり被告は本件事故と無関係であると主張し、控訴審では、本件丸太の運搬契約は原告と運搬修理会社との間で締結されたものであり、被告は契約当事者ではないから本件事故の損害賠償責任を負わないと主張しているようである。原告は契約責任を追及しているわけではないため控訴審における被告の主張は、主張自体失当に思える一方で、被告は契約当事者ではないし本件トラックを運転もしていないという1審と同じ趣旨の主張に善解することも不可能ではない。本判決は、被告の主張の意味を明確にしていないう上、控訴審における主張については特に取り上げていない。審理においても被告に対して求釈明をしなかったと推測できる。

次に、認定事実が少ないことも分かりにくさの原因の1つである。ラオスの判決の特徴であるが、当事者の主張と認定事実が混在しており、何を認定したのか分かりにくい。本判決における事実認定の流れは次のとおりである。

- ① 本件橋の破損はトラック(ナンバープレート0269・サワンナケート県)によるものだった。
- ② 本件トラックを運転していたのは被告だった。
- ③ ①及び②については交通局による認証が根拠である。
- ④ 運搬修理会社の社長による認証書によればクレーン車(ナンバープレート0634)²が事故車(ナンバープレート0269・サワンナケート県)を引き上げ、事故車は被告の所有であった。
- ⑤ ④により、被告の車が損害を発生させたと認定できる。
- ⑥ 従って、被告は不法行為責任を負う。

¹ 「何人も、その行為により他人に危害を加えたときは、それによって発生した損害を賠償する責めに任ず。但し、行為が不法な行為でないとき、法律の定める義務に従った行為であるときまたは正当防衛によるときはこの限りでない。」

² クレーン車のナンバーは重要な事実ではなく、厳密に言えば認定する必要は無いと思う。

本判決は④「事故車が被告の所有であったこと」を理由に被告に不法行為責任を負わせているように見える。運行供用者責任のようであるが、根拠が不明である。また、前記のとおり被告の主張は要するに「自分は運転してなかった」という点に尽きると思えるのだが、「被告はトラックの所有者だから責任を負う」という、被告の主張に噛み合わない判断をしたように見える。この点については、一応、②「本件トラックを運転していたのは被告だった」と交通局の認証を根拠にあっさり認定しているが、控訴審は被告の主張には理由があるとして請求棄却していたのに、なぜ交通局の認証だけで被告が運転していたと認定できるのか、控訴審の事実認定を覆した理由が判示されておらず、説得的ではない。

本判決が分かりにくい3つ目のポイントは、被告が不法行為責任を負うことについて当てはめがされていない点である。被告が本件トラックを運転していたとしても、橋が落ちたことについて被告に過失はあったのか。本件橋は「強度制限がある橋」であったようであるが、明確に認定されていない。そもそも「強度制限のある橋」とは何を指すかも不明である。被告は「本件トラックを運転していなかった」という戦い方をしているため、被告が本件トラックを運転していたとしても過失は無かったという主張は予備的主張になり被告は主張していない。判決としては被告の主張を排斥した上で被告の行為が不法行為の要件を満たす旨を判示すべきであった³。

以上から、ラオスでは争点整理がされていないことがよく分かる。今後、当事者の主張に応えるとともに一読して理解できる判決をするためには、争点整理をすることが必要だと考える。

³ ラオスでは法律に要件と効果があることが理解されておらず、従前、「要件を満たすか」という観点から判決が書かれることは無かったようである。



ラオス人民民主共和国
平和、独立、民主主義、統一、繁栄

最高人民裁判所
商事合議体
破棄審

第01号／商事破棄審
2010年1月7日付

破棄審判決

最高裁判所の商事合議体は以下の者から構成される：

カムパン・ブンパコム様	裁判長
カムサイ・ジッタコーン様	陪席
女性・タンサマイ・サームンティイー様	陪席
ブンマラー・ハンポンサーワン様	書記官

2010年1月7日付の8時30分、最高裁判所の法廷において、サワンナケート県裁判所2008年1月7日付け第一審事件第1号／商事一審商事事件を審理するために開廷した。

当事者

ゴンベット・シンパシット氏，年齢48歳，国籍：ラオス，職業：ビジネスマン，住所：サイヤムンクン村，カイソーンポヴィハーン郡，サワンナケート県：……………原告；

トンデェン・トンヴィライ氏，年齢45歳，国籍：ラオス，職業：運転手，住所：ポー
ンサアート村，カイソーンポヴィハーン郡，サワンナケート県：……………被告；

事件名：修復費用の返還請求

裁判所は

ラオス人民民主共和国として
2003年改正の人民裁判所法に定めている人民裁判所の権限及び任務に基づき、判決を行う。

事件内容

2007年12月5日付けゴンペット氏（原告）の訴状によれば、次のとおり主張している：2007年4月11日にトンデェン氏（被告）がトラック（ナンバープレート0269号／サワンナケート）を運転し、自分の丸太を、ヴィラブリー郡シアンレー村にある収集広場2から28km先にあるサイラッタナ工場まで運搬していた。道の途中であるヴィラブリー郡ノイ村で強度制限がある木製の橋を渡ったところ、橋が折れてしまい、相当な損壊を生じさせてしまった。これによってノイ村の行政が記録を作成した。その内容はトラックの持ち主と丸太の所有者に損害の全額を負担させるものだった。ヴィラブリー交通局の関係者により、損害額が合計17,400,000キープ⁴であると計算された（橋の修復代16,000,000キープ、メンテナンス費用と現地職員の管理費用が1,400,000キープ）。その記録書を作成した後、警察がトラックを解放し、引き続き丸太の運搬を許可した。その損害について自分はサイラッタナ工場のオーナーそして丸太の持ち主として、その橋の修復費用17,400,000キープをトンデェン氏のために先に払った。しかし、問題が解決されてからトンデェン氏は姿を消し、責任を放棄した。これまで自分は数回、電話で連絡したが、同人は「別の場所で仕事している」という言い訳を続けていた。同人が意図的に損害賠償を払うつもりないことから、自分は同人に対し、先に支払ってあげた17,400,000キープの返還請求するために、訴訟を提起した。

2007年12月24日付けトンデェン氏（被告）の答弁書によれば、次の通り主張している：自分はトラック1台を持っており、長年、運搬業務をしている。これまで自分はトーン氏という人を雇って運転してもらっている。ゴンペット氏（原告）が自分に対して、ヴィラブリー郡にある橋の修復費用を求めるための訴訟を提起したことについて自分は否認する。そして、これまでゴンペット氏から又は運転手からの連絡も受けていないし、その賠償を負担することを絶対的に拒否する。

なぜなら、自分は全く関係ないからである。その他、ゴンペット氏が作成した書類中で、丸太運搬許可証（2007年4月4日付け18318号）にある私のサインが偽造されている。そして、同人が申告した丸太の分も運搬許可証第0092号と整合していない。

⁴ 約20万円。

事件の進行過程

サワナケート県裁判所が、原告及び被告が出席する中で、第一審裁判として下した2008年6月18日付け第08-07号／一審商事判決書によれば、ゴンペット氏（原告）の訴状には相当性がある。

トンデェン氏（被告）に17,400,000キープをゴンペット氏（原告）に返還するように命じる。

トンデェン氏（被告）に国家納税分348,000キープを負担させることと裁判の預入金150,000キープを原告に返還するように命じる。

2008年7月7日付けトンデェン氏（被告）の控訴申立書（2008年7月17日付けサワナケート県裁判所の受理番号第62号／サワナケート県裁判所）によれば次の通り主張する：2007年4月2日付け運搬契約書第2号には、ゴンペット氏と運搬修理会社との間の契約であり、当社が運搬業務の受託側と記載してある。トラックが橋を破損させてしまった場合、運搬会社が責任を取るべきである。自分は契約当事者ではないのに、なぜゴンペット氏は自分に対して損害賠償を求めているのか。なお、2007年4月13日付け記録書について、これはゴンペット氏とヴィラブリー郡の交通当局が当事者である。もし本当に自分のトラックが橋を破損させてしまったのなら、なぜ、自分又はそこに参加していて記録書にも署名していた運転手に請求しなかったのか。従って、自分は当該の訴えに対して否認している。

2008年10月20日付け南部地域検察院の意見書・第09号／南部検察院によれば、2008年6月18日付け判決書第08-07号／一審商事は法律及び事件の事実に適していると述べている。

南部地域裁判所が、被告の出席、原告の欠席の中で控訴審として下した2009年2月5日付け判決書04号／控訴審商事によれば、次の通り判断している：トンデェン氏（被告）には相当性がある。そして、サワナケート県裁判所が下した2008年6月18日付け判決書第08-07号／一審商事を全面的に変更する。つまり、被告には17,400,000キープを原告に返還する必要はない。そして原告に対し国家納税分348,000キープを負担させると命じる。

被告に控訴申立費用の30,000キープの支払いを命じる。

2009年3月31日付けゴンペット氏（原告）による控訴審判決への認識に関する記録書が確認できる。

2009年3月31日付けゴンペット氏（原告）の破棄審申立の予約書07号が提出された。

2009年5月18日付けゴンペット氏（原告）の破棄申立書07号が提出された。

2009年11月30日付け最高検察院による意見書第68号／最高検察院が提出された。

認定

法廷で本事件の書類等を確認した。

最高検察院の検察官による意見書を確認した。

事件ファイルにある証拠を評価した結果、次の通り判断する。

ゴンペット氏（原告）が提出した控訴申立が2004年版の民訴法108条に定めている期間内に出されたため、審理されるべきだと判断する。

ゴンペット氏（原告）は破棄申立において次のとおり主張している：「橋の破損はトンデェン氏（被告）が生じさせたのである。これについて関係機関に証明してもらうことができる。その損壊について自分は丸太の持ち主として先に橋の修復費用を払って後でトンデェン氏に補填してもらうつもりだった。」という主張を破棄審裁判所が検討した結果、相当性があると考え。なぜなら、ヴィブリー郡ノイ村にある橋の破損はトラック（ナンバープレート0269・サワンナケート県）によるものだったからである。そしてその運転していたのはトンデェン氏（年齢45歳，ポーンサアート村，カイソーンポヴィハーン郡，サワンナケート県在住）だった。これに関して2007年4月13日付け約束に関する記録において国家機関であるヴィブリーの交通局が認証していた。そして運搬修理会社の社長による2008年2月5日付け認証書があり，その内容は次の通りである：クレーン車（ナンバープレート0634）が事故車（ナンバープレート0269・サワンナケート県）を引き上げた。なお，その車はトンデェン氏（被告）の車であるとのこと。そしてこの認証は法的に信用でき，この認証により，トンデェン氏（被告）の車（ナンバープレート0269・サワンナケート県）が損害を発生させたことを認定できる。従って，契約外債務法1条に基づいて，損害に対する責任を取らせるべきだと判断する。原告が橋の修復費用を先に出してくれたため，被告はその費用を原告に返還すべきである。

当該紛争は，強度制限のある橋に運搬トラックを走らせたことによって橋を破損させてしまったものである。その損害賠償請求であるため，商事合議体が本件を審理することは民訴法48条に適していないと考える。従って，この事件は民事合議体の権限にあると判断する。

最高検察院が破棄審裁判所に対して，2009年2月5日付け南部地域裁判所の控訴審判決書第4号／控訴審商事が法律及び事件の事実に適していると意見陳述したことは，合理的ではないと判断する。

上記に述べた理由で，2009年2月5日付け南部地域裁判所の控訴審判決書第4号／控訴審商事は法律及び事件の事実に適していない。従って，破棄審裁判所は，2009年2月5日付け南部地域裁判所の控訴審判決書第4号／控訴審商事を全面的に破棄すると判断する。そして，事件ファイルを差し戻し，控訴審である南部地域裁判所に対し，法律に基づいて，改めて検討するよう命じる。

ゴンペット氏（原告）が破棄申立をしたため，裁判手数料に関する法律24条に基づいて，破棄申立に関する費用を同人に負担させる。

参照条文：契約外債務法1条。

参照条文：2004年民訴法48条，106条，107条，108条，109条，
110条，111条，112条及び113条。

参照条文：裁判手数料に関する法律24条。

これによって

この事件を破棄審及び法律上の最終審として判決を下す。

内容：南部地域裁判所の控訴審判決（2009年2月5日付け第4号／控訴審商事）を全面的に破棄し，事件ファイルを差し戻し，法律に基づいて，改めて検討するよう命じる。

ゴンベット氏（原告）に破棄申立手数料40,000キープを負担させる。

本判決は本日をもって効力が発生する。

合議体の裁判長

カムパン・ブンパコム

書記官

ブンマラー・ハンポーンサワン

商事件件 2 (別紙 2)
2010年1月7日商事破産審第02号
売買契約事件

事案の概要

原告が、被告1に対し、原告から被告1が購入した自動車2台（ラブ4及びランドクルーザー）の残代金合計66680ドル及び遅延損害金の支払を、被告2に対し、原告から被告2が購入した自動車1台（シビック）の残代金23500ドル及び遅延損害金の支払を求めて訴えを提起した。なお、原告は、原告がラブ4を被告1から取り戻して21500ドルで転売し、また、被告1の夫からランドクルーザーを返還されたため原告が当該ランドクルーザーを35000ドルで転売したと主張している。

被告1は、原告の主張する残代金が未払であることを認めている。なお、被告1は、ラブ4を原告が転売してしまったため、転売利益から2000ドルを手続費用として控除した額を被告に返還して欲しいと主張している。

1 審判決（ヴィエンチャン首都裁判所）

被告1に対し、原告が（被告から取り戻した）ラブ4を転売して得た21500ドルをラブ4の残代金680ドルに充当し、その残額である20820ドルを更にランドクルーザーの残代金66000ドルに充当し、その残債務45180ドルについて、被告1にランドクルーザーを転売させて得た利益を充当するように命じた上、被告1がランドクルーザーを転売して得られた利益が余った場合は被告1に返還させるが、足りない場合は債務を返済するために被告1は金を引き続き調達せよとした。

被告2に対しては、シビックの代金債務23500ドルを返済すると共に遅延損害金2000ドルを支払うように命じた。

被告1が控訴。被告1は、ラブ4について、ラブ4の転売利益21000ドルを被告の代金債務の元金及び遅延利息680ドルに充当し、残額は被告1に返還して欲しい旨を主張している。ランドクルーザーについては、被告は原告に対して返還済みのため、当該自動車を購入するために支払った19400ドルを費用として原告に取得させた上で、紛争を無しにしてほしいと主張した。

中部地域検察院は、1審判決は妥当であるとの意見を述べた。

2 審判決（中部地域裁判所）

第1審判決を全面的に変更し、原告に対し、ラブ4の代金20820ドルを被告1に返還するように命じた。（控訴認容）

判旨

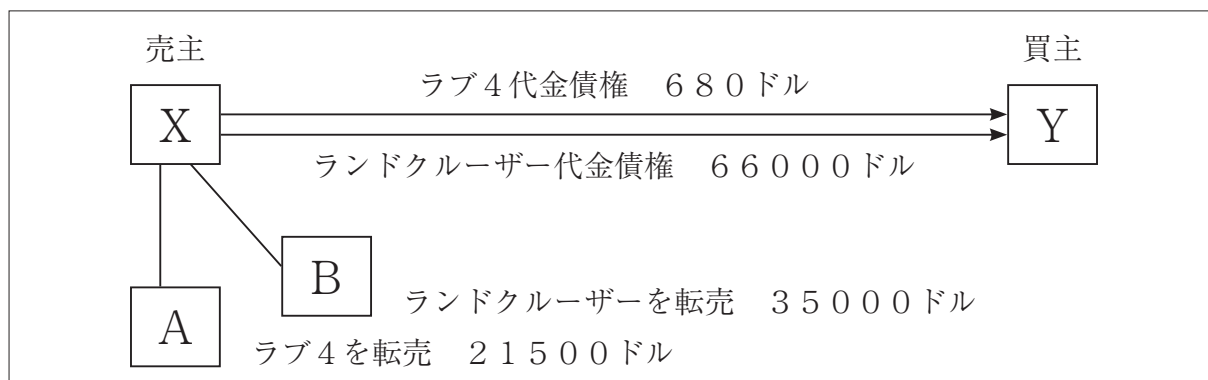
原告が破棄申立てをしたと思われるが、破棄審の判断について記載が無かった。

解説

1 本判決の意義

まず、本判決は「事件の進行過程」の欄までしか記載が無く、破棄審による判断及び主文等の記載が無い。おそらく、故意に一部削除したのではなく最高裁が紙の冊子にまとめた際又はホームページにアップロードした際に落丁したのだと思われる。このような状態をそのままにしてあるのがラオスらしい。したがって、本件は事件の進行過程としてまとめられた控訴審までの様子しか分からないのだが、興味深いのでその範囲で解説する。

本件は自動車の売買代金支払請求という最も単純な類型の事件であり、代金が未払であることに争いは無い。特徴的なのは、被告1に売却した自動車2台は原告が取り戻して第三者に売却したようであり、その売却利益について判断している点である。ラオスでは日本と異なり主文を自由に記載していることがよく分かる判決である。



第1審の結論を整理すると次のようになる。

- ①原告がラブ4を転売して得た21500ドルを、被告1の原告に対するラブ4の残代金債務680ドルに充当する→ラブ4の代金債務が消滅する。
- ②充当後の20820ドルを、更にランドクルーザーの残代金債務66000ドルに充当する。
- ③被告1にランドクルーザーを転売させ、その転売利益を充当後のランドクルーザー残代金債務45180ドルに充当させる。
- ④被告1がランドクルーザーを転売して得られた利益が残代金債務45180ドルを上回った場合は、剰余分を被告1に返還させる。
- ⑤被告1がランドクルーザーを転売して得られた利益が代金債務45180ドルに足りない場合は、被告1に債務を返済するために金を引き続き調達させる。

言うまでもなく、日本でこのような主文はあり得ない。原告の被告に対する請求権は売買代金支払請求権であり、仮に被告による主張があったとしても、原告による自動車の転売利益を代金債務に充当させることはできない。また、ラブ4については原告による転売を認めた上で利益を代金債務に充当させるのに対し、なぜランドクルーザーについては被告1に転売させるのかよく分からない。認定事実が不明であるが、当事者の主張によれば既に原告はランドクルーザーも転売済みなのである。どうやってそれを被告1に更に転売させるのか、実際上も難しいと思う（なお、ラオスの判決文における誤記の多さからすると、本来、転売を命じたかったのは「被告1」に対してではなく「原告」であったという可能性は否定できない。もしそうであれば致命的な誤記といえよう）。

控訴審は被告1の控訴を認容し、原告に対し、原告がラブ4を転売して得た21500ドルをラブ4の残代金680ドルに充当した後の金額である20820ドルを被告1に返還するように命じた。つまり、原告が代金支払請求をしていたのに、控訴審は原告に対して20820ドルを支払うように命じたのである。これも日本の法律家からすれば衝撃的な主文である。

ランドクルーザーに対する控訴審の判断は不明であるが、被告1は、ランドクルーザーについては、被告が支払済みの19400ドルは原告が取得して良いので紛争を無しにしてほしいと主張していたため、その主張を容れて要するにランドクルーザーについては債権債務無しと判断したと思われる。

これに対して原告が破棄申立てをしたと思われるが、落丁により最高裁の判断は分からない。

以上のとおり、1審と2審の結論を読んだだけでも、ラオスの司法の特徴がよく分かる。特徴をまとめると、①請求権について判断するのではなく、当事者の言い分に基づいて関連した紛争を一気に解決している。②日本では和解で行うべきことを主文で判断している。③主文の書き方は自由。日本では執行が困難と思われる主文も多い。おそらくラオスでは執行段階でも関係者を巻き込んで和解のようなことが行われているため、判決段階で当事者や執行の対象を特定しなくても問題になることがないのだろう（もっともこれが執行事件の滞留の一因であると思う）。

2 共同訴訟について

本件は、被告2人の共同訴訟である。原告が売主というだけで紛争の関連性はないため、日本では分離するのが通常だと思われる。

興味深いのは、共同訴訟人独立の原則があるように見える点である。1審は被告1に対する請求を一部認容し、被告2に対する請求を全部認容して、被告1のみが控訴した。控訴審は被告1についてのみ判断しているので、おそらく被告2に対する訴訟は移審しなかったということだろう。

3 遅延損害金について

原告は被告1及び被告2に対して遅延損害金も請求しているものの、売買契約の日や代金の支払期限が認定されておらず、遅延損害金の計算ができない。本件は破棄審判決の記載がないため破棄審で支払期限等が認定されている可能性も否定できないが、ラオスの判決の傾向からすれば、認定されていない可能性の方が大きいだろう。



ラオス人民民主共和国
平和、独立、民主主義、統一、繁栄

最高人民裁判所
商事合議体
破棄審

第02号／商事破棄審
2010年1月7日付

破棄審判決

最高裁判所の商事合議体は以下の者から構成される：

カムパン・ブンパコム様	裁判長
カムサイ・ジッタコーン様	陪席
タンサマイ・サームンティヤー様（女性）	陪席
ブンマラー・ハンポンサーワン様	書記官

2010年1月7日10時30分、最高裁判所の法廷において、ヴィエンチャン首都裁判所2007年12月27日付け第37号／商事第一審商事事件を審理するために開廷した。

当事者

ダオヴォン・ケオマニーヴォン氏、年齢52歳、国籍：ラオス、職業：ビジネスマン、住所：シーカイトーンヌアー村、シーコタボン郡、ヴィエンチャン首都：……………原告；

1. スクサムラーン・ムンサヴェン（女性）、年齢40歳、国籍：ラオス、職業：商売、住所：アヌ村、チャンタブリー郡、ヴィエンチャン首都：……………被告；

2. スクカセム（女性）、年齢43歳、職業：商売、住所：アヌ村、チャンタブリー郡、ヴィエンチャン首都：……………被告。

事件名：売買契約

裁判所は

ラオス人民民主共和国として
2003年改正の人民裁判所法に定めている人民裁判所の権限及び任務に基づき、判決を行う。

事件内容

2007年1月10日付けダオヴォン・ケオマニーヴォン氏（原告）の訴状によれば、次のとおり主張している：2001年にスクサムラン氏が自分⁵のところから2台の車を購入した。まず、1台目は値段37,000ドルでトヨタRAV4という車だった。これについては同人が車を持って来て下取りを行った後、購入してもらった。なお、持って来た車の査定価格は24,000ドルだった。その後、同人がその差額を一部支払って現在の残高は680ドルとなった。その後、同人が購入した車が事故に遭って、自分はその車の色を復元するための修理代を支払ってあげて、その車を持って来て別の人に21,500ドルで転売した。次に、2台目はトヨタLandcruiserという車で、値段84,000ドルである。これについてはスクサムラン氏が既に18,000ドルを支払っており、残りが66,000ドルだった。その後、2002年8月30日になってスクサムラン氏の夫がその車を自分に返還してくれた。その後、自分は35,000ドル値段を付けて転売した。なお、スクカセーム氏は、自分からHONDA Civic 1台を値段34,500ドルで購入した。これまで11,000ドルを支払っており、残りが23,500ドルである。その後、スクカセーム氏から残高の支払が止まっているため、自分は同人らに対し、残高の支払請求及びスクカセーム氏については遅延損害金⁶の支払請求をするために訴え提起した。

2007年8月15日付けスクサムラン氏（被告1）の供述調書によれば、次のとおり主張している。自分はダオヴォン氏から車2台を購入した。そのうち1台目はトヨタRAV4で値段37,000ドルである。これまで自分は一部支払っており、残り680ドルだった。なお、この車をダオヴォン氏が既に持って帰っており、第三者に転売している。次の2台目はLandcruiserで値段84,000ドルである。自分は既に18,000ドルを支払っているため、残高は66,000ドルである。その後、自分は2002年8月の時点でこの車をダオヴォン氏に返還している。自分はRAV4の残高分の680ドルを支払おうとしたが、ダオヴォン氏が、自分が購入したそのRAV4を別の人に売ってしまった。従って、その車は既に自分の所有物になったことから、ダオヴォン

⁵ ラオスは当事者の主張を訴状や答弁書をコピー&ペーストして記載するため、判決に「自分は」という表現が多く見られる。「自分」とは誰が分かりにくく、判決が一読して理解できない一因だと思う。

⁶ ラオス語でカーボワイカーンサップ（民法3条6号）

氏には、転売で得られたお金から2000ドルを手續費用として取ってもらって、残りは自分に返還してもらいたい。

事件の進行過程

ヴィエンチャン首都裁判所が第一審として原告及び被告1の出席、ただしスクカセーム(被告2)の欠席の中で下した第119号／一審商事判決は、次のとおり言い渡した：RAV4を転売して得られた21,500ドルをRAV4の支払債務680ドルと相殺⁷した後、残り20,820ドルをまたLandcruiserの支払債務の66,000ドルと相殺する。残りの債務45,180ドルについては、被告にLandcruiserを転売してもらい、得られたお金を残債務の45,180ドルに充当するように命じた。転売して得られたお金が余った場合はスクサムラン氏(被告1)に返還するが、足りない場合は債務を返済するためにお金を引き続き調達してもらおう。なお、スクカセーム氏(被告2)に対しては、HONDA Civicの支払債務23,500ドルを返済すると共に遅延損害金2,000ドルを原告に支払うように命じる。被告らには国家への納税としてそれぞれ100,000キープを納税することと判決執行時にかかる諸費用を折半して支払うように命じる。

スクサムラン氏(被告1)からの2007年9月5日付け控訴申立の予約書第98号／首都裁判所が提出された。

スクサムラン氏(被告1)の2008年9月16日付け控訴申立書(2008年9月16日付け中部地域裁判所の受理番号第448号／控訴審)によれば次の内容が記載されている：第一審判決に反対し、次の通り主張する：ダオヴォン氏にRAV4の転売で得た21,000ドルを自分の支払債務の元金及び利息として680ドルと相殺するようにし、残り分は自分に返還してもらいたい。なお、トヨタLandcruiserについては、自分は2002年8月の時点でダオヴォン氏に返還しているため、この車を購入するために支払った19,400ドル⁸を消費の消耗費用としてダオヴォン氏にそのままあげた上で、紛争を無しにしてほしい。

2008年7月25日付け中部地域検察院の控訴審としての意見陳述書(第240号／控訴検察院)によれば、次の通り述べている：ヴィエンチャン首都裁判所の第一審判決が法律及び事件の事実に適している。

中部地域裁判所が控訴審として、原告の出席、被告の欠席の中で下した2009年5月6日付け第23号／控訴審商事判決書は、次の通り述べている：ヴィエンチャン首都裁判所が第一審として下した2007年9月5日付け第119号／一審商事判決書を全面的に変更し、ダオヴォン氏(原告)にRAV4の代金20,820ドルをスクサムラン氏

⁷ 「相殺」と翻訳されているが、Xが第三者に転売した金銭とXとYとの間の債務の関係を述べているので、相殺ではない。「充当」とするのが妥当だと思われる(以下同じ)。本稿本文では充当として扱う。

⁸ 事件内容の部(当事者の主張欄)によれば、被告1がランドクルーザーの代金として支払済みなのは18,000ドルであり、控訴審で被告1が主張している支払済みの19,400ドルには代金以外の何が含まれているのか不明である。

(被告)に返還するように命じる。そして、ダオヴォン氏(原告)には国家納税として20,820ドルの2%を負担させることと判決執行時にかかる諸費用を負担するように命じる。スクサムラーン氏(被告)に控訴申立費用として30,000キープを支払うように命じる⁹。

⁹ 本来、この後に破棄審の判断と主文が続くはずだが、文章が途切れている。

家事事件（別紙3）
2010年6月25日家事破棄審第16号
生活費請求事件

事案の概要

被告の第2妻である訴外ルートの親族である原告1及び原告2（以下「原告ら」という。）が、訴外ルートが重度の精神障がい者となったのに、被告は訴外ルートとはまだ離婚していないのに離婚したと言って訴外スッフアと再婚し、訴外ルートの世話をせず放置していると主張して、被告に対し、今後の生活費、葬儀費用及び慰謝料として、2992万5000キープ（約34万7000円）の支払を求めて訴えを提起した。

被告は、第2妻である訴外ルートは第1妻である訴外ルユーと揉めたため実家に戻り、その後、村落調停において離婚を強要されたのだが、訴外ルートは離婚の際に自己の分の共有財産を取得したから、原告らの請求に応じることはできない旨を主張している。

1 審判決（ボンサリー県裁判所）

被告に対し、事件内容の部において定めた内容に従って生活費を原告らに支払うよう命じた（一部認容）。

被告が控訴。被告は訴外ルートとは既に離婚しており、訴外ルートは共有財産を既に取得したから請求に応じることはできないと主張した。

北部地域検察院は、1審判決は法律に適合していないとの意見を述べた。

2 審判決（北部控訴審裁判所）

1審判決を維持（控訴棄却）。

被告が破棄申立て。被告は、収入がないため訴外ルートの生活費を支払うことはできない、700万キープ（約8万1000円）の支払を提案すると主張した。

最高検察院は、2審判決は適法であるとの意見を述べた。

判旨

原判決破棄、控訴審である北部控訴審裁判所に差戻し。

被告が控訴申立期間内に控訴申立てをしなかったことを理由に一審判決を維持するとした控訴審判決について、破棄審が審理した結果、被告による控訴の予約は民事訴訟法98条に適合しており控訴期限が過ぎていなかったと認められる。よって、原判決を破棄し、当該事件を北部控訴審裁判所に再審理するよう差し戻すことが、民事訴訟法に適合する処理であると判断する。

1 本判決の意義

本判決は、本件控訴は申立期間を徒過していたとする原判決の認定を覆して事件を控訴審に差し戻した。被告の控訴予約申立書は1審判決の翌日付けであったが、いつどのように受理されたか何ら認定されていない。期間の経過に関する判断は重要であるにもかかわらず、どのような理由で原審と異なる判断をしたか不明であり、本件の先例的価値は低い。

もっとも、本件は、障がいを負った妻の親族が夫に対して生活費等を請求したものであり、ラオスにおける家族の在り方等が垣間見え、事案としては興味深い。

2 審判対象

原告らが請求したのは、生活費、葬儀費用及び慰謝料である。葬儀費用については、将来の訴外ルートのため又は既に葬儀を終えた3人の子のためか、定かではない。

原告らは被告と訴外ルートの離婚は成立していない旨を主張しているが、金銭請求だけが審判対象なのか離婚の成立の有無も審判対象なのか、不明である。また、原告らの主張を前提にすれば生活費とは婚姻費用のことであり、葬儀費用及び慰謝料については不法行為責任に基づく請求をしていると考えられる。しかし、他の判決と同様、何が審判対象かは本件において整理されていない。

1審は一部認容とされているが、認容金額が記載されていない。他の判決と同様、重要な部分に関する記載が欠落した判決だと言える。

なお、被告は、離婚の際に訴外ルートは共有財産を得た旨を主張しているが、これは財産分与の主張に思え、不法行為責任を追及しているように思える原告らの主張と噛み合っていない。

3 控訴申立期間

本判決が適用する2004年民訴法98条は、判決が下された日から20日間を控訴期間と定める。なお、破棄申立期間は民訴法108条により判決が下された日から60日間である。

本判決をみると「控訴の予約」と「控訴の申立て」という用語が出てくるが、前者は日本でいう控訴状の提出であり、後者は日本でいう控訴理由書の提出である。ラオスでは実務上、控訴理由書の提出を「控訴の申立て」として扱ってきたが、民訴法上、明確な規定が無かった。2012年民訴法改正によって「控訴の予約」という用語を法律上も導入した(2012年民訴法3条13号参照)。日本人に分かりやすく要約すれば2012年民訴法によって法定期間内に少なくとも控訴状を提出すれば足りるということが明示されたのである。

4 事案について

ラオスでは伝統的に一夫多妻制が採られてきた（地域によるかもしれない）。本件は一夫多妻制に関する紛争であり、ラオスの社会が垣間見える。例えば、被告は第1妻との間に娘は2人できたが息子ができなかったので第2妻と婚姻したという点から、ラオス社会の価値観が分かる。また、第2妻は3人の子を出産したがいずれも死亡したという点は、詳細は不明であるものの、ラオスの乳幼児死亡率の高さを思い出させる¹⁰。

¹⁰ UNICEFによれば2017年におけるラオスの5歳未満の死亡率は1000出生当たり46人である。
<https://www.unicef.org/laos/reports/situation-children-and-women-laoprd>
なお、日本の2020年の同死亡率は1000出生当たり2.3人である。<https://jp.knoema.com/atlas>



ラオス人民民主共和国
平和 独立 民主主義 統一 繁栄

最高人民裁判所
家事裁判部
破棄審

第16号／家事裁判部破棄審
2010年6月25日

判決

カムサイ チッタコン様	裁判長
カムパン ブンパコム様	裁判官
タンサマイ サームンティ様（女性）	裁判官

より構成される最高人民裁判所家事裁判部合議体及び同席の
カルナー シーサン（女性） 書記官

は、

2010年6月25日8時30分、最高人民裁判所法廷において、2008年9月7日付第6号／…のポンサリー県人民裁判所の家事事件を審理した。

当事者

1 ルポー氏 年齢：32歳，国籍：ラオス，職業：農家，住所：ホンルック村，クア郡，ポンサリー県；

2 サイケオ氏 年齢：33歳，国籍：ラオス，職業：軍人，住所：ポンゲオ村，レ郡，ポンサリー県……………

……………，原告ら；

ジェジュ氏 年齢：47歳，国籍：ラオス，職業：農家，住所：ホンルック村，クア郡，ポンサリー県……………

……………，被告；

件名：生活費請求

裁判所は

ラオス人民民主共和国の名において、
2003年改正版の人民裁判所法に基づく人民裁判所の職権及び職務に基づき、判決を行う。

事件内容

2007年9月6日付けルポー（原告）の訴状によれば、次のとおり主張している：ジェジュ（被告）は1994年にルートー（女性）と結婚したが、ジェジュは既に妻のルーユー（女性）がいて、ルートー（女性）は第2妻になるということで、親族はその結婚に反対していた。結婚から5年後の2003年¹¹、ルートー（女性）は、3人の子供を産んだが、全員死亡したことなど、夫婦関係が原因で重度の精神障がい者となった。家族内では揉め事は無かった。その後、ジェジュは、ルートー（女性）とは法律上及び慣習上既に離婚したと言って、スッフア（女性）と結婚した。しかし、実際にはジェジュはまだルートー（女性）と離婚せず、精神障がい者である自身の妻を世話せず、放置していた。そのような行為に対して、我々はルートー（女性）の兄、姉、及び親族として、ルートー（女性）の今後の生活費、葬儀費用及び慰謝料として、29,925,000キープ¹²を請求する。

2007年10月8日付けジェジュ（被告）の答弁書によれば、次のとおり主張している：自分とルーユー（女性）とは結婚して12年間、2人の娘ができたが、息子がいなかったため、1994年にルートー（女性）と結婚した。ルートー（女性）は第2妻になることを同意していて、婚姻申込みモン族の伝統に従って行った。婚姻中は3人の子供ができた（全員死亡した）。1999年に、ルートー（女性）は第1妻と揉めていたため、両親のところに戻った。1999年8月17日、ルートー（女性）の父親であるヌイルーは村役場及び長老会に調停を申請し、その際、鶏1匹と酒4本を用意して食事を村役場及び長老会に提供した。村役場及び長老会は仲直りするよう説得したが、ルートー（女性）の両親と親族が同意せず、村役場に離婚届の作成を強要した。また、ルートー（女性）の分の共有財産は既にルートー（女性）が全部持って行ったので、原告は請求には従うことができない。

事件の進行過程

原告及び被告の前で下したポンサリー県人民裁判所の2008年5月15日付第01号／判決によれば、2007年8月6日付け訴状に基づく原告の訴えは一部合理的であると判断する。

¹¹ 1994年の結婚から5年後が2003年なのはおかしいが、ラオス語原文どおりである。誤記であろう。

¹² 約34万7000円。

ジェジュ（被告）に対し、上記の事件内容部分に定めた内容に従ってルートー（女性）の生活費を支払い、原告が裁判所に納めた50000キープの保証金を原告に返還すること及び100,000キープを裁判所に返還すること及び50000キープの国税を支払うことを命じる。

ジェジュ被告の2008年5月16日付け第02号／控訴予約状を確認した。2008年5月15日付け第01号／判決に対し不服があるジェジュ（被告）の2008年6月2日付け控訴申立書によれば、次のとおり主張している。

自分は既にルートー（女性）と離婚した。ルートー（女性）はその際、既にその分の共有財産を持って行った。よって、生活費や葬儀費用を支払うことはできない。

2009年1月5日付け第17号／北部人民検察院控訴審の意見書によれば、2008年5月15日付け第01号／ポンサリー県人民裁判所初審判決は法律に適合していないと述べている。

原告が出席、被告が欠席した中で下された2009年5月7日付け第03／北部控訴審裁判所の判決によれば、次のとおり判断している：ポンサリー県人民裁判所2008年5月15日付け第01号／第1審判決をすべて維持する。ジェジュ（被告）に対し、2009年3月10日付け第02号／家事事件手続にかかる費用計算書の通り、210000キープを国に支払うことを命じる。ジェジュ（被告）に30000キープ控訴手数料の支払いを命じる。

カムジュ（被告代理）の2009年7月7日付け第02号／破棄審予約状を確認した。2009年5月7日付け第03号／判決に対し不服があるジェジュ（被告）の2009年9月21日付け破棄申立書によれば、次のとおり主張している：自分は法律に従って控訴審を予約した。自分は農家で収入がないため、ルートー（女性）の生活費を支払うことはできない。民事原告に7,000,000キープ¹³支払うことを提案する。

最高人民検察院の2010年3月23日付け第225号／最高検の意見書を確認した。

認定

本事件簿にある各書類を公判手続にて検討した結果、

ジェジュ（被告）による破棄申立は2004年改正民事訴訟法108条に定められている期間内に為されているので、本事件の審理を行うこととする。

ジェジュ（被告）が控訴申立期間内に控訴申立をしなかったことを理由に、ポンサリー県人民裁判所の2008年5月15日付け第01号／第一審判決をすべて維持するとした2009年5月7日付け第03号／北部控訴審判決について、破棄審が審理した結果、ジェジュ（被告）は2008年5月16日付け第02／控訴予約状により控訴を予約したが、それが民事訴訟法第98条に適合したもので、控訴期限が過ぎていなかったことになる。よって、当該判決を破棄し、当該事件を北部控訴審裁判所に再審理するよう差し戻す

¹³ 約8万1000円

ことが、民事訴訟法に適合する処理だと判断する。

2009年5月7日付け第02号／判決は適法であるとした、最高人民検察院が破棄審裁判所に出した意見は、適法な意見でないと判断する。

上記の理由により、北部控訴審裁判所の2009年5月7日付け第03号／判決は適法なものでないため、破棄審裁判所として当該判決をすべて破棄し、当該事件を北部控訴審裁判所に適法に再審理するよう差し戻すべきであると判断する。

破棄申立者であるジェジュ（被告）に対し、改正版の裁判手数料法第24（新）に基づく破棄申立手数料の支払を命じる。

家族法20条、28条及び35条に従う。

2004年改正民事訴訟法第98条、106条、107条、108条、109条、110条、111条及び113条に基づき判断した。

改正版の裁判手数料法第24条（新）に基づき判断した。

これによって

最高人民裁判所家事裁判部は

破棄審として及び法的最終審として本事件を判決する。

事件の状況上：ジェジュ（被告）の破棄申立を受理し、審理する。

法律上：当該破棄申立は、破棄審裁判所が法律に従い審理する理由となる。

判決：北部控訴審裁判所の2009年5月7日付け第03号／判決をすべて破棄し、北部控訴審裁判所の同一の裁判部に本事件を再審理するよう差し戻す。

ジェジュ（被告）に対し、法律に基づく破棄審手数料の20000キープの支払を命じる。

本判決は本日より効力を有する。

裁判長

カムサイ チッタコン

書記官

カルナー シーサン

インドネシア最高裁との法・司法分野における協力を語る (インドネシア側の視点から) ～タクディル・ラフマディ最高裁准長官インタビュー～

インドネシア最高裁准長官 タクディル・ラフマディ (Takdir Rahmadhi) (語り手)
国際協力部教官 黒木 宏太 (聞き手)

ICD設立20周年記念スペシャルインタビュー

インドネシア最高裁タクディル・ラフマディ准長官(以下「タクディル判事」という。)へのインタビューが、2021年4月7日に実現した。

参考に、インドネシアの法整備支援の経過は、次のとおりである。

2002年 JICA枠組みによる交流開始

2007年3月～2009年3月 「和解プロジェクト」¹

2015年12月～2021年9月 「知財プロジェクト」²

タクディル判事は、学者出身の最高裁判事であり、「和解プロジェクト」ではADR (Alternative Dispute Resolution) に精通する学者としてWG (ワーキンググループ) の中心的な役割を果たされ、「知財プロジェクト」では最高裁判事の立場からワーキンググループのプロジェクトマネージャーとして中心的な役割を果たしている。日本・インドネシアを通じて、最も深く両プロジェクトに関わっている人物といえ、今回のスペシャルインタビューに相応しい方である。

本インタビューでは、タクディル判事の視点から見た両プロジェクトを語っていただいたほか、私達に馴染みのない、インドネシア最高裁判事の日常業務などについてもお話いただいた。

■ 経歴

学者から最高裁判事に就任

—— タクディル判事は、学者ご出身の最高裁判事と承知しておりますが、どのように最高裁判事に就任されたかなど、簡単にご経歴をご紹介いただけますでしょうか。

判事 まずは、今回、法務省法務総合研究所国際協力部 (ICD) の皆さまからインタビューにお招きいただきありがとうございます。

おっしゃるとおり、私は学者出身の判事です。インドネシアの最高裁判事のキャリアには2種類あります。一つは下から裁判官として下積みをして最高裁判事になる

¹ 正式名称は「インドネシア和解・調停制度強化支援プロジェクト」

² 正式名称は「ビジネス環境改善のための知的財産権保護・法的整合性向上プロジェクト」。なお、プロジェクトの期間について、2020年12月20日までとされていたところ、新型コロナウイルス感染症の影響などにより、2021年9月末までと延長合意された。

コースと、もう一つはノンキャリアで、私のように学者から最高裁判事になるコースであります。

私は、最初は、スマトラ島にあるアンダラス大学の法学部で教鞭をとっていました。そして、そこで教授となった後に、インドネシア最高裁から、2003年のメディエーションに関する最高裁規則改正のための草案作成ワーキンググループのメンバーになって欲しいと言われました。そのときに、お誘いしてくれた最高裁判事も、パジャジャラン大学出身のノンキャリアの方で、話が合って協力することになりました。当時はパジャジャラン大学出身のバギル・マナン長官が最高裁を率いていました。

既にお聞きかもしれませんが、和解・調停は、当初オーストラリアが参加していました。その後、日本にも同じ制度があるらしいということを知り、この分野で、JICAと協力することになりました。そして、この2003年版の最高裁規則は2007年に改正され、最高裁規則2008年1号となりました。



タクデイル・ラフマディ准長官



インドネシア最高裁

「和解プロジェクト」にはご縁をいただいた

判事 そのときに、この「和解プロジェクト」のワーキンググループに入れていただき、この活動を通じて、最高裁の方々とも知り合うことができました。その当時、長官がバギル・マナン長官で、その下にアリフィン副長官がいらっしゃいました。アリフィン副長官は、後に長官になりますが、この当時はワーキンググループのチーフを務めていました。そのアリフィン副長官から、道義的なサポートをするので、最高裁判事になってくれないかという話をいただきました。また、アンダラス大学の方からも、最高裁判事選出に参加するための推薦状を頂きました。ノンキャリアの最高裁判事というのは、様々な大学の出身者がいましたが、当時アンダラス大学の出身者はいませんでした。そのこともあり、アンダラス大学の法学

部出身者の同窓会からも推薦すると後押しをしていただきました。そして、もちろん推薦だけでは足りず、試験を受ける必要がありますので、最高裁判事に任官するための試験を受けて、2008年に合格し、最高裁判事としてのキャリアをスタートさせました。

ですので、ある意味、このように最高裁判事というキャリアを歩むこととなったのも、「和解プロジェクト」にご縁をいただいたからだと思います。日本とともに行った「和解プロジェクト」で、最高裁規則のリバイスという作業に参加したからではないかなとも思っています。

■ 和解・調停について

メデイエーションの手法については全然決まっていませんでした

—— 資料³によりますと、カナダに留学中にはADRについても研究されておられたと伺っておりますが、和解・調停については強い関心があったのでしょうか。

判事 おっしゃるとおり、和解・調停には元々興味がありました。カナダでは、修士号をとりましたが、そのときの修士論文が「環境紛争解決におけるメデイエーション」です。アメリカにおけるメデイエーションはどのようになっているのか、そしてインドネシアでの応用の可能性について探ったものであります。皆さんも、この論文を知っていたのかなと思いますし、また、私自身、頻繁にメデイエーション関連のセミナーで講師をしたりもしていました。また私は、オーストラリアからの援助によりインドネシア最高裁からメデイエーションに関する最高裁規則の草案を準備するよう命を受けたインドネシア紛争移行研究所（I I C T）の研究員でもありました。

—— インドネシアの和解・調停には、どのような問題があったのでしょうか。

判事 インドネシアにも「メデイエーション」（和解・調停）というコンセプトはありました。しかし、どうやってこれをやるのかという手法については、決まっていませんでした。大学でも、和解・調停という言葉はあったけど、これをどうやっていくのかという手法を教えることはできませんでした。それについての講義もありませんでした。本格的に、ADRに関する講義ができるようになるのは、2006年、2007年頃になってからだったと思います。

和解・調停というコンセプトはありましたので、民事訴訟法には、「和解を先にすること」と書いてありました。しかし、どのようにやるかは分からないので、裁判官が、当事者を集めて、和解しなさいと言うだけの状態になっていました。どうするかとか、どう話合いを持って行くかということは、全然決まっていませんでした。「和解しなさい」と勧告するだけで終わってしまっていたのが問題点です。

³ 田中嘉寿子「インドネシア和解・調停制度強化支援プロジェクト 第1回現地セミナー報告」ICDNEWS第32号（2007年9月号）233頁

日本の考え方はインドネシアの文化に合うと感じました

—— なぜ、日本に対し、和解・調停の支援を求めることになったのでしょうか。

判事 このような問題点もありまして、インドネシアのメディエーションは上手くいっていませんでした。そこで、当初はオーストラリアから援助を受けて、最高裁規則を改正しました。2003年のメディエーションは、アメリカ（北アメリカ）の考え方を色濃く残すものでした。なかでも一番大きいのは、協議をするというのは良いのですが、その場に裁判官が参加できないということです。アメリカの考え方ですと、法廷外で裁判官は関わってはいけないという考え方で、裁判官は和解・調停に不参加ということになっていました。調停を主宰することができるのは、裁判官ではなく他者であるとされていました。

しかし、これも、アジア人の考え方からしますと、文化に上手く合わないということがありました。事実として、現場の裁判官を中心とする様々な現場の方から、このままではいけないのではないかとと言われるようになりました。変えなければならぬという声が特に2003年以降に現場から挙がってきたのです。このままではインドネシアでは上手く機能しないということが分かりました。

その後、実は日本にも和解・調停があることを知り、こちらのほうが、インドネシアの文化に合うのではないかとということになりました。そこで、日本の草野先生、稲葉先生などを訪問して、様々なことを学ばせていただきました。そして、JICAの援助を受けて、完成したのが2008年の最高裁規則です。同最高裁規則では、2003年の最高裁規則では参加できなかった裁判官も調停に参加できるようになり、和解の場に関わっていくことができるようになっていきます。

—— 和解・調停は、インドネシアの文化にも合っているのでしょうか。

判事 和解・調停は、インドネシアの文化に合っていると思います。とりわけ、2007年最高裁規則では裁判官が関与できることになっていて、これはインドネシアの文化に合っているものです。インドネシア人には、事件をできるだけ和解で終結させていくことを好む性質があります。

そして、和解のプロセスに法律の専門家である裁判官が関与することで、なんとか裁判官が判決を下す前に和解で終わらせる方が、インドネシアの民俗や考え方には合っていると思います。

アメリカでは、利益相反の関係で、裁判官は和解・調停に関与しないことになっています。その趣旨も良く分かりますので、これも参考にして、インドネシアでは、和解を担当する裁判官は、事件を担当する裁判官とは別の裁判官ということになっています。

インドネシアでは、権利意識が強くなっているなど、文化に変化もみられます

—— タクディル判事からみて、インドネシアの方のそのような文化や考え方はどのようなところから感じられるのでしょうか。また、文化に変化が見られたりもするので

しょうか。

判事 インドネシア人は、話し合いで終わるものは、話し合いで平和的に終結することを望む民族であると思います。しかし、昨今は、様々な面で文化や考え方が変わっているように思います。昔に比べて、エゴが強くなっている面もありますし、自分が他人に勝ちたい（他人を負けさせたいという気持ちが強い）とかが出てきているように思います。

例えば、家族内で遺産の問題でもめている場合は、できるだけ和解の方向で調整して終結するというのが良いように思いますが、そのうちの誰かが自分の権利をものすごく主張したり、あるいは、自分が勝ちたいという権利意識が強くなったりして、裁判で決着をつけましょうというケースが増えてきているように思います。ですので、最近のメディエーションの成功率、すなわち和解成立率は5%程度にとどまっています。

文化が変わり始めていると思います。

—— 和解が成立しにくい方向に文化が変わりつつあるということですが、インドネシア最高裁としては、どのようにして、和解成立率を上げるなどの工夫をされているのでしょうか。

判事 この状態は良い状態ではないと、最高裁としても考えています。そこで、実は、今年新しい試みを始めました。それは、メディエーションアワードというもので、どこの裁判所で、どの程度メディエーションの成立がなされたか、という件数及びパーセンテージをみて、どこの裁判所がメディエーションに秀でていくかというアワード（表彰）を始めました。どの裁判所が優秀だったかということも発表します。優勝は、最高裁の創立記念日の8月19日に発表する予定としています。このようなイベント上で発表することが既に決まっていますので、今はそれに向けて、様々な努力が行われているところです。

また、研修所では、定期的に、現場の裁判官向けに、和解・調停のスキルのための研修を設けておりますので、そちらに参加してもらうことができます。

今後は、和解・調停に関する周知活動が大事だと思います

—— 和解・調停に関する今後の課題はどのようなものなのでしょうか。

判事 今後は周知活動が大きいと思っています。和解をどのようにしていったら良いかは、周知活動が大きい影響を与えます。

社会一般に対して、例えば、家族、近隣、ビジネス関係の人との紛争に巻き込まれた場合には、何でもかんでも裁判で解決するのではなくて、その前に和解・調停でも解決する余地があるということを、しっかりと周知していく必要があります。

それ以外には、弁護士さんにも、クライアントにも大きな影響を与えるものであるため、裁判を始める前に、和解・調停を検討するようにするというマインドセットの改革が必要ではないかと思っています。

また、私達内部の裁判官においても、しっかりとそれをわきまえてやるべきであると思います。

これらのためには教育が非常に大事です。そのため、大学のレベルから、和解・調停を学ぶカリキュラムができていることが大事だと思います。現在、インドネシアのほぼすべての大学ではカリキュラムがありますし、裁判所以外の外部機関で和解・調停のトレーニングができる実施機関も全国で15カ所設置されました。この15カ所は、もちろん最高裁の許可を受けた機関ですが、和解・調停に関するトレーニングを実施することができます。こういう外部機関も増えてきています。このように、和解・調停に関する多方面のソーシャリゼーションは非常に重要であると思っています。



執務室での打合せ風景（一番奥中央がタクデイル判事）

■ 日本について

最初に日本を訪問したときはとても感慨深かった

—— 日本という国についてはどのように見ていらっしゃるでしょうか。

判事 インドネシア人と日本人には様々な違いもあると思います。とりわけ文化など様々な差があると思います。しかし、インドネシア人は、日本について良く知っていると思っています。

まず、一生懸命働くということ、それから、先進的であること、経済的にも非常に強いと言うことなど、様々なことを知っています。

アジアで一番前進している国は日本だと思いますし、アメリカや西欧の考え方を取り入れているとも思います。第二次世界大戦で敗戦したとはいえ、それを乗り越えて、素晴らしい国を作っていました。その裏側には、やはり、多大なる努力があったのだと思います。そうでなければ、今インドネシアの道を埋め尽くしている、トヨタ、ホンダ、日産、スズキなどの車はなかったと思います。それは、もう努力の賜物だと思っております。

実は私の母方の祖母はイエン・ナカモトという方で、日本人の血を引いています（写真を見せながら）。写真を見せましたが、私の叔父を抱いているところです。その写真を見ると分かると思いますが、私の家族には日本人の方もいましたので、私自身も日本の血統を引いているということになります。

2002年ですが、日本に行ったとき、非常に嬉しかった。自分のルーツである日本に行けたことに、大きな感動を覚えました。非常に感慨深かったです。

今まで周りの方に様々なことを言われました。「あなたのお母さんは、見かけが中国人みたいね?」とか。インドネシア人は、とにかく色白で目が細い感じの方をみると、全部中国人だと言います。私は、いつもこれは日本人なのだと言論をしていました。

日本には非常に親近感を覚えています。

—— 訪日した際に、どのようなことが印象的だったでしょうか。

判事 もちろん、インドネシアと日本の違いはたくさんあると思いますし、宗教観も違います。

インドネシアは宗教観がかなり強いので、ことあるごとにお祈りに行ったりしますが、日本はそうではありません。

これまで、様々なところに行かせていただいたのは非常に大きな思い出になっています。これまで全部で6~7回は日本に行っていると思います。「和解プロジェクト」のほか、「知財プロジェクト」やAPECのODR（オンラインメディエーション）に関する会議でも訪日しました。

奈良のお寺や神戸のイスラムのモスク、歌舞伎を見る経験をさせていただきました。奈良に大仏があり、また、京都に古い神社だったと思いますが、大きな竹林があって、素晴らしかったのですが、どちらかという観光地という印象が色濃かったなと感じました。

そのほか、私が印象に残っていることとしては、ご飯の後、皆さんしっかり歯を磨くということです。インドネシアですと朝夜に歯を磨いて終わりですが、日本人はオフィスで昼食をとった後に歯を磨くというのが印象的です。オフィスの洗面所で皆さんが列をなして歯を磨いていたのが非常に印象的でした。

このように印象的なことはいっぱいありますが、現在もそのせいか、私はヨーロッ

パ車やアメリカ車には乗っておりませんで、トヨタの車に乗っております。
また、日本を訪れたいと思っています。

「和解プロジェクト」は非常に感謝されている

—— 「和解プロジェクト」について、インドネシア側の評価はいかがでしょう。

判事 「和解プロジェクト」については、インドネシア側から非常に高い評価を受けているし、非常に感謝されています。特に、最高裁長官をはじめとした上司の皆さん、現場で動いている裁判官の方は、「和解プロジェクト」の恩恵を受けていると思います。実際に、このプロジェクト期間に日本に派遣されて、日本の和解・調停のやり方を学んできた裁判官は結構いますが、現在もメディエーションワーキンググループに参加して、日々問題を話し合ったりしています。その経験は、今も生きています。

日本の手法から大きなインスピレーションを受けたので、そこから外部機関との協力などを行うことができたと思います。日本から学んだインスピレーションは非常に大きく、今もなお生きています。

もちろん和解・調停という言葉は英語のメディエーションに由来する‘mediasi’（メディアシ）になっていますけども、使用する言葉は違いますが、核となるコンセプトや考え方は共通していると思います。

■ インドネシア最高裁判事の仕事について

最高裁判事としてしっかりと事件処理をすることが大事

—— 「和解プロジェクト」が終了した後のお話も教えてくださいませんか。

判事 日本との協力関係がなかった期間は、5～6年ありました。その期間は、最高裁判事としての業務はもちろんのこと、「和解プロジェクト」のモニタリングもしていました。

私は民事部に所属する最高裁判事ですので、民事部の仕事をしておりました。

また、若手裁判官の教育も担当しました。和解・調停のセミナーの講師をしたり、ワーキンググループで日本に行った経験のある方が講師をする際に、資料を見せてもらって、意見を言ったりしていました。そのようなことを、毎年のようにやって、「和解プロジェクト」のフォローアップをしていました。

—— インドネシアの最高裁判事のお仕事は、私どもに馴染みがありませんので、少し詳しく教えてくださいませんか

判事 最高裁判事の日々の仕事には、様々な仕事があります。

ワーキンググループは色々ありまして、私自身、全部を統括している立場でもあります。例えば、ワーキンググループの成果を、長官に報告したり、担当者レベルの方と討議をしたりします。これは結構忙しいです。

しかし、私の肩書きは、あくまで最高裁判事です。つまり、しっかりとした事件処

理をするのが中核的な業務です。細かい時間や移動時間に、裁判に関連する書類を読み込んだりしています。必要があれば、日曜日を使ったりして、家でできる作業をしたりもしています。

第4週の水曜日が、裁判担当の日となっています。月に50～60件ありますので、それにしっかり判決をしていくということになります。

—— 大変お忙しそうですが、どのように時間管理をされているのでしょうか。

判事 司法行政事務と裁判事務のいずれもありますので、上手く時間を使ってやっています。とても忙しいですが、余暇の時間もしっかりとっています。例えば、土曜の午前中は、長官と一緒に運動したり、家族とテレビを見たりしています。長官からも、言い訳することなく、裁判の判決を出すというメインの仕事をしっかりやるように言われています。それに対して、私は、分かっています、しっかりと準備できていますと答えています。

—— インドネシアの最高裁は上告事件が多いようですが、近時のご対応などをご紹介いただけますでしょうか。

判事 最高裁に、たくさんの事件が上告されたりするという状況はあります。しかし、いくつかのところで限定して、制限するという努力はしてきています。例えば、普通に上告される事件以外に、再審事件がありますが、これについては限定的にしています。解雇事件については再審はできないという規定を設けたりしました。それから、小規模の事件は上告できないなど、制限を設けています。特に、再審を限定的にしているのがポイントです。

■ 裁判の電子化に向けての取組み

電子化することで、最高裁の負担を軽減できる可能性がある

—— その他の工夫例なども教えていただけますでしょうか。

判事 裁判を早期化していくことも大事です。これについては、ワーキンググループがあります。最高裁における事件解決の早期化及び電子化に関するワーキンググループというものです。電子化のワーキンググループを作っています。

これまでは、裁判関係の書類は紙ベースが多かったです。高裁から全部紙ベースで記録が送られてきておりました。そして、紙ベースであることが原因で早期化が図れないという問題がありました。そこで、例えば、そのためにスタッフを配置して、ドキュメントをスキャンして、それを担当に送ることができないかななどをワーキンググループで話し合っています。つまり、人員や機器について、検討しているところです。

電子化していくことで、最高裁の負担を軽減できるのではないかと考えています。私は、その議長もやっているのです、こういう観点からも負担を軽減できればと思っています。

—— インドネシアは1万以上の島々で構成されていますが、今は地方から紙ベースで来

ているということでしょうか。現在は電子化に向けて様々なことを試行しているところのようですね。

判事 今は全部紙ベースで、地方からジャカルタに送っています。それをどうにかしたいということもありまして、今はトライアルしているところです。スタッフにスキャンしていただいて、送っていただいたり、それができない場合には、紙を送っていただいて、最高裁でスキャンしたりしています。これらを通じて、裁判の早期化を図りたいと思っています。この点も、可能であれば、JICAと協力したいところです。

—— 電子化に関する今後の検討課題はどのようなところでしょうか。

判事 現在でもスキャンするなどの対応をすることは、もちろんできると思います。しかし、そこにどういうレギュレーションが必要なのかという点は、まだまだ討議が必要だと思っています。

今年（2021年）の7月頃には、ワーキンググループでこれをまとめて、長官に提出して、上層部の会議にかけていきたいと思っています。インドネシアは、電子化について積極的に動いています。

■ 「知財プロジェクト」について

知財事件の判決が安定していなかった

—— 「知財プロジェクト」が出来上がっていくきっかけを教えてくださいませんか。どのような点に問題があったのでしょうか。

判事 インドネシアでは、最高裁長官が、インドネシアの司法における問題点全体を見ています。

当時の状況は、インドネシアにおける知財事件の判決が安定しない、一貫性がない、裁判官によって違うものが出てくるといった問題点がありました。このような状況は良くないし、第一審で担当する判事の知財に関する理解度がまだまだであるというのが問題点でありまして、それを改善するニーズがありました。そこで、知財事件に精通したアグン判事などから、知財についてのワーキンググループを作るべきであるという声が出てきました。

アグン判事は、当時は一般の最高裁判事でしたので、上司に伝える際には、私を通じて、こういうニーズがあるということを長官に伝えることにしました。

2014年、2015年にワーキンググループが立ち上がりまして、委員長が私、副委員長がアグン判事、そのメンバーに、知財・商業関係に強いラフミ判事という構成になりました。

2017年に、メンバーの入れ替えをして、新たにイブラヒム判事に入っていたりしました。そのときには、アグン判事も特別民事室長に昇進されていたので、大活躍されていました。

—— 「知財プロジェクト」を通じて、改善などは見られるようになったのでしょうか。

判事 インドネシアの裁判官の知財に関する理解度が良くなってきたと思います。研修ができたり、あとは、本邦研修や、地方において普及活動をやっていたのが非常に良かったと思います。

本邦研修で日本に行った方々を中心として、知財事件の解決をしっかりとやっていくというマインドセットも変わりましたし、判決集第1集もでき上がりました。これは非常に良い教材です。裁判官を中心とする知財事件に関わる方々が、これを読むことによって、どのようにすれば、良い知財判決を書けるのかが分かります。裁判官によって判決が違うという問題が起こらないようにするための一助になっていると思います。

■ 裁判官の育成について

2004年に独立性が高まり、研修所を設立した

—— インドネシアにおける裁判官の育成についても、教えていただけますでしょうか。

判事 裁判官の育成については、最高裁のほうで、権限があります。このように拡大したのは2004年のことです。その前も、最高裁はありましたが、権限が非常に限定的でした。スハルト政権が終わった後の改革で、2004年に権限が非常に拡大しました。

そのときに憲法の改正もされまして、それまでは純粋な裁判機関、つまり、最高裁は上告審・再審を行い、判決する機関でした。しかし、それに関連して、人材育成や研修などをするようになりました。これまでは法務人権省が担当していましたが、2004年に独立性が高まって、我々がやるようになったのです。

財政については財務省の所管で独立性はありませんが、人材育成、研修については独立性ができたので、司法研修所を作りました。そこで、裁判官とそれ以外の職種の育成をしています。ワーキンググループを作って、カリキュラムを作って、マテリアルを作ってというような感じで、これまでやってきています。

—— そのほか、どのような取組みがされていますでしょうか。

判事 そのほかは、最高裁長官以下各部局の代表がグループで地方を巡回しています。何をするかと言いますと、視察ですが、地方でどんなことが問題になっているのか、苦情・要望を直接赴いて聞くという活動を定期的にやっています。

—— インドネシアでは、裁判官の育成は、OJTよりも研修がメインなのでしょうか。

判事 知財を含む商業関連法、汚職、環境法、競争法、女性と子供の保護に関する法律、漁業、産業関連、法廷のマネジメントなど様々な分野がありますが、これらについては、特に若手裁判官や地方の裁判官に対して、司法研修所で研修を受けるのが人材育成のメインの部分です。

OJTもあります。一番多いケースは、裁判官又は裁判官候補者が、地裁で、先輩の判事・チューターとして存在していて、様々なことを現場で教えています。

しかし、司法研修所での研修による学びがメインですね。



司法研修所

■ 裁判所における今後の課題について

課題は大きく4つあり、日本の経験を学びたい

—— インドネシアの裁判所における今後の課題について教えていただけますでしょうか。

判事 大きく4つあります。

1つ目は、判決が同じ事件・同種事件では同じような判決が出るべきである、という統一性の問題です。日本ではどのようにしてきたのかという努力については、これからも学びたいと思います。

2つ目は、電子化、現代化です。日本はどのようにしていて、どうしていくのかはとても興味があります。私は、司法サービスが、迅速に安価に効率的に与えられるべきと思っています。その点について、日本はどうしていくのか、どうしているのかを是非学びたいと思います。インドネシアでは、E-Courtができていますが、今は第一審のみです。今後、高裁、最高裁でどのように使えるのかということもワーキンググループで討議中です。電子化、現代化をどうしていくのかには、大変関心があります。

3つ目は、知財はやはり重要性が高いと思います。今までやってきたこともそうですし、これまでやったことを評価して、今後どのように評価していくのかということも重要だと思っています。

4つ目はオンラインメデイエーションです。東京で開催されたAPECのテーマの一つでした。これをどのようにしていくのかは関心があり、特に、中小企業のメデイエーションはどうかを考えていきたいと思っています。実は、これについては、現在メデイエーションに関する最高裁規則をリバイスしようとしています。

オンラインメデイエーションができるという規定にしたいと思います。日本ではどのようにしているかということを知りたいと思っています。

—— 今後の日本との協力について教えてくださいませんか。

判事 1つ目は、現行の知財分野における協力の継続です。これは、是非お願いしたいです。これまで、普及、研修をやっていただきました。特に地方にある第一審の地裁の裁判官にもやっていただいたのはとても良かった。やっていただいた内容も素晴らしいと思っています。これまでは、商標が多かったので、意匠や特許、著作権はどうかかなど、分野を広げてやっていただきたいと思っています。

2つ目は、新しい分野での協力をお願いしたいと思っています。オンラインメデイエーションをどうしているのか、判決の統一性の問題をどうしているのか、新しいケースにどう対処しているのかなどです。インドネシアでは、環境法関係の様々なケースが出てきて問題化してきています。日本は清潔でクリーンな国作りをしてきているので、どのように努力してきたのかが気になっているところです。

—— 環境法のケースとは具体的にどのようなものなののでしょうか。

判事 インドネシアでは森林火災が大きな問題です。そうすると、学校が閉校になってしまいますし、飛行機も飛びません。生活に大きな影響を与えています。

他の国では飛行機が多いと環境汚染になるといいますが、インドネシアでは森林火災がひどいので飛行機すら飛ばないという問題があります。テクノロジーが発展していないので、火災が起りやすいと思います。

こうしたなかで、一般市民の方が、企業を訴えるケースが増えてきています。このような工業汚染問題は工場が建ち並んでいるジャワ島などで起きている問題です。また、気候変動も問題です。

これらは、大統領も注目しているポイントでもあります。

■ メッセージ

—— 最後に、日本側にメッセージなどをいただけますでしょうか。

判事 まず最初に、最高裁を代表して、これまでの日本政府・J I C Aの素晴らしい協力について、心より感謝を申し上げたいと思います。日本政府・J I C Aの協力というものは、最高裁の改革に大きく寄与しています。

インドネシア最高裁としては、より良い司法機関を目指していきたいと思っていますし、メデイエーションや知財についても、より進歩、発展をしていきたいと思っています。

そして、これまで両国が築きあげております、素晴らしい関係・協力関係が今後も続き、両国に恩恵を与えるものであって欲しいと願っています。



インタビューの様子（中央上部がタクデイル判事）



オフィスでの日常風景（一番左がタクデイル判事）

インドネシア最高裁との法・司法分野における協力を語る (日本側の視点から) ～松川充康判事インタビュー～

大阪高裁判事 松川 充康 (語り手)
国際協力部教官 黒木 宏太 (聞き手)

プロジェクトがない時期のインドネシアへの法整備支援はどのようなものであったのか
「何のスキームもなかった。」

松川充康判事¹ (以下、当時の呼称を使用し「松川教官」という。また、関係者も当時の肩書による。)が、この時期の法整備支援について、そのように語ったのは、2021年4月5日のことだった。

松川教官は、2010年4月から2012年3月まで、国際協力部教官として、インドネシアへの法整備支援に関与されておられたが、今回のインタビューに快く応じてくださった。



【インドネシアの活動の様子（2011年当時の様子。松川教官は中央発表者。）】

¹ 三代目の裁判官出身の国際協力部教官であり、在籍期間は2010年4月から2012年3月まで。その後、地裁・高裁で民事通常事件（京都地裁・大阪高裁）を担当されるほか、知財部（大阪地裁）・ロースクールへの派遣教員（京都地裁）や、最高裁経理局及び同行政局での司法行政分野でもご勤務。

国際協力部では、JICAの枠組みの下、インドネシアへの法整備支援として2007年3月から2009年3月まで、和解・調停プロジェクトを実施し、さらに、2015年12月から2021年9月まで、知的財産権保護・法的整合性向上プロジェクトを実施している。

言い換えれば、プロジェクトとプロジェクトの間の約6年間は、JICAプロジェクトがない期間であったといえる。そのような中でも、国際協力部は、和解・調停プロジェクトが終了した後の上記約6年間も、インドネシア最高裁との間で、法・司法制度分野での協力を継続してきた。

この時期のインドネシアへの法整備支援はどのようなものであったのか。本稿は、その時の状況を、松川教官の視点から語っていただいたものである。プロジェクトのようなスキームがない中で、ロジ等の面でかなりのご苦勞をしながらも、インドネシアへの協力を継続していたことが良く分かった。何よりも、法整備支援においては、本質的な課題をしっかりと洞察した上で、様々な工夫・努力を重ねながら、本質的な協力することが大事であるということが良く分かるインタビューとなった。また、当時は戦略的な法整備支援という考え方が乏しかったという点も興味深いところではある。インタビュー後の感想としては、日本という立ち位置や、法・司法分野のポテンシャルは、私達が理解しているよりも大きなものであり、それらを踏まえた戦略的な法整備支援がされているかについては、不断に吟味されるべきものなのであろう。



【インタビューに応じていただいた松川充康判事】

なお、松川教官が国際協力部教官として在籍された当時前後を中心とした、インドネシアの法整備支援の経過は、次のとおりである²。

² 松川充康「インドネシア司法に関する実情調査報告」ICDNEWS第49号（2011年12月号）122頁以下。また、インドネシアへの法整備支援を通観できる資料として、横幕孝介「インドネシア新プロジェクトがスタート」ICDNEWS第67号（2016年6月号）51頁以下も参照されたい。

【インドネシアの法整備支援の経緯】

- ・ 2002年
- ・ 2007年3月～2009年3月
- ・ 2010年3月
- JICAプロジェクトを通じて形成された人的信頼関係を基礎に、今後も交流を続けていくことに。
- ・ 2010年8月
- 草野教授らと共に、和解・協力普及セミナーに協力するとともに、インドネシアの裁判官養成制度に関する調査を実施。
- ・ 2010年10月
- 司法研修所などを訪問し、日本の法曹養成制度を研究。
- ・ 2011年8月
- ・ 2011年11月
- 日本の法曹養成、民事訴訟などを研究。
- ・ 2012年
- 在インドネシア大使館においても、プレスリリース（写真付）された。
- ・ 2015年

- ・ JICA枠組みによる交流開始
- ・ 「JICA和解・調停支援プロジェクト」
成果物① 調停に関する最高裁規則及び注釈書
成果物② 調停人養成研修のカリキュラム及び教材
- ・ インドネシア最高裁アチャ民事部長等を招へい（国際協力部予算）
- ・ インドネシア現地訪問（国際協力部予算）
- ・ インドネシア最高裁判事ら10名が来日（5名は国際協力部予算による招へい、残り5名はインドネシア側負担）。
- ・ インドネシア現地における法・司法の実情調査
- ・ インドネシア最高裁判事ら10名が来日（5名は国際協力部予算による招へい、残り5名はインドネシア側負担）。
- ・ 大谷剛彦最高裁判事がインドネシア海外視察（最高裁判事のインドネシア訪問は34年ぶり）
- 『知財プロジェクト』がスタートする

「何のスキームもなかった」

—— 松川教官は、ちょうど、和解・調停プロジェクトが終わって1年後に、国際協力部教官として着任されましたが、その時の担当国とかはどのようなものだったのでしょうか。インドネシアについて、プロジェクトが終了した後、どのようなことをすることが期待されていると言われたのでしょうか。

松川 インドネシア担当となった私の立場から見たときの率直な言い方になりますが、何

のスキームもない、という状態でした。JICAの和解・調停プロジェクトが終了した直後だったわけですが、その後インドネシアという国と法分野でどのように交流を深めていくか、という長期的な目線でのスキームは練られていませんでしたし、枠組みもなかったというのが、当時の状況です。

一方、裁判官教官の担当国については、当時の裁判官教官の状況を説明したほうが分かりやすいと思いますが、先代の裁判官教官の宮崎さんは、カンボジアでの仕事をかなりコミットしてやっていました。というのも、宮崎さんの時代は、カンボジアの法整備支援が裁判官養成を内容としていながら、裁判官出身の長期専門家がいなかったこともあり、裁判官教官がカンボジアの仕事にかなりのエネルギーを費やさざるを得なかったわけです。それに対し、私が着任したタイミングで裁判官出身の岡本さんが、カンボジアの長期専門家に派遣されることになりました。そのため、裁判官教官として、カンボジアに割く労力が減り、裁判官教官というリソースを他業務や企画立案などに振り向けるだけの余力が生まれたというのが、国際協力部内の組織的状況だったと思います。

そういった状況下で、現在、国際刑事裁判所（International Criminal Court, ICC）³の判事を務めていらっしゃる赤根智子部長から、インドネシアを担当し、長期的なあり方を含めて検討するように言われました。

“法整備支援観”も違った

—— 現在は、一つのJICAプロジェクトが終わると、次のプロジェクトもすぐに始まる、いわゆるシームレスで続いていったりします。インドネシアのこの時代については、和解・調停プロジェクトの後に、新たなJICAプロジェクトが続かなかった理由などはあるのでしょうか。

松川 そこは推測の域を出ないところがありますが、まず前提として、和解・調停プロジェクトは、インドネシア側からも良い評価をされていたと思います。ただ、現在は分かりませんが、当時は、法整備支援のあり方といいますか、相手国との関わり方についての思想の違いといいたいでしょうか、いわゆる“法整備支援観”の違いのようなものが関係者間でも分かれていて、その思想的違いが具体的に表れてしまっていたのがインドネシアとの関係だったといえるかもしれません。

この思想的違いというものをすごく単純化して言えば、一つの考え方は、法整備支援は、一つのプロジェクトとして一定の良い成果が出たら、後は、支援・被支援という関係性から極力早く抜けて、相手国の自律性・自助努力に委ねるべきということです。このような思想によれば、一つのプロジェクトが終わった段階で、シームレスに別プロジェクトを立ち上げるという発想よりも、むしろ、プロジェクトという枠組みはそこで終了させる発想になりがちで、コンパクト志向と言ってもよいか

³ ローマ規定によって創設されたオランダのハーグにある国際常設裁判所で、国連の裁判所である国際司法裁判所（International Court of Justice）とは異なる。詳細は次のウェブサイトを参照。<https://www.icc-cpi.int/>

もしれません。もう一つの考え方は、一つのプロジェクトをきっかけにして、法分野での交流を広げていくことを基本姿勢に持つべきという考え方で、この思想によれば、特に法整備支援対象国となったばかりの国との関係では、一つのプロジェクトが終わったからと言って、直ちに法整備支援そのものの卒業を目指すのではなく、積極的に支援・交流のチャンネルを広げていくという発想になりやすいわけです。

現在は、どちらかというと後者のように、法整備支援は長期的なものであるという考え方が主流かもしれませんが、当時は、ベトナムやカンボジアのプロジェクトが大型かつ長期のものであったことの揺り戻し的なところもあってでしょうか、インドネシアのように新たに法整備支援対象となった国との関係では、早めに法整備支援を卒業すべきという考え方が、JICAではやや強くなっているのかなと感じられました。インドネシア法整備支援のJICAプロジェクトが1タームのみで終了となったのは、そういった背景事情もあってのことと理解しています。

このような思想的な対立軸はあくまで単純化した図式であり、実際には、どちらかが絶対的に正しいというよりも、どうミックスして考えていくかという話かとは思いますが。ただ、少なくとも当時のインドネシアとの関係に絞って言うと、私個人としては、「支援」というスキームについて、どこかの段階で卒業を考えるべきなのは当然としても、法整備支援という事の性質や、特にインドネシアへの法整備支援がまだ始まったばかりであったことを踏まえると、せっかく法分野での交流を深めていくきっかけを掴んでいるにもかかわらず、これを直ちに手放すのはあまりにもったいなく戦略性もないように感じました。そして、国際協力部の中では、赤根部長や森永太郎筆頭教官も、同様の考えであったことから、具体的な絵はないながら、とにかく何らかの形で独自の協力関係を続けていくこととなったものです。



【インタビューの様子】

「法分野には大きなポテンシャルがある」

—— 現在とはだいぶ違いますね。インドネシア現地の状況や日本の状況なども、現在とは全然違うのでしょうか。

松川 そうですね、例えば体制面で言えば、法整備支援を含めてODAプロジェクトの企画・立案では、在外公館がかなりの役割を担っているという理解なのですが、当時、ASEANのどの国にも、ジャカルタにあるASEAN日本政府代表部にも、法務アタッシェはいませんでした。アジアで法務アタッシェがいたのは、中国だけであったかと思います。今は、確かASEAN日本政府代表部に法務アタッシェが置かれているんですよ。

日本国内についても、法務省の官房にまだ国際課はありませんでしたし、法務総合研究所国際協力部も大阪で細々とやっている部署というイメージでした。本来、法整備支援は、法分野での国家戦略・国際戦略の重要チャンネルという位置づけで、本省の官房が取り仕切って然るべきくらいの業務な気がするのですが、正直やや端っこ扱いで、本省の多くの方々にとっては、視界の外というのが実態だったかもしれません。

そのような状況下で、法整備支援を重要なものだと考えていた人たちは、法務省内でも少数派であったかもしれませんが、そのような少数派の方々が、現在も、リピーターとして法整備支援を含めた法分野の国際戦略・業務に何らかの形で関わっているようで、法整備支援の一端に関わった者として嬉しく思っています。

—— 法整備支援の重要性・価値の認識は、当時は今ひとつだったと思いますが、現在はいかがでしょうか。

松川 現在は、法務省にも官房国際課が創設され、司法外交という言葉も普通に使われているようですが、そういうことだけ見ても随分と政府・法務省内の温度感は変わったんだろうなあという印象を受けます。

法整備支援に対する理解度・浸透度ということと絡んで、当時感じていたことをもう1つ付け加えると、国の国際戦略という中で法分野という切り口が持つ潜在的可能性がもっと顧みられてしかるべきなのに、ということを感じていました。法整備支援は、それだけが独立して存在するというよりも、そういう全体戦略の中での大事なチャンネルという位置付けとっていました。そういう戦略性をもって行動している国も相当数あると思いますが、特にイギリスはすごいですよね。植民地政策等とも絡み、功罪があるでしょうから、手放しで讃えるものではありませんが、アジアで言えば、シンガポールや香港といった貿易上の要所がイギリス法を継受し、仲裁など国際的な紛争解決のハブとなっているのは、イギリスが戦略的に自国法を展開したことの遺産であり、当該地域の経済発展とイギリスの産業としての側面が両立されている面があるように思います。繰り返しながら、功罪がある話であることをしっかり踏まえつつも、法分野という切り口が、そこまでの影響力やポテンシャルを持っているものだという理解を持った上で法整備支援というものに向き合

う必要があると思うのですが、そのあたりの認識には、当時はもちろん、現在でも、個人差がかなりあるかもしれませんね。

—— 当時は大阪に国際協力部があったので、物理的距離も官房とは離れていましたよね。

松川 大阪の時は法務省本省や外務省・JICAなど法整備支援に関する意思決定上重要なアクターと、軒並み物理的に遠く離れていたもので、その意思疎通は実に苦勞しました。法整備支援の場合、純然と研修を実施・執行しているというよりも、かなり企画立案的な側面もありますからね。現在は、法務省本省内で国際戦略を描くセクションとして官房国際課が出来たことに加えて、国際協力部も昭島に移転したので、かつてよりも意思疎通はしやすくはなっていると想像するのですが、いかがでしょうか。まあ、今でも、霞が関と昭島という形で、物理的に離れている状態自体は続いているので、依然意思疎通の難しさはあるのかもしれませんが……。

日本にとって一番近いイスラム教徒の多い国

—— インドネシアの重要性や、魅力についてはどのようにお考えでしょうか。

松川 私が今更言うまでもないことではありますが、人口規模が大きく、経済成長も著しい上、ASEANの盟主という立場にもある国ですから、日本にとって経済的・外交的に見て重要なパートナーですよ。それと、日本にとって一番地理的に距離の近いイスラム教徒の多い国という側面も大事なことだと思います。イスラム教の国々は、中東やアフリカが中心なので、日本からは、地理的にも心理的にもどうしても遠く感じられがちですが、インドネシアというご近所の国と親しく付き合うことで、イスラムについて学べる側面もあるのではないかと。また、過去のICDNEWSで、インドネシアの最高裁判事の方が、日本人はイスラムでないのに、イスラムっぽいところがあるという寄稿を書かれていた⁴記憶ですが、両国の間には、宗教的な違いというところを超えて通じる面もあるのかもしれません。更にいえば、イスラム教とキリスト教との関係は歴史的にとっても難しい経過をたどってきているわけですが、そういった状況だからこそ、日本という国の独自性や貢献できる部分があるということもたびたび言われていますよね。イスラム教徒の人口は、今もどんどん増えていて、あと数十年もすればキリスト教徒の人口と同規模になり、そのうち追い抜く、という調査レポートがあった記憶ですが、そういう時勢もよく踏まえておく必要がある気がします。

一方、インドネシアとの関係だけではなく、法整備支援ではよくある話かもしれませんが、何でも期限どおりにきっちりやろうとする（し過ぎる）日本と比べると、インドネシアは何かとおおらかなところがあって、両国の間にはさまれる担当者としてはつらい場面もけっこうありました（笑）。そういう苦勞を割り引いても、イ

⁴ インドネシア最高裁判事のルフアル・カパー博士の「日本人から学ぶ」ICDNEWS12号（2003年11月号）のことである。

インドネシアという国には不思議な奥行きの高さというか、魅力を感じていました。しゃべってたら、久々に行きたくなってきました。

—— インドネシアの立場からみても、日本は付き合いやすい国という感じでしょうか。

松川 片思いでないと思っています（笑）が、インドネシアの立場からみても、今申し上げたような事情もあって、いわゆる欧米の国々とは違った近い距離感を感じてもらっているのではないのでしょうか。法分野も含めて、そういう距離感をお互いに大事にしていけるといいなあと感じます。

内容（サブ）も全く決まっていなかった。逆に、それが本質的な支援を考えるきっかけになった面もある。

—— 話を元に戻しますが、プロジェクトが終了したものの、インドネシアはそのような重要性などがあり、国際協力部内での法整備支援観もあって、国際協力部で独自に協力を続けていくということになります。内容面（サブスタンス）については、何から始めようというお考えだったのでしょうか。

松川 内容（サブ）については、良くも悪くも全く何も決まっていませんでした。ただ、逆にいえば、しばらくもなかったわけですので、インドネシア側で関心がある事項で、日本側で提供できるテーマであれば、何でもありだったとはいええます。何らかの特定のテーマにこだわるのではなく、まずは、幅広に風呂敷を広げた上で、お互いに重なり合うところを見つけて、それを中心にスキーム⁵を作って、とにかく何かしら始めていくことが大事だと思っていました。ただ、スキームを作るといっても、以後、そのテーマでしか交流しないということではなくて、むしろ、関係を深めていく上でのきっかけといいたいでしょうか。個々人でも、共通の趣味があれば、そこをきっかけに話題も広がりやすいですね。

—— 和解・調停プロジェクトの続きでやるという発想ではなかったということですね。

松川 先ほどもお話したとおり、和解・調停プロジェクト自体は、インドネシア側から良い評価を受けていたと思いますし、草野先生や稲葉先生といった有識者の先生方も、インドネシアとの関係を大事にし、フォローアップもしてくださっていました。

他方で、和解・調停というアプローチは、インドネシアが抱えている課題の氷山の一角といわざるを得ず、そこだけをテーマにしてもより本質的・根本的な課題に近づいていくことはできないだろうというような印象も持っていました。

—— インドネシア側が抱えている課題は、どのように分析されていたのでしょうか。

松川 当時のインドネシア側の課題は、上告事件が多すぎて、最高裁の事件処理が回っていないという眼前のことがよく言われていましたが、より根本的には、司法に対す

⁵ 結果として、どのようなスキームになったかについては、前掲注2の松川充康「インドネシア司法に関する実情調査報告」ICDNEWS第49号（2011年12月号）115頁及び同「インドネシア裁判官人材育成強化共同研究」ICDNEWS第50号（2012年3月号）83頁以下を参照された。

る基本的な信頼が得られていないこと、更にいえば、研修のあり方も含め、司法を担う人材の育成がうまくできていないようでした。

他方で、最高裁などの事件数が多すぎるという課題のソリューションとして、日本は裁判所での和解・調停がワークしているようだからといって、和解・調停「だけ」からアプローチするのは、日本の民事裁判の感覚からすると、限界を感じざるを得ませんでした。日本の民事裁判で和解が一定の割合でできている背景には、裁判所の判断の予見可能性であったり、それを裏付ける判例・学説の積み重ねやそういった情報・資料の浸透があったり、などの“見える化”があればこそかと思えます⁶。「和解・調停」というテーマは、お付き合いをはじめのきっかけとしてはありますが、それだけを話題にしているのは、本質的な議論に至らず、表面的な支援や交流で終わってしまうという危機感を持ちました。このような法整備支援の有する多層性を洞察した上で、法整備支援を戦略的にやっていく必要性があると感じたものです。

また、こういう法整備支援、特に民事紛争解決に関わるような支援の枠組みを検討する上でも、裁判官教官がきちんとコミットすることの重要性も感じました。

日本の裁判官育成の中核はOJT (On the Job Training)

—— インドネシア側で関心がある事項で、日本側で提供できるものというのは、どのように見つけていかれたのでしょうか。

松川 言うは易き行は難しな気もしますが、日本の法制度や司法が、様々課題の指摘はありながらも一定の信頼を得ていることの肝がどこにあるのか、日本側がきちんと自覚的に認識し、見える化していくことが大切だと思っていました。例えば、日本の裁判官室は、4名程度が一緒に執務する環境で、しかもベテラン・中堅・若手といった組み合わせにあえてしているわけですが、これは何となくしているわけではなくて、裁判官同士の合議を充実させるためであったり、それを通じた人材育成、知恵や経験の承継ということも意識しているわけです。

裁判官の育成ということをテーマにすると、相手国からは、司法研修所のことなどに目が向けられがちで、それ自体は結構なのですが、一方で、こういう裁判官室やそこでの人・席の配置など、基本インフラ・仕組みとでもいうべきものに潜んでいる人材育成の本質的部分も、きちんと見える化して伝えていかないと、せっかく日本が法整備支援をする意義が半減してしまう気がします。私は、インドネシアに限らず、裁判官向けの法整備支援で本邦研修などをするときには、できるだけ裁判官室を訪問先に入れるようにしていましたが、物見遊山でそうしていたわけではなく、そこに日本の司法の本質がかなり凝縮されていると思っていただけです。ただ、普通に見学しただけでは、「へー」程度の感想で終わってしまうため、裁判官

⁶ インドネシアでは、汚職の問題に加え、判決の予見可能性が低く、司法が国民からの信頼を得られていないことが問題とされている。

室の様子、そこにベテラン・中堅・若手の裁判官が同席している様子などを相手国の皆さんに生で見てもらった上で、日本の人材育成、知恵・経験の承継うんぬんという話を補足的に説明すると、実感をもって伝わりやすいというわけです。

また、インドネシアの裁判所の裁判官室には、日本の裁判官室のように文献・資料が充実していない⁷ということも聞きますが、そういう面でも、文献などがずらりと整備されている日本の裁判官室を見学してもらうことで、日本の司法が何を大事にしているかを百聞は一見に如かずで伝えられるとも思います。それと、日本ではなかなかピンときにくい話にはなってしまうのですが、日本の裁判官室で、3、4名の裁判官と一緒に執務しているのを見た某国の某見学者が、この執務環境だと、裁判官の賄賂授受もしにくくできますね、との感想を言っていたことがありました。現場を見てもらうことで、日本側の意図を超えた発見をしてもらうこともあるわけで、実はこういうところにも、法整備支援の本質的なことが潜在しているのだと思っていました。

—— 裁判官の養成というのは各国でも取り組んでいるものの一つですが、松川教官の時代のインドネシア⁸の研修では、日本の裁判官の育成のうち、司法研修所の存在に加えて、OJTの重要性についてきちんと説明されているのが印象的です。

松川 日本の法曹養成を語るときには、司法修習生のときに、法曹三者共通の制度になっているというのは大きいところの一つですよ。

一方、裁判官の養成についていえば、日本の特徴は、先ほども触れたように、裁判官室のつくりやそこでの合議、人事の仕組みなどが組み合わさったOJTの部分が大きい。例えば、黒木さんも経験済みと思いますが、若手の裁判官は、難しい合議事件で、ベテランの裁判長と中堅の裁判官と共に事件に取り組み、しかもその主担当として判決のファーストドラフトの起案までするわけです。また、日本では、高裁と地裁を行き来する人事異動をすることも珍しくないですし、地裁間でも、大規模庁と小規模庁を行き来することも普通にありますが、こうすることで、司法サービスの質が全国的にバランス良く保たれますし、OJTも自ずとワークしやすいのかと理解しています。

これに対し、インドネシアは、昇進と異動が一体化しており、高裁から地裁に異動することや、大規模の地裁から小規模の地裁へと異動することが原則としてないわけですよ。この仕組みでは優秀な裁判官ほど、若手のいない裁判所へと異動（＝昇進）してってしまうわけで、OJTが作用しにくいシステムのように感じた記憶があります⁹。

⁷ 「インドネシアでは、図書室までいかないと文献を調べることはできない。」とのことである。前掲注4の「インドネシア裁判官人材育成強化共同研究」ICDNEWS第50号（2012年3月号）76頁。

⁸ 前掲注5の「インドネシア裁判官人材育成強化共同研究」ICDNEWS第50号（2012年3月号）83頁以下では、「インドネシアは、裁判官任官後の研修にも強い関心を持っているが、もっぱら全国の裁判官を研修所に集めての研修に目を向きがちであり、OJT（On the Job Training）、すなわち、職務を通じて、どう研さんしていくかという発想が薄いように感じられる。」と指摘されている。

⁹ インドネシアでは、1A（その中でも特Aと通常のAがある）、1B、2に分けられるが、1Aの地裁の所長・副所長になる際、あるいは、それ以降高裁判事になる際には特別の試験が課される。前掲注2の松川充康「インドネシア司

もちろん、日本のやり方が唯一の解ではないわけですので、そこは押しつけにならないよう留意しながらですが、裁判官の養成がテーマだとしても、「狭い意味での研修」だけに注目するのではなく、ハード面やシステム全体の中にビルトインされている仕掛けのようなことの重要性も伝えることで、より幅広い視点やきっかけを提供できるように意識していました。

— なお、現行のプロジェクトや新規プロジェクトでは、引き続き、インドネシアにおける知財を担当する裁判官の養成ということになりますが、知財部のご経験もある松川教官からみて、日本における知財裁判官の育成というのはどのように考えておられますか。

松川 あくまで私の理解で申し上げますが、知財を担当する裁判官の育成も、日本ではやはり基本はOJTなのだろうと思います。司法研修所でも、希望者を対象とした知財に関する研修は行われていますが、本格的に知財の専門性を身に着けるためには、やはり実務経験を通じて鍛えられるプロセスが1番効果的でしょうね。日本の場合、知財高裁ほか、東京地裁・大阪地裁に知財専門部がありますが、裁判官としての異動サイクルの中で、そういった知財専門のセクションを複数回経験する裁判官が相当数いる状態です。そういうプロセスを通じて、日本の知財裁判の専門性とその厚みが確保されているのかと思います。

ロジはとにかく大変だった！

— JICAプロジェクトがなく、現在のようにインドネシアに法務アタッシェもいない時代ということで、現地の最高裁とはどのように連絡を取っていたのでしょうか。

松川 赤根部長から、インドネシア最高裁のスタッフで英語が堪能なディアンさんを紹介してもらいました。とにかく、インドネシア現地に、法整備支援にコミットしてくれる日本側の人がない状態ですので、基本は、日本国内にいる私が、メールや電話で、ディアンさんと直接やりとりをして、様々な企画の立案や調整をしていました。とても気の回る人で、しかも当時司法研修所の所長をしていたアグン最高裁判事のアシスタントのような立場でスムーズに話を通してくれました。彼女が窓口となってくれたことで本当に助かりましたが、全て遠隔というのはやはり大変ではありました。

— インドネシアの最高裁判事等を日本にご招待するときはどのような感じだったのでしょうか。

松川 JICAの本邦研修であれば、宿泊場所も含め、ロジの大半をJICAが対応してくれるわけですが、当時のインドネシアとの関係では、そういった受け皿もないわ

法に関する実情調査報告」ICDNEWS第49号（2011年12月号）119頁及び前掲注5の「インドネシア裁判官人材育成強化共同研究」ICDNEWS第50号（2012年3月号）76頁も参照。インドネシアでは、異動と昇進を一体化しており、例えば、「1B地裁の所長→1A地裁の裁判官→1A地裁の所長→高裁判事」といった順序で昇進していく。

けですので、それはそれは大変でした……。今では、法務省も各種国際会議などを主催する経験を経て、コーディネート業務や会議運用業務を外注するなど普通になっているかもしれませんが、当時はそういうノウハウも省内にほとんどない中で、私も含めた職員数名による自前主義。もう旅行代理店兼添乗員のような状態で、イスラム教の皆さんの食事やお祈り場所にも配慮しなければならないなど、サブスタンスの準備・運営よりもはるかに大変でした（笑）。まあ、今となっては良い思い出ですが、外国法曹などを招へいする場合、滞在中のロジなどはあまり自前でやろうとし過ぎず、業者への外注をできるだけうまく活用した方が、継続性が高まるでしょうね。

3 4年ぶりに日本の最高裁判事がインドネシア訪問

—— 松川教官は、大谷剛彦最高裁判事のインドネシアへの海外司法視察¹⁰にもご同行されていますね。これはとてもすごいことのように思えるのですが、いかがでしょうか。

松川 日本の最高裁判事がインドネシアを訪問するのは確か三十何年ぶりだったはずで、そういう意味では画期的なことといえるかもしれませんね。当時は、日本にとっての東南アジアの重要性がどんどん増してきている時期だったように思いますが、法分野でも両国間の交流が促進されていくことを予感させる出来事だったように思います。

—— そうしますと、思ったよりも早い時期に、最高裁判事のインドネシア訪問が実現したという感じでしょうか。

松川 確かに、あの当時にそういう企画立案をしたというのは、最高裁秘書課の担当者が、非常に先見性のある方だったのかもしれませんがね。

日本の裁判所の協力姿勢

—— 日本の裁判所のアジアや法整備支援に対する認識も変化してきているように感じますでしょうか。

松川 単純化した言い方ながら、日本の外国との付き合いは、かつてはいわゆる欧米の国々に追いつけ追い越せのキャッチアップ型関係が中心で、それは裁判所の渉外関係でも同様だったと思うのですが、そこが徐々に調整されてきているということはあるかもしれません。先ほど触れた最高裁判事が東南アジア訪問というのも一例かと。

法整備支援ということに特化して考えてみた場合も、司法機関という組織の性質上、政策的に前に出るような活動が難しいのは前提ながら、そういった司法機関と

¹⁰ 大谷剛彦最高裁判事は、司法関係機関との協力・交流を促進するため、平成24年9月26日～同年10月7日（同月6日は機中泊）の期間で、インドネシア及びタイを訪問された（インドネシアについては、同年9月26日～10月1日）。なお、在インドネシア日本国大使館において、本訪問がプレスリリース（写真付）されている。https://www.id.emb-japan.go.jp/news12_27j.html

しての立ち位置をはみ出さない範囲内で、法整備支援への協力は着実に進んでいるように感じます。裁判官出身の長期専門家¹¹や国際協力部教官¹²もかつてより増えましたよね。また、現在では、裁判官出身の長期専門家が現地に赴任する前に国際協力部教官として勤務するという助走期間も設けられたとも聞いていますが、そういう具体的な変化の1つ1つに、裁判所の姿勢が表れているように感じます。

法整備支援を法整備支援だけから考えない

—— 最後に、今後の法整備支援をどのようにしていけば良いかなど、何かアドバイスをいただければと思います。

松川 アドバイスなどというのはおこがましいですが、自分として心がけていたのは、法整備支援の重要性を感じるからこそ、法整備支援だけを見てはいけない、ということでした。法整備支援は成果が短期で明確には出にくいだけに、なかなか重要性を上手く理解してもらいにくいところがありますが、一方で、法整備支援はもちろん税金を使ってやっていると。そのため、相手国と日本国のwin-winの枠組みを考えるのはもちろん大切ですが、それにとどまらず、納税者に何をどのように還元できるか、という視点も忘れてはならないように思います。私が法整備支援を担当していた時、相手国の法制度等の実情調査を外部委託する仕組みを活用した上、その調査報告書を積極的にウェブサイトに掲載するという取組みを始めました。これは法整備支援のスキーム作りなどの前提となる実情把握を効果的・効率的に行うという意味で相手国と日本国の双方にwin-winであるだけでなく、そこで得られた知見をウェブサイトで公開することで、納税者への還元にもなっているわけです。更にいえば、法整備支援の広報も兼ねているということになりますし、官民の垣根を超えた法分野交流・相互理解などの促進にも寄与するかもしれません。こういう日頃の活動や工夫などを通じて、内外のサポーターを増やし、自然な形でうまく巻き込んでいくと、法整備支援の幅のようなものが広がり、足腰が強くなっていくのではないかなあと。

また、今後、法整備支援というステージから、より対等な交流のステージへと移行する国も出てくると思いますが、そういうポスト法整備支援の枠組みも、持続性を持つ形でうまく形成していけるといいですね。漠とした言い方になってしまいますが、アジアの国々同士の社会的・経済的距離感がもっと近づいていくであろう中、国境を越えてのルールのあり方はどうあるべきか、その中で日本ならではの役割は何なのか、法整備支援は、そんな大きな問いかけの中にあるのかもしれない。

¹¹ ベトナム、カンボジアに続き、インドネシア、ミャンマーにも、裁判官出身の長期専門家を派遣するようになった。

¹² 松川教官の時代は、裁判官出身の国際協力部教官は1名であった。現在は2名。



【現地での活動の様子。1番左がアゲン判事，右から2番目が松川教官。】

中国民法典の制定について（４・完）

前 J I C A 長期派遣専門家
弁護士 白 出 博 之

[目 次]

- 第 1 はじめに
- 第 2 中国民法典の全条文について
 - 第一編 総則
 - 第二編 物権 ～以上まで I C D N E W S 第 8 5 号
 - 第三編 契約
 - 第十九章 運送契約 ～以上まで I C D N E W S 第 8 6 号
 - 第二十章 技術契約
 - 第四編 人格権
 - 第五編 婚姻家庭 ～以上まで I C D N E W S 第 8 7 号
 - 第六編 相続 ～以下本号
 - 第七編 権利侵害責任
- 附則
- 第 3 中国民法典に関連する法整備支援
 - 1 プロジェクト成果発表ウェビナー報告
 - 2 中国民法典編纂に関わる法整備支援の実施状況
 - 3 結語に代えて

[本 文]

第 2 中国民法典の全条文について

第六編 相続¹

第一章 一般規定

第 1 1 1 9 条【本編の調整範囲】²

本編は相続により発生した民事関係を調整する。

第 1 1 2 0 条【相続権の保護】

国家は、自然人の相続権を保護する。

¹ 相続制度は、自然人の死亡後の財産承継に関する基本的制度である。相続法〔继承法〕（1985年成立、全37条）の施行以降、人民大衆の生活水準の継続的向上に伴い、個人及び家族の財産が増加しており、相続に起因する紛争も増加して状況も複雑化している。中国の社会・家族構成、相続についての考え方等の発展・変化に基づき、中国民法典「第六編 相続」（1119条以下）では、相続法を基礎として、人民大衆の遺産処理に関する現実のニーズを満たすために相続制度に対する改善が行われており、第六編は計4章、45条からなる。

² 本文中の条文見出しは、全国人大法工委民法室主任・黄薇主編『中華人民共和國民法典繼承編・解説』（中国法制出版社・2020年7月）、同室・孫娜娜編『民法典新旧逐条对比』（中国檢察出版社・2020年6月）を主に参照したものである。

第1121条【相続の開始と死亡時間の推定】

相続は、被相続人が死亡した時から開始する。

- 2 相互に相続関係を有する数人が同一事象において死亡し、死亡時間を確定することが困難である場合、その他相続人のない者が先に死亡したものと推定する。いずれもその他相続人があり、親等が異なる場合、尊属が先に死亡したものと推定する。親等が同じである場合、同時に死亡したものと推定し、相互に相続は発生しない。

第1122条【遺産の定義】

遺産とは、自然人が死亡した時に遺留された個人の合法的な財産をいう。

- 2 法律の規定又はその性質により相続できない遺産は、相続することができない。

第1123条【相続の方式，処理】

相続が開始した後は、法定相続に従って処理する。遺言がある場合、遺言相続又は遺贈に従って処理する。遺贈扶養協議がある場合、協議に従って処理する。

第1124条【相続，遺贈の放棄】

相続が開始した後に、相続人が相続を放棄する場合、遺産を処理する前に、書面形式により相続放棄の意思表示を行わなければならない。意思表示がない場合、相続を受けたものとみなす。

- 2 受遺者は、遺贈を受けることを知ってから60日以内に、遺贈を受け又は放棄する旨の意思表示を行わなければならない。期限までに意思表示を行わない場合、遺贈を放棄したものとみなす。

第1125条【相続権の喪失】

相続人は、次に掲げるいずれかの行為があった場合、相続権を喪失する。

- (一) 被相続人を故意に殺害したとき
- (二) 遺産を奪い取るためにその他の相続人を殺害したとき
- (三) 被相続人を遺棄し、又は被相続人を虐待し、情状が重大であるとき
- (四) 遺言を偽造、改ざん、隠匿又は廃棄し、情状が重大であるとき
- (五) 詐欺、強迫手段により被相続人による遺言の作成、変更若しくは撤回を強制又は妨害し、情状が重大であるとき

- 2 相続人に前項第3号乃至第5号の行為があり、改悛の態度が確かに認められ、被相続人が宥恕の意思を表示し、又は事後に遺言でその者を相続人とする旨を明確にした場合、当該相続人は相続権を喪失しない。

- 3 受遺者に本条第1項の規定する行為があった場合、受遺権を喪失する。

第二章 法定相続

第1126条【相続権の男女平等】

相続権は男女平等とする。

第1127条【法定相続人の範囲，相続順位】

遺産は、次の順位に従って相続する。

(一) 第一順位：配偶者，子，父母

(二) 第二順位：兄弟姉妹，父方の祖父母，母方の祖父母

2 相続が開始した後は，第一順位の相続人が相続し，第二順位の相続人は相続しない。

第一順位の相続人が相続しない場合，第二順位の相続人が相続する。

3 本編における子には，嫡出子，非嫡出子，養子及び扶養関係のある継子を含む。

4 本編における父母には，実父母，養父母及び扶養関係のある継父母を含む。

5 本編における兄弟姉妹には，同じ父母の兄弟姉妹，父親が同じで母親が異なる又は母親が同じで父親が異なる兄弟姉妹，養子の兄弟姉妹，扶養関係のある継子の兄弟姉妹を含む。

第1128条【代襲相続】

被相続人の子が被相続人より先に死亡した場合，被相続人の子の直系卑属の血族が代襲相続する。

2 被相続人の兄弟姉妹が被相続人より先に死亡した場合，被相続人の兄弟姉妹の子が代襲相続する。

3 代襲相続人は，一般に被代襲者が相続権を有する遺産相続分のみを相続することができる。

第1129条【配偶者を喪失した者の相続権】

配偶者を喪失した妻が義父母に対して，配偶者を喪失した夫が岳父母に対して，主な扶養〔贍養〕義務を果たした場合，第一順位の相続人とする。

第1130条【法定相続人の相続分】

同一順位の相続人が相続する遺産相続分は，一般に均等でなければならない。

2 生活が特別に困難であり労働能力も有しない相続人に対して，遺産を分配する時に配慮しなければならない。

3 被相続人に対して主な扶養義務を果たし又は被相続人と共同で生活する相続人に対して，遺産を分配する時に多く分配することができる。

4 扶養能力及び扶養条件を有するが，扶養義務を果たさない相続人に対して，遺産を分配する時に分配せず又は少なく分配しなければならない。

5 相続人が協議を経て同意した場合，均等にしなくてもよい。

第1131条【相続人以外の者に対する遺産分配】

相続人以外で被相続人の扶養に依存する者，又は相続人以外で被相続人に対する扶養が比較的多い者に対して，適当な遺産を分配することができる。

第1132条【相続問題の処理】

相続人は，互いに思いやり，譲り合い，睦まじく団結する精神に基づいて，協議を経て相続問題を処理しなければならない。遺産分割の時期，方法及び持分は，相続人が協議を経て確定する。協議が調わない場合，人民調解委員会が調解を行い，又は人民法院に訴訟を提起することができる。

第三章 遺言相続及び遺贈

第1133条【遺言による財産処分】

自然人は、本法の規定に従って遺言をなし、個人財産を処分することができ、遺言執行者を指定することもできる。

- 2 自然人は、遺言をなし、法定相続人の一名又は数人を指定して個人財産を相続させることができる。
- 3 自然人は、遺言をなし、国家、集団又は法定相続人以外の組織、個人に個人財産を贈与できる。
- 4 自然人は、法に基づき遺言信託を設定することができる。

第1134条【自筆遺言】

自筆遺言は、遺言者が自ら書き、署名し、年、月、日を明記する。

第1135条【代筆遺言】

代筆遺言は、二名以上の証人がその場に立ち会わなければならない。そのうちの一人が代筆し、遺言者、代筆者及びその他証人が署名し、年、月、日を明記する。

第1136条【印刷による遺言】

印刷による遺言は、二名以上の証人がその場に立ち会わなければならない。遺言者及び証人は、遺言書の各頁に署名し、年、月、日を明記しなければならない。

第1137条【録音・録画形式による遺言】

録音・録画形式により遺言をなす場合、二名以上の証人がその場に立ち会わなければならない。遺言者及び証人は、録音・録画の中にその氏名又は肖像、及び年、月、日を記録しなければならない。

第1138条【危急状況下における口頭遺言】

遺言者は、危急の状況下において、口頭遺言をすることができる。口頭遺言は、二名以上の証人がその場に立ち会わなければならない。危急の状況が解消された後に、遺言者が書面又は録音・録画形式により遺言を残すことができる場合、残された口頭による遺言は無効とする。

第1139条【公証遺言】

公証遺言は、遺言者が公証機関で手続を行わなければならない。

第1140条【遺言の証人資格】

次に掲げる者は、遺言の証人となることができない。

- (一) 民事行為無能力者、制限民事行為能力者及びその他証人となる能力を有しない者
- (二) 相続人、受遺者
- (三) 相続人、受遺者との間に利害関係が存在する者

第1141条【特留分】

遺言は、労働能力だけでなく生活のための収入源も有しない相続人のために必要な遺産相続分を留保しなければならない。

第1142条【遺言の撤回，変更】

遺言者は，自己がなした遺言を撤回，変更することができる。

- 2 遺言をなした後に，遺言者が遺言の内容に相反する民事法律行為を行った場合，遺言の関連内容を撤回したものとみなす。
- 3 複数の遺言がなされ，その内容が相互に抵触する場合には，最後の遺言を基準とする。

第1143条【遺言の無効】

民事行為無能力者又は制限民事行為能力者がなした遺言は無効とする。

- 2 遺言は，遺言者の真実の意思を示すものでなければならず，詐欺，強迫を受けてなされた遺言は無効とする。
- 3 偽造された遺言は無効とする。
- 4 遺言が改ざんされた場合，改ざんされた内容は無効とする。

第1144条【負担付き遺言・遺贈】

遺言相続又は遺贈に義務が付されている場合，相続人又は受遺者は，義務を履行しなければならない。正当な理由なく義務を履行しない場合には，利害関係人又は関係組織の請求により，人民法院はその義務が附された部分の遺産を受け取る権利を取り消すことができる。

第四章 遺産の処理

第1145条【遺産管理人の選任】

相続が開始した後，遺言執行者を遺産管理人とする。遺言執行者がいない場合，相続人は速やかに遺産管理人を選任しなければならない。相続人が遺産管理人を選任しない場合は，相続人が共同で遺産管理人となる。相続人がいない又は相続人がいずれも相続を放棄した場合には，被相続人の生前住所地の民政部門又は村民委員会が遺産管理人を担当する。

第1146条【遺産管理人の指定】

遺産管理人の確定について争いがある場合，利害関係人は遺産管理人の指定を人民法院に申請することができる。

第1147条【遺産管理人の職責】

遺産管理人は，次に掲げる職責を履行しなければならない。

- (一) 遺産の整理及び遺産目録の作成
- (二) 相続人に対する遺産状況の報告
- (三) 遺産の毀損防止のために必要な措置を講じる
- (四) 被相続人の債権債務を処理
- (五) 遺言又は法律規定に基づく遺産の分割
- (六) 遺産管理に関するその他の必要な行為を実施すること

第1148条【遺産管理人の責任】

遺産管理人は、法に基づき職責を果たさなければならず、故意又は重過失により相続人、受遺者、債権者に損害を与えた場合、民事責任を負わなければならない。

第1149条【遺産管理人の報酬】

遺産管理人は、法律の規定又は約定に従って報酬を得ることができる。

第1150条【相続開始の通知】

相続が開始した後、被相続人の死亡を知った相続人は、速やかにその他の相続人及び遺言執行者に通知しなければならない。相続人中の誰も被相続人の死亡を知らず、又は被相続人の死亡を知ったが通知できない場合、被相続人の生前の在籍組織又は居住地の居民委員会、村民委員会が通知の責めを負う。

第1151条【遺産の保管】

遺産を保管する者は、遺産を適切に保管しなければならず、いかなる組織又は個人も横領又は争奪してはならない。

第1152条【相続開始後、遺産分割前に相続人が死亡した場合】

相続が開始した後、遺産が分割される前に相続人が死亡し、かつ相続を放棄していない場合、当該相続人が相続すべき遺産はその相続人に移転する。但し、遺言に別段の手配がある場合を除く。

第1153条【遺産の確定】

夫婦が共同所有する財産について、約定がある場合を除き、遺産を分割するときに、先に共同所有財産の半分を配偶者の所有とし、その残りを被相続人の遺産としなければならない。

2 遺産が家庭の共有財産中にある場合、遺産を分割するときに、先に他人の財産を除外しなければならない。

第1154条【遺言相続に対して法定相続による処理が及ぶ場合】

次のいずれかに該当する場合、遺産の関係部分は法定相続に従って処理する。

- (一) 遺言相続人が相続を放棄し又は受遺者が受遺を放棄したとき
- (二) 遺言相続人が相続権を喪失し又は受遺者が受遺権を喪失したとき
- (三) 遺言相続人、受遺者が遺言者より先に死亡し又は終了したとき
- (四) 遺言の無効部分に係る遺産
- (五) 遺言により処分されていない遺産

第1155条【胎児相続分の留保】

遺産を分割するときは、胎児の相続分を留保しなければならない。胎児が娩出時に死体である場合、留保された相続分は法定相続に従って処理する。

第1156条【遺産分割において堅持すべき法定原則・分割方法】

遺産の分割は、生産及び生活の必要に有益でなければならず、遺産の効用を損ねてはならない。

2 分割に適さない遺産は、価額換算、適切な補償又は共有等の方法により処理すること

ができる。

第1157条【再婚者の相続財産処分権】

夫婦の一方が死亡した後に他方が再婚した場合、相続した財産を処分する権利を有し、いかなる組織又は個人も干渉してはならない。

第1158条【遺贈扶養協議】

自然人は、相続人以外の組織又は個人と遺贈扶養協議を締結することができる。協議に従って、当該組織又は個人は、当該自然人の生前の扶養及び死後の葬儀と埋葬の義務を負い、遺贈を受ける権利を有する。

第1159条【遺産分割時の義務】

遺産を分割するには、被相続人が法に基づき納付すべき税金及び債務を弁済しなければならない。但し、労働能力だけでなく生活のための収入源も有しない相続人のために必要な遺産を留保しなければならない。

第1160条【相続人・受遺者が不在遺産の帰属】

相続人がなく受遺者もない遺産は、国家所有に帰属し、公益事業に用いる。死者が生前に集団所有制組織の構成員である場合、在籍する集団所有制組織の所有とする。

第1161条【遺産債務の弁済規則】

相続人は、得た遺産の実際の価値を限度として被相続人が法に基づき納付すべき税金及び債務を弁済する。遺産の実際の価値を超えた部分について、相続人が自由意思により償還する場合は、この限りでない。

2 相続人は、相続を放棄した場合、被相続人が法に基づき納付すべき税金及び債務に対して弁済責任を負わなくてもよい。

第1162条【遺贈と遺産債務の弁済】

遺贈の執行は、遺贈者が法に基づき納付すべき税金及び債務の弁済を妨げてはならない。

第1163条【法定相続、遺言相続、遺贈がある場合の債務弁済】

法定相続だけでなく遺言相続、遺贈もある場合、法定相続人が法に基づき納付すべき税金及び債務を弁済する。法定相続遺産の実際の価値を超える部分は、遺言相続人及び受遺者が得た遺産から比率に従って弁済する。

第七編 権利侵害責任〔侵权责任〕³

第一章 一般規定

第1164条【本編の調整範囲】⁴

本編は民事上の権益侵害により発生した民事関係を調整する。

³ 権利侵害責任は民事主体が他人の権益を侵害した場合に負うべき法律効果である。権利侵害責任法（2009年成立、全92条）は、その施行以来、民事主体の合法的権益保護、権利侵害責任の明確化、権利侵害行為の予防・制裁において重要な作用を営んでいる。中国民法典「第七編 権利侵害責任」（1164条以下）では、実務経験の総括内容に基づき、権利侵害分野において出現した新たな状況に対して、司法解釈の関連規定を参考とし、権利侵害責任制度について必要な補充及び整備が行われており、第七編は計10章、95条からなる。

⁴ 本文中の条文見出しは、主に全国人大法工委民法室主任・黄薇主編『中華人民共和國民法典侵权责任編・解説』（中

第1165条【過失責任原則と過失推定】

行為者が過失により他人の民事上の権益を侵害し、損害を与えた場合、権利侵害責任を負わなければならない。

- 2 法律の規定に従って行為者に過失があるものと推定し、その行為者が自己に過失がないことを証明できない場合、権利侵害責任を負わなければならない。

第1166条【無過失責任原則】

行為者が他人の民事上の権益を侵害して損害を与え、行為者に過失があるか否かに関わりなく法律の規定により権利侵害責任を負わなければならない場合、その規定に従う。

第1167条【侵害停止，妨害排除，危険除去の請求権】

権利侵害行為の危害が他人の人身，財産の安全を脅かした場合，被権利侵害者は，侵害停止，妨害排除，危険除去等の権利侵害責任の負担を権利侵害者に請求する権利を有する。

第1168条【共同権利侵害行為】

二名以上の者が共同で権利侵害行為を実施し，他人に損害を与えた場合，連帯責任を負わなければならない。

第1169条【権利侵害行為の教唆，幫助】

他人による権利侵害行為の実施を教唆，幫助した場合，行為者と連帯責任を負わなければならない。

- 2 民事行為無能力者，制限民事行為能力者による権利侵害行為の実施を教唆，幫助した場合，権利侵害責任を負わなければならない。当該民事行為無能力者，制限民事行為能力者の後見人が後見職責を果たさない場合，相応する責任を負わなければならない。

第1170条【共同危険行為】

二人以上の者が他人の人身，財産の安全を脅かす行為を実施し，そのうちの一人又は数人の行為が他人に損害を与え，具体的な権利侵害者を確定することができる場合，権利侵害者が責任を負う。具体的な権利侵害者を確定することができない場合，行為者が連帯責任を負う。

第1171条【意思連絡はないが連帯責任を負うべき各別の権利侵害行為】

二人以上の者が個別に権利侵害行為を実施し，同一の損害を与え，各人の権利侵害行為がいずれも全部の損害を生じさせるに足りる場合，行為者が連帯責任を負う。

第1172条【意思連絡のない各別の権利侵害行為】

二人以上の者が個別に権利侵害行為を実施し，同一の損害を与え，責任の大小を確定することができる場合，各自が相応する責任を負う。責任の大小を確定することができない場合，均等に賠償責任を負う。

国法制出版社・2020年7月），同室・孫娜娜編『民法典新旧逐条对比』（中国檢察出版社・2020年6月）を参照したものである。

第1173条【過失相殺】

被権利侵害者が同一の損害の発生又は拡大に対して過失がある場合、権利侵害者の責任を軽減することができる。

第1174条【被害者に故意ある場合の責任免除】

損害が被害者の故意によるものである場合、行為者は責任を負わない。

第1175条【第三者による損害】

損害が第三者によるものである場合、第三者が権利侵害責任を負わなければならない。

第1176条【リスク活動に自ら望んで参加した場合】

一定のリスクのある文化娯楽・スポーツ活動に自ら望んで参加し、その他の参加者の行為により損害を受けた場合、被害者はその他の参加者に権利侵害責任の負担を請求してはならない。但し、その他の参加者に損害発生について故意又は重大な過失がある場合を除く。

2 活動を組織した者の責任には、本法第1198条から第1201条の規定を適用する。

第1177条【自助行為】

合法的権益が侵害され、緊迫した状況にあり、かつ速やかに国家機関による保護を得ることができず、直ちに措置を講じないとその合法的権益が回復困難な損害を受ける場合、被害者は自己の合法的権益を保護するため必要な範囲内で権利侵害者の財物を取り押さえる等の合理的措置を講じることができる。但し、直ちに関係する国家機関に処理を請求しなければならない。

2 被害者の講じた不適当な措置により他人に損害を与えた場合、権利侵害責任を負わなければならない。

第1178条【責任の免除・軽減に関する特別規定の優先】

本法及びその他の法律に責任の免除又は軽減の事由に関する別段の規定がある場合、その規定に従う。

第二章 損害賠償

第1179条【人身損害賠償の範囲】

他人を侵害して人身損害を与えた場合、医療費、介護費、交通費、栄養費、入院食事補助費等の治療及び健康回復のために支出した合理的費用、並びに休業により減少した収入を賠償しなければならない。障害が残った場合、さらに障害者補助用具費及び障害賠償金を賠償しなければならない。死亡した場合、さらに葬儀埋葬費及び死亡賠償金を賠償しなければならない。

第1180条【同一金額による死亡賠償金の確定】

同一の権利侵害行為により多数の者が死亡した場合、同一金額により死亡賠償金を確定することができる。

第1181条【被権利侵害者の死亡，合併・分割の場合の請求権者の確定】

被権利侵害者が死亡した場合，その近親族が権利侵害責任の負担を権利侵害者に請求する権利を有する。被権利侵害者が組織であり，当該組織が分割，合併した場合，権利を承継した組織が権利侵害責任の負担を権利侵害者に請求する権利を有する。

- 2 被権利侵害者が死亡した場合，医療費，葬儀埋葬費等の合理的費用を権利侵害者に支払った者が賠償費用を権利侵害者に請求する権利を有する。但し，権利侵害者が当該費用を既に支払った場合を除く。

第1182条【人身権益侵害による財産的損害の賠償】

他人の人身上の権益を侵害して財産損害を与えた場合，被権利侵害者がこれにより受けた損害又は権利侵害者がこれにより得た利益に従って賠償する。被権利侵害者がこれにより受けた損害及び権利侵害者がこれにより得た利益の確定が困難であり，被権利侵害者及び権利侵害者による賠償金額に関する協議が調わず，人民法院に訴訟を提起した場合，人民法院が実際の状況に基づいて賠償金額を確定する。

第1183条【精神損害の賠償】

自然人の人身上の権益を侵害し，重大な精神的損害を与えた場合，被権利侵害者は精神的損害賠償を請求する権利を有する。

- 2 故意又は重大な過失により自然人にとって人身に係る意義を有する特定の物品を侵害し，重大な精神的損害を与えた場合，被権利侵害者は精神的損害賠償を請求する権利を有する。

第1184条【財産的損害の計算】

他人の財産を侵害した場合，財産上の損害は，損害が発生した時の市場価格又はその他の合理的方式に従って計算する。

第1185条【知的財産権侵害による懲罰的賠償】

他人の知的財産権が故意に侵害され，情状が重大である場合，被権利侵害者は相応する懲罰的賠償を請求する権利を有する。

第1186条【損害の公平分担】

被害者及び行為者のいずれにも損害発生に対して過失がない場合，法律の規定に従って双方が損害を分担する。

第1187条【賠償費用の支払方式】

損害が発生した後に，当事者は，賠償費用の支払方式について協議することができる。協議が調わない場合，賠償費用は一括払いとしなければならない。一括払いが確かに困難である場合，分割払いとすることができる。但し，被権利侵害者は，相応する担保提供を請求する権利を有する。

第三章 責任主体に関する特別規定

第1188条【民事行為無能力者等の権利侵害と後見人】

民事行為無能力者，制限民事行為能力者が他人に損害を与えた場合，後見人が権利侵

害責任を負う。後見人が後見職責を果たした場合には、その権利侵害責任を軽減することができる。

- 2 財産を有する民事行為無能力者、制限民事行為能力者が他人に損害を与えた場合、本人の財産から賠償費用を支払う。不足する部分は、後見人が賠償する。

第1189条【民事行為無能力者等の権利侵害と後見人2】

民事行為無能力者、制限民事行為能力者が他人に損害を与えた場合において、後見人が後見職責の一部又は全部を他人に委任しているときは、後見人が権利侵害責任を負わなければならない。受任者に過失がある場合、相応する責任を負う。

第1190条【完全民事行為能力者が一時的に意識喪失した場合】

完全民事行為能力者は、自己の行為に対して一時的に意識を喪失し、又は制御能力を喪失して他人に損害を与えた場合において、過失があるときは、権利侵害責任を負わなければならない。過失がない場合には、行為者の経済状況に基づいて被害者に適切な補償を与える。

- 2 完全民事行為能力者は、酩酊、麻酔薬又は向精神薬の濫用により自己の行為について一時的に意識を喪失し、又は制御能力を喪失して他人に損害を与えた場合、権利侵害責任を負わなければならない。

第1191条【雇用組織、労務派遣組織の使用者責任】

雇用組織の職員が業務上の任務の執行により他人に損害を与えた場合、雇用組織が権利侵害責任を負う。雇用組織が権利侵害責任を負った後、故意又は重過失ある職員に対して求償することができる。

- 2 人材派遣期間において、派遣された職員が業務上の任務の執行により他人に損害を与えた場合、人材派遣を受け入れた雇用組織が権利侵害責任を負う。人材派遣組織に過失がある場合、相応する責任を負う。

第1192条【個人労務関係における責任】

個人間に形成された労務関係において、労務を提供する一方が労務により他人に損害を与えた場合、労務を受けた一方が権利侵害責任を負う。労務を受けた一方が権利侵害責任を負った後、故意又は重過失ある労務を提供する一方に対して求償することができる。労務を提供する一方が労務により損害を受けた場合、双方各自の過失に基づいて相応する責任を負う。

- 2 労務提供期間において第三者の行為が労務を提供する一方に損害を与えた場合、労務を提供する一方は、権利侵害責任の負担を第三者に請求する権利を有し、権利侵害責任の負担を労務を受ける一方にも補償を請求する権利を有する。労務を受ける一方は、補償した後に、第三者に求償することができる。

第1193条【請負関係における責任】

請負人が仕事の完成過程において第三者に損害を与え、又は自ら損害を受けた場合、注文者は、権利侵害責任を負わない。但し、注文者の注文、指示又は選任に過失がある場合、相応する責任を負わなければならない。

第1194条【ネットワークにおける権利侵害】

ネットワーク利用者、ネットワークサービスプロバイダは、ネットワークを利用して他人の民事上の権益を侵害した場合、権利侵害責任を負わなければならない。法律に別段の規定がある場合、その規定に従う。

第1195条【ネットワーク利用者、ネットワークサービスプロバイダに対する救済措置】

ネットワーク利用者がネットワークサービスを利用して権利侵害行為を実施した場合、権利者は、ネットワークサービスプロバイダに対し、削除、遮断、リンクの切断等の必要な措置を講じるよう通知する権利を有する。通知には、権利侵害を構成することに関する初歩的証拠及び権利者の真実の身分識別情報を含めなければならない。

2 ネットワークサービスプロバイダは、通知を受け取った後、速やかに当該通知に関連するネットワーク利用者に転送し、かつ権利侵害を構成することの初歩的証拠及びサービス類型に基づいて必要な措置を講じなければならない。速やかに必要な措置を講じなかった場合、損害の拡大部分に対して、当該ネットワーク利用者と連帯責任を負う。

3 権利者が誤った通知によりネットワーク利用者又はネットワークサービスプロバイダに損害を与えた場合、権利侵害責任を負わなければならない。法律に別段の規定がある場合、その規定に従う。

第1196条【権利侵害行為不存在の声明】

ネットワーク利用者は、転送された通知を受け取った後に、権利侵害行為が存在しない旨の声明をネットワークサービスプロバイダに提出することができる。声明には権利侵害行為が存在しないことに関する初歩的証拠及びネットワーク利用者の真実の身分識別情報を含めなければならない。

2 ネットワークサービスプロバイダは、声明を受け取った後に、通知を発出した権利者に当該声明を転送し、かつ関係部門に苦情を提出し又は人民法院に訴訟を提起することができる旨を告知しなければならない。ネットワークサービスプロバイダは、転送した声明が権利者に到達してから合理的期限内に、権利者が既に苦情を提出し又は訴訟を提起した旨の通知を受け取っていない場合、講じた措置を速やかに終了しなければならない。

第1197条【ネットワークサービスプロバイダの責任】

ネットワークサービスプロバイダは、ネットワーク利用者がそのネットワークサービスを利用して他人の民事上の権益を侵害したことを知り又は知ることができたにもかかわらず、必要な措置を講じない場合、当該ネットワーク利用者と連帯責任を負う。

第1198条【公共施設管理者等の安全保障義務違反】

ホテル、ショッピングセンター、銀行、駅、飛行場、体育館、娯楽施設等の事業施設、公共施設の事業者、管理者又は大衆イベントの主催者は、安全保障義務を果たさず、他人に損害を与えた場合、権利侵害責任を負わなければならない。

2 第三者の行為が他人に損害を与えた場合、第三者が権利侵害責任を負う。事業者、管理者又は主催者は、安全保障義務を果たさない場合、相応する補充的責任を負う。事業

者、管理者又は主催者は、補充的責任を負った後に、第三者に求償することができる。

第1199条【民事行為無能力者が学習・生活期間に損害を受けた場合】

民事行為無能力者が幼稚園、学校又はその他教育機関の学習、生活期間において人身損害を受けた場合、幼稚園、学校又はその他教育機関が権利侵害責任を負わなければならない。但し、教育、管理の職責を尽くしたことを証明することができる場合、権利侵害責任を負わない。

第1200条【制限民事行為無能力者が学習・生活期間に損害を受けた場合】

制限民事行為能力者が学校又はその他教育機関の学習、生活期間において人身損害を受けた場合において、学校又はその他教育機関は、教育、管理の職責を尽くしていないとき、権利侵害責任を負わなければならない。

第1201条【民事行為無能力者・制限民事行為能力者が学習・生活期間に第三者から損害を受けた場合】

民事行為無能力者又は制限民事行為能力者が幼稚園、学校又はその他教育機関の学習、生活期間において、幼稚園、学校又はその他教育機関以外の第三者から人身損害を受けた場合、第三者が権利侵害責任を負う。幼稚園、学校又はその他教育機関は、管理の職責を尽くしていない場合、相応する補充的責任を負う。幼稚園、学校又はその他教育機関は、補充的責任を負った後に、第三者に求償することができる。

第四章 製造物責任

第1202条【製品生産者の権利侵害責任】

製品に欠陥が存在し、他人に損害を与えた場合、生産者が権利侵害責任を負わなければならない。

第1203条【被権利侵害者による生産者・販売者に対する選択請求】

製品に欠陥が存在し、他人に損害を与えた場合、被権利侵害者は、製品の生産者に賠償を請求することができ、製品の販売者に賠償を請求することもできる。

2 製品の欠陥が生産者によるものである場合、販売者は、賠償した後に、生産者に対して求償権を有する。販売者の過失により製品に欠陥が存在する場合、生産者は、賠償した後に、販売者に対して求償権を有する。

第1204条【生産者・販売者の第三者に対する求償権】

運送者、倉庫保管者等の第三者の過失により製品に欠陥が存在し、他人に損害を与えた場合、製品の生産者、販売者は、賠償した後に、第三者に対して求償権を有する。

第1205条【生産者・販売者の侵害停止、妨害排除、危険除去等の責任】

製品の欠陥により他人の人身、財産の安全を脅かした場合、被権利侵害者は、侵害停止、妨害排除、危険除去等の権利侵害責任の負担を生産者、販売者に請求する権利を有する。

第1206条【欠陥製品に関する救済措置】

製品の投入流通が開始した後に欠陥が存在することを発見した場合、生産者、販売者

は、速やかに販売停止、警告、回収等の救済措置を講じなければならない。速やかに救済措置を講じず又は救済措置が不十分で損害が拡大した場合、拡大した損害に対しても権利侵害責任を負わなければならない。

2 前項の規定により回収措置を講じた場合、生産者、販売者は被権利侵害者がこれにより支出した必要費用を負担しなければならない。

第1207条【製造物責任中の懲罰的賠償】

製品に欠陥が存在することを明らかに知っているにもかかわらずなお生産、販売し、又は前条の規定に従って救済措置を講じず、他人に死亡又は健康に重大な損害を与えた場合、被権利侵害者は、相応する懲罰的賠償を請求する権利を有する。

第五章 自動車〔机动车〕交通事故責任

第1208条【自動車交通事故の帰責原則】

自動車が交通事故を発生させ、損害を与えた場合、道路交通安全法及び本法の関係規定に従って賠償責任を負う。

第1209条【賃貸借・借用等による自動車交通事故】

賃貸借、借用等の事由により自動車の所有者、管理者と使用者が同一人でない場合に、交通事故を発生して損害を与え、当該自動車側の責任に属するときは、自動車の使用者が賠償責任を負う。自動車の所有者、管理者が損害発生に対して過失がある場合、相応する賠償責任を負う。

第1210条【譲渡引渡し後、未登録自動車の交通事故】

当事者間で既に売買その他の方式で自動車を譲渡し引渡しを完了したが登録を行っていない場合に、交通事故を発生して損害を与え、当該自動車側の責任に属するときは、譲受人が賠償責任を負う。

第1211条【名義借り形式による道路運送事業活動を行う自動車の交通事故】

名義借り形式により道路運送事業活動を行う自動車が交通事故を発生して損害を与えた場合に、当該自動車側の責任に属するときは、名義を借りた者及び名義を貸した者が連帯責任を負う。

第1212条【無許可で他人の自動車を使用した交通事故の責任】

許可を得ずに他人の自動車を運転して交通事故を発生し損害を与えた場合に、当該自動車側の責任に属するときは、自動車の使用者が賠償責任を負わなければならない。自動車の所有者、管理者に過失がある場合、相応する賠償責任を負う。但し、本章に別段の規定がある場合を除く。

第1213条【自動車強制保険及び商業保険に同時加入している場合】

自動車が交通事故を発生し損害を与えた場合に、当該自動車側一方の責任に属するとき、先に自動車強制保険を引き受けた保険者が強制保険の責任限度額の範囲内で賠償する。不足する部分は、自動車商業保険を引き受けた保険者が保険契約の約定に従って賠償し、なお不足する場合、権利侵害者が賠償する。

第1214条【改造車・廃棄基準の自動車による交通事故】

売買又はその他の方式により、違法に組み立てた、又は既に廃棄基準に達した自動車を譲渡し、交通事故を発生し損害を与えた場合、譲渡人及び譲受人が連帯責任を負う。

第1215条【窃盗車両等による交通事故責任】

窃取、強取又は奪取された自動車が交通事故を発生し損害を与えた場合、窃取、強取又は奪取した者が賠償責任を負う。窃取、強取又は奪取した者と自動車の使用者が同一人でなく、交通事故を発生し損害を与え、当該自動車側一方の責任に属する場合、窃取、強取又は奪取した者及び自動車の使用者が連帯責任を負う。

2 保険者は、自動車強制保険の責任限度額の範囲内で応急処置費用を立て替えた場合、交通事故の責任者に対して求償権を有する。

第1216条【交通事故運転者が逃走した場合の被害者救済】

自動車の運転者が交通事故の発生後に逃亡した場合において、当該自動車が強制保険に加入しているときは、保険者が自動車強制保険の責任限度額の範囲内で賠償する。自動車が不明であり、当該自動車が強制保険に加入しておらず、又は応急処置費用が自動車交通事故責任強制保険の責任限度額を超え、被権利侵害者の死傷による応急処置、葬儀埋葬等の費用を支払う必要があるときは、道路交通事故社会救助基金が立替えを行う。道路交通事故社会救助基金が立替えを行った後に、その管理機構は、交通事故の責任者に対して求償権を有する。

第1217条【好意同乗時の交通事故】

非営業運行の自動車が交通事故を発生し無償搭乗者に損害を与えた場合に、当該自動車側一方の責任に属するときは、その賠償責任を軽減しなければならない。但し、自動車の使用者に故意又は重過失がある場合を除く。

第六章 医療損害責任

第1218条【医療損害責任の帰責原則】

患者が診療活動において損害を受け、医療機関又はその医療従事者に過失がある場合、医療機関が賠償責任を負う。

第1219条【医療従事者の説明義務】

医療従事者は、診療活動において、患者に対して病状及び医療措置について説明しなければならない。手術、特殊検査、特殊治療を行う必要がある場合、医療従事者は速やかに医療リスク、代替医療計画等の状況について患者に具体的に説明し、かつその明確な同意を取得しなければならない。患者に説明できない又は説明することが不適當な場合、患者の近親族に説明し、かつその明確な同意を取得しなければならない。

2 医療従事者が前項の義務を尽くさず、患者に損害を与えた場合、医療機関が賠償責任を負わなければならない。

第1220条【緊急状況下の医療措置】

危篤患者の応急処置等の緊急状況により、患者又はその近親族の意見を取得できない

場合、医療機関の責任者又は授権を受けた責任者の承認を得て、相応する医療措置を直ちに行うことができる。

第1221条【医療従事者の診療義務違反】

医療従事者が診療活動において当時の医療水準に相応する診療義務を尽くさず、患者に損害を与えた場合、医療機関が賠償責任を負わなければならない。

第1222条【医療機関の過失推定】

患者が診療活動において損害を受け、次のいずれかの状況がある場合、医療機関に過失があるものと推定する。

- (一) 法律、行政法規、規章及び診療規範に関するその他の規定に違反したとき
- (二) 紛争と関係がある診療記録を隠匿し又は提供を拒絶したとき
- (三) 診療記録を遺失、偽造、改ざん又は違法に廃棄したとき

第1223条【薬品欠陥・不合格血液の輸血等による損害賠償等】

薬品、消毒製品、医療機器の欠陥、又は不合格の血液の輸血により患者に損害を与えた場合、患者は、薬品上市許可保有者、生産者又は血液提供組織に賠償を請求することができ、医療機関に賠償を請求することもできる。患者が医療機関に賠償を請求した場合、医療機関は、賠償した後に、責任を負う薬品上市許可保有者、生産者又は血液提供組織に対して求償権を有する。

第1224条【医療機関が責任を負わない場合】

患者が診療活動において損害を受け、次のいずれかの状況がある場合、医療機関は、賠償責任を負わない。

- (一) 患者又はその近親族が医療機関による診療規範に適合する診療に協力しないとき
- (二) 医療従事者が危篤患者の応急処置等の緊急状況下で適正な診療の義務を既に尽くしたとき
- (三) 当時の医療水準に限りがあり診療が困難であるとき

2 前項第1号の事由において、医療機関又はその医療従事者に過失がある場合、相応する賠償責任を負わなければならない。

第1225条【診療記録に関する義務】

医療機関及びその医療従事者は、規定に従って入院記録、医師指示書、検査報告、手術及び麻酔記録、病理資料、看護記録、医療費用等の診療記録を記入し、適切に保管しなければならない。

2 患者が前項の規定する診療記録の閲覧、複製を請求した場合、医療機関は速やかに提供しなければならない。

第1226条【患者のプライバシー、個人情報の保護】

医療機関及びその医療従事者は、患者のプライバシー及び個人情報の秘密を保護しなければならない。患者のプライバシー及び個人情報を漏えいし又は患者の同意を得ずにその診療記録を公開した場合、権利侵害責任を負わなければならない。

第1227条【不要な検査の禁止】

医療機関及びその医療従事者は、診療規範に違反して不要な検査を行ってはならない。

第1228条【医療機関・医療従事者の合法的権益保護】

医療機関及びその医療従事者の合法的権益は、法律の保護を受ける。

- 2 医療の秩序を乱し、医療従事者の業務、生活を妨害し、医療従事者の合法的権益を侵害した場合、法に基づき法律責任を負わなければならない。

第七章 環境汚染及び生態環境破壊責任

第1229条【環境汚染、生態環境破壊による権利侵害責任の一般規定】

環境汚染、生態環境破壊により他人に損害を与えた場合、権利侵害者は権利侵害責任を負わなければならない。

第1230条【環境汚染・生態環境破壊の挙証責任】

環境汚染、生態環境破壊により紛争が発生した場合、行為者は法律の規定する責任の免除又は軽減の事由及びその行為と損害との因果関係不存在について挙証責任を負わなければならない。

第1231条【複数による環境汚染・生態環境破壊の責任確定】

二名以上の権利侵害者が環境汚染、生態環境破壊した場合、負担する責任の大小は、汚染物質の種類、濃度、排出量、生態破壊の方式、範囲、程度、及び行為が損害結果に及ぼした作用等の要素に基づいて確定する。

第1232条【環境汚染、生態環境破壊の懲罰的賠償】

権利侵害者が法律の規定に故意に違反し、環境汚染、生態環境を破壊して重大な結果を生じた場合、被権利侵害者は相応する懲罰的賠償を請求する権利を有する。

第1233条【第三者の過失による環境汚染、生態環境破壊の責任】

第三者の過失により環境汚染、生態環境を破壊した場合、被権利侵害者は、権利侵害者に賠償を請求することができ、第三者に対して賠償を請求することもできる。権利侵害者は、賠償した後、第三者に対して求償権を有する。

第1234条【生態環境の修復責任】

国家の規定に違反して生態環境に損害を与え、生態環境の修復が可能な場合、国家が規定する機関又は法律が規定する組織は、権利侵害者に対して合理的期限内での修復責任の負担を請求する権利を有する。権利侵害者が期限内に修復しない場合は、国家が規定する機関又は法律が規定する組織は、自ら又は他人に委託して修復することができ、その必要費用は権利侵害者が負担する。

第1235条【生態環境損害を生じた場合の賠償範囲】

国家の規定に違反して生態環境に損害を与えた場合、国家が規定する機関又は法律が規定する組織は、権利侵害者に対して、次に掲げる損害及び費用の賠償を請求する権利を有する。

- (一) 生態環境が受けた損害の修復が完成する期間のサービス機能喪失により生じた損害
- (二) 生態環境機能の永久的侵害により生じた損害
- (三) 生態環境損害の調査、鑑定評価等の費用
- (四) 汚染を除去し、生態環境を修復するための費用
- (五) 損害の発生及び拡大を防止するために支出した合理的費用

第八章 高度危険責任

第1236条【高度危険責任の一般規定】

高度危険作業に従事し、他人に損害を与えた場合は、権利侵害責任を負わなければならない。

第1237条【民間核施設運営組織の損害責任】

民間核施設、又は核施設に搬入搬出する核材料が原子力事故を発生し、他人に損害を与えた場合、民間核施設の運営組織が権利侵害責任を負わなければならない。但し、損害が戦争、武力衝突、暴動等の事由又は被害者の故意によるものであることを証明できる場合、責任を負わない。

第1238条【民間航空機事業者の損害責任】

民間航空機が他人に損害を与えた場合、民間航空機の実業者が権利侵害責任を負わなければならない。但し、損害が被害者の故意によるものであることを証明できる場合、責任を負わない。

第1239条【高度危険物占有者の損害責任】

引火性、爆発性、有毒性、高濃度放射性、強度腐食性、高度病原性等の高度危険物を占有又は使用し、他人に損害を与えた場合、占有者又は使用者が権利侵害責任を負わなければならない。但し、損害が被害者の故意又は不可抗力によるものであることを証明できる場合、責任を負わない。被権利侵害者が損害発生に対して重過失がある場合、占有者又は使用者の責任を軽減することができる。

第1240条【高度危険活動による損害責任】

高所、高圧、地下掘削活動に従事し又は高速軌道輸送機関を使用し、他人に損害を与えた場合、事業者が権利侵害責任を負わなければならない。但し、損害が被害者の故意又は不可抗力によるものであることを証明できる場合、責任を負わない。被権利侵害者が損害発生に対して重過失がある場合、事業者の責任を軽減することができる。

第1241条【高度危険物の遺失、投棄の損害責任】

高度危険物を遺失、投棄し、他人に損害を与えた場合、所有者が権利侵害責任を負う。所有者が高度危険物を他人に引き渡して管理させる場合、管理者が権利侵害責任を負う。所有者に過失がある場合、管理者と連帯責任を負う。

第1242条【高度危険物の不法占有者の損害責任】

高度危険物を不法に占有し、他人に損害を与えた場合は、不法占有者が権利侵害責任

を負う。所有者、管理者は、他人の不法占有を防止するために高度注意義務を果たしたことを証明できない場合、不法占有者と連帯責任を負う。

第1243条【高度危険活動区域・高度危険物保管区域の損害責任】

許可を得ずに高度危険活動区域又は高度危険物保管区域に進入して損害を受けた場合において、管理者が既に十分な安全措置を講じ、十分な警告表示義務を果たしたことを証明できるときは、責任を軽減又は免除することができる。

第1244条【高度危険責任の賠償限度額】

高度危険責任の負担について、法律が賠償限度額を規定する場合、その規定に従う。但し、行為者に故意又は重過失がある場合を除く。

第九章 飼育動物損害責任

第1245条【飼育動物による損害責任の一般規定】

飼育動物が他人に損害を与えた場合、動物の飼育者又は管理者が権利侵害責任を負わなければならない。但し、損害が被権利侵害者の故意又は重過失によるものであることを証明できる場合、責任を免除又は軽減することができる。

第1246条【動物飼育者・管理者が安全措置を講じない場合】

管理規定に違反して、動物に対して安全措置を講じないことにより他人に損害を与えた場合、動物の飼育者又は管理者が権利侵害責任を負わなければならない。但し、損害が被権利侵害者の故意によるものであることを証明できる場合、責任を軽減することができる。

第1247条【飼育禁止の危険動物飼育者・管理者の責任】

飼育が禁止されている猛犬等の危険動物が他人に損害を与えた場合、動物の飼育者又は管理者が権利侵害責任を負わなければならない。

第1248条【動物園の動物による損害責任】

動物園の動物が他人に損害を与えた場合、動物園が権利侵害責任を負わなければならない。但し、管理の職責を果たしたことを証明できる場合、権利侵害責任を負わない。

第1249条【遺棄・逃走動物による損害責任】

遺棄、逃走した動物が遺棄、逃走期間に他人に損害を与えた場合、動物の元の飼育者又は管理者が権利侵害責任を負う。

第1250条【第三者の過失による動物損害の責任負担】

第三者の過失により動物が他人に損害を与えた場合、被権利侵害者は、動物の飼育者又は管理者に賠償を請求することができ、第三者に賠償を請求することもできる。動物の飼育者又は管理者は、賠償した後に、第三者に対して求償権を有する。

第1251条【動物飼育における法令遵守等】

動物を飼育する場合、法律、法規を遵守し、社会道徳を尊重しなければならず、他人の生活を妨害してはならない。

第十章 建物及び物件損害責任

第1252条【建物等の所有者、管理者、使用者の損害責任】

建物、構築物又はその他施設が倒壊、陥没して他人に損害を与えた場合、建設業者と施工業者が連帯責任を負う。但し、建設業者と施工業者が品質上の欠陥が存在しないことを証明できる場合を除く。建設業者、施工業者は、賠償した後に、その他の責任者がある場合、その他の責任者に対して求償権を有する。

- 2 所有者、管理者、使用者又は第三者の原因により、建物、構築物又はその他の施設が倒壊、陥没して他人に損害を与えた場合、所有者、管理者、使用者又は第三者が権利侵害責任を負う。

第1253条【建物倒壊等による損害責任】

建物、構築物又はその他施設及びその設置物、掲げられた物が脱落、墜落して他人に損害を与えた場合、所有者、管理者又は使用者は、自己に過失がないこと証明できない場合、権利侵害責任を負わなければならない。所有者、管理者又は使用者が、賠償した後に、その他の責任者がある場合、その他の責任者に対して求償権を有する。

第1254条【高所から放擲・墜落物による損害責任】

建物の中から物品を放擲することを禁止する。建物の中から放擲された物品又は建物上から墜落した物が他人に損害を与えた場合、権利侵害者が法に基づき権利侵害責任を負わなければならない。調査を経て、具体的な権利侵害者の確定が困難であるときは、自己が権利侵害者ではないことを証明することができる場合を除き、加害の可能性がある建物の使用者が補償する。加害の可能性がある建物の使用者が補償した後、権利侵害者に対して求償権を有する。

- 2 不動産管理サービス企業等の建物管理者は、必要な安全保障措置を講じて、前項の規定する状況が発生することを防止しなければならない。必要な安全保障措置を講じない場合、法に基づき安全保障義務不履行の権利侵害責任を負わなければならない。
- 3 本条第1項の規定する状況が発生した場合、公安等の機関は法に基づき速やかに調査をし、責任者を明らかにしなければならない。

第1255条【堆積物倒壊等による損害責任】

堆積物が倒壊、転落又は滑落して他人に損害を与えた場合に、自己に過失がないことを証明できないときは、堆積者は権利侵害責任を負わなければならない。

第1256条【公共道路上の妨害物による損害責任】

公共道路上に通行を妨害する物品を堆積し、ぶちまけ、散乱させて他人に損害を与えた場合、行為者が権利侵害責任を負う。公共道路の管理者は、整理、防護、警告表示等の義務を既に尽くしたことを証明できない場合、相応する責任を負わなければならない。

第1257条【林木切断等による損害責任】

林木が折れ、倒壊し又は果実が落下する等により他人に損害を与えた場合、林木の所有者又は管理者が自己に過失がないことを証明できないときは、権利侵害責任を負わな

ければならない。

第1258条【公共の場所・道路・地下施設等の工事による損害責任】

公共の場所又は道路上での穴掘り，地下施設の修繕・設置等により他人に損害を与えた場合，施工者が既に明確な標識を設置し，安全措置を講じたことを証明できないときは，権利侵害責任を負わなければならない。

2 マンホール等の地下施設が他人に損害を与えた場合，管理の職責を果たしたことを証明することができないときは，管理者は，権利侵害責任を負わなければならない。

附 則

第1259条【期間計算の関連用語】

民法においていわゆる以上，以下，以内，満期には，当該数を含む。未満，超過，以外には当該数を含まない。

第1260条【施行日と法律廃止】

本法は2021年1月1日から施行する。中華人民共和国婚姻法，中華人民共和国相続法，中華人民共和国民法通則，中華人民共和国養子縁組法，中華人民共和国担保法，中華人民共和国契約法，中華人民共和国物権法，中華人民共和国権利侵害責任法，中華人民共和国民法総則は同時に廃止する。

第3 中国民法典に関する法整備支援

1 プロジェクト成果発表ウェビナーの実施

2021年1月27日午前（民法典関連）及び午後（専利法関連），JICA中国事務所と全国人大会議センター及び日本国内の関係機関・関係者を結んで，当プロジェクトの成果発表ウェビナーを実施した。法工委民法室による民法典の要点に関する報告資料の内容は，以下のとおりである。

『民法典の主要な制度と刷新』

2020年5月28日，第13期全国人民代表大会第3回会議において「中華人民共和国民法典」が賛成多数にて可決された。民法典は全7編1,260か条あり，各編は順に，総則，物権，契約，人格権，婚姻家庭，相続，権利侵害責任及び附則からなり，合計字数は10万6,600字余りに達する。

民法典の規定の主な内容として，民事活動において必ず遵守すべき基本原則，民事主体制度，後見人制度，民事権利制度，民事法律行為と代理制度，民事責任制度，訴訟時効制度，物権制度，契約制度，担保制度，人格権保護制度，婚姻・家族制度，養子縁組制度，相続制度，権利侵害責任制度が含まれる。これらはすべて民商事法における基礎的規範であり，各種民事関係を調整し，民事紛争を解決し，社会矛盾を解消し，社会の調和と経済社会の発展を促進するために堅実な法治の基盤が打ち立てられている。これとともに，民法典は現行の民法通則，物権法，契約法，担保法，婚姻法，養子縁組法，相続法，権利侵

害責任法に基づいて、実務経験をとりとまとめ、問題解決重視を堅持し、時代の特徴を体現し、多くの制度の刷新が行われている。以下、主要な点について紹介する。

1) 後見人制度を完備

総則の章に、民法総則第34条に基づき規定が追加された。すなわち、突発性事件等の緊急事態の発生に起因して、後見人が一時的に後見義務を履行できなくなり、被後見人の生活の面倒をみる者がいないという状態にある場合、被後見人の住所地の居民委員会、村民委員会又は民政部門は、被後見人に必要な臨時の生活支援措置を講じなければならない(第34条4項)。

2) 所有者の建築物区分所有権制度を完備

民法典の編纂過程で提出された意見によると、現在、住宅地区の管理には、区分所有者総会、区分所有者委員会の設立等が困難、区分所有者の決議議決が困難、共有部分維持・管理資金の使用が困難、及び住宅地区内の違法行為の管理が困難である等の問題があった。この「四難」問題に対して、民法典は積極的に対応し、政府の関係部門、居民委員会に対し、区分所有者総会の設立、区分所有者委員会の選挙に対する指導と協力の職責を明確にし(第277条2項)、所有権者が決定する共同事項の議決比率要件を低減し(第278条)、緊急の場合に共有部分の維持・管理資金を使用する特別手続を規定し(第281条2項)、関連部門が住宅地区内で発生した個人の無断の増建築等の違法行為に対し、法に基づき取り締まること等を明確にしている(第286条3項)。実施においては、住宅地区の管理は所有権者の共同管理と政府による管理を結合する理念を反映しなければならない。住宅地区内のことは、住民が法に基づき共同で所有権者の権益にかかわる事項を決定する以外に、関係部門と居民委員会も法に基づき積極的に住宅地区の管理に介入し、多くの所有権者が安心して生活を営むことのできる良好な環境を維持しなければならない。

3) 用益物権制度を完備し、居住権の規定を追加

この点、物権法では、建設用地使用权、土地請負經營權、宅地使用权、地役權の4つの用益物権が規定されていたところ、民法典ではこれらを基礎として、さらに居住権という新たな用益物権が追加された。居住権とは、居住権者が契約の約定又は遺言に従って、他人の住宅を占有、使用する権利を有し、生活居住の需要を満たすものである(第366条以下)。居住権という新しい用益物権を規定することは、民事主体の住宅保障に対する柔軟な措置を認可し保護することに有利に作用し、また特定層の居住ニーズを満たし、高齢者の老後の居住に法的根拠を提供するものである。

4) 担保物権制度を完備し、ビジネス環境を最適化するための法治保障を提供

企業融資の利便化を図り、ビジネス環境を最適化するために、民法典は担保物権制度

の面で制度を刷新しており、担保契約の範囲を拡大し、所有権留保、ファイナンスリース、ファクタリング等の非典型担保契約の担保機能が明確にされている（第388条1項）。動産抵当と権利質に関する具体的な登記機関の規定内容を削除し、統一的な動産抵当及び権利質の登記制度を構築するための制度上の空白が残されている。担保物権に関する統一的な弁済ルール等が明確にされている（第414条）。

5) インターネット経済発展に適応し、電子契約の締結履行規則を完備

インターネット経済の急速な発展に伴い、ネットショッピングはすでに多くの消費者が好む購買方式となっている。そこで民法典は電子契約の締結・履行の規則を定めて、当事者の一方が情報ネットワークを通じて発した商品・サービス情報が申込条件に適合し、他方当事者が当該商品・サービスを選択し、かつ発注が成功したときに契約が成立することを明確にする（第491条2項）。宅配物流方式で引き渡される場合には、荷受人が受取り署名の時間を引渡し時間とする。電子契約の目的がサービス提供である場合には、生成された電子証明書又は実物証明書に記載された時間を引渡し時間とする（第512条）。

6) 格式条款契約を規範化し、弱者側への保護を強化

日常生活の中で人々は頻繁に格式条款契約に遭遇する。かかる契約では、格式条款を提供する側は、通常、商品・サービスの提供者であり、強者に属する。逆に他方当事者は、一般に消費者であり、弱者に属する。消費者等の弱者の権利を保護して、格式条款契約における「落とし穴」によって弱者の權益が侵害されることのないよう、民法典では、格式条款を用いた契約を締結する場合に、格式条款を提供する側は公平原則を遵守して当事者間の権利・義務を確定し、かつ相手方に対して、その責任の免除又は軽減等相手方に重大な利害関係がある条項について、合理的な方式で相手方に注意喚起し、相手方の要求に従って当該格式条項について説明しなければならない旨を規定している（第496条2項前段）。格式条款を提供する側が上記義務を履行しなかったことにより、相手方が自身と重大な利害関係のある条項について注意せず、又は理解できなかった場合には、相手方は当該条項が契約内容を構成しないことを主張することができる（同項後段）。

7) 四種類の典型契約の規定を追加し、典型契約制度を改善

典型契約は、市場経済活動と大衆の社会生活においてよく見られる各種契約である。契約法で規定されていた売買契約、リース契約、金銭消費貸借契約、運送契約等の15種類の典型契約を基礎として、実生活の需要に適應するために、民法典は保証契約（第681条以下）、ファクタリング契約（第761条以下）、不動産管理サービス契約（第937条以下）、組合（パートナーシップ）契約（第967条以下）等の4種の新たな典型契約を追加し、典型契約の数を19種類に増やしている。

8) 婚姻家庭と相続に関する制度を完備し、婚姻家庭の調和と安定を維持

家庭は社会の細胞であり、また社会の安定・調和の重要な基礎である。民法典は、現行の婚姻法、養子縁組法、相続法を基礎として、人民大衆の婚姻・家庭の権利と財産相続の権利を保障し、婚姻・家庭の調和と安定を維持することを目標として、婚姻・家庭と相続に関する制度の拡充と整備を行った。

第1に、結婚禁止の条件を修正。現行婚姻法によると医学的に結婚すべきでないと認識される疾病を持つ者の結婚を禁止するという規定が削除され（第1051条参照）、一方が重大な疾病に罹っている場合、婚姻登記前に事実通りに相手方に告知しなければならず、事実通りに告知しなかった場合には、相手方は当該婚姻の取消しを請求することで、当事者の婚姻自主権を尊重することができる（第1053条）。

第2に、離婚冷静期に関する規定の追加。30日間の離婚冷静期を定めて、この期間に、いずれか一方の当事者は登記機関へ離婚申請の撤回を申請できる旨が規定された（第1077条）。

第3に、司法解釈の関連規定を汲み取り、夫婦共同債務の認定に関する規則が追加された（第1064条）。

第4に、養子縁組制度を改善し、養子になる者が14歳以下という制限を撤廃し（第1093条参照）、養子になる者の利益を最大化する原則を定めて、養子縁組評価制度について規定し（第1105条5項）、養親になる者に養子となる者の健康な成長に不利となる違法犯罪記録がないという条件に関する規定が追加された（第1098条第4号）。

第5に、遺産管理人制度を追加し（第1145～1149条）、さらに遺言効力に関する規則を修正し（第1133条以下）、公証遺言の効力の優先規定を削除することにより（第1142条参照）、被相続人の真実の意思が尊重されている。

9) 権利侵害責任制度を完備し、民事主体に対する権利救済を強化

権利侵害責任は、民事主体が他人の権益を侵害した場合に負うべき法律効果である。権利侵害責任法を基礎として、民法典では権利侵害責任の帰責原則の更なる改善が図られている。

第1に、[自甘リスク]原則、すなわち「危険の引受け」ルールを確立し、一定のリスクがある文化娯楽・スポーツ活動には自由意思により参加し、その他の参加者の行為により損害を受けた場合は、被害者は故意・重過失がないその他の参加者に対して権利侵害責任の負担を請求してはならない旨が明確にされた（第1176条1項）。

第2に、「自助行為」制度が規定された。合法的権益が侵害を受け、緊迫した状況下において、かつ速やかに国家機関の保護を得ることができず、直ちに措置を講じなければその合法的権益が回復困難な損害を受ける場合、被害者は自己の合法的権益の保護に必要な範囲内で権利侵害者の財物を取り押さえる等の合理的措置を講じることができるが、直ちに關係する国の機関による処理を請求しなければならない旨が明確にされてい

る（第1177条）。

第3に、高所からの物品の投下・落下に関する規則を整備し、人民大衆の「頭上の安全」を保護する。まず建物から物品を投下することが明確に禁止された（第1254条1項1文）。建物から放擲された物品又は建物上から墜落した者が他人に損害を与えた場合には、権利侵害者は法に基づいて権利侵害の責任を負う（同項2文）。かかる事件が発生した場合、公安等の機関は法律に基づいて速やかに調査し、責任者を明確にしなければならない。調査を経ても具体的な権利侵害者を特定することが困難な場合、自らが侵害者でないことを証明できる場合を除いて、加害の可能性がある建物使用者が補償する（同項3文）。加害の可能性がある建物使用者が補償した後、権利侵害者に対して求償する権利を有する（同項4文）。不動産管理サービス企業等の建築物管理者は、必要な安全措置を講じてかかる事態の発生を防止しなければならない、それに違反した場合は、法に基づき安全保障義務の不履行による権利侵害責任を負わなければならない（第1254条2項）。

10) ウェビナー当日、法工委民法室・黄薇主任からは、上記報告資料に基づく説明のほかに、「第四編・人格権」に関する補足説明があった。

人格権は、民事主体がその特定の人格に対して有する権利であり、すべての人の人格尊厳に関係し、すべての人の人間らしい生活、仕事、学習と社会参加に関係する。中国の憲法で尊重され、保護される公民の人身の自由と人格の尊厳の要求を実行に移すため、民法典では人格権制度について規定する編を単独で設け、人格権の保護を強化している。これは制度の刷新であり、民法典の大きな注目点である。考慮した点は、国民の満足感、幸福感、安心感を高めることへの着目であり、民法の角度から民事主体の人格権の種類、内容、境界と保護の方法を規定し、生命権、身体権、健康権、氏名権と名称権、肖像権、名誉権、栄誉権、及びプライバシー権と個人情報保護等、具体的な人格権益の保護を全面的に規定している。

主要な点は以下のとおり。

I 一般規定について：第四編第一章以下では、人格権の一般的規則について規定している。

- ① 人格権の定義が明確にされている（990条）。
- ② 民事主体の人格権は法律の保護を受け（991条）、人格権は放棄、譲渡又は相続することはできない旨規定している（992条）。
- ③ 死者の人格的利益に対する保護について規定する（994条）。
- ④ 人格権が侵害された後の救済方式について明確に規定する（995条～1000条）。

II 生命権、身体権及び健康権について：第四編第二章以下では、生命権、身体権及

び健康権の具体的な内容について規定し、実務において社会の注目度が比較的高い関連問題についての的を絞った規定が定められている。

- ① 医療衛生事業の発展を促進し、献体という善行・義挙を奨励するために、新法では行政法規の関連規定が取り入れられ、臓器提供に関する基本規則が確立されている（1006条）。
- ② ヒト遺伝子、ヒト胚等に関する医学及び科学研究活動を規律するために、このような活動に従事する場合に遵守すべき規則を明確にしている（1009条）。
- ③ 数年来、セクハラ問題が社会から比較的大きな注目を集めており、新法では既存の立法及び司法実務経験の総括内容に基づき、セクハラ認定基準、及び機関、企業、学校等の組織のセクハラ防止及び制止義務について規定する（1010条）。

Ⅲ プライバシー権及び個人情報の保護について：第四編第六章以下では、現行の関連法規定を基礎として、プライバシー権及び個人情報の保護がさらに強化され、今後、個人情報保護法を制定するための空白が確保されている。

- ① プライバシーの定義が規定され（1032条）、他人のプライバシー権の侵害を禁止する具体的な行為が明確に列挙されている（1033条）。
- ② 個人情報の定義の境界が定められ、個人情報を処理する場合に準拠すべき原則及び条件が明確にされている（1034条、1035条）。
- ③ 自然人と情報処理者の間の基本的な権利・義務の枠組みが構築され、個人情報を処理する場合に責任を負わない特定の事由が明確にされ、個人情報の保護と公共利益の保護の間の関係の合理的均衡が図られている（1036条～1038条）。
- ④ 国家機関及びその職員は自然人のプライバシー及び個人情報を保護する義務を負う旨が規定されている（1039条）。

2 中国民法典編纂に関わる法整備支援の実施状況

中国民法典の編纂作業に関連して「市場経済の健全な発展と民生の保障のための法制度整備プロジェクト」（2014年6月～2021年3月）において実施したプログラムの主な内容は以下のとおりである（また前フェーズの国別研修「民事訴訟法及び民事関連法」では相続法〔継承法〕改正に関する現地セミナー（雲南省昆明、北京）を実施している）。

2016年

9月19日～30日 “民法典編纂（民法総則）” 訪日研修

- ・公益法人協会にて太田達男理事長『日本の非営利法人と公益法人』
- ・大阪弁護士会にて同会高齢者障害者支援センター運営委員会『実務における後見人制度』

の運用状況』の後、大阪弁護士会役員室表敬訪問

- ・大阪弁護士会にて同会民法改正問題特別委員会『日本の民法改正について』
- ・京都大学にて潮見佳男教授、松岡久和教授ほか『中国民法総則草案への助言、法律行為論、後見、法人制度及び日本の債権法改正について』
- ・日弁連にて深山雅也弁護士『日本の債権法改正（総則以外の論点）について』
- ・東京家庭裁判所にて『家裁における後見制度の運用状況について』
- ・舟橋民江弁護士『未成年後見について』
- ・明治大学にて新美育文教授『日本の法人制度について』
- ・国民生活センターにて松本恒雄理事長『独立行政法人としての国民生活センターの業務内容、総括質疑』

12月21, 22日 全国人大機関楼にて“民法総則中日研讨会”現地セミナー⁵

- 1) 民法の基本原則の法源性
- 2) 慣習・法理の法源性
- 3) 法人の所在地
- 4) 寄付法人（財団法人）と公益目的
- 5) ネット上の仮想財産の権利性
- 6) 消滅時効期間に関する日本の改正動向等
- 7) 中国民法総則草案に関する意見交換

2018年

4月9日～20日 “民法典分則編纂” 訪日研修

- ・法務省にて法務省事務次官表敬訪問及び法務省民事局「債権法改正について①②」
- ・交通事故紛争処理センターにて新美育文教授ほか「不法行為法（交通事故等）①」
- ・国民生活センターにて松本恒雄理事長「債権法改正について③（債権者代位権・債権譲渡等）」
- ・京都大学にて山本敬三教授、吉政知弘教授、潮見佳男教授、和田勝行准教授「債権法改正について④（研究者の視点から）」
- ・大阪弁護士会にて民法改正特別委員会「債権法改正について⑤（実務家の視点から）」
- ・棚村政行教授、福市航介弁護士「親族法①（婚姻家庭分野）、親族法②（相続財産管理人等）」
- ・家庭問題情報センター（FPIC）「親族法③（婚姻家庭紛争の実務）」
- ・東京家庭裁判所にて「親族法④（婚姻家庭紛争の実務）」
- ・日弁連・古笛恵子弁護士「不法行為法（交通事故等）②」

⁵ 日本側講師：新美育文教授、松本恒雄理事長、深山雅也弁護士

2019年

1月10, 11日 “中日民法分則編纂研討会” 現地セミナー⁶

- 1) 債権の多重譲渡
- 2) 契約の解除
- 3) 貸金契約と利率
- 4) 親子関係の確認・否認の手續
- 5) 養子縁組の評価制度
- 6) 死亡賠償金の帰属
- 7) 中国民法典各分編（第1次草案）に関する意見交換

5月13日～24日, 法工委民法室等と“民法典分則編纂”訪日研修

- ・ 個人情報保護委員会にて『個人情報保護法の概要について』
- ・ 総務省にて『個人情報保護について』
- ・ 新保史生教授『日本の個人情報保護とプライバシー権の保障』
- ・ 棚村政行教授, 福市航介弁護士『同居義務, 離婚財産分与, 人格権侵害・セクハラ』
- ・ 松本恒雄理事長『電子契約と民法, 日本民法の最新動向等』
- ・ 東京労働局『セクシャルハラスメント予防対策について』
- ・ 大阪弁護士会にて同会民法改正特別委員会『連帯債権・債務, 第三者弁済等』
- ・ 立命館大学にて松岡久和教授『連帯債権・債務, 第三者弁済等』
- ・ 京都弁護士会にて吉田容子弁護士, 雪田樹理弁護士『セクシャルハラスメント』
- ・ 東京家庭裁判所にて『同居義務・離婚における財産分与』
- ・ 東洋大学にて大坂恵里教授『環境汚染と不法行為責任』
- ・ 法務省民事局にて『日本民法の最新動向（債権法改正, 相続法改正等）』

9月9, 10日, 全国人大常機関楼にて“中日民法分則編纂研討会”現地セミナー⁷

- 1) 債権者代位権の効果
- 2) 債権譲渡禁止特約
- 3) 環境権利侵害（不法行為）における証明
- 4) 自動車交通事故における帰責原則
- 5) 分譲住宅の前売りと登記
- 6) 加工, 付合, 混合
- 7) 中国民法典各分編（第2次草案）に関する意見交換

⁶ 日本側講師：松本恒雄理事長, 棚村政行教授, 中井康之弁護士, 福市航介弁護士

⁷ 日本側講師：新美育文教授, 松本恒雄理事長, 中井康之弁護士, 村上幸隆教授

3 結語に代えて

以上のようにプロジェクトでは、法務省、最高裁判所、日本弁護士連合会、及び国内の研究機関、先生方の多大なるご協力とご尽力により、中国民法典の編纂に関連して、日本法に関連する知見をタイムリーかつ多角的に提供することが可能となり、法理論面だけでなく司法実務にも裏打ちされた、充実した意見交換と相互学習、相互理解が実現できたものである。本紙面をお借りして、法務省法務総合研究所国際協力部をはじめとする、ご協力をいただいた全ての関係者に対し、改めて厚く御礼を申し上げて、本稿の結びといたします。

活動報告

【会合】

第22回法整備支援連絡会について

国際協力部教官

庄地 美菜子

第1 はじめに

第22回法整備支援連絡会が、令和3年6月12日（土）、法務総合研究所とJICAの共催で開催された。今回は、会場とオンライン配信のハイブリッド形式で開催され、国内外から約200名の参加者を得て行われた。以下、その概要を報告する。詳細については、後掲のプログラム及び発言録を参照されたい。

第2 第22回法整備支援連絡会のテーマについて

第22回法整備支援連絡会では「新たな時代の法整備支援～ICD創設20周年を機として～」をテーマとして掲げた。

平成13年4月に創設された国際協力部（ICD）は、令和3年4月に創設20周年を迎えたが、この20年の間に支援対象国は拡大し、支援の内容も多様化した。また、支援対象国を取り巻く経済・社会の状況が大きな変化を遂げる中、我が国は相手国のニーズに寄り添いながら、息の長い支援を続けてきた。今回の連絡会では、ICDの活動を中心にこれまでの日本の法制度整備支援の歩みを振り返るとともに、今後の法制度整備支援のあり方について探るべく本テーマを設定した。



ビデオレターにて開会挨拶を行う田所法務副大臣

第3 内容について

1 祝辞メッセージ

I C D 20周年に寄せて、ブンクワン・タヴィサック ラオス人民民主共和国最高人民裁判所副長官、ネリーニョ・ヴィタル 東ティモール民主共和国司法省法律諮問立法局長、デイン・チュン・トゥン ベトナム社会主義共和国司法省元次官から祝辞動画メッセージが寄せられた。それぞれのメッセージの中では、これまでの活動の経緯や成果を振り返り、謝意が述べられ、各国のカウンターパート機関とI C Dとの間でこれまで築いてきた信頼関係が改めて確認されるなどした。



【ラオスからの祝辞ビデオメッセージ映像】



【東ティモールからの祝辞ビデオメッセージ映像】



【ベトナムからの祝辞ビデオメッセージ映像】

2 基調講演

森嶋昭夫名古屋大学名誉教授による基調講演においては、日本の法制度整備支援が開始した1990年代当時（「時代Ⅰ」）とこれからの2020年代以降の時代（「時代Ⅱ」）で求められる法制度整備支援について、支援対象国を取り巻く状況等が大きく変化していることに鑑み、両者を明確に分けて考えることの重要性が指摘された。その上で、「時代Ⅱ」の法制度整備支援が直面する課題として、

1. 「時代Ⅰ」で蓄積された法制度整備支援活動の方法・ノウハウを体系的に「時代Ⅱ」に承継できる体制作り
2. 「時代Ⅰ」で作成された教材、資料の整理・保管
3. 法制度整備支援戦略策定の制度化及び各機関の責任の明確化
4. 通訳、その他の専門スタッフの恒常的な確保のための体制
5. 現地派遣専門家の支援経験・ノウハウの文書化・体系化及びその承継

の重要性が指摘され、新たな時代の法制度整備支援をより充実させるために解決しなければならない問題について詳しく述べられた¹。



【第1部 森嶋昭夫氏による基調講演の様子】

¹ 森嶋名誉教授による本号の巻頭言「法整備支援の今後を考える」においても、これらの課題については詳述されている。

3 活動報告

活動報告においては、当部（ICD）、国連アジア極東犯罪防止研修所（UNAFEI）、JICA、公益財団法人国際民商事法センター（ICCLC）、名古屋大学法政国際教育協力研究センター（CALE）、神戸大学社会システムイノベーションセンター、日本弁護士連合会、日本貿易振興機構（JETRO）アジア経済研究所から、それぞれの活動について報告が行われた。活動報告では、各機関が新型コロナウイルス感染症の感染拡大による制限を受ける中で、オンライン等を活用した活動状況に加え、アフリカでの新たな案件実施の可能性、ASEANとの更なる連携、留学生受入れ事業等の支援対象国の人材育成、ビジネスと人権についての取組等、近年の重要施策等が紹介された。



【第2部 ICD（写真左）、UNAFEI（写真右）による活動報告の様子】



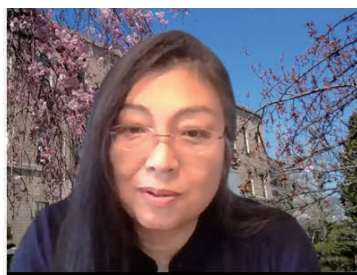
【第2部 JICA（写真左）、ICCLC（写真右）による活動報告の様子】



法政国際教育協力研究センター
Center for Asian Legal Exchange (CALE)



- 2002年文部科学省令に基づき法学分野の国際協力を推進するセンターとして設立
- アジア市場経済移行国に対して法整備支援事業を実施
- アジア諸国に対する法整備支援研究に関する国内屈指のグローバルネットワーク拠点



総括：20年の関わりとこれから

- 法整備支援に人づくりの面で息長い関与（一進一退）
- 教育連携と研究連携の好循環
- 研究連携から法整備支援へのフィードバック
世銀IMF「開発における法の役割」論にみる法的道具主義に囚われない法の本質的機能に根ざした結果評価を…
 - 法の安定性～ 法典起草支援の意義と検証
 - 法の自立性～ 法は社会規範から遊離できない
 - 法の支配/司法改革～ 権威主義下の行政裁量統制
- コロナ禍で重要性を増す教育連携協力
- コロナ禍で深まる研究連携（共同調査）

【第2部 名古屋大学（写真左）、神戸大学（写真右）による活動報告の様子】



2021.6.12 第22回法整備支援連絡会

日本弁護士連合会の国際司法支援活動 ～昨年度の報告と今後の予定～

日本弁護士連合会 国際交流委員会幹事 国際司法支援センター(ILCC)部会
法務省 法務総合研究所(ICD)調査員
弁護士 石崎明人



【第2部 日本弁護士連合会（写真左）、JETROアジ研（写真右）による活動報告の様子】

4 パネルディスカッション

(1) パネルディスカッション1の概要

パネルディスカッションは二部に分けて行われ、パネルディスカッション1は、「日本の法整備支援を振り返って～ICD20周年を契機として～」をテーマとし、カンボジア王国司法省アドバイザー坂野一生氏、東京弁護士会会長・日本弁護士連合会副会長（日本弁護士連合会国際交流委員会元委員長）矢吹公敏氏、公証人（ICCLC顧問・ACPF副理事長）山下輝年氏、当部の須田大副部長をパネリストとし、当部の森永太郎部長（当時）をモデレーターとして行われた。パネルディスカッション1では、日本の法制度整備支援の草創期から現在に至るまでの間、それぞれの時期においてこれを担ってきた専門家が集い、各支援対象国又は日

本国内においてどのような困難、苦勞があり、どのような姿勢でそれに立ち向かったかについて、それぞれの経験に基づいた具体的エピソードを紹介しつつ、いかにして我が国の法制度整備支援が技術協力支援の新たな分野として確立されるに至ったかについて議論がなされた。

I C D発足時の教官であり、その後同部長も歴任した山下輝年氏は、1994年の我が国の法制度整備支援開始時よりJ I C AとI C Dが手を携えて協力してきた経緯や、関係者の連絡協議の場として法整備支援連絡会が毎年開催されるようになった経緯、ベトナム、カンボジアに加えてラオス、インドネシアへの支援が開始された具体例を挙げつつ、法制度整備支援には、与えられたチャンスを断っては何も始まらず、無理をしてでも引き受けて進むことで、その後につながるという側面があることが述べられた。また、「一定の期間内に成果が出なかったら失敗」という開発関係者の意識と、「法制度の支援には長い期間の継続した支援が必要であり、仮に目標が未達成でもその後、重ねて同じ目標を設定すれば良い」という法学関係者の意識には大きなギャップがあるところ、互いに折り合いをつけて工夫をしながらやっていくことの重要性についても述べられた。

坂野一生氏は、1998年からカンボジアのJ I C A長期派遣専門家として同国の民法及び民事訴訟法の起草支援に携わった経験を基に、カンボジアの法制度整備支援の黎明期において、従来の開発プロジェクトと同様に、プロジェクト運営という視点を中心に活動にあたるJ I C A関係者と日本の法学者との間の調整にI C Dが果たした役割は大きかったことや、現地派遣専門家、法務省、J I C Aがそれぞれどのような役割を果たしていくかが今後の課題であることを述べられた。

矢吹公敏氏は、過去20年間の支援の経緯を振り返り、I C Dが現地と日本側のチームの間で調整する役割を担ったことで活動の持続性、一貫性に寄与したこと、日本の法曹が現地に派遣され、活躍したことで日本のプレゼンスが大変高まったことを述べられた。他方、問題点としては、活動が段々とI C Dに集約していくことによって、それ以外のプロジェクトとして大きなものが出にくくなってきているのではないかという点について指摘された。

さらに、持続性、一貫性に加えて、多様性、包摂性も重要であり、国際機関とも連携しながら様々なステークホルダーが、いろいろなプロジェクトをしていくことの重要性についても言及がなされた。

須田副部長は、ラオス長期派遣専門家としての経験に基づき、ラオスでの民法典の起草支援において、支援要請があった当初はラオス側の立法能力や日本側のラオス法の理解が不十分であったことから、起草支援に先立って事例問題の検討や問題集・テキストブックの作成等に時間をかけ、土壌を作ってから起草支援を行ったこと、このように時間をかけて地道にラオス側と信頼関係を醸成したことがその後の法曹養成支援にも良い波及効果を及ぼしたこと等を紹介した。森永部長からは、日本の法制度整備支援は、当初から計画立てて支援する国を選択したり、途上国はこ

うあるべきなどの考えのもとに押し進められたりしてきた訳ではなく、要請主義を比較的重んじ、また、日本側のリソースが必ずしも十分に整っていなかったとしても要請があれば引き受けるという状況の中で進められてきたが、そのことが、結果として押しつけにならず、丁寧で気の長い支援の在り方につながり、支援対象国の日本の支援に対する信頼確保にもつながってきたのではないかという見解が述べられた。



【第3部 パネルディスカッションの様子】

(2) パネルディスカッション2の概要

パネルディスカッション2は、「これからの法整備支援」をテーマとし、愛知県公立大学法人理事長・名古屋大学名誉教授鮎京正訓氏，JICA国際協力専門員・弁護士小松健太氏，法務省大臣官房国際課柴田紀子課長，慶應義塾大学大学院法務研究科教授松尾弘氏，当部の森永太郎部長（当時）をパネリストとし，当職をモデレーターとして行われた。

まず，冒頭で柴田紀子課長から，法の支配や基本的人権の尊重といった基本的価値を国際的に浸透させるための取組である司法外交の司令塔的機能を担う部署として，2018年4月に官房国際課が創設された経緯について説明がなされ，その上で同課の取組として，

1. 2021年3月に開催された京都コングレスの意義及びその成果，今後の展開や，同課創設時より司法外交の大きな柱の一つである法制度整備支援の戦略について協議を実施していること
2. 国際仲裁の活性化と国際的なルール形成へのコミットによる民商事法分野における更なる展開
3. MOC交換の推進等による各国・共同体との連携強化，各種研修の実施や法務省の国際関係業務への従事
4. 国際機関等への人材派遣等による国際法務人材の育成・派遣の更なる推進

等が紹介された。

松尾弘氏は、これまでの我が国の法制度整備支援の成果及び課題を以下のとおり整理した上で、今後の目指すべき方向性について、次のとおりの言及をされた。

成果としては、

1. 個人の権利・義務を規律する基本となる民事基本法制を中心に、支援対象国の主要法令がかなり整備されてきたこと
2. ICDとJICA、大学とNGO、とりわけ日弁連やICCLCとの強固な連携協力等、日本における法制度整備支援の体制整備がかなり進んだ形で法制度整備支援を実施できるようになるなど、法制度整備支援自体のガバナンスが構築されてきたこと
3. 法制度整備支援の方法論について、かなりの経験と知識が蓄積されてきたことにより、様々な方法（法令の草案の提示、共同研究、コメントを提示してフィードバックを繰り返す等）の中から、当該相手国の状況に応じた方法を考えることができる状況になってきたこと
4. 法制度整備支援の理念についての探究が深まり、「良い統治」の構築のための自助努力を支援するということが、法制度整備支援を行う者にとっての共通認識となりつつあること

が挙げられた。

さらに、課題として、

1. 法制度整備支援を行う上で支援の順序をより考える必要があること、すなわち戦略的な視点を確実に強化していく必要があること
2. 法制度整備支援開始時、とりわけ立法支援開始時に、相手国の現行法や慣習といった既存の制度を十分に調査・理解した上で行うという、制度変更のプロセスをより尊重した法制度整備支援の方法を更に強化する必要があること
3. 法制度整備支援の成果が、相手国の限られた専門家の中のみならず、その所属組織や、更により広くその国民の権利の保護や利益の向上に向けて、どのように活用され、社会の共有財産となっているかについてより強く意識する必要があること

が挙げられた。

そして、今後、何をすべきかという点については、

1. 法制度整備支援の方法論を構築し、数年に1回はこれをレビューしていく必要があること、法制度整備支援の方法論を深めるという観点から、現場の変化をフィードバックした基本方針を作る必要があること
2. 法制度整備支援の成果を社会の共有財産とすることについても、計画段階から戦略の中に入れるべきこと、支援対象国のグッドガバナンスの構築等法制度整備支援の究極目標が何なのかということについて、相手側と日本側との間で常に共通認識を深めておく必要があること

3. 日本の法制度や法律学の発展と法制度整備支援の成果をどのように関連付けていくかを検討する必要があることが挙げられた。

人材育成について、鮎京正訓氏は、途上国における法学教育支援に関し、現地の日本法センターや日本の大学において途上国の法学部の学生を育てることの重要性、法制度整備支援に取り組む日本人学生を育成することの重要性について言及され、後者のための取組として、全国の法科大学院生で、志のある若い人たちに対して法制度整備支援のオンライン講義を始めることが提案された。

また、鮎京正訓氏からは、今後の法制度整備支援を考えるにあたり、日本の法制度整備支援が始まった当初と現在とでは時代、状況が変化しており、人権、民主主義、法の支配については、支援対象国において、従来の日本でなされていたのとは異なった形で理解がなされているという現実を直視しなければならないことについても言及がなされた。

法制度整備支援の戦略性について、松尾弘氏からは、法制度整備支援を「戦略」的に進めるときに、相手国のオーナーシップの尊重はプロジェクト目標達成手段としての有用であるとともに、それ自体が相手国における「良い統治」の実現という、より上位の目標に通じているという意味でも、重要であることが指摘された。そして、オーナーシップの尊重のためには、プロセスが重要であり、例えば、法令の制定やその改正のための起草支援においては、まずは相手国の担当者が起草を担うことが目指されるべきであるし、このようなプロセスを経ることが良い統治に不可欠な法制度を運営する人材の育成に通じる。そして、起草プロセスと協力体制に関するメタルールの共有や、目に見える成果が現れる前であっても淡々とプロセスが進んでいるということ自体を評価する仕組みが重要であるとともに、オーナーシップを形成するためには、相手国の人々が、議論等の末にアイデアを得る喜びを共有するなど、法制度整備支援を受けることの自発性や意欲を高めることができるようなプロセスが重要であることについても言及がなされた。

さらに、法制度整備支援の評価方法とその指標について、2020年の10月から、ICDの主催によりJICA、大学関係者等の参加を得て継続して行われている法制度整備支援の評価・手法に関する研究会の内容が紹介された。法制度整備支援に相応しい評価指標の在り方を探究する際には、個々の法制度整備支援のプロジェクト目標、その上位目標を具体的に定めるのみならず、更に上のスーパーゴールないし究極目標を意識することが重要であり、またそれを法制度整備支援の基本方針に反映させることが重要であると述べられた。

また、法制度整備支援の評価指標を作る目的には、行政事業レビューなどの外部評価を受けるためと、法制度整備支援に参加する者にとって、その活動をより良いものにしていくための二つがあるところ、将来的には前者の目的に後者の目的が反映されるような指標作りを進めることが、本当に役に立つ中身のある指標に繋がっ

ていく点についても指摘がなされた。

森永太郎部長からは、法制度整備支援の「戦略」という言葉が、法制度整備支援の基礎理論の構築や支援における手順等のいわば方法論の文脈で語られることもあれば、現下の世界情勢の下での政治的考慮、あるいは我が国や我が国企業への裨益という観点での文脈で語られることもあり、論者によって多義的であることについて指摘がなされた上で、政治的考慮による「戦略」の例として、ラオスに対する支援がスローダウンした際にこれが地域の不安定化につながり、ひいては日本の外交面にとってネガティブなものになるのではないかという考慮があったことが紹介された。

そして、方法論としての「戦略」と、相手国のオーナーシップの関係については、相手国の法的体力や事情を十分に考慮した支援の「順序」が重要であり、その中にオーナーシップの尊重も組み込まれていくという関係になるのではないかと、この見解が述べられた。

小松健太氏からは、とりわけ非常時における戦略の在り方として、現代社会は予測不可能で、複雑化していることから、あらかじめ日本側で計画を細部まで詰めることは困難であり、むしろ規模は小さくとも、迅速で柔軟な対応から始め、その後、インパクトを大きくしていくことが求められてきていると述べられた。そして、日本側としては、多様性、民主主義、基本的人権、個人の尊厳等の価値を大切にする、ということをもまずは打ち出した上で、その実現のためにどのような支援ができるかを考えるとともに、相手国に対しても支援内容と普遍的価値との関連性を説明していくことの重要性や、迅速な対応のための外部リソースへの調達の手続き等を簡素化・迅速化する重要性について述べられた。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大下の支援については、オンラインでの研修やビデオ教材の活用のほか、オンラインの柔軟性を活かした講師の参加の確保やICT教官がオンラインで現地の活動に参加することが可能になったなどのメリットはあるものの、現地において相手国のニーズを把握したり、人間関係を構築したりする重要性は失われていないことについて指摘がなされた。さらに、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響をより深刻に受けた脆弱層へのアウトリーチを新たに検討する必要についても述べられた。

さらに、ミャンマーに対する法制度整備支援に関して、法の支配、民主主義に対する影響として、現状はかなり深刻な状態であると考えられること、法制度整備支援が、ミャンマー国軍政府の正当化に力を貸すことにならないかどうかを考慮すべきこと、ODA全体の裨益者であるミャンマーの人々の声を考慮する必要があることについて指摘がなされた。そして、民主主義や人権の保護に懸念がある国に対しては、法制度整備支援をやらなくてもいいというわけではなく、民主主義の理念をきちんと持ってそれを達成したいという考えを持っていることを先方と共有して対話をしながら案件を進める、活動を進めることが大事ではないかとの見解が述べら

れた。

パネルディスカッションに引き続いて行われた質疑応答では、参加者から、今後の支援の拡大の可能性や法制度整備支援事業への日本企業の具体的関与の状況、課題、実施する側からの期待等について幅広い質問がなされた。



【第4部 パネルディスカッションの様子】

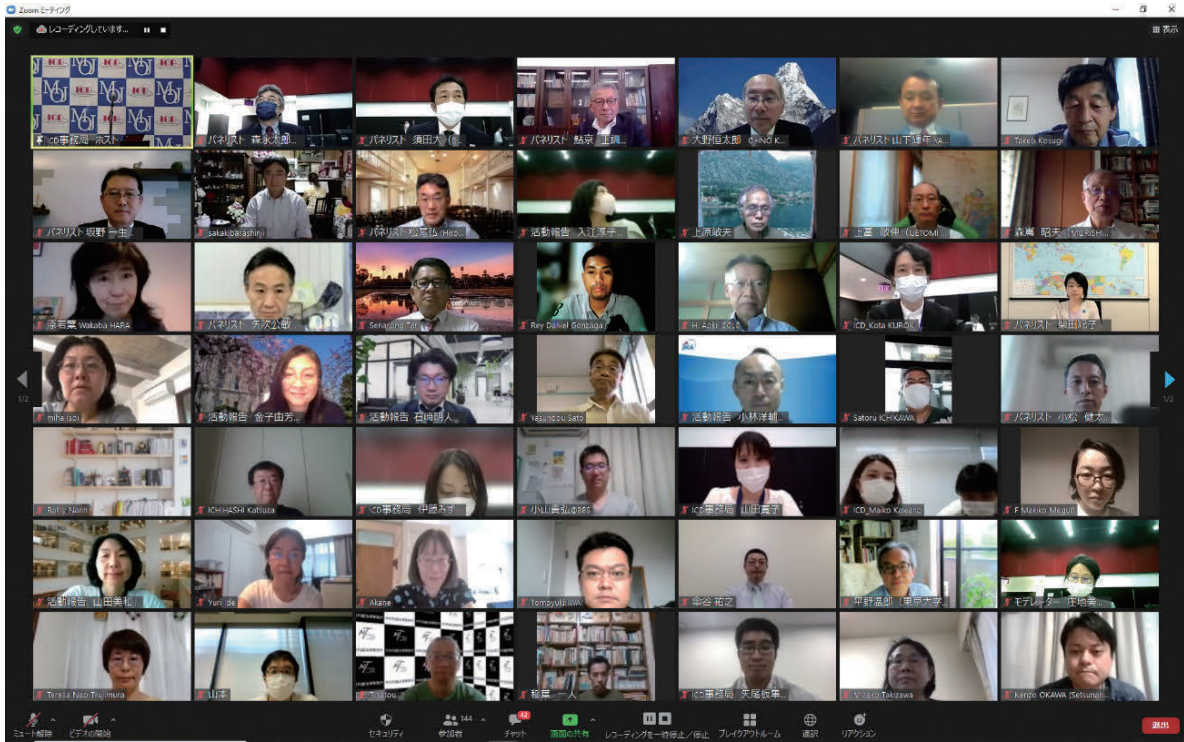
第4 おわりに

我が国の法制度整備支援開始時と現在では、アジアの法制度を取り巻く状況は大きく変化し、我が国に求められる支援の内容も変容している。そして、この20年間で法制度整備支援の活動が蓄積され、対象国や法分野の前線も広がってきている。

そのような中、今回の連絡会の議論においては、今後の法制度整備支援の目指すべき方向性や堅持すべき普遍的価値、法制度整備支援の方法や各機関の果たすべき役割について様々な意見が出され、参加者にとっても新たな視点を得る貴重な機会になったものと考えられる。

本連絡会で明らかとなった課題とその対応策については、さらに具体化し、検討を続けていくことが肝要である。

基調講演者、活動報告者、パネリストの皆様には、この場を借りて深く御礼を申し上げます。



参加者による記念撮影ショット (一部)



第22回法整備支援連絡会



2021年 **6月12日** **土** **10:30 - 17:30**

～日本語・英語同時通訳～

ハイブリッド開催

(会場及びオンライン会議を併用)

※来場にてご参加される場合

法務省国際法務総合センター国際会議場A
(東京都昭島市もくせいの杜2-1-18)

※会場については、新型コロナウイルス感染症対策により、人数制限を実施予定

新たな時代の法整備支援 ～ICD創設20周年を機として～



主催：法務省法務総合研究所
独立行政法人国際協力機構 (JICA)

後援：最高裁判所
日本弁護士連合会
独立行政法人日本貿易振興機構 (ジェトロ) アジア経済研究所
公益財団法人国際民商事法センター (ICCLC)



2021.6.12

※敬称略/第3部及び4部のパネリストは五十音順

プログラム

開会挨拶等

10:30-10:50

法務省法務副大臣
法務総合研究所長
JICA理事

田所 嘉徳
上富 敏伸
中村 俊之

ICD20周年祝辞メッセージ 10:50-11:20

第1部 基調講演 11:20-12:00

名古屋大学名誉教授

森嵐 昭夫

昼食休憩 12:00-13:00

第2部 活動報告 13:00-14:30

法務省法務総合研究所国際協力部副部長
国連アジア極東犯罪防止研修所次長
JICAガバナンス・平和構築部ガバナンスグループ法・司法チーム参事役兼課長
公益財団法人国際民商事法センター (ICCLC) 理事長
名古屋大学法政国際教育協力研究センター (CALE) センター長
神戸大学社会システムイノベーションセンター教授
日本弁護士連合会国際交流委員会幹事, 弁護士・ICD非常勤弁護士
日本貿易振興機構 (ジェトロ) アジア経済研究所新領域研究センター法・制度研究グループ長

須田 大
入江 淳子
小林 洋輔
大野 恒太郎
藤本 亮
金子 由芳
石崎 明人
山田 美和

休憩 14:30-14:45

第3部 パネルディスカッション1 14:45-15:45

「日本の法整備支援を振り返って～ICD20周年を契機として～」

ーパネリストー

カンボジア王国司法省アドバイザー
法務総合研究所国際協力部副部長
東京弁護士会会長・日本弁護士連合会副会長 (日本弁護士連合会国際交流委員会元委員長)
公証人 (ICCLC顧問・ACPF副理事長)

ーモデレーターー

法務総合研究所国際協力部長

坂野 一生
須田 大
矢吹 公敏
山下 輝年

森永 太郎

休憩 15:45-16:00

第4部 パネルディスカッション2 16:00-17:15

「これからの法整備支援」

ーパネリストー

愛知県公立大学法人理事長・名古屋大学名誉教授
JICA国際協力専門員・弁護士
法務省大臣官房国際課長
慶應義塾大学大学院法務研究科教授
法務省法務総合研究所国際協力部長

ーモデレーターー

法務総合研究所国際協力部教官

鮎京 正訓
小松 健太
柴田 紀子
松尾 弘
森永 太郎

庄地 美菜子

質疑応答 17:15-17:25

閉会挨拶 17:25-17:30

公益財団法人国際民商事法センター (ICCLC) 理事長

大野 恒太郎

第1部 基調講演

基調講演

森 嵩 昭夫氏



法学者（民法・環境法）。1958年東京大学法学部卒業。1968年ハーバード・ロー・スクール大学院修了、1971年名古屋大学法学部教授、88年法学部長、96年名誉教授。国内外の大学で教鞭を執る傍ら、政府の各種審議会の委員等を歴任。我が国の法整備支援の道を拓いた。

第3部 パネルディスカッション1

「日本の法整備支援を振り返って
～ICD20周年を契機として～」

パネリスト

坂野 一生氏



カンボジア王国司法省アドバイザー。1992年にUNTAC（国連カンボジア暫定統治機構）選挙部門オフィサーとして勤務。1998年からJICA長期派遣専門家としてカンボジアの民法及び民事訴訟法の起草支援に携わる。堪能なクメール語の能力を生かし、カンボジアにおける法整備支援に大きく貢献している。2018年から現職。

須田 大



2001年検事任官。各地検での勤務を経て2013年からICD教官。2015年から約2年9か月間、JICA長期派遣専門家としてラオス人民民主共和国に派遣。帰国後、東京地検において勤務し、2021年4月から現職。

矢吹 公敏氏



日本国および米国ニューヨーク州弁護士。1995年から、ベトナム、カンボジア、ラオス、インドネシア、モンゴル、フィリピンなどの法整備支援（国際司法支援）に尽力。日本弁護士連合会国際交流委員会委員長などの要職を務め、日弁連の国際司法支援活動を牽引してきた。2021年4月から現職。

山下 輝年氏



1984年検事任官。退官までの32年間各地検に勤務したほか、法務省法務総合研究所勤務時にICDの立ち上げに尽力。その後、ICD部長、国連アジア極東犯罪防止研修所（UNAFEI）所長等の要職を歴任した。現在は、公証人（ICCLC顧問・ACPF副理事長）を務める。

モデレーター

森永 太郎



1994年検事任官。法務総合研究所国際協力部教官、佐賀地検次席検事、国連アジア極東犯罪防止研修所（UNAFEI）次長を経て、2017年10月から現職。2004年から約3年間JICA長期派遣専門家としてベトナム社会主義共和国司法省に派遣され、法制度整備支援に携わる。

第4部 パネルディスカッション2

「これからの法整備支援」

パネリスト

鮎京 正訓氏



法学者（ベトナム憲法史・アジア法）。愛知県立大学法人理事長、名古屋大学名誉教授。同大学法政国際教育協力研究センター長、法学研究科長、副総長等要職を歴任し、2015年4月より現職。法整備支援分野、アジア法研究の第一人者であるとともに、若手研究者の育成にも尽力している。

小松 健太氏



弁護士（第二東京弁護士会）。民間企業や英国法律事務所での勤務を経て、2013年よりJICA国際協力専門員としてミャンマーをはじめとする各国の法整備支援に携わる。2014年から2017年までミャンマー長期派遣専門家。2019年より再びミャンマー長期派遣。

柴田 紀子氏



1998年検事任官。2006年から約2年間JICA長期派遣専門家としてカンボジア王国王立裁判官・検察官養成校に派遣。帰国後、ICD副部長等を歴任し、2015年から2年間国連薬物・犯罪事務所（UNODC）東南アジア太平洋地域事務所において犯罪防止・刑事司法担当官として国連機関における国際支援に尽力。2019年7月から現職。

松尾 弘氏



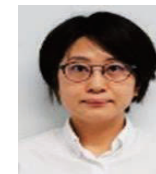
慶應義塾大学大学院法務研究科教授・慶應グローバル法研究所長。専門は民法、開発法学。シドニー大学客員教授、オックスフォード大学客員研究員、法制審議会幹事、社会資本整備審議会委員、国土審議会特別委員等を歴任。国内外の開発プロセスにおける法整備のあり方について、各国の歴史を踏まえた研究と実践に取り組んでいる。

森永 太郎



モデレーター

庄地 美菜子



2008年検事任官。各地検で勤務したほか、法務省保護局付検事として勤務。2020年よりICD教官を務める。

第22回法整備支援連絡会発言録

開会挨拶

田所嘉徳法務副大臣：

皆様こんにちは。法務副大臣の田所嘉徳です。第22回法整備支援連絡会の開催に当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。

世界各地の開発途上国に対し、法令の制定やその運用に必要な体制整備に関する支援を行う法制度整備支援は、開発途上国が、良い統治（グッド・ガバナンス）に基づく持続的成長の実現を目指すに際し、これに不可欠な基盤を形成するための自助努力を支援する、という大変重要な活動です。

我が国の法制度整備支援は、現地に専門家を派遣して、相手国の関係機関との対話・調整を進めながら、相手国の文化や歴史を尊重し、相手国の発展段階や社会の実情・ニーズに合わせた支援をしていること、また、支援活動の際には相手国のオーナーシップを最大限に尊重しているところに大きな特長があります。

また、法令の制定や改正にとどまらず、法制度が適切に運用されるための基盤整備、法曹人材の育成や法学教育、実務における個人や機関の能力強化までを広く支援の対象としている点も特長の一つであると言えます。このような我が国ならではの法制度整備支援は、相手国の発展に寄与し、相手国と我が国の間の良好な関係の強化にも資するものとして、他国の支援と異なる価値を有するものと考えております。

法務省は、JICAを始めとする関係者の皆様とともに、ベトナム社会主義共和国を皮切りに20年以上にわたり、この法制

度整備支援に取り組んできました。その中で、法務総合研究所に法制度整備支援の専門部署として国際協力部（ICD）を創設してから本年4月で20周年を迎えました。関係者の皆様におかれましては、ICDの活動に平素から多大なるご支援・ご協力をいただいておりますことを、ここに改めて深く感謝申し上げます。

開発途上国に対する法制度整備支援の重要性は、現在法務省が力を入れている、国際社会における法の支配の確立を目指す取組である「司法外交」の文脈でも、広く認識されています。そのような法制度整備支援に携わる関係者の、定期的な情報共有・意見交換の場である本連絡会の意義は非常に大きいと言えます。

今回の連絡会におきましては、「新たな時代の法整備支援～ICD創設20周年を機として～」というテーマの下、今日の我が国の法制度整備支援の礎を築かれた森脇昭夫名古屋大学名誉教授を始めとする日本の法制度整備支援を支えてきた専門家が集い、これまでの軌跡を振り返り、新しい時代の法制度整備支援について協議が行われるものと承知しています。

今回の連絡会は、我が国の法制度整備支援を次のステップ、更なる発展へと高めるために非常に大きな重要な機会であると思っております。実りある議論に期待しております。

最後になりましたが、ご参集の皆様の更なるご活躍とご健勝を祈念いたしまして、私の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

上富敏伸法務省法務総合研究所長：

法務総合研究所長の上富と申します。

まず、この昭島の会場までご足労いただきました皆様、そして、国内外からオンラインでご参加いただいている皆様には、心からの歓迎と御礼を申し上げます。

本日は、プログラムにもありますとおり、講演に続き、関係各方面からの活動報告、そしてパネルディスカッションが予定されておりますところ、これらのために、ご多忙中にもかかわらず、いろいろとご準備いただきました名古屋大学名誉教授の森嶋昭夫先生ほか関係者の皆様にも厚く御礼を申し上げます。

また、本日のこの機会に、私ども法務総合研究所の国際協力部、ICDが今年で創部20周年を迎えましたことにつき、ラオス人民民主共和国最高人民裁判所副長官ブンクワン・タヴィサック様、東ティモール司法省法律諮問立法局長ネリーニョ・ヴィタル様、ベトナム社会主義共和国司法省元次官ディン・チュン・トゥン様から、お祝いのビデオメッセージを頂戴いたしております。お三方のお心遣いに深く感謝申し上げます。

昨年春からの1年間は、我が法務総合研究所にとっても、新型コロナウイルス感染症に翻弄された1年でした。海外渡航もままならない状況で、ICDの活動についても大きな制約がありました。しかし、ICDでは、オンライン研修の積極的な活用やウェブミーティングの積み重ねなど、持続的な活動のための様々な努力を行ってまいりました。これらの活動を続ける中で蓄積した新たなノウハウは、新型コロナウイルス感染症の蔓延が収束し、海外との行き来が自由にできるようになった後も、より良

い支援を行うために大いに役立つものと確信しております。

先ほど、田所副大臣からも言及がありましたとおり、今回の法整備支援連絡会は、本年が法務省による法制度整備支援活動の中核を担ってきたICDの創立20周年という節目の年であることから、「新たな時代の法整備支援～ICD創設20周年を機として～」というテーマを掲げ、これまでの軌跡を振り返るとともに、これからの法制度整備支援についての展望を協議することといたしました。

関係者の皆様におかれましても、コロナ禍の下での難しい状況の中、様々な工夫を凝らして活動を続けてこられたものと存じます。本日の活動報告では、併せて、そのような面においても有益な情報交換ができるものと期待しております。

そして、講演会、パネルディスカッションにおいては、まさにICD20周年を記念するにふさわしいお話をしていただける方々をお迎えいたしました。

我が国の法制度整備支援の黎明期から今日に至るまで、第一線において法制度整備支援の発展に尽くしてこられた森嶋昭夫名誉教授、鮎京正訓名誉教授をはじめとし、今日の法制度整備支援を支えるトップランナーの皆様が一堂に会する大変貴重な機会となっております。

これまでの我が国の法制度整備支援の歩みを振り返り、我が国の法制度整備支援が何を目指してきたのか、その時々でどのようにして困難を乗り越えてきたのかを振り返るとともに、これからの法制度整備支援の進むべき道について、活発なご議論をいただきたいと存じます。

この会場の皆様のみならず、国内外から

オンライン参加されている皆様にも、質問やコメントをお寄せいただくなどして、積極的に議論にご参加いただければ幸いです。

最後になりましたが、本法整備支援連絡会にご後援を賜りました最高裁判所、日本弁護士連合会、独立行政法人日本貿易振興機構アジア経済研究所、公益財団法人国際民商事法センターの皆様にご心より感謝申し上げますとともに、本日もご参加いただいております皆様方のご活躍を祈念いたしまして、私の挨拶とさせていただきます。

中村俊之独立行政法人国際協力機構理事：

ただいまご紹介いただきましたJICA理事の中村でございます。

まず、本日の法整備支援連絡会にご参加の皆様及び開催にご尽力いただきました関係者の皆様へ、心より御礼を申し上げます。また、法務省法務総合研究所国際協力部、ICDの関係者の皆様へ、20年のご活躍に対してお祝い申し上げますとともに、その間の私どもに対するご厚誼に対して厚く御礼を申し上げます。

私どもJICAは、一人ひとりの暮らし、命、尊厳を守る「人間の安全保障」の実現をそのミッションの一つとしており、法整備支援は、このミッションを達成する上での大変重要な協力の一つと考えております。

昨今、新型コロナウイルスの流行の影響もあり、世界各地の情勢が流動化し、人々の暮らし、命、尊厳に対する脅威が高まる中、また、その過程で、「法の支配」や「民主主義」といった価値に対する支持が揺らぐようにも見える中、法整備支援は、

世界、日本にとって、今後益々重要な協力的分野となると考えております。

こうした法整備支援の今後のあり方について、本日、私どものかけがえのないパートナーでいらっしゃいますICDの設立20周年の機会を捉えて、皆様と一緒に議論できることを大変楽しみにしております。私どもとしましては、本日の議論は、中長期的な事業のあり方のみならず、より短期的な課題、例えば、今年3月の京都コンGRESのフォローアップや、来年チュニジアで開催が予定されている第8回アフリカ開発会議(TICAD8)に対する貢献策を考える上でも、非常に重要であると考えております。

さて、法整備支援が本格的に開始された1990年代後半から現在までを振り返りますと、支援対象国を取り巻く環境、そして課題は大きく変化していることを実感しております。

そのような中で、支援対象国のニーズに応えながら、SDGsや日本政府の重要政策の実現を達成するとともにそれを加速化させるためには、日本国内のステークホルダーの皆様の様々な取組とさらに連携を図り、大きな相乗効果を生み出していく必要があると認識しております。

そのためには、JICAとして、様々な国で展開している協力について、セクターごとに一定の共通性・方向性を持たせ、幅広い省の皆様にご方針をわかりやすくご説明し、ご賛同を得て、参加者の輪を広げていくことが不可欠と考えており、現在「クラスター」ないし「グローバル・アジェンダ」という概念の下で、重要なセクターについて方針の検討を進めているところでございます。

法整備支援におきましては、既に、法務省、最高裁、日本弁護士連合会、大学などを中心とする関係の皆様から多大なご協力をいただいているところではございますが、他のセクター同様、今後こうした方針の検討をさらに進め、これを土台としてさらなる協力関係の拡充・深化を目指していく所存でございます。そして例えば、「アジア・ビジネス・ロー・フォーラム」など関係の皆様が設立されたプラットフォームに貢献申し上げることはもちろんではございますが、JICA自ら、関係省庁、大学、弁護士事務所、企業等の幅広い関係者の皆様との連携のための場や機会を積極的にご提案していきたいと考えております。

本日は大学の関係者の皆様も数多くご参加いただいていると思います。皆様との関係におきましては、留学生受入事業におけるさらなる連携をお願いしたく考えております。既に名古屋大学に受け入れていただきました、ベトナムのロン司法大臣のような素晴らしい事例がございますが、JICAとしましては、＜日本と開発途上国の関係強化につながる、将来指導的立場につく可能性のある人材の育成をさらに進めること＞、また、＜そうした方々には、日本への留学に際して、欧米とは異なる日本の近代化の経験、戦後の援助実施国としての知見、さらには日本の民主主義を支える日本社会・市民の価値観等も学んでいただくこと＞が重要であると考え、数年前、理事長の北岡のイニシアチブの下、「JICA開発大学院連携プログラム」を立ち上げました。

このプログラムの下、各法整備支援プロジェクトとの連携を図った新たな留学生受

入事業も関係大学の皆様のご協力の下で進めているところではございますが、プログラムのさらなる拡充に向けたご協力を、この場をお借りしてお願い申し上げます。

ここで過去1年間を振り返りますと、新型コロナウイルスの影響がございました。そのような中でも、専門家や関係機関の皆様には遠隔での活動を積極的に推進していただきました。

また、新たな案件の形成につきましても、関係者の皆様にご協力をいただきながら、遠隔で進めることができました。この後お話になられる森畠先生にも、ベトナム側との度重なるオンライン協議にご参加いただき、お陰様で、無事、今年1月から新規案件を開始することができました。困難な状況下においても、パートナーである途上国の方々との信頼関係を維持することができ、関係の皆様にご改めて御礼を申し上げます。

法整備支援の現場において、対面でのコミュニケーションが大切であることは言うまでもありませんが、このような遠隔での協力の知見も活かし、「withコロナ」期のみならず「postコロナ」期においても、デジタル技術のさらなる活用における効果的な協力の可能性を皆様と一緒に考えてまいりたいと思っております。

本日、この場には日頃よりJICAの事業にご協力をいただいている関係者の皆様にご多数ご出席いただいております。改めて日ごろの皆様のご協力に感謝申し上げますとともに、引き続きのご指導を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、本日の連絡会の成功と今後の協力の深化を祈念し、私からのご挨拶とさせていただきます。ありがとうございます。

た。

ICD 20周年祝辞メッセージ

ブンクワン・タヴィサック ラオス人民民主共和国最高人民裁判所副長官：

ラオス法の支配発展促進プロジェクトの合同調整委員会を代表しまして、ICDが設立してから20周年を迎えられましたこと、そして、ICDの20年間における目覚ましいご成長及びご成果をお祝い申し上げます。

ご存知のとおり、ラオスと日本の両国民、両政府は長い期間にわたり、友好関係・協力関係を構築してきました。2020年末には、ラオス・日本外交関係樹立65周年をお祝いしました。日本政府、そして日本国民の皆様はラオスに対して、専門分野であるインフラ、教育、保健、法律など、様々な分野に対するご支援を多くのプロジェクトを通じて実施されてきました。法律分野に関しては、JICA法整備支援プロジェクトを通じて、ICDの皆様が支援活動をしてくださっています。ICDの皆様からは、この20年にわたり、ラオスに対する法律分野の支援活動をしていただいています。

活動を振り返ってみると、3つ時期に分けることができます。

最初の時期、2001年以前の時期では、民法、商法、教育研修に関する支援でした。

第2の時期、2001年から2006年は、共同の法整備プロジェクトが実施され、私も担当委員として参加させていただきました。この時期には、多数の手引書、教科書などが作成されました。

そして、第3の時期、2010年から現在まで法整備支援プロジェクトが継続的に実施されています。私も20年以上プロジェクトに関わり、ICDの皆様との活動を通じて、ICDと深い絆を築くことができ、光栄に思っています。

実は、ラオス最高裁判所は昔からICDとの交流がありました。例えば、2002年頃、大阪にあるICD施設の開所式に、当時のラオス最高裁判所長官も出席して、両組織の協力関係を深めました。私自身、今まで何度もICDで研修を受け、プロジェクト活動に関与してきました。ICD教官やスタッフの皆様から受けた温かいご歓迎への喜びと感謝の気持ちは言葉にできないほどです。私は2007年から2008年の間、名古屋大学に留学していたため、私のプロジェクト活動への参加は一時休止しましたが、実はその間でも、金曜日と土曜日になると、プロジェクト活動の準備のために、ICDに行き、名古屋大学の鮎京先生や、ICDの渡部様や森永様、その他多くの専門家の方々と一緒に研究などを行いました。2009年に留学を終えて帰国した後、2010年7月に法律人材育成強化プロジェクトが開始され、私もプロジェクトに参加し、その後、運営委員会として、現在は合同調整委員会としてプロジェクトに継続的に参加しています。このプロジェクト活動は、ラオスの法律、司法分野の発展に大きく貢献できるものと考えています。

私たちは20年間のプロジェクト活動からたくさんを学びましたが、大きく分けると、3つのことを得ることができたと私は思います。

第一に人材開発です。プロジェクト参加

者は、専門知識を向上させ、日本式の仕事のやり方及び業務計画の立て方を学ぶことができました。また、法律の研究や教科書の作成に関する知見を習得できました。さらには、発表や説明のスキルを身に付けることができました。

第二は、プロジェクトの成果物です。当プロジェクト活動により、法律関連の手引書、教科書、訴訟手続のチャート、パンフレットなどを作ることができました。これらの成果物は図書館、学校や関係機関などに配布され、教師、法律実務家や社会の人々に幅広く使われています。

第三は、社会の法令遵守意識の向上です。私たちは、プロジェクトの成果物を用いた普及活動を行い、社会の法令遵守意識の向上に貢献しています。この中でも、プロジェクトの最大の成果は、ラオス初の民法典が作られたことだと思います。ラオス民法典は、JICA、ICD及びラオスの法律家の共同作業により成し遂げた歴史的な成果と言えます。

この20年にわたるICDとの協力活動により得られた知識や経験は、ラオスにおける法曹養成、法制度の発展、ひいては法の支配の構築に大きく貢献できるものと思っています。今後も、JICA及びICDの皆様、そして先生方には、ラオスの法曹養成、法制度の発展に引き続きご支援やご協力をお願いいたします。合同調整委員会として、そして私個人として、JICAを通じて多大なご支援くださる日本政府、そして日本国民の皆様、法整備支援プロジェクトの主要な実施機関としてご支援くださるICD、そして、ラオスの法曹養成、法制度の発展に対する日本の先生方、専門家の皆様のご尽力に心より感謝申し上げ

げます。

最後になりますが、改めてICDの設立20周年を迎えられましたことをお慶び申し上げます。ICDのさらなるご成長、皆様のご健康とご活躍、ラオスと日本の友好関係の更なる発展を祈念して私の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

ネリーニョ・ヴィタル 東ティモール民主共和国司法省法律諮問立法局長：

法務総合研究所国際協力部の森永部長を始めとする職員の皆様、本日ご参加されている皆様に、敬意をこめてご挨拶いたします。本日、ICDの20周年記念イベントに参加し、この様な重要なイベントで祝辞を述べさせていただきますのは、私にとって、大変、光栄なことです。

ICDは、東ティモール民主共和国、特に、司法省法律諮問立法局（DNAJL）にとって、重要なパートナーです。2009年に開始されたICDと法律諮問立法局における協働及び協力関係は、多くの成功をおさめ、今日まで良好に継続しています。これまでの協力により、法律諮問立法局は、東ティモール司法省の年間行動計画において、年間の法令起草目標を立て、毎年、これを達成してきました。また、ICDの協力により、当局は、国際刑事司法協力法、違法薬物取締法などを手がけてきました。他にも、共同研究の成果が多数あり、中でも、市民登録法や調停法については、現在、最終調整段階に入っていますし、弁護士会法は、国民議会にて審議中です。また、現在、起草中の土地財産関連法案には、不動産登記法案、地籍法案、コミュニティー不動産法案などがあり、こ

れらも、近いうちに、当局が閣議にて発表を行う予定です。

3, 4年前でしょうか、私がICDの本邦研修のため東京に赴いた際、これまでの協力について所感を述べる機会がありましたが、本日、もう一度、繰り返しお伝えしたいことがあります。私たちにとって、ICDの協力は、すなわち、ICDと法律諮問立法局の両者の関係が良い均衡を保っているという点において、唯一無二であり、大変、貴重な関係であるということです。私たちとの共同研究において、ICDは、関連する情報、知識、研究教材のすべてをサポートしていただきますが、研究主題の選択や立法についての決定は、いつも、私たち自身に委ね、私たち東ティモール国民自身に、自国の状況に沿った立法についての判断を行う機会を与えるという、とても美しく、素晴らしい関係です。

この様な関係の歩みの中で、法律諮問立法局の人材育成支援に多大な貢献をされてきた、森永部長を始めとするICDの皆様、法律諮問立法局長として、改めて、感謝申し上げます。私たちのこの関係が、今後も停滞することなく継続し、東ティモール人の法律家及び法律起草者の技術向上に寄与し続けますことを切に願っております。

本日、東ティモール司法省法律諮問立法局長として、また、個人として、ICD 20周年の記念をともに祝うことができ、大変幸せです。私たち一同、20年の経験を経て、ICDが今後さらに発展を続け、私たちやその他の人材育成及び組織開発支援が必要な国々の協働者として、より良い関係で歩み続けることができますことを、確信しております。

20周年、おめでとうございます！ありがとうございます。ありがとうございました。

ディン・チュン・トゥン ベトナム社会主義共和国司法省元次官：

日本国法務省法務総合研究所ICDの20周年記念イベント開催に際して、JICAに支援していただいているベトナムの法・司法分野のプロジェクトで一緒にお仕事をしたことのある皆様と、このようにしてお会いできて大変嬉しいです。ICDの20周年記念イベントにこのような形でご協力できることを光栄に思います。

日越の法律分野での協力関係は、30年近くの期間が経過しました。そして、支援が始まった1993年・1994年から今日まで続いてきた日本とベトナムの協力関係は、日増しに強化されており、その質も高く、評価されつつあると理解しております。

これまでのJICAプロジェクトを通じた日本の法務省によるベトナムに対する技術支援のお陰により、ベトナムは、日本の専門家の貴重な経験を学んだ上で、司法省を始めとする政府機関において重要な法案を国会に提出することができました。ベトナムの重要法案の起草に際しては、日本の専門家の方々の多くの知見が役立っております。

専門家の貴重な経験を共有いただきながら、具体的には民法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法、民事判決執行法、企業破産法、国家賠償責任法などがベトナムの実情に合わせてカスタマイズされ、国会に提出されました。また、日本の支援はベトナムの法律・司法分野における職員の能力向上にも貢献しています。こうした技術支援の

お陰で、ベトナムは社会経済の発展のみならず、人民の人民による人民のための社会主義的法治国家の建設を実現することができました。

また、2020年には、日本の法務省とベトナム司法省との間で法律分野における協力の合意がなされ、2021年から2025年までのJICAの新規プロジェクトが正式に承認されました。

この合意は、今後両国がさらなる一步を踏み出すために重要なものと考えております。

これは、日越両国の友好関係の新たな発展を記念すべき節目でもあると思います。JICAプロジェクトが積み上げてきた実績を振り返り、日本のICDを始めとする日本国法務省のご尽力が大きなものであったと理解しております。特に、ICDが設立された2011年から今まで、皆様には、我々と密に連携し、ベトナム司法省や他の政府機関のさまざまなJICAの活動を大いにご支援いただきました。具体的には、ベトナムからの研修団が日本で行う本邦研修やJICAと連携したベトナム現地専門家などの選定と派遣、調査団のベトナムへの派遣、ベトナムの法・司法分野の指導者の訪日の対応などであり、これらの具体的な活動を通じて、ICDとの協力関係は深まってきました。

JICAの長期派遣専門家は、どなたも有能で責任感が強く、仕事以外の場面においても親切・勤勉であり、長期派遣専門家やICDの方々と共に仕事をできることは大変心強いです。専門家の皆様は、ベトナムのために仕事をしてくださっていますが、ご自身の国のお仕事のように努力していただいています。

ICDの設立20周年の折に、謹んで心からの感謝とお祝いの言葉をお届けしたいと思います。ICDのさらなるご成功をご祈念いたします。さらに、2021年から2025年までのプロジェクトの着実な遂行及びこの間の両国の法務大臣が合意された協力の実現のため、引き続き、皆様方には両国の架け橋の役割を担っていただければと思います。また、二国間の法・司法協力関係を新たな高みに引き上げ、ベトナムと日本、そしてアジアの平和と繁栄のための広範な戦略パートナーシップが促進されることを願います。

ありがとうございました！

第2部 活動報告

須田大ICD副部長：

ICDの活動報告をいたします。

スライドの2枚目をご覧ください。

ICDが関与する法制度整備支援の対象国や範囲は、年々拡大傾向にあります。ICDが創設された2001年当時は、ベトナム、カンボジア、ラオス等の5カ国でしたが、現在では、スライドのとおり、アジア地域の15カ国に及んでいます。ICDの法制度整備支援の業務は、JICAの技術協力案件に参加する形で行うものと、ICDが主導して行うものに、大別されています。これから、順に、前回の法整備支援連絡会以降のICDの活動についてご報告いたします。

スライドの3枚目をご覧ください。こちらのスライドには、ICDが、JICAの技術協力案件に協力する形で行った活動を記載しました。

ベトナムでは、新旧のプロジェクトの切

り替わりがありました。旧プロジェクトに関しましては、昨年2月と3月に、本邦研修を実施しました。今年1月からは、スライドに記載した新プロジェクトをスタートしており、法務省からは2名の長期専門家を派遣しています。初年度である今年は、プロジェクトで扱う重要課題を特定する活動を行っています。

カンボジアでは、スライド記載のプロジェクト活動を引き続き行っており、法務省からは、2名の長期専門家を派遣しています。ICDは、現地で実施されたワークショップにオンラインで参加するなどし、新型コロナウイルスの状況下でも現地活動を実質的にサポートしてきております。

ラオスのプロジェクトには、法務省から1名の長期専門家を派遣しています。スライド記載の活動を行っておりますが、このうち、民事判決書マニュアルは、十数年前にプロジェクト活動で作成した物であり、2012年の民訴法の改正を受け、改訂を行っています。ICDは、教官が現地で実施するセミナーやワーキンググループ活動にオンライン参加するなどして協力しております。

ミャンマーでは、スライドに記載したプロジェクトが実施されておりました。昨年8月、商標法の運用に関するウェブ形式のセミナーを行いました。今年1月には、調停人トレーニング研修をオンラインで開催しております。現在は、政情不安定な状況にありますため、プロジェクトが一時中断しております。

インドネシアでは、スライドに記載したプロジェクトが進行中で、法務省からは2名の長期専門家を派遣しています。新型コロナウイルスの影響により、長期専門家の

一時帰国期間が長くなったこともございましたが、今年度に入り専門家が現地に戻り、活動を再開しています。

バングラデシュです。昨年9月からは、調停制度と事件管理の強化を目的とした国別研修にICDが協力しています。昨年10月には、調停人養成トレーニングに関するオンラインセミナーを、昨年11月と今年3月には、民事訴訟の遅延解消に関するオンラインワークショップを実施しました。また、調停に関しては、オンデマンド教材を作成しました。

最後に、スリランカに関しては、刑事訴訟の遅延解消に向けた実務改善の国別研修として、今年3月、4月に、オンラインで研修を実施しました。

スライドの4枚目をご覧ください。こちらのスライドは、ICDが主導して行った活動について記載しております。

東ティモールでは、スライドに記載した活動として、昨年11月に不動産登記法に関するオンラインセミナーを実施しました。今年、1月及び2月に不動産登記法や土地の紛争解決に関して、3月には土地関連法に関してオンラインセミナーを実施しました。

ウズベキスタンに関しては、行政手続法等に関する共同研究や、犯罪白書作成支援などを行っています。犯罪白書作成支援では、犯罪白書を作成している法務総合研究所研究部の協力も得て内容の濃い支援を行っております。

モンゴルでは、現在、商法典を起草中であり、ICDでは、商取引に関する法律整備のための共同研究を行ってきました。つい先日の5月には、商法典起草の中核メン

バーを含むモンゴル国立大学の教授陣を対象に、オンラインセミナーを実施しました。

ネパールに関しては、最高裁判所や国家司法学院との共催によるセミナーを実施しました。国際私法、不法行為、過失犯、公判前整理手続など民事・刑事の両分野のテーマで、昨年12月、今年3月にそれぞれオンラインセミナーを行いました。

ミャンマーでは、土地登録法制に関する共同研究を引き続き実施しており、昨年12月にオンラインで研究事業を行いました。また、知的財産分野の行政取締りに関するセミナーも今年1月に行っています。

ラオスに関しては、国立司法研修所と法務総合研究所の協力覚書に基づく活動を行っており、今年3月に、未遂犯や量刑をテーマとした刑事分野のオンラインセミナーを実施しました。現在、次回のセミナーを準備中です。

最後に、カンボジアですが、王立司法学院と法務総合研究所の協力覚書に基づき、教育体制強化に向けた共同活動を計画中です。新型コロナウイルスの影響でセミナーの実施が延期になっておりますが、早期の実現を目指しています。

スライドの5枚目をご覧ください。その他の活動について報告します。

法整備支援へのいざないは、学生、司法修習生、若手の法曹や研究者に、法制度整備支援の魅力を伝え、いざなうイベントです。名古屋大学や慶應大学が行うイベントと連携して実施しています。昨年は、11月にオンラインで実施し、長期専門家経験者、現役の長期派遣専門家、JICA職員の方からの講演、参加者とのディスカッションを行い、法制度整備支援の魅力や、

関わり方を紹介しました。

国際協力人材育成研修ですが、これは、法務・検察の職員を対象とし、法制度整備支援に携わる人材の育成を目的とした研修事業で2009年から毎年1回実施しています。この研修の参加者には、その後、実際にICD教官として活躍し、中には長期専門家として国外に派遣される者もおり、この分野の重要な人材育成事業となっております。昨年は11月にオンラインで実施しました。

アジア・太平洋法制研究会ですが、これは、ICCLCとの共催で関西を中心として行っています。1996年から長く続けている活動です。第10回の研究会は、関西に拠点を置く弁護士、学者、企業法務担当者の方々に委員を務めていただき、ジョイントベンチャー契約をテーマに、ベトナム等4カ国を研究対象として実施し、今年3月には、オンライン形式でシンポジウムを開催し、参加者約130名の盛況な会議を行いました。

6枚目のスライドをご覧ください。2020年2月以降は、新型コロナウイルスの影響を受け、従前は、直接参加形式のみで行っていたイベントや活動を、やむなくWeb会議システムを活用しオンラインにて行いました。オンライン参加の採用により、遠隔地の方など直接参加形式では参加できなかった方々にも参加していただきましたし、海外からの参加も可能となりました。オンライン形式には、このような利点がございます。

他方で、直接参加形式には、面前で行うインパクト、参加者同士の密な協議、人間関係の醸成といった利点があるので、今後、コロナ収束となった場合、直接参加と

オンラインとの併用で行うことが必要だと考えております。特に、共同研究や本邦研修といった事業は、来日していただき、日本の関係者と密な協議や意見交換を行うとともに、関係機関への訪問・見学などを通じて効果的な事業を実施できるため、やはりオンラインだけでは足りないと言わざるを得ません。早く、コロナが収束することが望まれます。

7枚目のスライドをご覧ください。ご存知の方も多いと思いますが、2021年3月には、第14回国連犯罪防止刑事司法会議、いわゆる京都 kongress が開催されました。ICDは、JICAとの共催で、スライドに記載した2つのサイドイベントを実施し、いずれのイベントも盛況に行うことができました。

最後のスライドをお願いします。2020年2月以降におけるICDの主な活動について報告させていただきました。これらの活動に関して、関係者の皆様方のお力添えを賜りましたこと、この場をお借りして御礼申し上げます。今後も、引き続き、よろしく願いいたします。ありがとうございました。

入江淳子国連アジア極東犯罪防止研修所次長：

国連アジア極東犯罪防止研修所UNA FE I次長の入江と申します。今日はよろしく願いいたします。私からは、UNA FE I又はアジ研というふうに呼ばれておりますが、この業務のご説明と活動報告を行いたいと思います。UNA FE Iの業務を簡単に説明させていただきます。UNA FE Iは国連との1961年の協定により、1962年に設立された機関です。国連の

政策の実現を図る犯罪防止・刑事司法プログラムネットワーク機関(PNI)の1つでございます。世界にUNODCのほか18機関ある機関のうちの1つです。PNIでございますので、国連犯罪防止・刑事司法会議、いわゆる kongress、それから毎年行われます国連犯罪防止・刑事司法委員会、コミッションと呼ばれておりますが、これへの参加と貢献、それから国連の犯罪防止刑事司法分野の重要関心事項に配慮した研修活動等を行うことが求められております。そこでUNA FE IはODA予算、主にJICAの予算でやらせていただいておりますが、これにより途上国の刑事司法実務家の能力向上のための支援を主に行っております。

組織について簡単に説明いたしますと、所長に関しましては、国連承認人事となっております。また、教官は検事、裁判官、矯正、保護など刑事司法のあらゆる分野から集まっております。

UNA FE Iの活動は主に研修でございますが、通常は、JICAの予算で行っております国際研修というのがUNA FE Iの活動の柱となっております。スライドに書かれておりますように、刑事司法、犯罪者処遇、高官セミナー、汚職防止に関しまして、それぞれ本邦に研修員を招へいしての1か月を超える研修、これが柱となる活動でございます。その他ASEAN地域の汚職防止に特化した地域別研修や、UNODCと共同でバイの国別研修なども行っております。

それでは昨年度、令和2年度の活動についてご報告いたします。令和2年度はコロナの影響でJICAによる招へいができなくなってしまうため、先ほど申しまし

た、いわゆる四大研修は実施見送りとなってしまいました。一方、法務省の予算で行っておりました地域別研修、東南アジアの汚職防止に特化したグッドガバナンスセミナーに関しましては、全面オンラインで実施いたしました。さらに国別研修といたしましては、ネパールにつきましては、起訴猶予や量刑理論、保護観察について、東ティモール、フィリピン、カンボジアについては、主に被収容者のアセスメント、それから社会内処遇などについてオンラインセミナーを実施するとともに、eラーニングの教材を作ったり、活用できる資料を現地語に翻訳するなどの活動を行いました。

その他、昨年はUNAFEIの卒業生であるアラムナイ向けに3回のウェビナーを実施いたしました。国際研修のフォローアップ、それから近時の刑事司法における課題、主にコロナ対策について、卒業生と情報交換を行いました。ウェビナー3回のうち最初の2回はコロナ対策の課題と対応をテーマとして実施しまして、1回目は犯罪者処遇を中心に議論し、2回目は捜査公判分野に焦点を置いて議論をいたしました。3回目に関しましては、京都 kongress の直前で行ったので、「再犯防止、京都 kongress への展望およびその先へ」というようなテーマでウェビナーを行いました。合計3回のウェビナーで延べ270名の参加者がございまして、アラムナイネットワークの強化に役立ったというふうに考えております。

さらに先ほど申しましたとおり、四大研修が実施できなかったために、UNAFEIは昨年度調査・研究の方に力を入れました。今スライドの上の方に出ておりますのが、UNAFEIの支援対象国の刑事司法

及び犯罪者処遇制度についてまとめた冊子でございまして、カンボジア、ケニア、ミャンマー、ネパール、ベトナムに関して、主にUNAFEIが支援している分野についての刑事司法制度をまとめたものでございます。また下の方にありますのが東南アジア諸国の汚職防止法制でございまして、これはASEAN10カ国に加えまして、東ティモールの主に刑事司法分野の汚職防止法制をまとめたものでございます。このスライドでは、この本のボリュームをお伝えすることができないのですが、上の方の本は150ページ、下の方の本は約240ページに及ぶかなりの力作でございまして、UNAFEIのホームページから内容をダウンロードできますので、皆様何か必要な時はアジ研のホームページからダウンロードしてご活用いただければ嬉しく思います。

UNAFEIの国際研修の今後のテーマでございまして。令和3年度と令和4年度、上から刑事司法、真ん中が犯罪者処遇で3番目が高官セミナーの主題になっております。この主題は毎年変わるものでございまして、令和3年度と令和4年度分がここにあります。令和3年度も対面研修の見通しは立っておりませんが、対面研修ができない場合も全面オンライン研修として実施することにしております。そのために本来対面研修であるものを全面オンライン研修にするべく、すべてデザインをし直してございまして、今はその作業で大変です。

さらにUNAFEIの昨年度の大きな活動の1つとして京都 kongress がございまして。京都 kongress は今年の3月7日から12日まで約6日間にわたって開催されま

した。 kongressには政策などを議論するメインの全体会合と実務家研究会の性格を持つワークショップ、全体委員会というふうに訳されておりますが、これがございまして、ワークショップはPNIが運営することになっております。UNAFEIは、再犯防止に関するワークショップを運営いたしました。その他アンシラリーミーティングというふうに書いてありますけれども、先ほどICDが発表したサイドイベントと同じ趣旨でございます。これに関しましては、UNAFEIも2つ行っております。

これが京都 kongressで行いましたワークショップ2の風景でございます。ワークショップは4つございましたが、そのうちUNAFEIは、「再犯防止、リスクの特定とその解決策」というワークショップ2を運営いたしました。同ワークショップでは、3本の柱、いわゆる「刑務所環境の整備」、それから「社会内における処遇・介入等のアプローチ」、そして「マルチステークホルダーによる多角的アプローチ」、この3つを柱にして再犯防止を議論いたしました。このワークショップの成果として、再犯防止に特化した国連準則を策定すべしというような勧告が出まして、これは全体会合にも報告されてレポートとして採択されました。

時間の関係がありますので、サイドイベントについては写真を見ていただくのがほとんどになってしまいますが、こちらがTIJ (Thailand Institute of Justice) と共催しました女性犯罪者処遇に関するサイドイベントでございます。

こちらはUNAFEIの同窓会、アラムナイ同窓会のサイドイベントでございます。

す。

こちらは展示ブースの写真です。今回ハイブリッドでしたので、リアル展示とバーチャル展示を行いました。こちらはリアル展示の写真となっております。

京都 kongressは終わりましたけれども、ポスト kongressの活動ということで、京都 kongressで採択されました京都宣言のフォローアップに今後UNAFEIも努力してまいります。特に先ほどワークショップ2の勧告で出たと申しました、再犯防止に関する国連準則の策定に関しましては、5月に行われたコミッションでもそれを視野に入れた専門家会合を開く決議案が採択されました。UNAFEIといたしましては、今後国連準則策定に積極的に関与していくつもりでございます。さらに官房国際課が主催とはなりますが、アジア地域の国際協力プラットフォームやユースフォーラムにもUNAFEIとしては積極的に参加して京都 kongressのフォローアップに努めてまいりたいと思っております。駆け足となりましたが、私からは以上でございます。

**小林洋輔 JICAガバナンス・平和構築部
ガバナンスグループ法・司法チーム参事役
兼課長：**

ただいまご紹介に預かりましたJICAの小林でございます。まずは共催機関の一員として本日もご参加くださっています皆様には厚く御礼申し上げます。また、これからご説明する内容は本日もご参加されている方々を含む関係機関の皆様の多大なご協力のもとで実現したものでございます。時間の関係で、発表の中でお一人お一人のお名前の言及は差し控えさせていただきます。

が、この場をお借りしまして、深く感謝申し上げます。

本日は、大きく私ども J I C A の 2020 年度の活動報告と 2021 年度の計画についてお話しをさせていただきます。まずは 2020 年度の活動報告につきまして、全体状況といくつか特記すべき点についてご紹介いたします。

(スライド表示) こちらの地図は、私どもが 2020 年度に新たに実施、または継続した案件を地図に落とししたものです。これまでのご報告と重なりますので、ご説明は割愛させていただきます。

今お示したような国々を対象に案件を実施したわけですが、全体として、皆様ご承知のコロナ、これを受けた渡航制限などの関係で活動は大きな影響を受けました。

先ほど I C D 様からも言及がございましたが、20 人以上の専門家の方々が現地でも活動して下さっている中、コロナの影響で一時期そのほとんどが帰国され、又は新たに派遣されるべき方が現地に行けない期間が続き、長い方ですとその期間が 1 年以上にわたりました。一部まだ現地に戻れていない方々もいらっしゃいます。そうした中、長期専門家の皆様には多大なご負担をおかけしてしまっておりますが、何とかそうした中でも日本と現地をオンラインで繋いで遠隔で各種活動を実施いただき、事業を前に進めていただくことができました。

また、途上国の方々に日本に来ていただいて、日本の講師の方から、日本の知見・経験を学んでいただく「本邦研修」と言われる活動につきましても、コロナの影響により、これまでとおりに日本に来ていただく

形では実施できませんでした。しかし、関係の皆様にも多大なご協力いただき、こちらにお示ししているようなものなどにつきまして、オンラインで実施したり、それに向けたデジタル教材の製作を進めたりすることができました。

こちらの画像、下の段はバングラデシュと繋いで実施したロールプレイを交えた調停人研修の様子で、上の段にございますのは、その経験なども活かして作成された調停ビデオ教材の一部の写真でございます。

また、私どもが新たな案件を開始する際には、案件が日本政府により採択された後、調査団として現地に入り、そこで相手国と集中的に議論を行って、案件の計画の詳細に合意するのですが、2020 年度はそうした調査団の派遣もできませんでした。そこで、ベトナムやインドネシアの案件について、調査団の派遣に変えて、オンライン会議での協議を重ねました。皆様のお陰様で無事計画どおりの開始が実現、または実現予定でございます。

ここからは 2020 年度の実績のうち、特記すべきものをいくつかご紹介いたします。

まずはベトナムにおける関係機関との連携ということで、日弁連様、ベトナム日本商工会議所様、国際民商事法センター様が、ベトナム弁護士連合会、ベトナム国際商事弁護士クラブと投資ビジネスの活性化に向けて、渉外分野での日本ベトナムの弁護士交流を図るセミナーを開催された事例でございます。私ども J I C A は触媒的な役割に過ぎませんでしたけれども、午前中の中村の挨拶にもございましたとおり、J I C A の案件だけで成しえることは限られているなか、このように色々な機関の方々

と連携したり、機関同士の連携のお手伝いをしたりする、そういった場面をどんどん増やして行きたいというふうに考えているところでございます。

こちらの写真はその時の様子でございます。

同じような観点からの取り組みでございますが、これまでも大学関係の皆様には留学生受入れ事業で大変お世話になっておりましたが、2020年度ラオスを対象に現地でのプロジェクト活動と、日本の大学における法学教育の連携をより意識した留学生プログラムを慶應義塾大学様のご協力のもと開始いたしました。2021年度はラオスに加え、ベトナムにつきましても、こちらは名古屋大学様のご協力になります。同様のプログラムを実施予定でございます。来年度以降はさらに対象国を増やしていく計画となっております。より幅広い大学関係者の皆様のご協力をいただきたく考えているところでございます。

その他、2020年度の特記すべきトピックといたしまして、日本政府のODA終了の方針を受けた対中国法整備支援の終了でございます。これでODAとしての法整備支援は1つの区切りを迎えましたが、これまで長期専門家の方々や、日本の関係機関、先生方が中国全人代と築いてくださった信頼関係を土台として、ODAに拠らない、新たなパートナーシップ、交流のあり方を今後考えていく所存でございます。

その他、少し毛色の違うお話といたしまして、2020年度はこれまで以上に裁判所のバックログ解消に向けた活動がございました。特にスリランカにつきましては、ICD様のご協力により、刑事訴訟におけ

ます公判前整理手続に関する法案作りに先立つ時機を得た有用なインプットができました。

京都コンGRESSにつきましても、すでに報告ございましたけれどもICD様に全面的にリードをいただきまして、司法アクセスに関するサイドイベントを共催させていただいたり、また、コンGRESSのフォローアップ、ポストコンGRESSを意識した新たな研修の立ち上げ準備につきまして、UNAIFEI様のご協力をいただいたりしたところでございます。

こちらは本日お越しいただいていらっしゃいます多くの方にご協力いただき出版した書籍「世界を変える日本式『法づくり』』の英文版の発刊についてのご報告です。ご関心がございましたら、英訳出版を下さいました出版文化産業振興財団様のURLからご案内をご覧いただけますと幸いに存じます。

最後はこれからスライド4枚で2021年度の計画についてご紹介いたします。まずは引き続きコロナの影響下にある中、オンライン中心で研修を進める、新たな案件形成を進める、そういった活動を継続する計画であります。また、コロナを受けた相手国の新たなニーズを見据え、協力の手法のみならず、協力の中身におきましても、デジタル技術の活用、例えば司法アクセスの改善のための弁護士マッチングアプリの活用に関する調査などにも取り組んでいきます。

また、関係機関との連携強化ですが、これまで述べさせていただいたようなことをさらに広げていく、強化していく、そういったことを考えております。

こちらが最後のスライドになります。ま

ず最初の点、戦略性強化でございますけれども、今朝、中村が申し上げました、法整備支援全体における一定の共通性・方向性のようなもの、クラスターないしグローバル・アジェンダという概念の下で、私どもなりの考えをまとめていき、これを軸により多くの方々と共通の意識の下で連携強化を進めていきたいというふうに考えております。先ほどチャット欄に「永遠に法整備支援をやるつもりですか」というようなご質問が入っているのを拝見いたしましたけれども、自助努力を理念とする日本の開発協力ですらいつまで支援をするのかといった事につきましても、私どもだけで答えが出せるものでは決してございませんが、しっかりと答えられるようにはしていかなくてはならないというふうに考えております。次に、アフリカです。来年、第8回アフリカ開発会議が開催されます。これに貢献することを念頭に、アフリカでの新たな案件の実施の可能性について、調査を通じて検証していきます。また、外交政策上、自由で開かれたインド太平洋などの観点からASEANとの更なる連携の必要性が求められる中、国際公法や刑事司法の研修にASEAN事務局からも参加いただくようなことも計画しております。そして最後にビジネスと人権でございます。後ほどこの分野の第一人者でいらっしゃるジェトロアジア経済研究所の山田グループ長が詳しくお話になられるかと思っておりますので、私がお話するのは憚られるのですが、私どもにとりまして大変重要な課題ですので、あえて触れさせていただきます。ビジネスと人権は私どもJICAが重視する人間の安全保障、一人一人が尊厳を持って生きることができる世界の実現の観点から大変重要な

テーマであり、今後より力を入れて取り組んでいきたいと考えている分野です。奇しくも今日は児童労働反対世界デーですが、例えば日本企業を含むサプライチェーン上に存在する児童労働の問題、これをどうやったらなくしていけるのか、一昨日のILOユニセフの発表では、2020年初頭時点で2016年より800万人も多い1.6億人もの子供たちが児童労働に従事していたといわれています。また、国内に目を向けたときに存在する技能実習生などの外国人を受け入れに伴う人権の問題、こうした問題はコロナでますます深刻化していると言われております。日本の繁栄の裏にあるこうした不都合な事実から目を背けず、これに正面から取り組まなくては、開発協力大綱が開発協力の目的として掲げる国際社会の平和と安定及び繁栄の確保はありえないと考えております。日本政府が昨年10月に発表したビジネスと人権に関する行動計画におきましても、こうした問題への解決の方策の1つとして法整備支援が挙げられていますが、私どもは法整備支援その他の支援を通じて、具体的にどのような事ができるかを検討するための準備を進めています。いずれにせよ、こうした問題に対処する上では、今日初めてこの種の会合にいらして下さっている企業、弁護士、学生、一般市民の方々などを含めて、これまで法整備支援に直接関わってこなかった方々との、新たな連携、これまで法整備支援で取ってこなかったようなアプローチ、こういったものが重要になると考えております。コロナでいろいろなものがこれまでどおりにはいかない状況ですが、これをこれまでのやり方を見直すチャンスと捉え、向こう10年の間に、途上国の

方々、特に脆弱な立場にある方々の置かれた状況を、より効果的に改善していくためにどうしたらよいかという基本に立ち返って、これまでの前例にとらわれずに考えていく、また、そのための準備、実行していく、先ほど森島先生がおっしゃった、官僚的・先例主義的な思想を廃していく、これがJICAの法整備支援、さらにJICA全体の2021年度の計画の最大のポイントであり、最大の挑戦であるというふうに考えております。ご清聴どうもありがとうございました。

大野恒太郎公益財団法人国際民商事法センター理事長：

公益財団法人国際民商事法センター理事長の大野です。

当財団は、1996年、アジア諸国に対する法整備支援事業を民間の立場から協力することと、アジア諸国の法制度や運用について相互理解を深めること、この2つを目的として設立され、2013年公益財団法人となりました。したがって、その沿革は国際協力部よりも少し古いこととなります。

現在会員として、アジアで事業を展開する企業を中心に、国際法務を営む法律事務所等約70組織を擁しております。財団の業務は、大きく言って、法整備支援活動とアジア諸国のビジネス法制やその運用に関する研究活動の二つから成っております。順に説明いたします。

一つ目の柱は、国際協力機構（JICA）の委託を受け、法務総合研究所国際協力部等が行う法整備支援活動に協力し、これを側面から支援することです。具体的には、学者、弁護士等から成る国内支援委員

会の運営管理や支援対象国から政府・法曹関係者を日本に招へいして実施する研修事業の準備等を行い、来日した研修員と日本側関係者との交流を進めるため懇談会を主催してきました。そして、財団は、こうした活動を評価され、2016年JICA理事長に表彰されたことに続き、2017年には外務大臣表彰を受けました。2019年には、支援対象国の当局者に日本の企業や実務家の側の問題意識を伝え、これを法整備の際の参考にしてもらうため、研修で来日したインドネシア当局者と会員企業や弁護士との意見交換会を実施するなどしました。2020年度は、コロナ感染拡大により国内で実施する研修が取りやめになったことに伴い、来日研修員との懇談会は行われませんでした。オンラインでの会議や研修実施のため、インフラ整備や研修教材制作関連業務に取り組み、今年度もこれを継続することとしております。また、法整備支援に関連して、その担い手を育成するため、先ほど協力部からご説明がありましたとおり、2010年から関係機関と連携して、法整備支援のいざない等のイベントを開催しており、昨年度はオンライン方式によってこれを実施しました。

財団の業務の二つ目の柱は、アジア諸国のビジネス法制やその運用に関する研究活動です。その目的は、研究会等を通じて、我が国と各国との間で相互の法制や運用についての理解を深め、それらの向上を図ることにあります。財団は、近年におけるアジア経済の目覚ましい発展に対応して、日本企業のビジネスにも直結する民商事法についての理解を深めるという観点から、様々な形で、シンポジウム、研究会等を実施しています。国際的な研究会としては、

1996年の財団創設以来、中国国家発展改革委員会と共催してきた日中民商事法セミナーがあります。当初は基本法についての意見交換が中心でしたが、その後の中国経済や法制の急速な進展を受け、現在は、例えば、官民パートナーシップ、外資規制、知的財産の保護等、より実務的な問題についての議論を中心とするようになり、併せて経済問題も取り上げるようになりました。また、日韓パートナーシップ共同研究は、1999年以降登記を中心に実務的な検討を重ねてきました。最近では、韓国におけるIT化が、不動産登記、商業登記だけではなく、裁判実務、戸籍等にも広く及んでいることに大いに目を開かれています。もっとも、これらの国際的な共同研究は、昨年度はコロナ禍のため延期を余儀なくされました。一方、国内の研究会について、その一、二例を紹介いたしますと、1996年以降、これも先ほど国際協力部の方からお話がありましたが、関西の学者実務家に委託して行っているアジア・太平洋民商事比較法制研究があります。最近では、2018年からASEAN諸国の合弁会社法制についての研究を進め、この3月オンライン方式で海外の専門家の参加も得て研究成果に関するシンポジウムを開催しました。また、昨年1月、財団役員が日本ローエーシア友好協会とアジア・ビジネス・ロー・フォーラム（ABLF）というプラットフォームを立ち上げました。このプラットフォームは、コロナ対応やリーガルテック等アジア法をめぐる最先端の問題をテーマに、昨年度は3回にわたってオンライン方式による研究会を開催しており、財団もこれを共催しています。

このように、当財団は、民間の機関であ

るという身軽さ・柔軟さを活かしながら、関係する政府・公的諸機関、弁護士会、大学、会員企業等を結ぶいわば要（かなめ）として、これらの機関等と連携協力しながら、その事業を展開しています。

また、財団は、公益財団法人としての立ち位置から、できるだけその活動が社会経済のお役に立つよう、情報の積極的な公開を心掛けています。そして、先ほど申し上げた各種のシンポジウムや研究会での意見交換や配布資料につきましては、過去のものにも遡って、財団のウェブサイトでもどこからでも参照することができるようになっておりますので、是非ご活用をお願いします。

今後とも、皆様には当財団の活動に対する格別のご理解とご支援をお願い申し上げます。ありがとうございました。

藤本亮名古屋大学法政国際教育協力研究センター長：

藤本でございます。スライドを用意してありますので、そちらをシェアして進めさせていただきますと思います。名古屋大学法政国際教育協力研究センター、長い名前ですが、通称CALE（Center for Asian Legal Exchange）と呼んでおります。日本語と英語が一致しないのは、このセンターの前身組織の英語名をそのまま引き継いでいるからです。私はセンター長を務めさせていただいて今年度で3年目となります。元々は法と社会研究、Socio-legal studiesが専門ですが、名古屋大学に奉職しましてから、このような国際業務ということにも積極的に取り組んできたところです。

このセンター自体は、2002年に文部科学省令に基づき、法学分野の国際協力を

推進するセンターとして設立されたものでして、法整備支援事業を大学という立場で教育を中心に行うということを目的しております。現在では、アジア諸国に対する法整備支援研究に関する国内屈指のグローバルネットワークの拠点といえるかなというところまで到達しました。

役割といたしましては3つの柱があります。この3つの柱と言いますのは、まず1つはこのアジア法研究であり、また法整備支援への研究ということになるかと思えます。ただ、もちろん、この法律学の世界では特定のエリアスタディーズ、特定の国の研究自体も大変重要ですが、やはりそれを越えたところで、法の支配や国際的な人権などの国の枠組みを越えたグローバルな観点での研究が必要です。また、法律自体も国家法を超えてトランスナショナルな法といったような観点での研究も進んでおりますので、必ずしも、アジアの特定国の法律学研究だけをやっているというよりは、むしろそこから世界に開かれた研究を今後展開していこうとしているところです。2つ目、3つ目です。これは大学としてのまさに社会的な役割を果たすべく立てられている役割です。2つ目は、法学教育の支援ですので、現地へ赴きまた留学生を受け入れる形で、それぞれの国の法律を自ら作り運用できる人材を育成していくということです。3つ目は、今度は日本国内の学生を対象に、アジアに目を向けて、その法律や社会に精通し、またその発展に貢献するグローバルなリーダーを育成していくという柱です。

そのうちの1つ、私どものセンターが名古屋大学の法学研究科とともに展開しておりますのが、この日本法教育研究センター

です。2005年に最初のセンターがウズベキスタンに設置されてから、すでに16年の歴史を持っております。このプログラム自体が大変ユニークなのは、現地のトップ校の優秀な学生の中から希望者を募り、選抜をしてこの課程に入学を認めます。彼ら彼女らは現地の法学部の授業を4年ないし5年受けるのと並行して、いわばカリキュラム外、あるいはマイナーとして、このプログラムを受講することになります。その中では、1年生では日本語を集中的に学習し、2年生、3年生ぐらいに進むにつれまして、徐々に、日本の社会の歴史や社会の仕組みについての勉強に始まり、2年生の後半からは、日本法の入門科目を日本語で学ぶということの特徴としております。どれぐらいできるようになるのかということですが、もちろん学生のレポートですけれども、3年次の修了時点では、日本語で法律学の専門論文を学部生が書けるようにするという形で進めております。ですので、かなりインテンシブな教育をしております。ですから1年生で入ってきた学生で3年生の終わりまでサバイバルする学生というのはかなり減っておりますが、これをいかに拡大していくかということが私どもの課題です。また、修了生につきましては、名古屋大学への留学と書いていますが、名古屋大学だけではございません。2017年に、このCJLというリソースを日本の大学の全体で活用できるようにということで、日本法教育研究センターコンソーシアムというものを立ち上げています。名古屋大学の拠点が右に並んでいるところにありますけど、この中の現在では4大学で日本語による日本法教育プログラムを展開しているところです。これらの修了

生が奨学金も得て、日本の各地の大学に留学してくるわけですが、修了してすぐ留学するだけではないというところが1つ注意する必要があるかと思います。もう1つは名古屋大学だけではなく、このコンソーシアムのメンバーである大学、あるいはコンソーシアムとは別の大学に留学してくる学生も多数いるということです。最も成功した1つの例だけ申します。2010年度のウズベキスタンのタシケント国立法科大学でのこのプログラムの修了生10数名を追ったのですが、このほとんどが日本に留学をして学位を取って帰国したり、そのまま日本で就職をしたりしております。彼らはこのCJLの修了生です。このほとんどというのは、同時に10人がいっぺんに留学してきたわけではありません。修了してから留学してきた者、卒業して直後に留学してきた者、また2、3年、現地で弁護士あるいは政府の職員としてキャリアを積みながら、また奨学金を得るチャンスなどを見つけて留学してきた者、そして現地の司法省で10年近く働いてから、今度は英語コースで留学してきた学生などもおります。このようにこのセンターは端的に、その修了生がその後現地でキャリアを積む中でも、ここでのつながりを活かして、私どもの提供する教育、日本の法学教育を受けるチャンスを与える1つの窓口として機能しているということがいえると思います。

では、昨年度から今年にかけての研究活動を中心に、本日はご紹介したいと思えます。これまでのご報告でもありましたように、移動制約が大変でしたので、ほとんどはオンラインでの展開となりました。皆さんがおっしゃったのと同じですが、参加者を集めるのが、逆に楽だった面もありま

す。ただ、もちろん対面ではないので、密な関係を作るということは中々難しかったのですが、これまでにないペースで様々な講演会やシンポジウム、ワークショップを開催することができました。その結果、これらの一連のイベントで何回も会うというようなことができたというのは良かったと思います。ただその場合、通信インフラについても、未整備な地域からのアクセスしてくる場合等がありますので、これは授業の話ですが、学生が隔離で実家に帰り、その結果として、リモート授業が中々受けられないということもありました。

国際シンポジウムの例を一覧で入れておりますが、タシケント法科大学と共催したもの、それからヨーロッパ、それからオーストラリア、タシケントの各機関と共催したものなどがあります。また、名古屋大学がイニシアチブを取ったプログラムとしては、ワークショップシリーズと呼ばれるものの2つがあります。

また、CALEでは、外国人研究員を毎年受け入れております。これはコロナの直前に来られた方々ばかりですが、彼ら彼女らによるレクチャーというのを行いました。左はカンボジアの憲法裁判所の職員の方。この方は現在、名古屋大学の博士課程にリモートのプログラムで参加しています。右側はドイツの東洋法研究者です。

また、今年から様々な講演会活動にシリーズ名を付けまして、体系的に展開するというを行っております。ここでは、「日本の法整備支援の今」と題するシリーズを昨年の9月から5回にわたり展開いたしました。本日もご参加されております森永様、森嶋先生、鮎京先生などにもご講演いただいたところです。

アジア法整備支援の特別講座というのはご覧のように展開しております。これは学生を対象として展開したものです。

その他に、日本法教育研究センターには、弁護士の方あるいは大学院生の方を中心に、2年間にわたり講師として派遣しておりますので、その方々がその後どういうキャリアを取っているかというイベントを昨年の12月に開催いたしました。また、ミャンマーの政変を受けまして、特別講座というのも今年の3月に開いたところです。次、お願いします。

ご覧のようにディスカッションペーパーも発表しております。

CAL Eのニュースレターも発行しております。ディスカッションペーパーとCAL Eニュースレターは、CAL Eのウェブページからダウンロードができます。

教育人材育成の展望ですが、やはりこの博士号取得研究者、留学生を中心に、現地の教育担当者を育成し、「日本語による日本法教育」の自立化を進めていくことを課題としております。研究面では、様々な研究プロジェクト、教育プロジェクトを展開しておりますので、これを系統的に整理し、連携させ合うということが大事になりますし、また、帰国した留学生たちを中心に、こういう研究ネットワークに参加してもらおうということを重視しております。

したがって、CAL Eの今後の課題といたしましては、やはりハブ機能をしっかりとしていきたいと考えております。ここに書いてあるとおりですが、専門職として帰国留学生たちは活動しておりますので、そのカウンターパートの日本側の裁判所、法務省、弁護士会等々、連携した交流をしっかりとできるようにしていきたいと

考えています。また、2つ目として、留学生そして帰国留学生中心ではありますが、さらに国際的な学会等にどんどん参加させたいというふうに考えておりますし、CAL E自体もこのような国際ネットワーク、アカデミックなものですが、多くの国際的なネットワークにも参加しております。このようなネットワークのハブの一つとして、さらに発展をさせていきたいと考えているところです。報告は以上です。

金子由芳神戸大学社会システムイノベーションセンター教授：

神戸大学の金子でございます。法総研国際協力部の発足当初から関わってまいりまして、このほど創設20周年に際して、まずは心よりお喜び申し上げたいと思います。本日は限られた時間になりますが、神戸大学として、この20年法総研の方々と連携させていただきつつ、重ねてきた教育研究の経緯、現状について活動報告させていただきたいと思います。

私どもでは、2005年に神戸大学大学院国際協力研究科に制度構築論講座という形で新設いたしまして、併せて教育プログラムとして「開発法学プログラム」というのを開始いたしました。その当初から、法務総合研究所の国際協力部による法整備支援論というフルコマの2単位の講義を提供いただいて、ICDの部長自らそして多くの教官にご支援いただいております。私どもの教育プログラムでは、主にJICAの留学生支援事業であるJDS事業や、世界銀行やアジア開発銀行の奨学金プログラムで多くの留学生を受け入れております。こうした留学生教育において、私どもで重点を置いてまいりましたのは、留学生の派

遣元であるアジア諸国の現地のカウンターパート機関と組織的に連携していくということです。これによって、留学生が単に個人的に学業を終えて帰っていくというだけでなく、母国の法整備、法の実施の改善に直接寄与すること、人材育成を通して教育現場から行う法整備支援というものを目指してまいってきたつもりです。そのため、留学生の母国が抱えている多様なテーマに対応する必要性が生じます。そのため、学内外のお気持ちのある先生方に多大なご協力をいただいて、専門的な指導体制を動かしてまいりました。またそれが縁となって、いくつかの共同研究も生まれまして、アジア法研究への貢献にも一定程度つながってきたのではないかと考えております。

時間の許す限り、主な対象国別に少し活動を紹介してまいります。ベトナムについては、司法省、人民検察院、商工省、国立銀行、またいくつかの大学などから留学生を受け入れてまいりました。彼らのニーズは大変幅広く、民法典、土地法、投資紛争解決制度、競争法、知的財産権制度等々、非常に多様であります。日本側の専門の先生方のご協力をいただいて、指導体制を組んでまいりました。またその連携の成果として、現地側のカウンターパートと、この写真に載っているとおり、いくつかの共著も生まれております。

ラオスについても、首相府省、外務省、司法省等々から多様なニーズを掲げた留学生を受け入れてまいっております。ラオスの場合は、修士論文を書くことに、なかなか抵抗を感じる学生が多かったのですが、このところの留学生は目に見えて理解力も高まっており、日本を始めとする法整備支

援の長い関わりが実を結んできたのではないかと非常に感じているところです。日本側サイドでは、写真にも示していますが、裁判官の方々、関係省庁、弁護士の先生方、いろいろとご協力と懇切丁寧にご支援いただいております。また、たまたま日本留学のチケットを手にした少数の学生だけではなく、より多くの現地の若手に還元したいという思いで現地でも交流セミナーを様々な機会を捉えて実施しております。写真では、ラオスの司法省でのセミナー風景が載っておりますけれども、このような活動もやってまいりました。

ミャンマーにつきましても、JDS留学制度を中心に、多数の留学生の受け入れを進めてきました。特に地元大阪で、大阪地裁の裁判官の方々や大阪弁護士会の法曹の方々の研究会等で大変ご支援をいただいてまいっています。ミャンマーの留学生の場合は、来日に際して、日本で何を学ぶかのテーマが、時として、充分絞り込めていないことがございます。そこで彼らの母国の派遣元の省庁を訪問しまして、交流を重ねてくる中で、省庁の幹部ら自身も法整備の方向性について確たる方針を立てあぐねている状況に接することとなりまして、そこで省庁自体への直接的な関わり、助言といった活動も開始しつつあったところがございます。ここにもいくつかの写真を掲載していますが、商業省・法務長官府・内務省などいくつかの省庁との意見交換会の風景です。そうした中で、現在の政治状況となっております。大変残念な状況ではありますが、留学生たちは希望を持って、現在もおオンラインで現地から大変な努力を払って授業に毎週参加してくれております。

インドネシアとの関わりも、私どもで太いパイプ、つながりを持っています。留学制度を介した繋がりももちろんですが、それとは別に神戸大学には、阪神淡路大震災の被災大学としての役割というものがありまして、日本と同じく災害大国であるインドネシアとは被災大学間の交流という文脈がございます。スマトラ津波のアチェのシャクアラ大学や、ジョグジャカルタ地震のガジャマダ大学、最近のロンボク島地震のマタラム大学等々でございます。災害復興支援という形で、裁判制度や慣習法について共同研究がありまして、共著もいくつか出ております。

以上のような留学生を介した教育交流、そして研究交流からこの20年、いくつかのシーズが育ってきており、今現在動いているその1つがASEAN経済法制の比較研究事業というものであります。従来、育ててきた各国のカウンターパート機関との関係を横串で繋いで共同研究を進めようとしております。ASEAN諸国は、特にアジア通貨危機以降のこの20年に、世界銀行やアジア開発銀行の法整備支援を受けて、一律に導入を求められた共通の法制度分野がいくつかあります。そういった制度が、各国の文脈の中でどのように展開しているのか、そして各国の社会経済にどのような効果を与えているのかといったような視点から、検証する活動であります。同時に、オルタナティブな、よりASEAN諸国のニーズに合った法制度があるとするればそれは何かということ、日本法の経験を踏まえつつ提言していく事を目的ともしております。近い機会、成果報告ができればと思っております。

最後のスライドになります。短い報告で

ございましたが、まとめますと、私どもなりに人づくりという面から法整備支援に息の長い関与をしてまいったと思っております。その間、法総研の皆様には多大な支援をいただけてきました。成果としては一進一退の面もございますが、ただその中でも、教育連携と研究連携の好循環といったものを作り出してこられたのではないかと、そこは成果であったと思っております。今後は、研究連携の成果の中から法整備支援へのフィードバックをより強めていきたいと思っております。特に法の本質的な機能の視点で、法の自立性、法は現地の社会規範から遊離した形では機能できないという視点から検証を改めて深めていきたい、提言を行っていきたくて考えております。足元のコロナ禍でできることできないことが見えてきておりますが、研究協力の連携の面ではより強まった面が多くあり、調査委託も例年以上に今進展しております。このような形で今後とも活動を進めていければと思っております。以上、ご清聴ありがとうございました。

石崎明人弁護士：

ただいまご紹介に預かりました、日本弁護士連合会国際交流員会、国際司法支援センター部会所属の弁護士の石崎明人と申します。現在同時にICDにも所属していますが、本日は日弁連を代表しまして、当連合会の国際司法支援活動と題して、昨年度の活動と今後の見通しについてご報告申し上げます。短い時間ですが、よろしく願います。まず、当連合会では国際司法支援活動という用語を用いておりますが、これは政府の言うところの法制度整備支援と、同じ意味と考えていただいて結構で

す。

はじめに、当連合会の法整備支援の実施体制です。図の右が我が国で、左側がパートナー国になります。当連合会には50を超える各種委員会がありますが、その1つである国際交流委員会が法整備支援活動を受け持って、国際司法支援センターILCC部会、この赤い文字ですが、こちらが専門の部会として活動しています。ICDやJICA等、関係機関と情報交換やプロジェクトの協働をしつつ、当連合会独自の活動を実施しています。図の左側のパートナー国ですが、主に弁護士会がカウンターパートとなります。法律の実務家同士で活動の方針を決めて実施するというのが、当連合会の活動の特色といえると思います。当委員会のメンバーでもあるJICA長期派遣専門家が駐在している場合は、可能な範囲で情報共有等を行っています。

活動のアウトラインがこちらです。便宜的に国別の活動と横断型の活動、国内向けイベント研修の3つに分類しました。PTを結成して各活動に当たるのが通常ですので、ここではPT表記としております。国別の活動には現在当連合会で取り組んでおりますトヨタ財団助成プロジェクトとそれ以外の活動があります。

まず、トヨタ財団助成プロジェクトについてご説明申し上げます。こちらの、「平和で豊かな暮らしのために『法』をもっと身近に－正義へのアクセスを実現するための4か国の連携」と銘打って、カンボジア、ラオス、ベトナムの旧フランス領3か国と日本が、各国の経験を共有して相互に学び合いながら、司法アクセスの向上を目指すというものです。こちらは2019年11月からプロジェクトを開始して、翌

2020年から具体的なワークショップ、セミナー等を予定していましたが、残念ながらCOVID-19の感染拡大の影響で予定どおり進んでおりません。現在活動の延長を検討しているところです。

ここから国別の報告になります。まずカンボジアです。カンボジアの弁護士会(BAKC)と現地セミナーを開催する方向で話を進めています。こちらはトヨタ財団プロジェクトです。当初は昨年10月頃に始まる予定でしたが、残念ながら開催の目処は立っていません。先方がオンラインではなく、対面が望ましいと考えているため、今後の感染状況の改善次第となるというところです。また、セミナーの他にも、カンボジアで市民向けに司法アクセス促進のための動画コンテンツを作りたいという話も進んでおります。

次いでラオスです。スライドの下にありますように、トヨタ財団助成プロジェクトについては、ラオス弁護士会執行部の交代もあり、進行方法についてまだ協議中というところです。それ以外の活動としては、スライドの上の方ですけれども、弁護士会から弁護士の役割を紹介するツールを作りたいという要望がありました。背景としては、特にリモートエリアで弁護士を通じた司法アクセスができていない、その理由としては、市民の側にしっかりと弁護士の役割を認知してもらえていないということがあるようです。ただ、これも先と同様に、COVID-19のために活動がなかなか進んでいないというところになります。

ベトナムですが、同じくスライドの下にありますように、トヨタ財団プロジェクトについては、ベトナム弁護士会がプロジェクトの活動に参加するためには、国内手続

が必要ということで、現在調整中になります。スライドの上の方ですが、その他の活動としてはV B F及びパイロット地区であるゲアン省弁護士会から、SNSを通じたリモート法律相談の開設・運営を持って、リモートエリアで司法サービスを届けたいという話がありました。ゲアン省は、ベトナム最大の省ですが、西部では弁護士過疎地域が広がっており、巡回法律相談キャラバン等の活動も行っていますが、まだ追いつかないという事情があるようです。残念ながら、こちらもCOVID-19の影響で中々進まないという状況になっているところです。また、JICAプロジェクトの一環として、弁護士会の能力強化を目的とする本邦研修を実施してきましたが、これもオンラインで実施するという形になりました。先方からeラーニング、これは日弁連が提供している今無料で見られる弁護士向けの各種の法律的な講座・セミナーなのですが、これを作りたい、使いたいということで、オンラインでは弁護士向けトレーニングについて知りたいという要望がありましたので、これがテーマに選ばれました。その他、先ほどありましたが、商事弁護士クラブセミナーへの参加等の活動がありました。

モンゴル弁護士会及びモンゴル法曹協会との間に、Zoomによる自主研修を企画しました。これは交流を主眼としたインフォーマルなもので、テーマとしては、コロナ禍での弁護士の役割とし、両国からテーマに沿ったプレゼンを行い情報交換するというものを予定していました。しかし、こちらも昨年12月の予定だったのですが、残念ながら、モンゴル国内のCOVID-19発生に伴う検疫体制強化措置を

受け延期が決まりました。現在、まだ日程は決まっていませんが、何とか今年度できればというふうに考えております。

ミャンマーですが、こちらのPTが組織されていないので先ほどの図には書かなかったのですが、長期派遣専門家を通じた情報収集活動等を今やっているところでもあります。

次に横断型の活動として分類したのはJICA課題別研修です。司法アクセス強化をテーマとしまして、今年の1月6日から2月9日まで全8回、初のオンラインの形で実施しました。参加国は、カンボジア、コートジボワール、ラオス、マラウイ、ウズベキスタン、ミャンマー、南スーダン、タンザニア、モルドバの9か国で、自国の司法アクセスの現状・課題に関心を持ち、司法アクセス制度の制度設計に関与できる者という資格要件を設けて募集しました。各国から1名、ミャンマーからのみ2名で、同じくミャンマーからオブザーバー1名が参加しました。

実施フローは3つに分かれており、導入フェーズ、準備フェーズ、コアフェーズです。最初に各国のカントリーレポートを作成していただき、こちらからアップロードした準備VTRを事前視聴してもらい、そして最後にコアフェーズとして全8回のライブセッションを行いました。ライブセッションでは、講師からのプレゼン、ディスカッション、そして最後に各自の参加者にアクションプランを作成して発表してもらいました。オンラインでの課題別研修は集中して受けてもらう体制作り、アジアとの、あるいはアフリカとの間の時差、参加者それぞれのインターネット環境といった難しい問題が大変多く、非常に苦労も多

かったのですが、参加者からのフィードバックも大変良いものがあり、こちら運営側としても、とても大きな経験ができたというふうに考えております。今年度もオンラインでの実施に向けすでに準備が始まっています。

最後ですが、国内向けの活動です。国内向けの活動は、当委員会の紹介や、法整備支援を始めとした国際社会での弁護士の役割の啓発普及を行い、国際的な舞台での弁護士の可能性を広げるということを目的としています。今年の3月23日には、「国際社会における法の支配と日本の弁護士の未来像」というタイトルで弁護士、司法修習生、法科大学院生、法学部生と幅広い参加者を募ってオンラインセミナーを開催しました。ここでは、第22代ICJ所長の小和田恆さんの基調講演をいただきました。基調講演では、日本の弁護士や法曹養成の過程では、まだまだ国際化に対する準備がないということをお指摘いただきました。最後に、4月28日から7月16日までの日程、現在開催中ですが、「次世代の国際交流・国際司法支援を担う弁護士養成研修」という全6回のオンライン連続研修をやっております。参加者は全国の若手を中心とした弁護士と修習生になっています。こうした研修は過去にもやっているのですが、オンラインの強みで、今は全国から過去には考えられないような人数の参加者が集まっています。日弁連からの報告は以上になります。全体的にはCOVID-19の影響で活動が例年のようにはいかず、中々進んでないという非常に難しい状況にあります。今年度は、まずこうした各国向けの活動を前に進めるということが主眼となりそうです。また、

課題別研修は先ほど申し上げたとおり、引き続きオンラインで行うということになります。他方で、ここまでのご報告でも同様の言及がありましたけれども、研修やあるいは当委員会自体のオンライン化の結果、参加のハードルが下がっているという面もあります。対面でなければ得られないというものもありますが、法整備支援活動の実施方法自体にも変化が起きつつあること、また当連合会の側でも、若い世代やあるいは仕事に追われがちな世代の弁護士からの参加者の裾野が広がるのではないかと期待が出ているところであります。以上です。ご清聴ありがとうございました。

山田美和日本貿易振興機構アジア経済研究所新領域研究センター法・制度研究グループ長：

こんにちは、ジェトロ・アジア経済研究所の山田美和と申します。よろしくお願いたします。私どもアジア経済研究所、略してアジ研と呼んでいるのですが、今日入江さんからご紹介があったUNAFEIさんの方は、かつては府中のアジ研で、今は昭島ですけれども、こちらは海浜幕張にあるアジ研でございます。1960年に当時、通商産業省所管の特殊法人として、アジア経済研究所法に基づき、設立されました。先ほど入江さんのお話では、UNAFEIは1961年に国連との協定で翌年設立ということなので、私どものアジ研の方が少しだけお兄さんお姉さんと言うのも、いつものこの法整備支援連絡会でのお決まりの枕でございます。

アジア経済研究所は日本における開発途上国研究の拠点として、世界への知的貢献をなすことを目指しています。そのため

に、それぞれ様々な地域に密着した知識を収集し蓄積し、開発途上国の実態と課題を明らかにして、途上国に対する深い理解を広く国内外に発信することを目指しております。この法整備支援連絡会には、早い頃から私どもの研究所も後援機関として協力させていただいております。今回で22回ですが、私自身もおそらく第2回辺りから参加させていただいておりますけれども、振り返ると、法整備支援の議論の中で、経済成長が先か、人権が先か、日本企業の海外経済活動をファシリテートするための法整備支援とはいかがなものかというような、いろんな議論がかつてなされたことが非常に懐かしく思い出されます。

私どもアジ研では様々な活動をしていますが、本日はその中で、先ほどJICAの小林さんから身に余るお言葉を頂戴したんですけれども、ビジネスと人権に関するプロジェクトを走らせておりますので、それについてご報告をさせていただきたいと思えます。このビジネスと人権に関するテーマについては、今からおそらく4年前の18回の法整備支援連絡会で報告をさせていただいて、以来、プロジェクトを継続しています。2016年には、当時の法務総合研究所国際協力部長であられた阪井光平さんのご厚意で、ICDニュースに拙稿を掲載していただきました。

私どものプロジェクトは現在は3年プロジェクトの形をとっておりまして、2020年度から2022年度ということで進めています。プロジェクトの基本として、日本企業が国内外で様々な経済活動を行うなかで、特にアジアにおけるサプライチェーン上において、人々、社会に対して負のインパクトを与えない、責任あるサプ

ライチェーンというものを実現していくためにはどういうことが企業にとって必要で、どのような情報が必要なのか、そしてどのような政策が必要かということ进行调查したり、研究したりしております。昨年度には、ILO駐日事務所と一緒にタイにおける日系自動車部品企業のサプライチェーンにおける責任ある労働慣行ということ进行调查いたしまして、事例研究とグッドプラクティスの報告書をまとめました。また、今回の報告資料の後ろのリファレンスに載せましたが、海外で展開する日系企業約800社に対する責任あるサプライチェーンに関するアンケートを実施しまして、その結果を分析し政策提言等をしてまいりました。プロジェクト全体としましては、調査研究とそれに基づいた政策提言、また関係者、研究者、実務者、それから政策立案者等が一堂に会して、フォーラムと言いますか、意見交換や情報交換ができるようなプラットフォームを運営、そしてアウトリーチ活動として、企業に対して情報発信をしたり、セミナー等をしています。

今日、ビジネスと人権について話すにあたり、おそらくここにおいでの方々にはほぼ皆さんご存知だと思うんですけども、簡単なおさらいといたしましては、「ビジネスと人権に関する国連指導原則」は2011年に国連人権理事会で全会一致でエンドースされたものです。今ちょうどG7も行われていて、人権も1つのテーマになっていますけれども、人権を保護するのはもちろん第一義的には国家の義務であるということは、この指導原則があるなしにかかわらずですが、この指導原則のポイントは、企業が自分たちの活動によって人々に与えるマイナスのインパクト、人権に関して侵害

があるような行為に対して責任を持つということが明記された初めての国際的な文章です。これ自体には、いわゆる法的な拘束性はありませんが、これに基づいて様々な施策が各国で展開されていたり、企業自体の取り組みも進んでいます。そしてこの指導原則の大きな柱の3番目は、救済へのアクセスということで、もし何か人権の侵害が起こったときに、それに対してレメディーが与えられるような仕組みというもの、これを必ず国としても、企業としても備えるということが書かれています。

先ほど小林さんの方からお話がありましたが、昨年10月に日本政府がこのビジネスの人権に関する行動計画というものを、4年越しですが策定をしまして、その中にこれまでの取り組みということで、自画自賛でちょっと申し訳ないですけども、普及支援活動では、企業向けに私どもアジア経済研究所や関係機関によって調査研究を実施、その成果を発表してきているということで、明記していただいたことは光栄に思っております。

いろいろな調査をやってきたのですが、おそらく、日本の法整備支援や日本自体のことについて通じるところがあるんですけども、私どもの大きなファインディングとしましては、日本企業というのは非常に自分たちのリスクを認識しつつあり、そのリスクに対応することで、プラスの成果が最大になるということ、それから取引先に対してもこの人権尊重や経営の透明性、説明責任、そして建設的な労使関係を支援することでサプライチェーン全体のレジリエンスや企業価値の向上につながるということです。また、企業の側からのリクエストとしては、現地政府への政策や法規制に関

する情報提供、それから現地政府へのキャパビル等々という、企業単独ではできない構造的リスクに対処してほしいというような要請が出ています。

今回、ビジネスと人権に関する行動計画の中にも、途上国における法整備支援、今回まさにここで議論されているものが、ビジネスと人権に関する日本政府の取り組みとして明記をされていて、法の支配の下における人権の保障と自由な経済活動の基礎となる法令の起草支援等々ということが明記されているので、まさにこの指導原則というものを活用する、それから指導原則自体を実現することが、この法整備支援に通底するひとつの大きな通底するプリンシプルになっているということを改めてこの文章から感じております。

最後のスライドになりますが、法整備支援という視点から見ると、日本企業が経済活動を海外で展開するに当たり、その国において人権尊重責任を果たしたい、果たさなければならない、それができる環境を整備していくのが政府の役割であります。おそらく、日本の法整備支援においても、支援相手国が人権保護の義務を果たし、現地で操業する企業が人権尊重の責任を果たせる環境をいかに整えていくのかということが、法整備支援の要の1つに成っていくのだろうと考えています。スライドに書いたことは指導原則に書かれていることですが、政策の一貫性というのはやはり必要だということは調査結果からも出ております。様々な法律法分野がありますが、それらを通底する国の人権の保護義務、そして企業が経済活動において人権尊重責任を果たせるような状況を作っていくということが重要です。それから繰り返し

になりますけれども、法整備支援というものが、日本政府として指導原則をまさに具体化するものであるし、同時に相手国の指導原則の実行を支援していくということに繋がると思います。先ほど石崎先生のお話にもありましたけれども、やはり救済へのアクセスというのが最も重要です。日本企業が活動している国、法整備支援の相手国である国において、人権保障というものがなかなか非常に難しいような状況にある中で、やはり重要なのはその市民社会のスペースをいかに確保していくか、それによって、法の支配のその1番のベースにあたる部分というのが確保されていくということです。それは私たちの研究のテーマでありますし、これからもこういった政策、施策が必要になっていくかということ进行调查研究続けていきたいと思っています。以上、私の報告を終わらせていただきます。ありがとうございました。

第3部 パネルディスカッション1 「日本の法整備支援を振り返って ～ICD20周年を契機として～」

森永太郎法務総合研究所国際協力部長（以下、敬称略）：

それではパネルディスカッション1を始めたいと思います。まず、パネリストをご紹介いたします。まず、私どもの大先輩で元ICDの部長も務められ、また、初代の教官、発足当時の教官で現在、公証人をやっておられる山下輝年さん。それから、こちらは大先輩で、日弁連で法整備支援においては特に力を入れて活躍しておられ、東京弁護士会の会長でもいらっしゃいます矢吹公敏先生です。それからカンボジア法

整備支援でこの人を知らなかったらモグリであるというカンボジアの法整備支援の生き字引のような方でいらっしゃいますが、今はHis Excellencyが付きます。坂野一生さんは今日はプノンペンからのご参加です。よろしくお祈いします。そして当部の須田副部長にも入ってもらいます。

このパネルディスカッション1というのは、甚だ我田引水的なもので、ICDの20年を振り返ってみようという話です。1の方が過去を振り返る、そして2の方が今後どうしましょうかという話になります。1の方は過去を振り返るということですので、ぜひ初代の教官であります山下さんから口火を切っていただきたいと思います。創設時の苦労や工夫など、いろいろ勉強すれば出てくるのですが、ご存知のどおり書面に残らない話というのはかなりありますので、その辺りも含めて創設時の話をしていただきたいと思います。合わせて、この法整備支援連絡会の経緯も少し触れていただくとありがたいのですが、まずは最初の頃のこととさせていただきます。山下先生からお願いしたいと思います。よろしくお祈いします。

山下輝年公証人：

よろしくお祈いします。山下と申します。英語でこういいうとき、私に与えられたミッションは、と大げさなことを言うのですが、要するに何を話すかということで、時間が限られていますので、かいつまんでいきます。

3つに分けますと、最初は、先輩ということで激励メッセージを述べたいと思います。そして、過去を振り返るといえば、温故知新というものがあります。しかし、そ

これは過去を知るだけで終わりではなく、これを踏まえて、今後どうするのかということを考えていただく材料にして欲しいわけです。最後は、苦言的な杞憂メッセージとしました。杞憂というのは私の心配が的外れの方が良いという意味です。それで、結構精神論になると思うのですが、私は昔、「『亜流』は亜流の矜持を持ってください」と言っていました。亜流というのは日本語で、決して本流ではなく、脇道、サブストリームみたいなものです。しかし、この「亜」はアジアの亜にも繋がりますし、そういう自負を持ってやって行きましょう。

最初は、激励メッセージですが、私からだけでは意味がないので、こんなやり取りが過去にあったということをご紹介します。国会で当時の谷垣法務大臣が法整備支援について答弁します。冒頭で、法務省だけがやっているのではありません、日弁連やJICA、いろいろな機関と協力してやっています。そして最後に、法の支配の確立ということで結ぶのです。その途中で逸話として話してくれたのが、麻生太郎議員、当時は外務大臣でしょうか、麻生議員が谷垣法務大臣にプライベートの場所で言った言葉を挟んだのです。これが「俺はいろいろなことをやってきたけれども、感謝されるのはおまえのところやったあれだけ、法整備支援だけ。だから、勲一等やるならああいうやつらにやれよ」。こういうエピソードを紹介してくれました。つまり、ちゃんと法整備支援に携わる者が目的を持ってやっていれば、ちゃんと見てくれる人はいるのだ、決して本流あるいは主流から相手にされていない分野のことではないのだということ、まず胸に刻んで

いただきたいと思います。

次に、国際協力というとJICAというのがもう当たり前ですが、法務省とJICAとの比較の意味で年表にしたスライドがあります。JICAができたのは実は1974年です。その15、6年くらい前、法務省がUNAFEIが国際協力を始めていたという点を理解してください。先ほど、ジェトロアジ研の方では、それよりももう少し先ということでそれも存じておりますが、ここはMOJとJICAということで理解していただきたい。ところが、1994年から法整備支援が始まる時にはJICAはもう一定の地位を保っていますが、法務省はむしろ後れてついていきますので、この1994年からはある意味両者がほとんど同時に協力し合って進んできたということ、今度は法務省側に理解していただきたい。法務省がJICAの上だとかそんな話ではないわけです。手を携えてやってきました。これが経緯です。

この法整備支援連絡会が一体どうやって始まったかということですが、確かに第1回、今から見れば第1回ですけども、2000年の1月が始まりです。法整備支援連絡会と銘打ちました。当時、私はそこにはいませんでしたが、その3か月後にこの分野に参加することになります。確かにいろいろな機関、いろいろな個人が国際協力をそれぞれの分野でやっていたのです。しかし、誰が何をやっているのかさっぱり分からないということで、情報交換・情報共有の場が必要だろうと、法務省がリードを取って第1回法整備支援連絡会をやりました。それはそうなのですが、このように連絡会があればいろいろなニーズが出てきて、いろいろな人が活動していることが分

かり、その情報が実は1年後に設立する。国際協力部 I C D の政府への説明になるわけです。そういう背景があったわけです。それで、本来は部ができてしまえば目的は達したはずなので、こんなに22回まで続くとは当時思っていなかったと思います。それが続くきっかけが2番目に書いてあります。今度は J I C A 主導で、市ヶ谷の研究所、今は JICA Research Institute というのでしょうか、そこで第2回をやりました。これは当時の J I C A の担当者が、法整備支援を法務省がやる、これは研修受託先・委託先の一機関なのに、法整備支援という、まるで全部を仕切っているようなことは良くないんじゃないかというような意識が多分あったのだと思います。これは J I C A の仕事ですということで、J I C A が主導を取り、J I C A のプライドで始まったものです。その後に I C D ができます。I C D ができますと、できましたよということで、お祝いも兼ねて第3回をやりました。大阪に移ると、大阪の立派な国際会議場のお披露目も含めて第4回へと繋がりました。情報交換、情報共有の場、いろいろな戦略を議論する場としてきましたが、このようなそれぞれの機関が、ある意味、自尊心を持ってやったために、ここまで続いてきているというのが実際のところであり、ます。

この法整備支援には実にいろいろな人が関わっています。それを示すスライドがありまして、ODAの仕組みを概観できるように、私が昔から使っているスライドです。基本は要請主義ですから、J I C A が各国に聞きます。聞いて、担当の省庁から要望が上がって来ないと始まりません。ここで挙げてくれないと困りますので、今外

国からオンラインで参加して聞いている方たちは要望を挙げるようにしていただきたいと思います。そして、J I C A ではどれをやりましょうかということで決めることになり、いろいろな分野がありますので、専門家を雇ってやります。ところが、要望を取った方がいいが日本にリソースがない、だからできませんと言ったのでは目もあてられませんので、要望が挙げられるときに、当然同時並行でリソースがいるのかどうかということも実施できればします。当時、緒方貞子 J I C A 理事長は、援助は遠隔操作ではできない、と言っていました。今となっては身も蓋もない発言になっているかもしれませんが、これは相手に寄り添ってやらないとダメですよ、相手の実態をよく知ってやらないとダメですよという意味に捉えていただければ。技術が発展すれば、実際に会うかどうかはともかくとして、できるものだということを否定しているものではないということです。このようにいろいろな人が関わっているということをもまず理解していただきたいのです。どの機関も他機関のことはよく知りません。例えば、当時の J I C A は、法務省や最高裁や弁護士会のことなど知りません。3か月前に専門家を出してくださいと言ってくるのですが、すぐ対応できるわけがないのです。相手の機関をよく知る必要があります。逆に法曹側は J I C A の仕組みも知りましょう、PCM研修やPDM、専門用語になりますが、そういうものを知りましょう、ということになる。

次のスライドは、当時の担当者、佐藤直史という J I C A に弁護士から入った人がいまして、2011年ぐらいのもので、見れば分かるとおおり、「ベトナムに関して

は、だんだん労力投入は少なくなっていくといいですね。カンボジアも同じで、起草支援から始まりましたが、能力が向上すればだんだん減っていきます。」というようなことを一覽にしたものです。

そして、当時、法総研がラオスやインドネシアを始めるのですが、その実際の背景事情を簡単に述べます。ベトナムとカンボジアはもうほとんどフルスペックで、研究者と実務家が総掛かりで起草支援あるいは起草の助言をする、それも民法と民訴ということでかかりきりになっていました。他にはどこにも同じようなことをやってくれる人はいません。一方でインドシナ三国の一つであるラオスをどうしますかという話が当然出てくるわけです。当時、法総研の教官あるいはICDの教官というのは、元々検事出身が多く、しかもフルスペックでやっていますので、その部会には参加するものの、どちらかという、研修受入機関、ロジ担当のような位置づけ、それから部会の議論を聞いて、「門前の小僧、経を習う」といった感じでやっていました。それでいいのかというのが教官の間での意識にあり、やっぱり中身に関係したいということで、では残っているラオスをやりましょうか、かといってフルスペックはできないので、法総研の得意な研修あるいは人材育成用の研修教材を作る支援をやりましょうというのは力学で始まります。次に、インドネシアの支援がなぜ始まったか。もうここになると、森寫教授などは、ベトナム、カンボジアで手一杯なのに法総研は何をやっているのだと多分思っていたと思います。これは、何を隠そうJICA本部が積極的だったんです。多分、ベトナム、カンボジアを見て、インドネシアでも

やりたいということで、リードしてもう話が持ち上がっているのです。当時ICDとしては、陣容は小さいので中々難しかったのですが、それでやりましょうということで始めたわけです。かといって、インドネシアの経済の情報はいっぱいあっても、アジア研究者以外においては法律情報はほとんどありません。それで、まず情報収集のために年1回の研修をやりましょうという形でスタートしています。JICA本部主導であるために、JICAの現地事務所はあまり乗り気ではなかったと思います。本部と受入先機関でやってくれるのであればどうぞくらいの意識で、これが多分後々にも影響しているんだと思います。こういうような力学で始まりますので、与えられたチャンスを断っては何も始まらないし、無理してでも引き受けて進むことで、その後につながるという側面があることを、これから入る人あるいは現在やっている人たちにも理解していただきたいと思います。

最後に私が言いたいのは、開発関係者と法律関係者の間に意識のギャップがあるということをやっているうちに分かるということです。開発関係者はプロジェクト形式と言います。つまり、一定の期間内に成果を出す、出なかったら失敗という発想です。ですので、できるだけ、少しでも前のプロジェクトとは違うような目標設定をしたりします。一方、法律関係者は、法律というのはそう簡単にできるものでもなく、浸透するものでもない、短期間3年や5年で成果が出るわけがない、継続が必要、大体法律家や研究者は一生かけて研鑽しているようなものですから、未達成でも同じ目標は不自然ではないし、同じ目標でも別に

構わないではないかという、かなり意識のギャップがあります。それは両極端に捉えるとそうなのですが、そこで互いに折り合いをつけて、こういう方法ならやっていますねと。目標を達成できないので終わりますと言うことはできますが、それをやると欧米式と一緒にになってしまいます。自分たちと姿形の違う、発想も違う欧米人がそれをやっても、まあそんなもんですねと相手は思ってくれますが、アジア人として同じ姿形をした日本人が、アジア的なコンセプトを持っているとっていたところへ西洋と同じような態度を取ると、多分、西洋に対する反発の2倍3倍の反発が来ると私は思っております。ですから、できるだけ工夫してやっていきましょうと。

まだ時間はありますでしょうか。短めということで、次のスライドは鮎京教授が法整備支援とは何かという本を書いた時に、私は書評を書いたのですが、それを図にしたものです。要するに日本はいろいろな法分野があって、それぞれの研究者がそれぞれあまり関係性を持たずに研究して、さらに法整備支援は実務家も法整備支援に関する研究者も入ってきます。そうしますと、いろいろなものとリンクし合わないできませんよという話になってきます。鮎京教授の言葉によると、実務研究融合型プロジェクトと言っていますが、そのようなものだと思ってください。

最後は、これは5Cとまとめましたけれども、自分たちの価値観だけでやってはダメですよと、いろいろな基準を体内に持って対話力、継続力、調整力、集中力をもって、だんだん最終的に新しいプロジェクトができていくのでしょうかと。法律知識も当然です。どんな分野にニーズがありますか

と聞かれますが、若い人、学生も今回聞いていると思いますけども、三ヶ月章先生の「法学入門」を読んでも、「法窓夜話」を読んでも、それから末弘巖太郎の著作集を読んでも、せめて「法精神」くらいは読んで、皆さんが思っている三権分立が主張されているわけではないということも理解して臨むと、途上国に対していろいろな助言ができるのではないかと言えます。最後のスライドは国際協力の心構えで、「汗出せ、知恵出せ、お金出せ」（国際協力三原則）でして、見ていただければ分かります。以上です。

森永太郎：

ありがとうございます。最後の三原則、私は山下さんが部長でおられたときには、毎月1回ぐらいは聞かされておりました。こういう調子で始まったICDないしはこの法整備支援連絡会ですが、紆余曲折ありながらも現在に続いているわけです。それと、おそらくそれよりもさらに前から始まっておりましたカンボジア。せっかく坂野さんがお見えになっていますので、カンボジアを例にあげたいと思います。カンボジアはもちろんICD創設以前からのクライアントカントリーですが、当初が大変だったという話は、私も2003年に国際協力部に来た頃からうかがっております。どんな感じだったのかということをお話いただければありがたいなと思うのと、カンボジアの法整備支援に携わっている方からして、ICDというのは多少役に立ったのか、正直なところが聞きたいなと思っております。お願いします。

坂野一生カンボジア王国司法省アドバイザー：

ありがとうございます。坂野でございます。よろしく願いいたします。私はカンボジアに1998年にJICAの長期専門家として派遣されまして、現在では司法省のアドバイザーとして、当初とは別の立場で関わっています。ただ、立場は変わっても基本的な考え方としては同じです。もちろん長期専門家は日本国政府の代表としての立場でカンボジアに行くわけですが、1998年に派遣される前に、JICAの当時の担当の方で、その後理事になられた方から、長期派遣専門家は現地の機関に派遣されるわけですから、時には現地の機関の利益を代弁して、日本側と喧嘩をするようなぐらいまで、派遣された相手方の機関の下で働いてほしいということを言われました。現地にいる立場としてカンボジアの立場を一番に理解し、調整をしないといけないという事は、ずっと心に留めております。プロジェクトが始まった当初は、ベトナムの先行プロジェクトという先輩はありましたが、法制度整備の歴史から見るとカンボジアも黎明期のプロジェクトでありましたため、様々な問題、予想できない問題にも直面してまいったわけです。

その中でも、山下さんからご指摘がありましたように、日本側の関係者の中でも、プロジェクト運営という視点から物を見がちなJICA、それから法案を起草するという非常に大きな任務を担当していただきました森島先生、昨年ご逝去された竹下先生を始めとした学者を中心とする日本の作業部会のメンバーの先生方との間で、考え方の違いから来る齟齬が多く見られました。その中でも特に、私は今でも解決され

ていない問題だと思うのですが、JICAが法整備以外のすべてのプロジェクトも含めて使っている、いわゆるプロジェクトサイクルマネジメント、PCMの手法という、限られた期間の中で、プロジェクトを立案し、実施し、そして評価をしていくというシステムが、この法整備支援に適しているのかどうかという問題が課題として浮かび上がってきました。この問題は、現在も続いている問題だと思います。このような意見あるいは考え方の対立、齟齬というものがある中で、先ほどご報告の中にもあった国際民商事法センターの方で、カンボジア法整備事務局を設けていただき、プロジェクト運営に関しての側面的な支援をいただきました。それでも、現地でカンボジア司法省を代表して活動しなければいけない現地の長期専門家は、プロジェクト運営の視点が強いJICAと起草を担当している作業部会の先生方の両方に対応しなければならず、現地の長期専門家——当初は私一人で、その後どんどん増員されていたわけですが——は、ICDの設立によって、日本側関係者内部の調整に関し、長期専門家ではできないところを助けていただいたという点で非常に感謝しております。

また、その後に起こってききましたいわゆる民法と土地法の調整の問題。土地法に関しましては、日本の資金を用いてADB等の国際機関が起草を支援していたのですが、日本が起草支援をした民法の内容と齟齬が生まれるという、非常にある意味いびつで、かつ大きな問題が起きました。これに関しても、ICDの方で、日本政府の中で当時の大蔵省に意見を出していただくなど、非常に大きな役割を果たしていただき、現地としても非常に助かったと感じて

おります。

また、これも山下さんの発表の中にあつたように、カンボジアやベトナムにおきましてはICDの役割がプロジェクト関係者間の調整役という要素が強く、プロジェクトそのものを担うという形ではなかったのに対して、最近ではICDからも現地に専門家が派遣されており、プロジェクトの活動の主体的な役割を担っているのです。その中でこれからICDが現地との関わりの中でどのような役割を果たしていくか、あるいはICDから派遣された個々の専門家が、派遣元である法務省とプロジェクト主体であるJICAに対してどのような役割を果たしていくかというのは、これからも課題であり続けるのではないかと考えております。とりあえずは以上です。

森永太郎：

ありがとうございます。そのあたりは、私も若干耳の痛いところではありますが、ありがとうございました。カンボジアに対する支援といえば、民法・民訴法がメインで、今もその運用という方法で、今でも続いているわけです。一方、弁護士さん達のことになりますと、これは日弁連さんが相当いろいろなことをやってこられたわけで、ご自身も大変な思いをされたのだと思います。矢吹先生はカンボジアそれからインドネシアもかなり関わっておられますので、両国合わせて、この過去の20年間、あるいは初期の頃のご苦労など、1つ2つエピソードをいただければと思います。

矢吹公敏東京弁護士会会長・日本弁護士連合会副会長：

ありがとうございます。まずICD創立20周年おめでとうございます。法整備支援連絡会も22回目ということで、私も10回、20回は出ていないんですけども、多分、2回目から途中空いた時もあったりしましたが、十数回出させていただき大変勉強になります。ありがとうございます。

まずカンボジアの件についてお話をすると、今日森嶋先生も来ておられますが、1996年から外務省の重要政策中枢支援というプロジェクトで、毎年プロジェクトレビューをしに現地に行き、現地のカウンターパートと話し合い、交渉する、その中で民法・民事訴訟法の基礎支援が始まったという経緯です。それから、JICAがそれを引き継ぎ、外務省の重要政策中枢支援からは外れたわけですが、今までに至っています。私は、ICDができ、これまで継続している重要な役割は、やはり持続性があるということと、一貫性があるということだと思います。当初1996年から始まったプロジェクトでは、先ほど坂野さんがおっしゃった民法起草チームと民事訴訟法起草チーム、私は国際民商事法センターのプロジェクト事務局にいたわけですけども、なかなか両チームの考え方が違っているということで、事務局も苦労しましたし、森嶋先生も苦労されたと思います。そのような中で、それがまとまる方向でうまくいったのは、やはり法務省に参加をさせていただいて、ICDがその事務局を担って両チームをまとめてきたということが大きいと思います。また、私は1996年から、武藤先生がベトナムに行ってから2番

目、3番目と、人買いのように長期専門家を願ひする役回り、弁護士の方を見つけて、飲みに行ったりしながら、「長期専門家どう？」と言いながら、行っていた時代もありました。そういう中で、長期専門家と日本側とが衝突したこともありました。その中で、やはりICDが日本のチームと、それから現地とをつないでいただいたということは、非常に大きいのではないかと考えています。そういうことで、私は持続性、一貫性というのが非常に重要だと思っていますし、その中で現地に検察官、裁判官だけではなく、弁護士も長期専門家で派遣されました。検察官から現地の事務所に行った方もいますし、長期専門家で行った日本の弁護士さんの多くは現地の事務所に入ったり、現地の日本の事務所のオフィスに入ったりして活躍されています。現地の日本のプレゼンスがそういう意味では大変高まった、その原因になったのはICDであるというふうに思っています。他方で問題点は、段々とICDが集約して行って、ICDに頼ることになってしまい、それ以外のプロジェクトが、なかなか大きなものが出てくるようになってきているのではないかとこの見解もあります。当初は、先ほど申し上げたように、日弁連もJICAから国際開発パートナー事業を得て、3年間で1億円という資金をいただいて、弁護士養成校を開設し、私も月に二、三度カンボジアに行き、その学校を作ることについて日本から支援をしてきましたけれども、そのようなプロジェクトは段々とできなくなり、民法・民事訴訟法の起草支援をするという形になってきたのは残念だなというふうに思います。

先ほど、山田さんがおっしゃったことで

そうだなと思うのは、当初、カンボジア、ベトナムを始める時には、市場経済化支援をすれば、将来は民主主義的な国になるんだという理解が私たちの間にもあったわけですが、しかしながら、市場経済化した多くの国、ベトナム、中国が典型ですけども、非常に経済的に力を持ったものの、権威主義的な国として存在し、カンボジアはむしろ権威主義的な国になってしまったということは、私たちの考え違いだったところも大きいのではないかと考えています。したがって、これからは、先ほどの持続性、一貫性に加えて、やはり多様性とそれから包摂性ですね。いろいろなステークホルダーが、いろいろなプロジェクトをしていく、それは国際機関とも連携し、先ほどのUNA FE Iの発表でも大変良い活動をされていると思いますが、やはり国際機関と連携をしていくということも大切ですし、それを包摂的に、全体がどうなのかということでも取り組むということも必要なのではないかと考えています。私は1998年と2008年に、カンボジアの選挙監視団として行きましたが、これも外務省が持続的にやっている国際選挙監視活動で、非常に重要な活動だと思っています。そういった各省庁でやっている活動をこの連絡会でも何回か発表していただきましたけれども、包摂するということは大切だし、それを国際的にやっていただければと思います。

インドネシアの話ができなかったのですが、私、来週月曜日にインドネシアの弁護士会へのセミナーをやりましますけれども、ずっと続いています。ですから、草野先生、今日は参加していない稲葉先生が立ち上げ、私も参加していた調停制度の構築プロジェクトで、Media si（メディア

シ)の人たちをたくさん支援してきたわけですが、それはやはり今でも人間的なつながりを持って、今でもそういったセミナーをしているということが重要で、やはり持続性というのが私は大切であると思います。長くなりましたが以上です。

森永太郎：

どうもありがとうございました。どうも日本のと言いますか、うちもそうですが、やっていることが断片的だなという感じは、私も若干、今までの経験の中で思っております。それで我々はこういう話をする時、必ず森嶋先生のお名前を出すものですから、ご本人が手を挙げられております。森嶋先生、ありがとうございます。どうぞお願いします。

森嶋昭夫名古屋大学名誉教授：

日本の法整備支援が始まった当時の法整備支援に対する日本の弁護士さんや弁護士会の貢献についての矢吹さんのお話についても触れたいのですが、山下さんと坂野さんお話を中心にコメントをさせていただきます。今日は、ICD20周年を記念する会であり、この20年間にICDが挙げてきた成果は称賛に値します。しかし、祝賀される皆さんのお話を伺っていると、あたかも法整備は全てICDがやって来たかの如く聞こえます。弁護士もそうですが、学者・研究者など、ICDに所属しない多くの人々に支えられてここまで来たのです。ICDが達成したものもあるでしょうが、出来なかったことも数あるはずです。将来より発展するには、過去の課題を分析し失敗から学ぶことが必要です。

それでは、山下さんのお話から始めま

す。基本的には、山下さんのおっしゃったことに異存はありません。実は、山下さんは、ベトナムのプロジェクトが開始される時に、野口さんなど、法務省から派遣された優秀な若手とともに、私と一緒に、ゼロからプロジェクトの中身を創り出していく作業をした仲間です。山下さんは、ラオスの話を出されましたが、ベトナム・プロジェクトが試行錯誤で始まり、カンボジアが始まったところで、これを聞いたラオスが支援要請をしてきました。そこで、私はラオスに行って調査をし、関係省庁・裁判所と折衝しました。ところが、山下さんもお存知のように、当時の日本には、ベトナム・カンボジアに加えて、ラオスの支援をする能力がありませんでした。ラオスも、市場経済への移行が国内外で急がれているという状況だとは思われなかったもので、プロジェクト策定を先延ばしにすることをラオス政府に了解してもらったのです。ベトナム・プロジェクトを開始したころの日本の立法支援能力は、法整備支援に関心をもつ、きちんとした学者などいなかった時代ですから、カンボジア民法典起草・民事訴訟法典起草プロジェクトでは、草案起草をして、カンボジア側と議論して法典案をまとめ上げていく学者グループを集めるのに大変苦労しました。民訴は、旧知の竹下守夫さんに頼んで人集めをしてもらいました。ところで、ベトナムを始めるときには、当初、法務省は人・金はどうするのかなどと、プロジェクトに関与するのに消極的でした。役所としては、無理からぬことだと思いますが、JICAはJICAで、外務省が法整備支援をODAでやると決定したものですから、やむを得ず新規の体制を作りましたが、何も具体的な対処

方針など持ち合わせはなく、私や山下さんたち実働グループに任せきりでした。法務省は、やがて、法整備支援の部局としてICDを作り大阪に施設も構えます。JICAは、法整備支援担当部局である、現ガバナンス・平和構築部を設置します。組織、特に官僚組織は、いったん出来ると、その存続・拡大のために内外部に向けて活動しますから、ICDの場合にも、ベトナム、カンボジアで学者グループが悪戦苦闘しているのをよそ眼に、ICDは、カンボジア・プロジェクトなどで学者の中に入って「門前の小僧習わぬ経を読む」を潔しとせず、独自にラオスのプロジェクトを掘り起こして、ICDの存在を外部に示そうとしたのではないのでしょうか。JICAがインドネシア・プロジェクトを始めたのも、官僚組織としての生存の条件だったのでしょう。山下さんがおっしゃった、法整備支援連絡会議のICDとJICAとの主催争いも官僚組織の縄張り争いの一種です。山下さんは、何を隠そうあれは・・・とおっしゃいましたが、私は、それまで長年役所で審議会の長などを勤めてきた経験から、「またやってるな」と思いながら、少しでも役所の縄張り拡大によってベトナムやカンボジアのプロジェクト実施に起きる悪影響を少なくする方策を考えていました。いったん官僚的組織が出来ると、今後は、逆に、支援関係省庁間や法務省部内で、負担の大きい支援専門人材育成や支援人的・物的資源の体系的保存の業務を回避しようとする、消極的権限争いが起きることが危惧されます。

坂野さんのお話に移ります。坂野さんは、ICDの設立によって、プロジェクト内部の調整に関して助けられた、とおっ

しゃっていますが、私の記憶では、プノンペンには小規模な都市でもあり、法典起草という活動内容が明確なこともあって、カンボジアでは、JICAの現地事務所が適切なプロジェクト管理をやってくれました。ICDの調整活動に助けられたということはありません。土地法の成立過程についても、坂野さんは誤解しておられるように思います。民法起草開始前に、カンボジア政府は、ADBから、借款担保のために土地法制定を要求され土地法を制定していました。土地法では、登記を、担保設定を含む土地取引の成立要件としていますが、そもそも、カンボジアには土地登記制度はなく、土地法は、ADBの債権担保のために特に制定されたとも言うべきものです。そこで、ADBのために、プノンペンの土地の一部だけに適用される、ファイリングシステムによる登記制度が作られたのです。一方、民法起草にあたっては、カンボジア全土に土地登記制度がないことから、登記を土地取引の公示に用いることが出来ないため、当事者間の合意によって土地取引が成立する、とせざるを得ませんでした。そこで、土地法と民法との間の抵触が起きたのです。土地法の成立要件主義では、カンボジア全土に登記制度ができるまでは、カンボジアの人達の土地取引は認められないこととなりますので、私は、松本恒彦、野村豊彦両教授とともにワシントンDCに行って、世銀立ち合いの下、ADBと交渉し、土地法の改正に向けて合意して帰ってきたのですが、結局、その後JICAとカンボジア政府との間の詳細な詰めが出来ず、民法成立の際に経過規定を設けて糊塗した始末です。坂野さんがおっしゃる、土地法制定の経緯、ADBとの交渉に関して

I C Dが大蔵省に意見を述べた事実等について、少なくとも現実に交渉に当たった私は認識しておりません。土地法に関するA D Bとの交渉などに関して、これまで私は、雑誌等にいくつか発表していますのでお確かめください。

最後に、矢吹さんがお話しになった、弁護士・弁護士会の役割について触れさせていただきます。具体的な名前を挙げるのには差支えがあるのかも知れませんが、カンボジアでは、J I C Aのプロジェクトが始まる前から、桜木さん、上柳さんなどの弁護士さんが、プノンペンの弁護士を相手にいろいろな支援をしておられました。私は、J I C Aのカンボジア民法起草プロジェクトで、桜木さん達に、現地状況を知り、人脈を開拓するなどの点で、ずいぶん助けられましたし、協力して一緒に仕事もしました。その意味で、私は、法整備支援に対する日本の弁護士・弁護士会の役割・貢献を高く評価しています。しかし、弁護士会は官ではないので、最初は、J I C Aの頭に弁護士会はありませんでした。弁護士さんたちは、J I C Aプロジェクトの外で、日弁連の国際活動として、途上国の人権擁護、司法アクセスなどの支援をして来られたのだと思いますが、J I C Aプロジェクトの段階が進み、刑事司法や裁判制度改革なども支援するようになって、次第に多様化して来ると、弁護士・弁護士会は、J I C A法整備支援事業の重要な担い手になります。矢吹さんは、多様性がないとおっしゃいましたが、要請主義の下で、民法立法支援などをしていた、当初のプロジェクトから、2期・3期で刑事司法・裁判制度を扱うプロジェクトになると、多様性という言葉の意味にもよりますが、新た

な状況の下では多様性はあるのだ、と理解すべきではないでしょうか。さらに、今後は、別の内容の多様性に対して、新たな対応を図る覚悟なければならないことも、申し上げておきたいと思います。長々となりましたが、以上です。

森永太郎：

これまでカンボジアとベトナムの話が中心に出てきて、インドネシアも出てきましたが、ラオスの話がちょっと出てきました。ラオスは先ほども紹介がありましたけど、カンボジアやベトナムと若干違う経路を取りまして、現在に至っているわけです。これと絡めて、先ほど森嶋先生のお話もありましたし、その他の人の話もありましたが、日本の法整備支援それからI C Dが行ってきた支援というのは、一応「寄り添い型」だというふうに言われています。そういった急がない、相手の事情をよく聞く、相手と一緒に考えて、相手にとって何がベストなのかということを常に探求しながらやっていくという態度でやってきたつもりであります。そういったことが、ここ20年くらいの間に果たしてできていたのかという点について、1つの例として、ラオスの専門家を務めていた副部長にちょっと話を振ってみたいと思います。お願いします。

須田大 I C D 副部長：

ありがとうございます。I C D副部長の須田です。I C Dのコアメンバーであり、なおかつラオスを主に知る関係者ということで、森嶋先生の後に話すのはちょっと恐怖感があるのですが、1つの例として話させていただきます。よろしくお願いいたします。

ラオスでJICAが行っているプロジェクトでは、民法典の起草を支援活動として行いました。これは分野別で単行法として存在していたものを法典化(codify)するという作業ですが、それが1つの例になるのではないかと思います。プロジェクトでは、2012年から民法典の起草支援を活動として扱うようになり、約6年の歳月をかけて民法典が2018年12月に国会を通過し、昨年2020年の5月に施行されました。しかし、実は、ラオス側から民法典の起草を支援してほしいということを初めて言われたタイミングは、2012年よりも数年前のことでした。しかし、その当時は、少なくとも日本側の関係者から見ると、まだラオス側の状況として、立法能力などの点においても、民法典の起草に取り掛かる素地が整っていないと思われましたし、日本側のラオス法に対する理解なども不十分であったため、ラオス側の関係者とも議論を重ねた上で、まずは当時の法律に基づいた事例問題の検討から入りました。その後、民法分野の事例問題集の作成、特に契約総論の分野のテキストブックの作成といった活動を通じて、この後のパネルディスカッションでも出ていただく慶應大学の松尾先生を始めとする学者の先生方や、日本の実務家の方々、または現地にいる長期派遣専門家からのインプットが、じわじわとラオス側のメンバーに伝わり、ラオス側のメンバーにも力がついてきました。そして、日本側のラオス法の理解も進んできました。こういった時間をかけた検討の中で、同時にラオス側の日本側への信頼感も高まっていったわけです。そして、2012年によく正式に民法典の起草支援をプロジェクト活動の中に取り

入れることになりました。その後も、日本側からは日本の制度や価値観を押し付けることはせずに、例えば、他国の立法例を複数紹介し、またはラオス法のルーツやラオスの歴史や文化など、背景事情にも目を配りつつ、ラオス側のメンバーの中で一つ一つ結論を出していくのを待って、地道に進めていったわけです。言うなれば、ラオス側のメンバーの腑に落ちるのを確認しながら、時間をかけて進めていき、こうした活動が結実して、民法典の起草の完成と法案通過に至ったという、これが1つの例になるのではないかと思います。こういったものの波及効果というのも同時にございまして、例えばその日本側への厚い信頼は、ラオスの法曹養成の分野にも波及しています。ラオスでは、日本型の法曹三者の統一養成システムも導入したいという意思決定をしまして、2015年には司法省のもとに国立中央研修所という施設を設立し、そこで法曹三者の統一的な養成をスタートしています。現在でもJICAのプロジェクトやICDの活動の中で、この法曹養成については協力をしているわけですが、そういったことを日本型でやりたいとラオス側が意思決定をしたのも、地道な活動を彼らと共に続けてきた一つの成果ではないかなと思います。

森永太郎：

どうもありがとうございました。

この20年間、日本の法整備支援自体はもっと長いわけですが、当初、まさに森嶋先生がおっしゃったとおり、こちらのリソースの準備が全然できていないような状態から始まっていて、それは山下先生のお話にもありましたけど、できるところから

やるしかないというような調子で始まったというような感じがいたします。ですから、最初からこのような計画で、どこの国に、どこの国を、どう攻めてというような、そういう感覚ではまったくなく、頼まれたからさあどうしよう、というような形で始まり、それがしばらくの間続いてきたという印象を私自身は持っていますし、他の場面でもこういう話を申し上げたことがあります。要請主義を比較的重んじてきたということや、それから日本国内のリソースがそれほど整っておらず、選択的にやるしかないというような状況の中、それが必ずしも悪いことではなかったというように、私としては、今となっては感じております。というのは、途上国はこうあるべきだとか、それからここに地政学的にどうだとか、最初からこうであるべき、こうじゃなきゃならんという話になってくると、やはりどうしても、その次には押し付けみたいな話にならざるを得ないような感じがするので、そういう日本のそもそもの法整備支援の始まり自体が、割と押し付けに行かない要素を持っていたのじゃないかなと。なおかつ時間がかかるものだというところを、割と早い段階で意識したために、丁寧で気の長い、見る人によってはいつまでやっているんだみたいな話になるかもしれませんが、丁寧で気の長いやり方をするとするのが多かれ少なかれ、途上国の信頼をある程度確保することにつながっているのではないかとまとめたいと思います。

ということで、実は、このセッションの中で、いくつかご質問にお答えしたかったのですが、残念ながら時間があまりないので、ピックアップしたものだけざっと私からお答えします。

修習生の方から、検事の職務経験がこの業務に活かされたのか、逆はどうかというようなご質問がありますがけれども、これについては、イエス、両方ともイエスだというふうにお答えしておきます。検事の職務経験はもちろん、長期派遣専門家あるいはICDの教官として、当然のことながら活かされますし、それから逆に帰ってきてから私なんかはやっぱり自分で経験したことが、検察業務には随分役に立ったなと思う場面が結構あります。視野が広がるせいで、考え方が柔軟になるということがあると思います。

それから、弁護士として法整備支援に関わる需要の多い分野というのはどこかというご質問ですが、これはどの分野というよりも、弁護士さんの力が常に必要です。どの分野か、特に *access to justice* の分野では、これはもう弁護士さんのお力がないと、まさに今、矢吹先生おられますけど、日弁連の力がないととてもじゃないけどできない分野ですので、こういう所では弁護士の先生方のお力を借りなければいけないという場面がたくさんあります。それから個別のご質問で、東ティモールの法整備支援計画の推進状況等についてご質問で来ていますが、これは先ほどちょっとご紹介した程度で勘弁していただきたいと思いついて、いろいろなことをやっていますが、非常にいい関係が続いております。

それから最後に、カンボジアの現地の方からのご質問で、他で取り上げる場面がないので、ここで取り上げてしまいますが、日本が起草に関わった民訴法、民法の理解をするのに、日本の判例が読めないのが困っている、今後、日本の判例を英語で出版する考えはないのか？というようなご質

問があります。こちらは最高裁のウェブサイトには、最高裁判例でしたら多少は抜けておりますけれども掲載があり、今のところはそのぐらいかと思えます。法令については、今、一生懸命日本語から英語に訳していますけれども、判例の方は確かにまだ最高裁以上にはなかなか追いつかない状態なのかなと思っております。そんなことで、皆さんのご回答になったでしょうか。

すみません、パネリストの皆さん。全然計画と違う方向に行ってしまいました。今のお話が次のパネルディスカッションの起爆剤になってくれれば、私としては多分パネルディスカッション1のモデレーターの役割を果たしたということになると思えます。ちょうど時間がまいりましたので、ここで終わらせていただきます。パネリストの皆さん、ありがとうございました。あ、山下さん、どうぞ。

山下輝年公証人：

私が先ほど一言で「森嶋さんが何をやってるんだと思っているはずだ。」と言ったのを、森島先生に噛み砕いて言ってもらえました。ありがとうございました。ただ、坂野さんについては、森永さんからICDが役に立ったかどうかと言われて、多分困ってああいう答えになったのだろうなと私は思っていますので、その辺は理解してあげていただきたいと思えます。

森永太郎：

フォローいただき、どうもありがとうございます。では、これでパネルディスカッション1は終わりにしたいと思います。どうもありがとうございました。

第4部 パネルディスカッション2 「これからの法整備支援」

庄地美菜子法務総合研究所国際協力部教官
(以下、敬称略)：

それでは、これからパネルディスカッション2を始めます。パネルディスカッション2は「これからの法整備支援」をテーマといたしました。パネルディスカッション1では25年余りの日本の法制度整備支援の活動の流れについてご議論いただきましたが、パネルディスカッション2では「これから」を議論いたします。パネリストの先生方を順にご紹介させていただきます。まず愛知県公立大学法人理事長、名古屋大学名誉教授の鮎京正訓先生。そしてJICAの国際協力専門員、弁護士の小松健太先生。法務省大臣官房国際課長の柴田紀子課長。慶應義塾大学大学院法務研究科教授、松尾弘先生。そして第1部に引き続き、当部の部長の森永も参加いたします。このメンバーでどうぞよろしく願いいたします。私は現在、ICDで教官をしております庄地と申します。それでは早速始めます。

25年余りの日本の法制度整備支援の活動を得て、近時、法制度整備支援の重要性はさらに広く認識され、そのような流れの中、法務省においても法制度支援を始めとする司法外交を一層積極的に推進する流れというのを打ち出しております。まず冒頭で、このような法務省の姿勢・取組みにつきまして、柴田課長からお話しいただけますでしょうか。

柴田紀子法務省大臣官房国際課長：

大臣官房国際課長柴田です。私自身IC

Dの元メンバーで、カンボジアでJICAの長期派遣専門家として仕事をした経緯もありますが、今日は大臣官房国際課長として、官房国際課の設立の経緯あるいは司法外交の現状などについてお話させていただければと思っています。官房国際課は非常に新しい組織で、今から3年前の平成30年、2018年4月に創設されました。この官房国際課は、法の支配や基本的人権の尊重といった基本的価値を国際的に浸透させるための取組、これを司法外交と呼んでいます。これを進めていくための司令塔的機能を担うものとして創設されています。司法外交が重要であるという議論は、平成27年頃、冒頭森脇先生も言及しておられましたが、自民党の司法制度調査会で、このグローバル化の中で司法も国際化していかなければならないとか、司法外交の推進は、相手国の経済成長を支える司法インフラを整備し、SDGsの中でも掲げられている、誰ひとり取り残さない社会の実現に資するものである、といった議論がなされ、その中で司法外交を推進していくべきだと強調されてきたことに始まります。司法外交の重要性が提言にまとめられたり、その後、司法外交が政府の骨太の方針に反映されたりするなどしております。以上のように、司法外交という言葉が、共通のものとして認識されるようになった一つの大きなものとして、法制度整備支援があるのだと個人的には思っています。法制度整備支援の長年の実績が高く評価され、これが大変重要で価値のあるものであるといった認識が、司法外交といった流れにも大きく貢献しているのだというふうに思っています。ところで、官房国際課は2018年に創設されましたが、まずは

2020年に当初予定されていましたが、京都 kongress の成功を大きな目標としていました。そして、この kongress の年を司法外交元年として、その後さらに司法外交を展開していくため、官房国際課はこれまで活動してきております。

ですので、今から司法外交についてご説明したいと思っております。まず1枚目のスライドで、先ほども申し上げたように、京都 kongress、これが1つの大きな司法外交のマイルストーンと位置付けておりましたので、これについて少し説明させていただきます。京都 kongress は、国連の犯罪防止刑事司法分野における5年に1回の大きな会議でございまして、正式名称は第14回国連犯罪防止刑事司法会議といたします。これは2020年に開催する予定でしたが、コロナウイルスの関係で1年延期になり、ようやく今年の3月に実施することができました。この京都 kongress の実施は大変大きな、いろいろな意味で意義がありまして、一つはコロナ禍あるいはポストコロナの中での初めてのこの大型の国際会議を安全に実施することができた、コロナ感染者を出すこともなく、無事に実施することができたという意味で、新しい国際会議のモデルを示すことができたと考えています。この kongress はインパーソンとオンラインの参加を含めたハイブリッドで実施し、全体では152か国から5,000人以上が参加登録をしております。これは過去最多の参加となります。ここでは成果文書として京都宣言というものを採択しております。この kongress は無事に成功しましたが、これで終わりというわけではなく、この成功を踏まえ、京都 kongress の成果の展開として、この京都宣言の実施

をしていくということが、官房国際課としては非常に大事になってきます。その中には3つの柱がありまして、1つはアジア太平洋分野の刑事司法のフォーラム、プラットフォームを作るということ。それから、法遵守の文化のためのユースの、若者のグローバルフォーラムを定期的に開催するという。それから、再犯防止分野について、国連の準則を作っていくということ。こういったことを内容としています。以上が京都コンGRESSです。

その他の大きな司法外交の取り組みについてもご説明します。法制度整備支援、これは先ほども申し上げましたように、司法外交の大変大きな柱だというふうに考えています。冒頭に森島先生の方から、戦略はあるのかという話でしたが、創設時から法制度整備支援に関する戦略協議の場を設けております。これは、外務省、JICA、法務省の関係者が年に数回集まり、政府の方針や法制度整備支援の現状を共有するほか、どういった分野で、またどういった地域・国に対して支援していくべきか、さらにどういったアクターと連携していくべきか、あるいは法制度整備支援の評価指標はどういったものがあるのか等々、様々なトピックについて議論する場です。先ほども申し上げましたが、これまでコンGRESSの成功ということを第一目標としてやっておりましたが、コンGRESSが無事に成功し、これからさらに法制度整備支援の戦略、法制度整備支援のあり方についても、関係者の皆様と協議させていただきたいと思っております。

次に、大きな柱としては、民商事法分野におけるさらなる展開というものを考えております。その中には2つ柱があり、1つ

が国際仲裁の活性化です。国際仲裁は、現在では国際商取引分野の紛争解決のグローバルスタンダードとなっており、これを活性化することによりまして、日本企業の海外進出、それから海外からの投資を呼び込むということに資すると思っております。ところが、日本は他の国、アジアの国と比べても、国際仲裁の利用がやや低調な面がございます。官房国際課においては、この分野の活性化に力を入れております。政府におきましては、官民が連携して国際仲裁の活性化に向けた取り組みをしており、法務省のみならず関係府省が一丸となってこの取組を進めております。法務省では現在、仲裁専用施設の整備、仲裁人や仲裁代理人の人材育成、それから国内外の企業に対する周知啓発といったインフラ整備もしておりますし、同時に、外弁法の改正、仲裁法の見直しといった法制度の整備も積極的に進めているところであり、いずれはアジア随一の国際紛争の解決拠点と言われるようになりたいと思っております。それからこの民商事法分野における展開の2つ目の大きな柱が、国際的なルール形成にコミットするということです。1つの例がUNCITRALという国連国際商取引法委員会、これは国際商取引法分野における条約の作成などを行っている国連の委員会でございますが、ここで行われるルール形成に積極的に参画していこうと取り組んでおります。具体的には、法務省職員をUNCITRAL事務局へ派遣する、同事務局に対し活動費用を拠出して日本提案のプロジェクトを実施する、UNCITRALと共催でイベントを開催するなどの取組を通じて連携強化を図っております。これは国際分野のルール形成に向けたコミットメント

の1つの例ではありますが、こういった展開も現在しております。

その他、大きな柱としては、いろいろな国、それから共同体の連携強化を今積極的に進めています。いろいろな国とMOC、協力覚書を交換して、今後の協調関係の基盤を作るということを積極的に行っていますし、また、コロナ禍ではありますが、駐日各国大使等の表敬を受けるなどして積極的にコミュニケーションを図っています。例えば、去年の12月には、アラブ外交団といってアラブの10か国以上の駐日大使等が法務大臣に表敬に来られまして、そういったコミュニケーションを図っています。先日は、駐日英国大使が法務大臣に表敬されました。こういった形で、コロナ禍ではあるものの、その中でできる限りのこうした各国、それから共同体との連携を進めています。共同体という意味では、今後はASEANとの連携を強化したいと思っており、後の国際法務人材のところにも出てきますが、官房国際課の出身者が現在ASEAN日本政府代表部でアタッシェとして活動しており、そういったネットワークを活用しながら、現在ASEANとの連携を強化しているところです。

最後の大きな柱が、国際法務人材の育成というところです。私自身、カンボジアで長期派遣専門家をしたほか、UNODCという国連の機関に出た経験もありますが、やはり日本政府全体として、日本人のプレゼンスが大変低いなというふうに思っています。そうした中、国際情勢を踏まえたバランス感覚やリーガルマインドを持った国際法務人材の育成は、もうマストだというふうに思っています。そういった観点から、官房国際課においては、積極的に新し

く在外公館あるいは国際機関等にポストを作る努力をして、そこに人を派遣するということを進めています。その他、国際機関に派遣される前の職員に対して、語学研修、あるいは試験を受ける際には、面接試験の準備・トレーニングをしたりするなど、そういったサポートもしているところでございます。

現在90名ほどの法務省職員が世界で活躍しております。大半は在外公館職員で、これは伝統的に昔から派遣している者ですが、この中にも国際課ができてから、国際機関あるいは在外公館に複数のポストを新設し派遣をしております。現在、さらに新しく別の国際機関にポストを設けて人を派遣するということを考えているところでございます。こうした国際法務人材というのは、法務省だけの話ではなく、例えば政治の方の世界でもルール形成戦略議連というものもあり、国際機関のトップに日本人が少ないあるいはいない、それでは良くないということで派遣していくべきだという熱い議論が最近されています。そのためには、いきなり国際機関のトップに人を送ることはできないので、若い段階から計画的に戦略を持って派遣していかなければならないといった議論がされております。それを受けまして、法務省も外務省その他省庁と先日、どうすれば日本人職員を積極的に海外に派遣できるのかといった会議の場を設けるなどして、法務省だけがやるのではなく、もちろん外務省その他の関係省庁とも連携しながら、こうした取り組みをしているところでございます。簡単ですが、以上が司法外交のいくつかの取組でして、京都 kongress が無事成功しましたので、これからはこれを踏まえてさらなる司法外交

を展開していきたいと思っています。以上です。

庄地美菜子：

柴田課長ありがとうございました。お話の最後にありました、人材育成、人的リソースの確保については事前の質問もいただいているところでございます。どうもありがとうございます。ここからは、現在直面しているそれぞれの課題や今後の法整備支援のあり方を議論していきたいのですが、各論点を議論する前に、全体としての共通する基本立ち位置といますか、軸とすべき大きな視座について、はじめに松尾先生お考えをお聞かせいただけますでしょうか。

松尾弘慶 慶應義塾大学大学院法務研究科教授：

ありがとうございます。慶應大学の松尾です。私は2001年からラオスに対する法整備支援に参加し、今日はICD設立20年ですが、個人的にも20年が経過し、あっという間の20年だったなあという気がいたします。その間、2018年にラオスの民法典が制定され、ネパールでは2017年に民法典が制定されましたが、これらに関わった経験の中で、自分の感じたことを最初にお話しして、法整備支援の今後の課題に関する議論の叩き台を提供させていただきたいと思います。先ほど森寫先生や山下元部長からお話があり、法整備支援の草創期に、何も無いところから立ち上げるということがいかに大変だったのかということに改めて感じました。私はその少し後から、今日この後お話される鮎京先生などからいろいろと教えていただきながら、

法整備支援に取り組んでまいりました。

まず、法整備支援のこれまでの成果として、私は4つぐらい大事なことがあるというふうに感じています。第1に、法整備支援の相手国の主要法令がかなり整ってきたのではないかとということです。とりわけ、個人の権利・義務を規律する基本となる民事基本法制を中心に、法令整備がかなり進んできたと思います。それをベースにして、さらに対象法分野が広がってきました。先ほど森永部長からベトナムの国家賠償法の制定支援にも言及がありましたが、こういう分野にも広がってきたというのは、市民の基本的な権利・義務を規律する民事基本法制が徐々に整ってきたからではないかと感じています。それから、法制度を運用する人材の育成や法学教育のための支援ツール、教科書・問題集・マニュアル類等もかなり充実してきたと思います。そして、私は何より実感として思うのは、相手国における法律の概念と用語が徐々に洗練されてきたことです。この点に関しては、新しい法律概念も必要に応じてその国の用語でクリエイトされてきました。そして、法律の理論の枠組みというようなものが、徐々に見えるようになってきたと感じます。これらが実効的な法整備をしていくためには、やはり非常に重要な点ではないかと感じているところです。まだまだ課題はありますが、それらは法整備支援を通じて実際に産み出された成果といえるのではないかと思います。

それから、第2に、今度は日本側の問題として、日本における法整備支援の体制整備がかなり進んできたと思います。今ではICDとJICAと、それから大学とNG

O, とりわけ日弁連や国際民商事法センター I C C L C が強固な連携協力をする形で法整備支援を実施できるようになったというのは、非常に大きな成果ではないかと思っています。例えば、今では法整備支援のための様々な会議が頻繁に開かれているわけですが、議題の設定から日程調整、会議の進行、議事録の作成等が、きわめて迅速かつ円滑に行われる体制ができています。あるいは研修をする時に J I C A の施設を利用させていただいたり、現地セミナーを開くために現地専門家と連絡を取り合っ、参加者の調整、場所の確保、プログラムの設定を行い、実施するという点についても、非常に機動的に行えるようになってきたことは大きな進歩だと実感しています。何よりも、この法整備支援連絡会が毎年連綿と続いてきた、その成果である I C D N E W S も着々と蓄積されている、これ自体が非常に大きな、将来にわたっての資産だと思っています。このような法整備支援に直接・間接に関連する活動の継続性は、非常に評価されるべきものだと思います。そういう形で、法整備支援自体のガバナンスが構築されてきたというのが、この25年だったのではないかと思います。

成果の3番目としては、法整備支援の方法論について、かなり経験と知識が蓄積されてきたといえると思います。各国の状況に応じて、法令の草案を提示するタイプ、共同研究のタイプ、コメントを提示してフィードバックを繰り返すタイプと、様々な方法を試す中で、それぞれの方法の長所・短所というものを比較して、仮に相手国の状況が許すならば、別の方法は何だろうかということを考えることができるような状況になってきたのではないかと思います。

す。

そして、第4に、法整備支援の理念についての探究も深まってきたということがいえるのではないかと感じます。今や「良い統治」の構築のための自助努力を支援するということは、法整備支援を行う者にとっての共通認識となりつつあります。この共通認識に基づいて、法制度整備支援の基本方針が作成、改定され、そして今、柴田課長からご紹介がありました官房国際課が設置され、司法外交についての方針が作成され、法整備支援についての戦略協議の場が設けられるようになりました。このように長期的視野からみると、官房国際課の設置というのが、今までの法整備支援とこれからの法整備支援をつなぐ結節点になるのではないかなというふうに思っています。

では、こうした成果を踏まえて、これまでの様々な反省材料をどのように活かすかという観点から、どのようなことを引き出せるかという課題を3つほど、さらに検討したいと思います。

1番最初の課題であると思うことは、法整備支援の順序について、もう少し熟慮する必要があるのではないかという点です。例えば、相手国における民事基本法制の整備が不十分な中で、個別の応用法分野に注力するという点については、やはり再考が必要ではないかという反省が、今改めて求められているのではないかと感じています。国民の権利がしっかり保護されるという意識が常識化するような民事基本法制がないと、やはり社会秩序というのは、クー・デタや災害等に起因する混乱をきっかけに、あっさりと覆されてしまうと思います。たしかに、法整備支援においては、スピード感を持った法整備支援、比較的短

期に成果が目に見える法整備支援も重要ですが、しかしながら、そのようなアウトプットにあまり気をとられると、法整備支援の本来あるべき順序というものについて混乱が生じ、法秩序を必要以上に複雑化し、かえって相手国の法整備により多くの時間を要する結果になってしまうのではないかと危惧しています。まさに急がば回れですが、このようなことも踏まえて、戦略協議の場でも、法整備支援の順序について、戦略的な視点を確実に強化していく必要があるということです。

課題の2番目として、法整備支援を始めるに当たり、とりわけ、立法支援を始めるに当たっては、相手国の現行法や慣習といった既存の制度、つまり、制度変更のための足場になるようなルールについて十分に調査し、理解しておく必要があります。そうした既存の制度的な足場から出発して、法令の制定および改正を行うという、制度変更のプロセスを尊重した法整備支援の方法をさらに強化する必要があるのではないかと考えています。日本の法整備支援の相手国は、ネパールを除けば、すべて植民地経験を有する国ですが、植民地時代に行われた様々な法令の影響が根深く残っています。また、植民地経験の有無を問わず、伝統的な習俗、宗教的規範、慣習の影響というものが、法整備支援をやっていて、例えば、個々の条文の内容を協議する中でも、非常に強固に残っているなど感じることがあります。それについては、やはり十分に時間をかけて調べておく必要があります。例えば、相続による財産承継のルールにおいて、相続財産をどのように捉えているか、被相続人の債務をどのように処理しているか、それとの関係で遺産分割

をどのように行っているか、夫婦の婚姻中に取得した財産の帰属をどのように捉えているか、不動産取引の実務において、当事者以外に誰が関与しているか、どのような書類を作成し、どのように決裁しているか、登記の申請はどのように行うかなど、どの国でも日常的に普通に頻繁に行われている権利変動のルールには、既存の実務で通用している慣習が非常に強固に残っているように思われます。そういうことについては、それらを変更するにせよ、明文化するにせよ、あらかじめ現在の足場が何かということについてのしっかりとした調査が必要ではないかと思えます。そもそも制度改革を支援するということは、どういうことなのか、それが思っていた以上に容易なことではない、とりわけ、新しいルールを作り、社会に定着させるということが、考えるほど容易にいくものではないということをお知らせされるような20年だったなという気がいたします。

それから3番目の課題は、法整備支援は非常に専門性の高い活動ですので、直接の相手方になるのは、やはり法律の専門家であるという点に関わるものです。その結果、法整備支援の成果というものが、ややもするとごく限られたサークルの中で循環してしまう、相手方の外になかなか出て行かないというような問題も生じがちであるように思えます。法整備支援の相手方が、その成果を同僚に、その所属組織に、さらにはより広くその国民の権利の保護や利益の向上に向けて、どのように活用しているかということについても、常に意を用いることが求められるように思われます。法整備支援の成果が、社会の共通財産と言うのでしょうか、社会にとってコモンなものに

なるということについて、より強く意識する必要があるだろうと思います。

最後に、以上に述べました成果と課題を踏まえて、日本は今後、法整備支援に関して具体的に何をすべきかという点について、3つほど申し上げたいと思います。

1つは、法整備支援のセオリーと申しますか、方法論を構築していくということです。これは、今朝の森脇先生のお話にもありましたし、鮎京先生もお話しなさると思いますが、既存のルールを調査し、そして法整備支援の順序を含めて戦略というものをしっかり立てて、法整備支援をより充実したものにしていくということが必要だということです。この観点からは、現在の法律制度整備支援の基本方針についても、できれば現場で直面している問題を常にウォッチしながら、随時改定していくことが必要であるように思います。毎年それを行うというのは現実的ではないかもしれませんが、数年に1回はやはりこれをレビューしていく必要があるでしょう。法整備支援の方法論を深めるといふ観点からは、現場の変化をフィードバックした基本方針を作ることが必要だと感じます。

それから2番目に、法整備支援の成果をできるだけ外に広げるという意味で、法整備支援の成果を社会の共有財産化することについても、法整備支援の計画段階から、戦略の中に入ってもいいのではないかと思います。その場合には、法整備支援の究極目標が何なのかということについて、相手側と日本側との間で常に共通認識を深めておく必要があるように思います。現在、法律制度整備支援の基本方針にもありますように、相手方のグッドガバナンスを構築するということは共通目標になってい

ますが、実はさらにその先にある目標として、「いつでも、誰でも、どこでも、法によって各人の権利の保護が確実に図られる」という意味での「法の支配ユビキタス」の状態の実現があると思います。この先にある目標を絶えず意識して、それは簡単に達成されるものではありませんが、常に「法の支配ユビキタス」に少しでも近づくようにという思いをもって、日本と相手国が協力する、ということが必要ではないかと思えます。

3番目に、次期の法整備支援の大きな課題として、これは従来の法整備支援と少し方向性が違いますが、日本の法整備をどうするのかという問題意識との接合ということも必要であるように思います。日本の法律制度や法律学の発展と法整備支援の成果とを、どのように関連付けていくかということです。日本も今現在様々な問題に直面しておりますし、国としての発展の方向性ということについても模索している段階にあると思います。その中で、法律の分野でも、法実務および法律学に関わる方が、日本においてどのような法整備をしていくのかということについても、法整備支援からのフィードバックを受ける形で取り組むことによって、より当事者意識が高まっていくのではないかと感じています。少し長くなりましたが、私からは法整備支援の成果、課題、そして具体的な行動について、以上の整理をさせていただきたいと思えます。ありがとうございました。

庄地美菜子：

松尾先生、ありがとうございました。この25年間で先人が築いてこられたもの、そしてこれまで足りなかったもの、今後を

求めていくべきものという、大きく3つの観点からお話いただきました。特に最後におっしゃっていただきました戦略の関係で、戦略の充実という観点から、さらに個別の議論を進めていきたいと思えます。これに関しまして、まずは日本国内外の人材育成のあり方、日本の中で法制度整備支援を支える人材育成あるいは支援対象国の法曹、あるいは支援対象国の社会を支える人材の養成という観点から、鮎京先生にお話いただきたいと思えます。本日は大学生、法科大学院生の皆様も多く申し込んでおられます。鮎京先生、それではどうぞよろしくお願いいたします。

鮎京正訓愛知県公立大学法人理事長・名古屋大学名誉教授：

私は途上国におけるいわゆる立法支援ということに深く関わったことはなく、ひたすらこの25年間ぐらいですが、途上国における法律人材の育成、法学教育支援という、そのような分野でずっとやってきた者であります。途上国における法学教育支援というのは、1つは日本法センターなどを設立して、途上国の法学部の学生を育てるということ。そしてもう1つは、その中で優秀な学生を日本あるいは名古屋大学に留学させて育てるといふ、そのような活動をやってまいりました。その法学教育支援の成果があったのかという問題については、今日の午後の最初のセッションで、藤本CALEセンター長から詳細なご報告があったので、私は繰り返しません、今申し上げたように、現地に日本法教育研究センターを設立し、日本語による日本法教育を行い、また英語による教育も行ってまいりました。一例だけ挙げますと、これは午前

中にも少し紹介がありましたが、ベトナムの司法省の司法大臣のロンさん、この人は私どもの名古屋大学の卒業生です、また同じく司法省の副大臣のオアインさんという女性の方、この人は私の直接の弟子であり、名古屋大学の卒業生です。また、一か月ほど前にまた嬉しいニュースが飛び込んでまいりまして、ベトナム外務省の副大臣に、やはり名古屋大学卒の人材が就任したということで、一例でありますけれども、これらの人たちが立派に活躍しているということで、私は法学教育支援の意義は充分にあると思っておりますし、その意味では今後もこうしたプロジェクトを続けなければならないというふうに思っています。その場合、様々な経験をしながら、どのような人材を育てるかということについては、現地だけのセンターで学ばれた方、あるいは日本に留学してきた人というふうに様々な分類できますが、特に留学をしてきた人は、それぞれの国におけるエリートでありますから一言で言うならば法の学識者を育てる、この場合、法の学識者とは何かといえますと、自国の法の有り様を客観的に見ることのできる人、こういう人材を私たちは育てなければいけないし、そのための教材開発も今、若手の法律教員によって日本で行われています。

それからもう1つは、現地の人間を育てるだけではなく、1つの重要な今後の課題として、法整備支援に取り組む日本人学生を育成するということが大変重要な課題であると思っております。そのために私どもは、日本法教育研究センターコンソーシアムという全国組織を3年前に設立いたしました。顧問には森嶋先生になっていただき、私が会長を務めておりますが、その中

で非常に顕著な事例として、名古屋大学の学生、法科大学院生などはもちろん取り組んでいくのですが、特に松尾先生の慶應大学、あるいは一橋大学の法科大学院の出身者というのが法整備支援にとっては積極的な役割を果たしています。このようなことを鑑みますと、この1年ほどオンライン講義などの経験を得たその感触で言いますと、全国の法科大学院生で、志のある若い人たちに対して法整備支援のオンライン講義を始めたらかどうかというふうには感じております。そういう形で人材育成をしたい。人材育成については以上簡単にしておきます。

次に、今後の法整備支援をどう考えるかという今日のこのパネルディスカッション2のテーマに関して、時間も限られていますので、いくつかのことだけを申し上げます。今日、森嶋先生の記念講演、基調報告を聞いておまして、非常に大変に強い決意で今日の講演に臨まれたというふうには強く感じました。どういうことかということ、2つの点であります。それは私の聞き間違いでなければということ、合っていることを願っているのですが、要するに1つ目に先例踏襲ではダメだ、新しい時代ということキーワードにされながら、そこでポツリと、『寄り添う援助』で今後もいけるかということをおっしゃられた点に私は非常に強い関心を持ちました。

それからもう1つは、時代状況の変化をどのように考えるかという点についてですが、まず、これについてお話したいと思います。

日本の法整備支援が始まった1990年代というのは、言うまでもなく1989年の東欧社会主義の崩壊、あるいは91年の

ソ連邦の解体という、これらの状況の中で、これからは人権・民主・法の支配というのが重要だと言うようなスタンスと言いますか、そのような全体的な世界の精神状況の中で法整備支援が始まりました。従って、例えばスウェーデンの法整備支援は、人権、民主主義、法の支配あるいはジェンダーということが前面に掲げられる、フランスも法治国家の樹立というのを掲げながら、あの時代、支援を行ってきました。ここで重要なことは、いわゆる途上国側、支援を受ける側で、これは特に中国も含めてであります。自分の国の人権、民主、法の支配の状況が実はちょっとまずいぞという、そのような態度というか、その感覚でもって受け止めたきらいがあります。あれから25年経ちましたが、25年経ったらどうなったかということ、これは森嶋先生の基調講演の中にもありましたが、雰囲気ガラッと違ってきています。違ってするのは、「異形」という言葉がありますけれども、「異形の法理論」、あるいは「異形の法理解」、異形の例えば人権論、民主主義論あるいは法の支配論が、この法整備支援を私どもがやっている相手国から出てきています。「異形」というのは何かと言いますと、これは「普通とは違った怪しい姿とか様子」というそういうものであり、通常、私どもが日本で勉強してきた人権、民主主義、法の支配とはまったく異なる理解でもって現実を乗り切っていくという、そういうことだろうと思っております。それに対して日本の対応ですが、言うまでもなく、G7の昨日の会議において、先ほど来議論が出ている人権、民主、法の支配などの普遍的価値の共有ということが言われています。そうであるとするならば、日本の

法整備支援も何らかの形で今後変わっていかねばならない。例えば、先ほど矢吹先生が市場経済化と民主主義が連動するのではないかというのが、やはり今になってみると間違いだったという議論があり、権威主義をもたらしてしまったということがあるわけですが、そういった市場経済化と民主主義や人権というものが必ずしも連動していかない現実を私たちは見ていかねばなりません。

今日に至る前に参加者の方から13個の質問票が出ておまして、例えば公法分野をもう少しやってはどうかというような意見がありました。これについては、日本はこれまでのところ公法分野というのはなかなかやっておられません。ウズベキスタンの行政手続法、行政訴訟法支援というのが、ある意味では本格的に行った唯一の例だというふうに思っておりますが、例えば韓国の法制研究院とコンラート・アデナウアー財団がベトナムの憲法裁判所創設に向けた法整備支援というのは、私の理解によると一定程度の成功を収めました。結局のところ、憲法裁判所創設は実現できませんでしたが、ベトナムの法学者の中に相当程度の憲法裁判所に対する共感を得ることができたように思います。そういう意味では、私は公法分野の活動あるいは人権の分野というのは非常に難しい問題があり、私も実はベトナムで試みたことがあるんですけども、有り体に言うと嫌がるんです。嫌がりますが、にも拘わらず、若い世代の日本の法整備支援担当者が、いろいろ工夫をしながら、アイデアを出しながら、先ほどビジネスと人権という話がありましたが、ぜひこういう分野でも成功例ができるといいなというふうに思っております。あと、もう

1つだけ申し上げます。13人のうち3人から意見がきています。それは、この後、小松さんが話されるということで、多分他の人は遠慮されたと思うのですが、ミャンマーについては、特に法学教育支援との関係で、実は深刻な事態が起こる可能性があります。つまり、JDSというスカラシップでミャンマーからも若い人が来るんですが、JDSで人材派遣する留学生を選ぶのは相手国政府なわけです。そうしますと、相手国政府、今で言うと国軍であります。ここが選んだ留学生がもし来た場合に、様々な問題が起こってきます。したがって、午前中の議論か何かで、このミャンマーについては今のところ中断になっているという話がありましたが、そういう意味で私は、支援の分野によるとは思いますが、とりあえず一旦停止をする、そういうことが私は大事なような気がします。この点についてはぜひ、後の小松さんの意見も聞きたいと思えます。以上でございます。

庄地美菜子：

鮎京先生、多岐にわたるお話をどうもありがとうございます。また、事前に寄せられている参加者からのご質問にもお答えいただきましてありがとうございます。続きましては、支援を戦略的に進めていくという観点からお話をおうかがいしたいと思えます。先ほどパネルディスカッション1の中で、日本の支援の特徴であるオーナーシップを尊重した支援、寄り添い型の支援という話が出ましたが、それが日本の長所であるわけなんですけど、それと戦略的に進めていくということの関係について、松尾先生いかがでしょうか。また、戦

略的に進めていくということに関連しまして、支援の成果についての検証というものが不可欠ですが、法制度整備支援は他のジャンルに比べても、成果の客観的な観測に非常に困難を伴うものだと思います。この点についても、どのように成果を評価するのか、評価するための指標はどのように設定したらいいのかということについて、合わせて松尾先生、お話しいただけますでしょうか。

松尾弘慶應義塾大学大学院法務研究科教授：

はい。ありがとうございます。まず、物事を「戦略」的に進めるということは、第1に、「目的」を確実に達成するためにその「手段」を具体化すること、第2に、その目的が最終的に向かっている「究極目標」ないし「真理」を明らかにすることを意味しています。それは、単に競争に勝つためにうまい方法を工夫するといったこと以上の含意を本来もっています。目先の目的を達成しても、それが最終的に何に通じているか、真理に近づいているかが分からなければ、虚しいものになってしまうからです。この意味において、法整備支援を「戦略」的に進めるというときに、オーナーシップの尊重は、1つのプロジェクトの目標を効果的に達成する手段としての有用性ととも、それ自体が相手国における「良い統治」の実現という、より上位の目標に通じているという意味で、欠くことができない重要性をもっていると思います。では、どのようにして相手国のオーナーシップを尊重するかという点についてですが、やはりプロセスが重要で、個々の法整備支援プログラムの中で、相手国が主体性

を持って取り組み始めることがオーナーシップを取得するためには不可欠になりますので、第一球を投げるのは相手国側からするような準備が必要であると考えています。例えば、法令の制定やその改正のための規定案の起草支援においては、まずは相手国の担当者が起草をすることが目指されるべきです。そのプロセスで良い統治に不可欠な法制度を運営する人材の育成に通じる効果が期待できます。しかし、それは非常に大変なことです。その準備のために、かなり長い期間がかかるかもしれません。そして、もう1つ大事なことは、相手国の担当者が起草し、それに対して日本側が問題点の指摘や代替案の提示などの形で支援するというのを考えたときに、起草プロセスと協力体制に関するルール、ルールを作るためのルールといいますが、よくメタルールというような言い方もされますが、それをしっかりと作り、関係者の間で常に共有するということが必要になってきます。そのような形で起草された案に対して、日本側からコメントや修正案を付して相手方に投げ、それに対する修正についてさらにコメントするというやりとりを、何回もするというようなことが必要になってくると思います。ラオスやネパールではこの方法を試みましたが、これには膨大な時間と労力がかかりますので、あらかじめそのための体制を確保する必要があります。こういうプロセスも含めて、プロジェクトの内容と目標に書き込んでいくことにより、個々のプロセスが計画に従って淡々と進んでいること自体が、たとえば法律という目に見える成果が現れる前であっても、評価の対象になるということが重要であると考えています。つまり、プロ

セスを尊重しながら支援していくということです。そのためには、すぐに目に見える成果という形で現れてはいないものの、淡々とプロセスが進んでいるということ自体を評価する仕組みを作っていく必要があるように思います。また、立場を替えれば非常に良く分かると思うのですが、自国の法律について、外国人が口を挟むということではできれば避けてほしい、という気持ちを持つのがごく自然な感情だと思います。そういう中で、それでもなお相手国の人たちが法整備支援を受けることに乗ってくる、オーナーシップをとることに意欲的になることがあるとすれば、それはそれ自体がやっていて非常に面白いとか、新しい発見があると感じる時だと思います。実際、そうした体験をして、自分たちがあれこれ悩んで、議論を交わした末に、みんなが納得する良いアイデアが出てきたという喜びを共有できるようなプロセスが多くなってくると、自発性や主体性が高まってくことを私自身は感じました。このようなプロセスを通じてオーナーシップは、あたかも時効取得のように、徐々に形成されるのではないかということを感じました。これはオーナーシップを尊重した支援の仕方の1つということにすぎず、これに限られないかもしれませんが、1つの方法としてご提案したいと思います。

相手国のオーナーシップを形成しながら、法整備支援を戦略的に進めるためには、庄地さんから指摘があった、法整備支援の評価方法とその指標をどう考えるかということが、重要になってきます。これについては、2020年の10月から法制度整備支援の評価・手法に関する研究会が、ICDのリーダーシップによって立ち上げ

られ、法務省、JICA、大学等から参加する形で、検討が進んでいます。2021年3月までに8回開催されており、その後も続いています。DAC評価5項目といった一般的な評価指標をベースにしつつも、それを法整備支援に適合するようにアレンジする方法も含めて、法整備支援に相応しい評価指標はどうあるべきなのかということを探求していく試みです。その際に焦点になるのは、個々の法整備支援のプロジェクト目標は、その上位目標を達成するための手段であり、それはさらにその上にあるスーパーゴールを達成するための手段であるという形で繋がっていることを、どのように認識するかということです。このプロジェクト目標、上位目標、スーパーゴールないし究極目標をしっかりと関連付けるということが、戦略的な法整備支援の核になる考え方だと思うのです。大事なことは、それぞれのレベルの目標に何を入れ込むかによって、法整備支援の戦略性がどのように高まるかということをしっかり議論することです。プロジェクト目標やその上位目標を考える時には、できるだけ具体的に、成果の有無や内容がわかるものを具体的に書く一方で、それが最終的に目指しているスーパーゴールや究極目標についても、それ自体をすぐプロジェクトの中でやるわけではないものの、意識して議論し、法制度整備支援の基本方針等に反映させるということが、戦略性を高める意味でも大事ではないかと思います。個々のプロジェクト目標の書き方は、法令の起草や、教科書やハンドブックの作成といったプログラムと、法律人材の育成といったプログラムとを例にとっても、客観的に指標化することが比較的やりやすいものとそうでないも

のとの違いは当然ありますので、プロジェクトの内容に従って相応しい書き方を工夫して、より良い方法を開発していく必要性が非常に高いと考えています。制定・改正された法令の数や質、あるいは作成された教科書・ハンドブックの質や量、研修等に参加した研修員の数、留学プログラムであれば学位取得や資格取得者の数など、様々な客観的な指標があると思いますが、やはり大切にしなければいけないことは、オーバーラップの形成という観点から、個々の活動における議論の内容にどのような進展があったのか、そのプロセス自体についても、記録を作成することによって、いざとなれば確かめて、評価の対象とすることができるという準備をしていくことも大事ではないかと思っています。

最後に、法整備支援の評価指標を作る目的は大きく分けて2つあると思うのですが、1つ行政事業レビューなど、外部の評価を受けるためです。外から見て、法整備支援の成果というのをどのように分かりやすく、専門家でない人にも説明するのかというものです。もう1つは、法整備支援に参加する者にとって、その活動をより良いものにしていくためです。そして、将来は、外部からの評価を受けるための指標にも、法整備支援に参加する者がより良い法整備支援を進めていくために有用な評価方法が反映されるような指標づくりを進めることが、単なる説明のためではなく、本当に役に立つ中身のある指標作りに繋がっていくと思っています。

庄地美菜子：

松尾先生、どうもありがとうございました。

先ほどのパネルディスカッション1の中の最後で、丁寧で気の長いやり方で日本の法制度整備支援をしてきたということが、日本の法制度整備支援に対する大きな信頼になっている反面、今後もう少し戦略性に、いつまで支援をするかといったような点について、何らかの基準を明確にしていくべきではないか、そのような話にもなってくるのではないかということについても言及があり、この点について、このパネルディスカッション2で議論をすべきという形で、パネルディスカッション1からパネルディスカッション2にバトンタッチがあったと思います。

それに関連して、日本の支援は押しつけではなく、支援を求めている国のニーズに沿った支援、オーナーシップの尊重という点が長所であり、かけがえのない強みである一方で、支援対象国の求めるままに、その都度、その時々で応えていくというやり方は、長期的、計画的、戦略的な支援という観点からみた時に、弱い部分があるという批判があり得るのではないかというのが問題点だというふうに、私なりに理解いたしました。この点についてバトンを返すようではありますが、森永部長、どのようにお考えでしょうか。

森永太郎：

はい。ありがとうございます。この戦略論というのは、もうここ15年ぐらいずっと言われてきたことで、戦略がないとか、もっと戦略性を持ってやりなさい、あるいは公式文書の中でも戦略的に進めるというような言葉が躍ってはいるのですが、果たして、この「戦略的に」とはそもそも何を意味するんだというところに、おそらく論

者によって全然違うというような部分があります。

それで、私なりに考えますと、先ほど松尾先生などがお話された意味での戦略というのは、これは戦略と言うよりもむしろ、法整備支援のあるべき手法のような方法論の話になってくるのかなというふうに思いました。また逆に、もう少し政治的なといいますか、外交的なあるいはそういった方の立場からすると、この戦略というのは、例えばどこの国に支援するのか、例えば、日本と経済的関係の深いところ、全然性質の違うものが2つ共存していて、これをしばしばごっちゃにして議論している可能性があります。

個人的な見解を申しますと、私は政治的な方の戦略というのはもともと私自身が考える資格があるのかどうか怪しいのですが、私自身は、それは困っているところがあるから助けるんだということに尽きている、と言うふうに考えながらこの業務をしております。強いて言えば、もう少しそれを戦略っぽく言いますと、例えば、ラオスに対する支援が一時スローダウンしたことがあったのですが、その時に私が1番危機感を感じたのは、やはり地域の中でのギャップです。要するに、周りが発展していくのに、そこがエアポケットのように、助けを求めているのに助けてもらえない国があるということになると、それはやはり地域の不安定化ということになり決していいことではない、それは回りまわって日本で外交面でももちろんネガティブなことになってくるのではないかと、というようなことを考えたことがあります。

逆に、論者によっては、日本の国民の税金でやるのだから、例えば、日本の企業の

市場開発に資さなければならぬと、それを第一義にすべきだという人もいます。これについては、私も経済界の人とも何度も話したことがあります。意外に経済界はそうは思っていないんです。むしろ、別に誰が法整備をしようが、ビジネス環境が良くなりさえすればいいわけであり、それ以上のことは必要ないというようなお声が多いようです。ですから、そういった面での戦略という話からすれば、それはオーナーシップがあるかないかということは全然次元の違う話だろうと思っています。

それから、松尾先生のお話にあったような、いわば法整備支援のあるべき方法論としての戦略、例えば私は松尾先生のお話の中で非常に重要だなと思うのは順序です。ある国がある問題を抱えている時に、それをどのような順序で解決していくのかということ、こちらばかりが考えているのではなく、先方の人たちともよく話し合っ、お互いにさてどういうふうにこれをやろうかと、それが1番いいのかということ、ここはやはり、ただ単に、例えば向こうがこういうことを求めているから、ただそれに応じますとやってやる支援ではやはりダメであって、こんなことをやって欲しいという要望があった時に、ちょっと待ってくださいと、その前に皆さんやることはないですか、そこが大事なんですよ、ということに気づいてもらい、むしろそっちから始めませんかというような方向に話をもっていくという事は、非常に大事なだろうなと思っています。それもやはり一つのあるべき手法としての戦略ということになるんじゃないかと思ひまして、ですから、その政治的、外交的な戦略という意味と、オーナーシップという、

オーナーシップというのはもちろんあるべき姿ではありますが、これはあくまでもある国を支援するとなった場合の話であり、私はよく法的体力と言いますが、対象国の法的体力も高い・低いによりまして、我々の対応の仕方がそれは当然違ってくるというようなことを、それがどういう場合にはどういう手法があり得る、どういう場合にはどういう事情がある、これをいわばシステムタイズしていくという、その努力はすべきだろうと思います。それはでも、やはり千差万別になるわけですから、対象国ごとに事情があるので、その事情をきちんと汲み取って行って、やるということであれば、こちらに戦略があったとしても、むしろ我々のやる戦略の中に、オーナーシップの尊重というものがきちんと組み込まれているという関係になるのではないかなと思っています。私からは以上です。

庄地美菜子：

森永部長、ありがとうございました。

次の話に移りたいのですが、予想外のことが起こった時に、どうするのかということもある意味「戦略」だと思えます。昨年度からのコロナウイルスの蔓延というのは本当に大きな影響で、これもまったく予想外のことだったのですが、これについてどのように臨んできたかということについて、小松先生お話しいただけますか。

小松健太 JICA 国際協力員・弁護士：

庄地さん、どうもありがとうございました。今回はこのような場にて錚々たるメンバーの中で発言の機会をいただき、大変光栄に思っております。

それでは非常時に関する戦略について述べたいと思いますが、私は2014年から2017年まで、あとは2019年からその後はミャンマーにおりましたので、現場の経験も踏まえながら申し上げることができたらと思っております。まず1つ目は、コロナに限らず、今現代社会は予測不可能で、複雑な社会になってきていると思います。もちろんコロナやクーデターなどの負の影響もありますし、逆に、例えば2011年以降のミャンマーなどの、カギカッコになってしまいましたけど「民主化」というように正の影響を及ぼすものもあります。そのような場合に、どのように法整備支援が対応できるかということについてですが、やはりそういう時代、あとは技術の革新などもありますが、中央といえますか、日本側で計画をきっちり細部まで詰めて、それを現場で実施することというのがどんどん難くなってきているのかなというふうに感じます。規模は小さくとも、例えば迅速で柔軟に対応し、その小さく始めて規模を拡大し、インパクトを大きくすることがやはり求められてきているのではないかと思います。そのために何ができるかということですが、まずは日本側では、やはり進むべき方向をちゃんと示していくことが大事だと思います。柴田課長からも司法外交の話がありましたが、普遍的価値や多様性、第1部でもお話があったと思いますが、民主主義、基本的人権、個人の尊厳を大切にするよというようなことをまずは打ち出し、それに向かってどのようなストーリーが作れるかということを考える必要があるのかなと思います。個人の尊厳の下には法の支配があり、法の支配の下にはいろいろありますけれども、例えば

証拠によって裁判をすることが必要で、そのためには、事実認定の訓練をやるといったそのようなストーリーのチェーンをきちんと説明できることが大事なのかなと思います。もちろん普遍的価値の話、表現の自由などの話もあると思いますけど、そういうストーリーを作っていって提示し、相手カウンターパートに認めてもらうということが大事だと思います。それが結局、森脇先生が基調講演で示された、中国の台頭に対してどういうふうに対応するべきかという答えになって、やはり民主的で法の支配の行き渡った世界の方がいいよねということになるのではないかと思います。また、やはり迅速に物事を動かす必要もあるので、外部リソースへの調達の手続き等を簡素化、迅速化するというのも大事だと思います。

コロナについては、これは午前中の活動報告でもご報告があったとおりですが、支援の方法にいろいろな変化があります。もちろんオンラインツールやITツールの活用などがあり、オンラインの研修というのが、行われているようになっています。ビデオ教材についても、ミャンマーでは調停のビデオ教材を稲葉先生の協力も得て作ることができましたし、UNA FE IさんやICDさんにご協力いただいて、刑事訴訟や民事訴訟などの教材も作って活用されているというふうに聞いています。本邦研修については、対面の研修ができなくなったことはデメリットですけれども、反面、スケジュールの柔軟性を活かして、講師の方に時間や場所を気にすることなく参加していただくことができたり、あと、ICD教官は元々日本にいらっしゃいますが、その方に現地の活動にも参加していただくなど

ということができるようになりました。創意工夫ができるような時代になってきたのかなと思います。ただ課題として、現地にいる重要性というのは、やはり変わらず、向こうのニーズを把握したり、人間関係を構築したり、そういう意味で現地にいる方というのはやはり重要なのかなと思います。あともう1つ考えなくてはいけないのは、やはりコロナの影響を受けた、より深刻な影響を受けた層、ジェンダーの問題であったり、あるいは労働者の問題であったり、そういう方々に対して何ができるかということです。今まで法整備支援で行っているものは、裁判、紛争解決を受動的に解決するというようなことで、これは仕方がないと思いますが、そこにメインというか、そこがやはりターゲットになってしまっているので、それだけではなく、脆弱層の方々にどうやってアウトリーチするかみたいなことを考えていく必要があるのかなというふうに思っています。

それで、ミャンマーの状況について鮎京先生からご質問がありましたが、コロナの影響で、去年の4月からは専門家がずっと帰国しており、それ以来遠隔で活動を進めていました。2月のクーデター以降は午前中の報告であったとおり、実質的な協力ができていない状況です。今後の支援については、これはもうODA全体に係る方針ですので、日本政府、外務省が検討しているという状況になっています。鮎京先生から問題提起があった点について個人的な意見にはなりますけれども、補足させて頂きたいと思います。まず、やはり法の支配、民主主義に対する影響がどの程度なのか、これからどのような影響が生じるかということは考えないといけないと思います。現状

はかなり深刻な状態だというふうに思います。また、考えなくてはいけない2点目は、政権の正当化に力を貸すことにならないかどうかということ、考慮すべきことなのかなと思います。ミャンマーの国軍政府というのは、憲法に則ってやっていると言っておりますが、それは中々正当化が困難ではないかという意見が強く、国軍の正当性を支えているのは実効的な支配であり、そのような実効的な支配に力を貸すようなことは良くないのではないかと思います。あともう1つは、このODA全体の裨益者であるミャンマーの人たちの声を無視しないということです。限られた調査しかありませんが、ミャンマー企業で働いているミャンマー人の声などは、報道等がなされているので、そういうことを考慮することは必要なことなのではないかというふうに考えています。一般的に、民主主義の確立への道というのは上がったたり下がったり、いろんな道もあります。民主主義や人権の保護に懸念がある国も法整備支援の対象になっていますが、だからといってやらなくてもいいというわけではなく、民主主義の理念をきちんと持ってそれを達成したいという考えを持っていることを先方と共有して対話をしながら案件を進める、活動を進めるというのが大事なのではないかなというふうに考えています。

庄地美菜子：

小松先生、どうもありがとうございます。ここからは質疑応答の時間に入りたいと思います。このパネルディスカッション2に関連する質問をたくさんいただいているのですが、せっかくですので、パネルディスカッション1の先生方にも入ってい

ただき、いただいた質問にできる限りお答えしていただきたいと思います。パネル1の先生方もカメラをオンにして入っていたらと思います。

本日は海外からもオンラインで多くの方にご参加いただいております。まず、マレーシア犯罪防止機構の方からご質問をいただきました。質問内容をこちらで和訳したものを読み上げます。

地域的な包括的経済連携協定RCEPは歴史的に最も大きな経済協定とされています。RCEPや環太平洋パートナーシップに関する包括的および先進的な協定が構成されることで、中国と日本の周辺における東アジア諸国間の統合に影響が及んでいます。自由貿易に関する国々の利益に矛盾する不均衡な貿易協定が再びもたらされないよう、ICDの将来的な関与は重要さを増しています。ここで質問ですが、国内法を起草・改正し、法制度司法制度を改善し、RCEPのニーズに適合するための地域法律専門家のキャパシティビルディングを行う国々の地域貿易、社会経済的利益の均衡をとるに当たってのICDの将来的な役割は何でしょうかということで、ICDへの質問をいただきましてありがとうございます。これについて森永部長お願いします。

森永太郎：

ありがとうございます。非常に良い質問でして、例えばRCEPとかCPTPPですね。これはかなり多くの国々が、自国の法整備の程度と言いますか、体制と言いますか、私もよく言う法的体力の上下に関わらず、イコール基本的には平等な立場でこれを締結し、互いに経済交流を図るということになりますので、そうなりますと、や

やはりどうしてもそのメンバーの間で強弱、つまり、やはり強い者と弱い者、法制度が整っているから有利なところと整っていないために上手くいかないという国が出てきます。ですから、そういう意味では、そういう経済協定の中、若干法的体力の弱い国が不利益を受けないように助けてあげるといのは、基本的に我々のとるべき姿勢ではないかなというふうに思っています。ただ、もちろんそれは何度も申しますように、要請主義もありますし、こちらから出ていってどうですか、こうなさいというわけにもいかないもので、しかも国内の利益、国のインタレストとその地域のインタレストのバランスをとるといのは、基本的にはその国の非常に大きな政策の問題ですので、その部分はまさに国々がお決めになることですが、ただその場合に法的にはどうしたら一番いいのだろうかというアドバイスを差し上げるというの、我々のできる事ではないかというふうに考えています。

庄地美菜子：

ありがとうございます。では、次の質問にまいりたいと思います。これは複数の方からいただいているご質問です。法整備支援の今後の展望、具体的に対象国を増やす可能性や、その他のこれまでやってない地域に対する支援に対する実情などについてのお考えなどを教えていただければという質問を多くいただいています。この点について、小松先生いかがでしょうか。

小松健太 J I C A 国際協力員・弁護士：

ありがとうございます。法整備支援の実施と言いますか、政策の立案というの、

もちろん J I C A だけで決められるわけではなく、日本政府全体で決められることです。もちろん開発協力大綱であったり、S D G s、あとは自由で開かれたインド太平洋といった日本の大きな政策と、個々の国々の状況やニーズなどを勘案しながら、決定されています。

最近の動向から言うと、バングラデシュやスリランカなどで国別研修という、小規模な案件は増えつつありますので、広がっていく可能性はあるといえるでしょう。アフリカについては、午前中の J I C A の小林さんの報告でもあったとおり、現在、ビジネス関係、司法アクセス関係の調査を実施し、案件の発掘につながるような取り組みを進めているところであります。もちろんコロナの影響で中々難しいところがあったりしますが、例えば司法アクセスの方では、やはりインフォーマルな調停というのが、かなりアフリカの農村、村々では果たす役割が大きいということは判明しております。調停については、私が紹介したミャンマー以外にも、もともとモンゴルやインドネシア、バングラデシュと、いろいろな国で調停の案件はやっておりますので、そのような今まで法整備支援でやってきた活動を広げるというのも1つの案としてはありえるのではないかと考えております。

庄地美菜子：

ありがとうございます。今の点に関連して、もし付け加えがあれば、柴田課長、お願いできますか。

柴田紀子法務省大臣官房国際課長：

大丈夫です。

庄地美菜子：

ありがとうございます。続きまして、森
 嶋先生宛てに質問をいただいています。ご
 講演でおっしゃっていたとおり、法整備支
 援は国際的な政治情勢や多国間関係も踏ま
 えて行われるものだと思いますが、アジア
 太平洋における米中の競合対立は、今後の
 日本による法整備支援にどのような影響を
 与えるとお考えでしょうか。

森嶋昭夫名古屋大学名誉教授：

先ほどからのディスカッションの中で、
 戦略や評価といった言葉が必ずしも同じ意
 味内容で使われていないように思います。
 森永さんがおっしゃるように、一般的にも
 いろいろな使われ方をしているので、私の
 今朝の基調講演との関係で、法整備支援に
 おける「戦略」と「評価」について、申し
 ます。まず、「戦略」です。最上位に、O
 DA大綱に基づいた法整備支援事業全体の
 戦略があります。その下位に、被支援国別
 の支援目標と活動方法を定める国別戦略が
 あり、さらにプロジェクト毎の戦略もあり
 得ます。先ほどの松尾先生の国ごとの順位
 付けは、国別戦略に位置付けられると思い
 ます。これまでも、時代の変化に伴い、O
 DA大綱（法整備支援政策）は変化してき
 ました。今後は、米中関係の緊張化から、
 ODA全体の戦略だけでなく、被支援国に
 対する支援戦略も変わってくる可能性があ
 ります。ODA予算も現時点では大きく法
 整備支援に影響していないようですが、今
 後、予算縮小が戦略に影響してくることも
 あり得ます。最上位から下位に至る各層の
 「戦略」は、これまでも世界や被支援国の
 状況に対応して常に変化しており、柴田さ
 んのところの法整備支援司令塔が、今後の

諸状況の変化を見通しながら、ODA大綱
 に則って最上位の「戦略」（法整備支援事
 業全体の戦略）を策定・改定し、被支援国
 毎の「戦略」（国別・プロジェクト毎の戦
 略）については、JICA、ICDが策定
 することになるのだと考えます。

次に、「評価」です。法整備支援事業
 は、商品の生産売買をしているのではなく、
 大学で研究しているのではありません
 から、商品が何個売れました、論文をいく
 つ出しました、という基準で評価する訳に
 はいきません。立法支援をしたからといっ
 て、その法律が実効性を持つかどうか、
 その国の経済社会にどの様に貢献するの
 か、先ほどから言われているように、評価
 は非常に難しいです。指標を作ったとし
 て、国によって状況が異なりますから、指
 標を機械的に当てはめて評価しても意味が
 ありません。JICAは、これまで、コン
 サルなどに依頼して、他のJICA技術プ
 ロジェクトと同じ評価方法によって評価し
 ていますが、私には違和感があります。私
 は、これまでにいくつかの人文系の研究機
 関で第三者評価をした経験がありますが、
 いずれも、その研究機関の専門分野の各種
 専門家が専門分野の特殊性に応じた評価方
 法を案出しながら評価をしていました。戦
 略のところでも申しましたが、法整備支援
 の戦略は、時代により、国により、異なり
 ます。評価もそれに応じた方法を考えてい
 かなければなりません。やればできます。
 できるが難しい。皆さんで考え、2020
 年以降の新たな時代の変化にチャレンジし
 ていくことが大事だということを最後に申
 し上げます。ありがとうございました。

庄地美菜子：

ありがとうございます。すいません。先ほどから挙手していただいています、坂野先生、ご発言いただけますでしょうか。

坂野一生カンボジア王国司法省アドバイザー：

ありがとうございます。今、森嶋先生が言われたこと、それからパネル1で矢吹先生が言われていたこと、それから小松さんも言われていたことと関係するんですけども、今回の連絡会には、日本からだけではなく、日本以外の方もご参加されているということで、法整備支援の支援という側面だけではなく、もっと根源的な、法律を起草や運用、それを使うための人材育成ということについての課題を申し上げたいと思います。

先ほどから出ている民主化、法の支配やガバナンスというような、普遍的な価値を共有し、それらを醸成していくというような環境が、国や地域によっては、もしかしたら充分ではないという場合がよくあります。先ほど例に出たミャンマーは、その問題が非常に極端な形で出た場合だと思いますが、そこまで極端でないまでも、そういった環境が十分ではないという場合に、ルールを作ったり、それを使ったりする活動、それからそれを使うための人を育てるという活動を行うための前提条件ともいえるべき環境をどのように形成していくかということについても、やはり併せて考えていかなければいけないと思います。

例えば、法律には確かにこう書いてあるものの、実際には異なる運用がされている状態を致し方ないというような認識が支配

的であるような場合、とりわけそのような認識が、法律を使うことあるいは作ることに携わっている人間の中での共通の理解であるような場合は、やはり法整備に関わる我々にとっても課題とすべき問題だと思います。そういった場合に、その中でルールを作ったり、あるいはそのルールを使うことを支援していたり、あるいはそれを使うための人材を育てていくということは、一見すると、そういった活動を行うための前提がないと理解されることもあり、JICA的なプロジェクト形成の論理では、いわゆる外部環境ということで、それがなければプロジェクトの目標はそもそも達成できないというような見方もあるかと思えます。しかし、実は、法の支配やルールを守ることというのは、それを前提としてルールを作るという単線的な発展の条件ではなく、やはりルールを作ったり、それを使っていったりする中で醸成されていくべきものだともいえますので、その点につきまして、単に法令を作るあるいは使うという支援をするだけではなく、先ほど松尾先生がルールを作るためのメタルールという話をしましたけども、ルールを守るあるいはルールを使っていくためのメタルールというものの醸成というものを合わせて考えていかなければいけないのではないかなと思います。以上です。

庄地美菜子：

坂野先生どうもありがとうございます。時間になったのですが、最後に1問だけ大変重要なお質問をいただいていますので、これで最後にしたいと思います。これについてはぜひICCLCの大野理事長にお答えいただきたいのですが、大野理事

長、カメラとマイクをオンにお願いできますでしょうか。いただいた質問は、法整備支援事業への日本企業の具体的関与の状況、課題、実施側等からの期待等について教えてくださいというものです。よろしくお願いたします。

大野恒太郎公益財団法人国際民商事法センター理事長：

日本企業は、アジアの民商事法の関係でユーザーの立場に立つわけで、切実な関心を持っておられるところが多いと感じています。そして、そのような立場から意見を述べて、法整備の現場に反映してほしいというニーズがあると理解しています。1つ例を申し上げますと、先ほどのICCLCの業務紹介のところでも申し上げましたが、日本に來られている法整備の外国当局者と、日本の企業や法律実務家との間で意見交換を行うことが重要だと考え、2019年秋にインドネシアの法務省の方が來られた時に、そうした意見交換会を実施しました。インドネシアで、日本の企業が直面している様々な法的な問題について、一部苦情に渡るところも含め率直な意見を述べていただきました。インドネシア側からは、事前に質問の内容をお伝えしていたこともあり、真摯で内容のあるご説明がなされました。こうした意見交換は、法整備が外国の企業等にとっても非常に関心の高いものであるということを当局者に理解してもらう上でも、非常に役に立ったというように考えております。外国当局者のご担当であるとか、あるいはそのランク等によって、日本の企業側と意見交換をするにふさわしい場合というのは限られるかと思えますけれども、今後も適当な機会があ

れば、ぜひICDとも相談して同様の企画を実施していきたいと考えております。また、私ども財団の会員企業から法整備に関する要望や意見があった場合には、ICDを始めとする当局の方にこれを繋いでいきたいと考えております。ありがとうございました。

庄地美菜子：

大野理事長、どうもありがとうございました。それでは、まだまだ質問をたくさんいただいているのですが、時間ですので、質疑応答の時間を終わりたいと思います。質問を寄せてくださった参加者の皆様、どうもありがとうございました。

閉会挨拶

大野恒太郎公益財団法人国際民商事法センター理事長：

今回の連絡会は、コロナ禍の下で、インパーソンとオンラインのハイブリッド方式により行われ、大変多数の方のご参加を得ることができました。直接お目にかかってお話ができないというのは残念でしたが、その一方で、オンラインによりますと場所の制約を超えて多数の方のご参加をいただくという利点もあり、これはポストコロナにおいても大いに参考になるのではないかと考えております。

今回のテーマは、法務総合研究所国際協力部創立20周年を記念して、これまでの法整備支援の軌跡を振り返ると同時に、今後の法整備支援のあり方についても意見交換を行うという、大変聞きごたえのある内容のものでした。あっという間に終了時間を迎えてしまい、時間が足りなかったとい

うようにも感じました。基調講演を行われた森嶋先生、パネリストの皆様方、そして連絡会の設営に当たった法務総合研究所の皆さんに厚く御礼を申し上げます。法整備支援は、今や我が国の司法外交戦略の中で確固たる地位を占めております。若い法律家の中にもこれを希望する者が増加している状況にあります。これは先覚者の方々の先見の明とここにおられる皆様方のご尽力の賜物であり、改めて敬意を表したいと思います。

さて、本日の連絡会においては、これからの法整備支援について、様々な意見が開陳されました。法整備支援が開始された時期と現在とを比較いたしますと、アジアの法制度をめぐる環境には、極めて大きな変化を生じています。当時のかつての社会主義経済を市場経済に転換して行くための法整備の重要性が強調されたのですが、その後、中国を始めとするアジア経済は目覚ましい発展を遂げ、今や欧米の先進国にも迫る勢いを示しています。そして、急激なIT化の進展は、人々の生活や社会経済のあり方を抜本的に改めつつあり、そうした分野ではむしろ中国等の方が我が国よりも先に進んでいるというような様相すら呈しています。そのような状況を背景に、相手国が求める法整備支援の内容も、基本法の整備だけではなく、知財制度の整備等を含め、より実務的、今日的なテーマを含むようになりつつあります。先ほど、法整備支援の戦略については、様々な捉え方や議論がありました。現在、法整備支援について、国際間のドナーの競争も激しさを増している中で、我が国が法整備支援を実施して行く上で大切なことは、これまで高く評価されてきたいわゆる寄り添い型支援の長所、

経験を活かしながら、同時に相手国の具体的なニーズに応じて、作業の順序に配慮をしながらも、より柔軟で迅速な対応を行うことも必要とされるだろうと考えています。これに伴って、我が国に求められる法整備支援の方法も、日本がかつて欧米の法制度を継受したその経験に基づいて相手国を指導するというものから、急速に発展するIT分野などを中心に、新たに生じている法的問題への対処を相互に研究し、協働する、つまり日本側も学んでいくという双方向的なものへと、次第にそのウエイトを移して行くように思われます。

また、その担い手も官と民が、もちろん学者の方も含めて、協働していくことが重要です。法整備支援ということで、法律制度、公的な立法に関わる以上、官側の対応が不可欠であることは明らかですが、さりとて、裁判所あるいは法務省というような役所の持っている人的リソースだけで対応する事は不可能です。したがって、今後は官民が一層、相互乗り入れというようなことも含めて、協力して対応していくことが肝要であり、それが従来の例えば、裁判官、検察官、弁護士というような縦割りの固定された役割を超えて、もっと新しい国際法務にも関わるキャリアパスを創造していくということにも結びついていくことを期待しています。

なお、法整備支援の対象国につきましては、先ほどから出ておりますミャンマーのように、民主主義や人権、あるいは法の支配を揺るがすような事態も生じており、憂慮を禁じ得ないところです。また、中国については、香港や新疆ウイグル自治区をめぐる問題等が国際的に懸念されています。そうした状況を受けて、法整備支援をめ

ぐっては、様々な考え方があり得るだろうと思います。しかし、社会経済の基盤である法制度の整備は、いわば百年の大計であり、本来息の長い事業です。したがって、私たちとしては自由あるいは民主主義、人権、法の支配という基本的な価値について、その立場を堅持しつつ、可能な範囲でなお地道に法整備支援の取り組みを続けていくべきだと信じております。

最後に、法整備支援が今後もアジア各国における法の支配の確立や法的相互理解の発展を通じて、我が国を含む国際社会の安定と繁栄に資することをお祈りし、本日の連絡会に参加された皆様方にも一層のご尽力をお願いして閉会の挨拶といたします。どうもありがとうございました。

【国際研修・共同研究】

モンゴル・商法に関するオンラインセミナー (～商法起草支援の一環として～)

国際協力部教官

河野 龍三

1 背景及びセミナーの目的

- (1) 本セミナーは、モンゴル国（以下「モンゴル」という。）との共同研究の一環として、国際協力部が実施したオンラインセミナーである。モンゴル政府は、現在、商法の制定を目指しており¹、当部は2018年度及び2019年度と、モンゴル法務・内務省の職員、裁判官、モンゴル国立大学（National University of Mongolia, 以下「NUM」という。）の教授らを日本に招へいし、共同研究の枠組みで起草支援を行ってきた²。2020年度も招へいを予定していたが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で延期を余儀なくされた³。そこで、NUMの協力を得て、法務・内務省の了解の下、本セミナーを企画することとした。なお、本稿の意見にわたる部分は私見であり、当部の見解ではない。
- (2) 国際協力部が商法起草支援を行うに至った経緯及びモンゴル政府による起草作業の進捗は、以下のとおりである。

2017年3月、当部教官らが現地調査に赴いた際、NUM教授等から民法改正又は商法制定の支援要請があった⁴。モンゴル民法の中に商法関連規定が混在し、表現が曖昧であることなどが原因で一方当事者の利益のみが保護されるといった不都合が生じているというのである⁵。

2018年6月には、モンゴル法務・内務省内に商法の必要性を判断するためのワーキンググループが設置され、ビジネス環境の向上⁶を見据えて、民法改正又は商法制定の是非が議論された⁷。また、商法の必要性に関する調査が、ドイツの Hanns-

¹ モンゴルでは、民法及び会社法が制定されているが、商取引一般に適用される商法は存在しない。

² 過去の共同研究につき、第1回の報告（ICD NEWS 第77号（2018.12）208頁以下）及び第2回の報告（同第81号（2019.12）163頁以下）を参照。

³ モンゴル国内のコロナの累計感染者数は、2021年7月9日時点で13万4,270名（うちウランバートル市が10万人超）、累計死者数は672名である。昨年11月6日時点では356名、死者0名であったが、12月以降に感染者数が増加し、一日の新規陽性者数が1000名を越すようになった。ワクチン接種が進み、本年5月には減少傾向になったが、変異株が猛威を振るい、再び、感染者数が増加している（在モンゴル日本大使館、JETRO等のウェブサイトを参照）。

⁴ ICD NEWS 第71号（2017.6）220頁以下を参照。

⁵ ICD NEWS 第73号（2017.12）147頁以下も参照。

⁶ 日・モンゴル間では2016年6月に経済連携協定（EPA）が発効しており、同年、モンゴルの国家大会議（日本の国会に相当）において、経済開発等の重要分野において2030年までに達成すべき指標を掲げる「2030年までの持続可能な開発ビジョン」が決議された。2020年には新しく2050年までのビジョンが策定されている（詳細は、JICA「令和2年度外務省ODA評価 モンゴル国別 評価（第三者評価）報告書」（2021年3月）を参照）。なお、2016年及び2020年の総選挙において中道左派の人民党が圧勝して与党の座にあり、2021年6月の大統領選挙でも同党のフレルスフ元首相が当選している。

⁷ モンゴル国内では一部の裁判官や他ドナーから、民法改正で足りるのではないかという慎重意見が出ていたようである。

Seidel-Stiftung（ハンス・ザイデル財団）の支援を受け、NUMのアマルサナー・バトボルド教授⁸らによって実施された。

そして、2019年5月、商法を制定する旨の法務・内務省大臣令が発出され、商法起草ワーキンググループ（以下「起草WG」という。）が設置された⁹。起草作業は、当初、同年11月までにファースト・ドラフトを作成するスケジュールであったが、コロナの影響等で起草WGが活動停止を余儀なくされ、現時点でドラフトは完成していない¹⁰。

- (3) 起草WGにおいては、例えば、「商人」や「事業者」の定義、商業代理など、商法に関するトピックを議論しているとのことであった。そこで、本セミナーは、起草WGを支援すべく、アマルサナー教授に事前に選定してもらったトピックの中から、「商人」及び「事業者」と、「一方的商行為」を取り上げ、九州大学の徳本穰教授¹¹の講義による日本側の知見の共有と、起草WGメンバーを含むモンゴル側参加者との討議を目的とした。

2 セミナー日程

2021年5月11日（火）及び同月12日（水）の各3時間、合計2日間¹²。

3 セミナー参加者

法務・内務省のサインゾリグ・プレブジャブ司法政策局長¹³以下の職員、アマルサナー教授以下のNUM教授・講師等、一部の起草WGメンバー、合計約29名¹⁴。

日本側からは、国際協力部の森永部長（当時）¹⁵、須田副部長、伊藤教官、小職のほか、徳本教授、NUMのバトバヤル講師¹⁶、岡英男弁護士¹⁷が参加した。

4 セミナーの概要

(1) 初日

冒頭、国際協力部長及びサインゾリグ局長から挨拶があった後、徳本教授による講義、質疑応答及びディスカッションを実施した。初日のテーマは「商人」及び「事業者」の意義であり、徳本教授からは、商法には民法とは異なる独自性が認められてい

⁸ アマルサナー教授は、法学部私法学科長であり、2018年度及び2019年度の共同研究にいずれも参加され、商法制定を推進されている。

⁹ 起草WGメンバーは法務・内務省副大臣以下であり、主な構成員は、法務・内務省司法政策局職員、アマルサナー教授ほかの大学教授、裁判官、弁護士、モンゴル商工会議所代表等である。

¹⁰ 商法は、2024年までの立法計画（アクションプラン）に盛り込まれ、2022年までに国会提出予定とされている（モンゴル語だが、以下のウェブサイトを参照 <https://www.legalinfo.mn/annex/details/11551?lawid=16009>）。

¹¹ 徳本教授には、2018年度の共同研究において、「日本の商法の地位及び将来像について」と題する講義をしていただいた。

¹² 日本語・モンゴル語の逐次通訳をドルジスレン氏（原口総合法律事務所）に依頼した。

¹³ サインゾリグ局長は、2018年度の共同研究に参加されている。

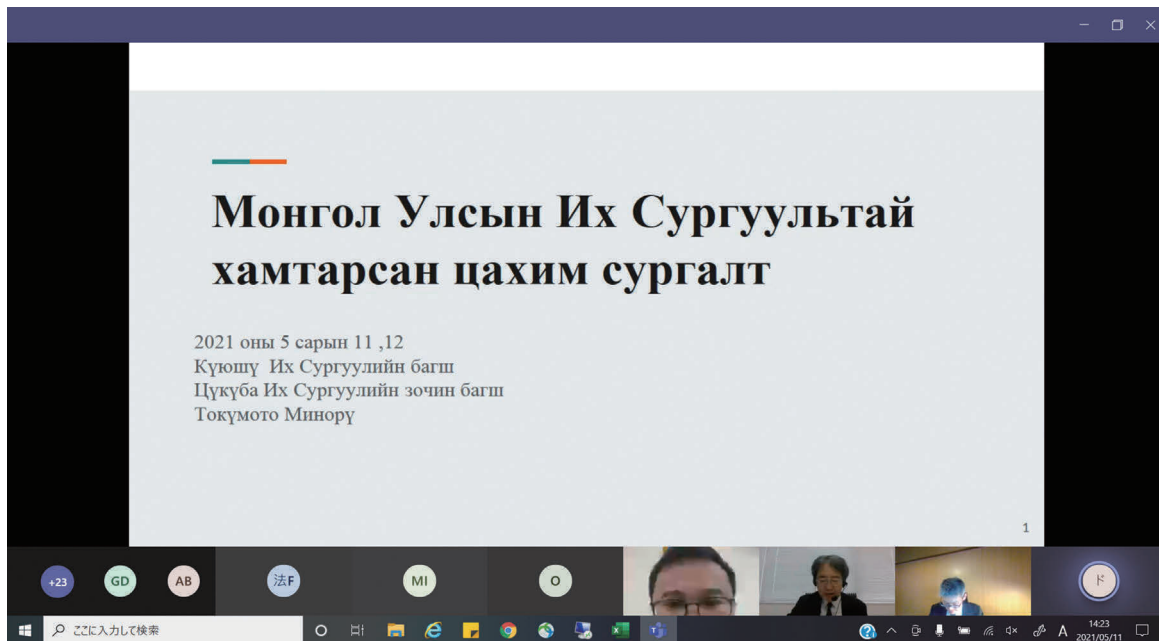
¹⁴ 一日のみの参加者、途中退室者も含む最大値。

¹⁵ 現国連アジア極東犯罪防止研修所（UNAFEI）所長。

¹⁶ 現在、九州大学の徳本教授の下に留学中。

¹⁷ 元JICA長期派遣専門家（2010～2012年、2013～2015年）。プロジェクト活動については、ICD NEWS 第45号（2010.12）209頁以下を参照。

ること、商法の基本概念（営利・迅速・公示・外観・厳格責任）、日本の商法の適用基準（商行為法主義を原則としつつ、商行為及び商人の2つの概念を基礎とする折衷主義を採用）、公法人（国や地方公共団体）も営利目的で事業を行えば商人資格を取得すること、消費者契約法における「消費者」及び「事業者」の意義、他の個別法との調整規定の必要性等の説明がなされた。



【徳本教授による講義の様子】

これに対し、アマルサナー教授から、個人によるインターネットを利用した商売が現れるなど社会は大きく変化しているとの指摘があり、結論として、「商人」のような明確な定義が必要であること、法律の執行という観点からはドイツや日本のような抽象的な定め方が望ましいとの意見が述べられた。

また、別の参加者から、栽培した野菜を販売する農家のような原始生産者を商人とすると遊牧民が全員含まれてしまうとのモンゴルならではの問題意識が示された。徳本教授からは、日本の擬制商人（商法4条2項）は、取引の相手方を保護するための規定であり、遊牧民と取引した相手方をどこまで保護するかという立法政策の問題に関わるため、長所・短所を比較検討する必要がある旨助言がなされた。

(2) 2日目

2日目のテーマは、初日の続きとして企業法論、そして、日本における「一方的商行為」であった。まず、徳本教授から、商法を企業に関する法と考えるのが日本の通説的見解であることを前提に、モンゴルで商法を起草するにあたり、商法が適用される主体を明確化することが望ましく、特に営利性という要件を基準に含めることの重要性が説かれた。また、参加者から外観主義に関する質問がなされたのに対し、その沿革を含む詳細な説明がなされ、日本の商法には多数の表見責任の規定があることが

紹介された¹⁸。

また、岡弁護士からの質問を契機に、一定の外資規制や、商慣習等の地域文化との調整は必要である一方、健全な投資者であればやはりその取引安全は保護しなければならない、そこには異なる規制の観点があることなどが議論された。

「一方的商行為」については、日本の最高裁判例¹⁹が紹介され、質問に対してその都度丁寧な回答がなされたことから、日本における「事業者」と「商人」の概念の違いや、協同組合が営利性を有しないことの理論的根拠など、参加者の理解が深まったように感じられた。

2日目の最後には、アマルサナー教授から総括がなされ、本セミナーは非常に効果的であった、徳本教授の講義内容をNUMの他の講師にも共有したい、徳本教授及び国際協力部に感謝したいとのコメントがなされた。



【セミナー終了後の記念撮影の様子】

5 今後の展望

モンゴルにおいては、現在も商法の起草作業が続けられている。直近の新型コロナウイルスの感染拡大状況を考慮すると懸念はあるものの、本年度こそ対面の形で共同研究を実施したい。その際、可能であれば、商法ドラフトに対して日本側の専門家から助言を行うことが望ましい。他方、両国間の渡航制限が緩和されるまでの間は、本セミナーのようなオンラインの活用が現実的かつ有益である。今後も、より充実したセミナーを

¹⁸ 別の参加者から、モンゴルにおいて公法には外観主義に似た規定があり、行政裁判所において実際の適用例があるが、民法には一部を除いて外観主義の明確な規定はなく、裁判例の蓄積はない旨の発言があった。

¹⁹ 最判昭和48年10月5日集民110号165頁。

企画していきたい。

最後に、本セミナーの講師をお引き受けくださった徳本教授、ご多忙な中ご参加いただいたサインゾリグ局長以下の法務・内務省の皆様、トピックの選定から参加者の募集まで全面的にご協力いただいたアマルサナー教授以下のNUMの皆様、岡弁護士、通訳人のドルジスレン氏、国際協力部の担当専門官ほかの関係者の皆様に心より御礼申し上げます。

ウズベキスタン第1回本邦研修（オンライン） －契約法，法の解釈について－

国際協力部教官
黒木宏太

第1 はじめに

本研修は、JICAの第1回本邦研修であり、ウズベキスタンにおいて、私人の権利保護及び経済の自由化を促進するため、民法及び民事訴訟法が、私的自治の基本原理に基づき適正に運用されるように司法能力を強化することを目的とするものである。新型コロナウイルスの影響により、招へいに代えて、オンラインでの実施となった。

ウズベキスタン政府は、「政府開発戦略2017-2021」における第2の柱として法の支配の強化及び司法制度改革を掲げ、同戦略の下、司法の独立・市民の権利保護・法制度の改善・司法サービスの向上等の幅広い改革を実施している。これらの改革の一環として、2018年4月には民事訴訟法が改正され、2021年内を目処として、大幅な民法の改正が予定されているところ¹、改正民法の下では、経済の自由化に対応した私人の権利保護が重要な課題となっている。しかし、シャフカット・ミルジヨーエフ大統領の強いリーダーシップの下、これらの改革が急激に実施されていることもあり²、旧ソ連型の社会主義・計画経済体制から資本主義・市場経済体制への移行に対応した制度や考え方の変化に、それらを運用する現場の理解が追いついていない状況にある。

このような状況を背景として、本研修では、市場経済における実体法や民事訴訟の在り方を取り上げることとし、具体的なテーマとして、契約法と法の解釈という2つを取り上げることとした。

本研修には、日本側から、講師として、御池総合法律事務所の弁護士である二本松利忠先生（元大阪地裁所長）及び摂南大学法学部准教授の大川謙蔵先生にご参加いただくとともに、JICAガバナンス・平和構築部ガバナンスグループ法・司法チームの井出ゆり氏ほか、JICAウズベキスタン事務所の東郷知沙氏、当部の森永太郎部長（現国連アジア極東犯罪防止研修所長）、庄地美菜子教官、及川裕美教官、岩井具之教官及び北野月湖専門官が参加した。また、タシケント国立法科大学国際法講座上級講師のアハドジョン・ハキモフ氏に日本語・ウズベク語間の通訳をしていただいた。

本稿では、本研修の内容について、概要を紹介する。本稿の意見にわたる部分は、全て当職の私見であり、所属部局の見解ではない。

¹ ウズベキスタンの司法省のHPでは、改正民法案を参照することができる。もっとも、本研修での議論によると、HPで公表されているものは、現時点における最新版ではないようである。<https://www.minjust.uz/en/press-center/news/101178/>

² ウズベキスタンの司法制度改革の概要については、拙稿「ウズベキスタンにおける法整備支援（行政法，民事訴訟，犯罪白書）～司法制度改革とオンラインの活用という観点から～」ICDNEWS第85号（2020年12月号）95頁以下を参照されたい。

第2 本研修の概要

詳細は、別添タイムスケジュール（英語）のとおりである。

1 日時

2021年6月8日（火）
6月14日（月）
6月15日（火）
6月22日（火）

※ いずれも日本時間13:00～19:00頃

2 形式

Z o o mを使用したオンライン形式

3 概要

1日目（6月8日）：自己紹介，日本の民事訴訟手続，ウズベキスタンの民法改正状況
2日目（6月14日）：契約法
3日目（6月15日）：法の解釈
4日目（6月22日）：総括（質疑応答と意見交換）

第3 ウズベキスタン側参加者

司法省，司法省研究所，最高裁，高等裁判官養成校，タシケント国立法科大学から，合計約25名の方にご参加いただいた。詳細は，別添参加者リストのとおりである。

タシケント国立法科大学からは，ウズベキスタンにある名古屋大学日本法教育センターで学習経験がある方や日本法に興味がある方も多く，ウズベキスタンの優秀な学生が日本に留学し，ウズベキスタンに戻ってから活躍していることなどの紹介があった。

また，ウズベキスタンの裁判官からは，ウズベキスタンには約1270名の裁判官がいることや，日本では，行政裁判所・経済裁判所がなく驚いたこと，商事紛争が民事裁判所でどのように扱われているのか，また，裁判所に提出されている証拠や判決の内容などに興味があることなどのコメントがあった。

第4 日本の民事訴訟手続に関する動画教材（当事者主義，法廷内の撮影）

1 招へいできない状況で，日本の民事訴訟手続をビジュアルで理解していただくために，当部の教官等が裁判官，当事者代理人それぞれの役割を演じ，模擬手続の動画を作成した。模擬手続の動画は，事前に提供して視聴の機会を与えるとともに，1日目に鑑賞会を行った。

模擬手続の動画では，企業間の紛争に関する架空の民事事件（貸金返還請求事件と売買代金反訴請求事件）を扱った。①貸金返還請求事件は，原告会社の従業員が，3年前に被告会社に貸し付けた500万円の残金である450万円の返還請求をするという事案で，争点は，本件契約の内容が貸付か出資か（本件契約の解釈）というも

の、②売買代金反訴請求事件は、原告会社が、被告会社の従業員との間で、化粧品の売買契約を締結し、従業員に化粧品を引き渡したものの、売買代金が未納（その従業員は化粧品をもってヨーロッパに行ってしまった）という事案で、争点は、従業員の締結した売買契約が、被告会社に帰属するか（会社法13条表見支配人）というものである。

2 動画を視聴した後、ウズベキスタン側からは、日本の民事訴訟手続について、多くの質問があり、日本側とウズベキスタン側とで、活発な意見交換がされた。

印象的なやり取りについて、2つ記載する。

1つは、ウズベキスタンの裁判官から、動画では、訴訟手続において、日本の裁判官がいろいろ話したり、確認したりして、大きな役割を果たして、ウズベキスタンと結構違うと感じたという感想とともに、裁判官が積極的に訴訟指揮を執ると、当事者を公平に扱うとか、そういう原則に悪い影響は与えないのかという質問があった点である。この点は、まさに当事者主義をどこまで徹底するか、裁判官の役割をどう考えるのかに関わるもので、非常に難しい問題である。ウズベキスタンと日本の民事訴訟法においては裁判官の権限等に関する規定は異なるものの、裁判実務における役割等については今後もウズベキスタンと日本の共通点や相違点について意見交換することは有意義だと思われた。

もう1つは、法廷での動画撮影についての意見交換である。日本の法廷内は基本的に撮影禁止で、第三者から動画撮影されることはない。ウズベキスタンでも、訴訟法によると、動画撮影してテレビで放映したりすることは、当事者又は裁判長が許可しない限りはできないようである。すなわち、当事者の一方が否定したら放映できないし、当事者双方が賛成しても裁判長が賛成しない場合、動画撮影してテレビで放映することはできない。しかし、2020年に、ジャーナリストの協力に関する最高裁判所の総会決定が出されて、動画撮影などをして、裁判の透明性を確保していこうという動きがあるという。この点については、プライバシーの保護と、裁判の公開（透明性）やそれを達成する手段、さらには新型コロナウイルスの影響で傍聴席が制限されることなども関係するもので、様々な価値観もあり得るところであり、こちらも難しい問題である。この点については、ウズベキスタンのほうが日本よりも今後の変化が早いことが予想されるので、引き続き、ウズベキスタンの状況をフォローしていくのが良いと思われた。

第5 ウズベキスタンの民法改正状況（第三者の保護）

1 司法省研究所のサファロバ・アディバ先生より、ウズベキスタンの民法改正状況のうち、特に第三者保護の規定の導入について、講義していただいた。

ウズベキスタンにおいては、2019年、法律行為を無効とする原因や状況を明確化する法改正が必要である旨が指摘された。そこで、現在の法改正で、善意の第三者の権利の保護を重視する方向での改正を検討しているようである。

- (1) ウズベキスタンの法律行為には2つの種類があり、取り消しうべき法律行為（裁判所の認定により無効とされる）と無効の法律行為（裁判所の認定にかかわらず無効とされる）がある。現行民法では、取り消しうべき法律行為も無効の法律行為も、行為の時から無効とみなされるものの、取り消しうべき法律行為については、内容に応じて、将来に向けて効力を失う場合もある。改正民法案においても、「取り消しうべき法律行為の性質から、将来に向けてのみ無効になると理解される場合、裁判所は、法律行為が無効であると判断した場合、将来の有効性を取り消すものとする。」とされている。
- (2) 訴訟提起の主体につき、取り消しうべき法律行為については、現行民法では法律行為の当事者のみが訴訟提起できることとなっていたが、改正民法案では、第三者も訴訟提起ができることとなる。
- (3) 善意の第三者の保護につき、改正民法案では、取り消しうべき法律行為を無効とすることが善意の第三者の利益を害する場合には、その無効を適用しないことができることとするので、第三者の保護を図るようである。すなわち、改正民法案では、「裁判所は、法律行為の無効の結果の適用が法秩序または道徳に反する場合、又は善意の取得者の利益を害する場合、そのような結果を適用しないことができる。」とされている。

このような善意の第三者を保護するための規定を設けることについては、ウズベキスタンにおいては、法律違反の法律行為が多くなる懸念がある、法律に違反する行為が多くなると紛争も多くなる懸念があるなどと、反対も多かったようである。

- (4) 善意取得についても、改正民法案では提案されている。法律の根拠により物を占有している者は、善意の取得者とみなされるようである。

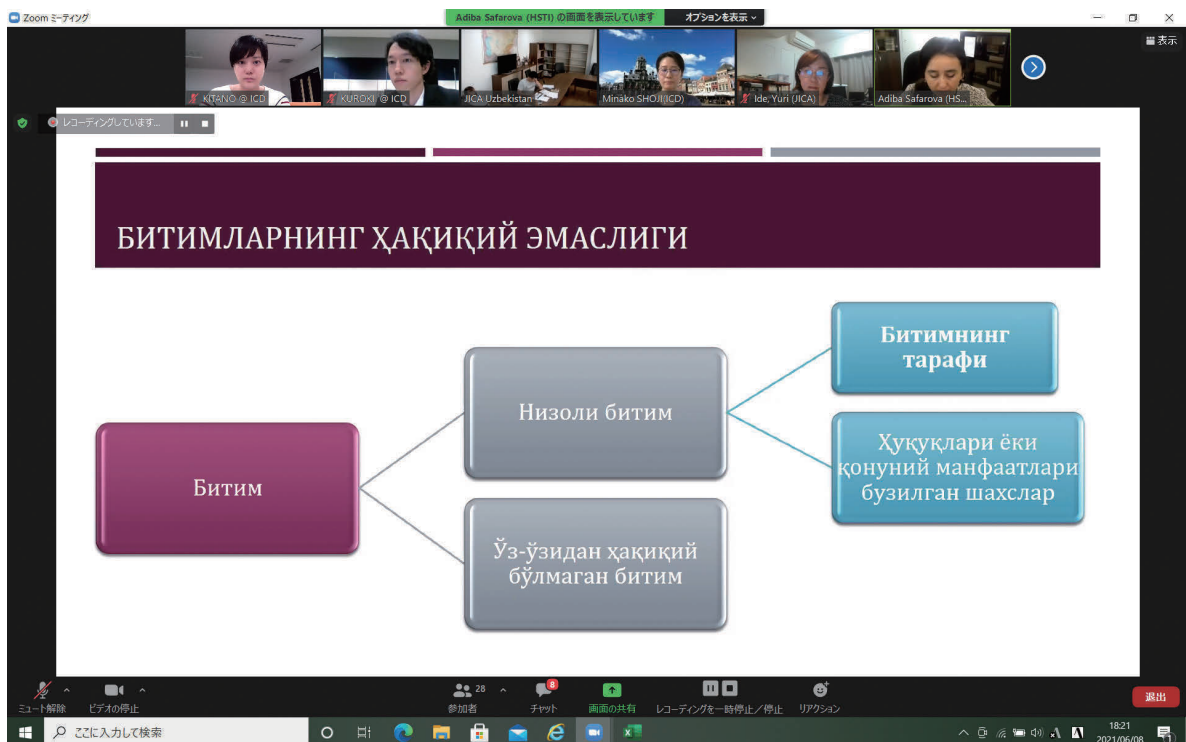
また、所有権推定についても、改正民法案では提案されている。ウズベキスタンでは、実務上、不動産登記を信じて法律行為を行った善意の取得者から、財産が没収されてしまい、紛争が生じることが多くある。これは、善意の取得者の財産に対する権利は保障されていないことを意味し、財産関係において不安定な状況を生じさせている。そこで、ドイツ、フランス、ロシアなどの各国の法制度を参考に、登記を信じて法律行為を行った場合、財産が善意の取得者から没収されないような規定の導入を検討しているようである。改正民法案では、「別段の証明がない限り動産物を所有している者が、本条の定める場合を除き、当該物の所有者とみなされる。」「国家登記に所有者として示された者が、不動産の所有者とみなされる。」とされている。

- 2 改正民法案についても、日本側とウズベキスタン側で、活発な意見交換がされた。印象的なやり取りについて、2つ記載する。

1つ目は、善意の第三者の保護につき、「裁判所は、法律行為の無効の結果の適用が法秩序または道徳に反する場合、又は善意の取得者の利益を害する場合、そのような結果を適用しないことができる。」とされていることである。これによると、裁判

所の判断に任されるように見えるが、その適用するかしないかの判断基準について議論された。この点は、裁判官の解釈に委ねているというようであり、適用の基準となるものはないように感じられ、裁判官の判断が場当たりの懸念があるように感じられた。

2つ目は、所有権推定につき、不動産登記に公信力を認めるかのような規定となっており、これまでに比べて、第三者の保護については相当な前進となっていることである。もっとも、仮に公信力を認めた規定であるとして、その場合に、不実登記にどう対応するかなどについては十分な検討がされていないように感じられた。



【サファロバ・アディバ先生の講義の様子】

第6 契約法（取引の安全）

- 1 摂南大学法学部の大川謙蔵先生より、自由経済社会における契約法について、取引の安全を中心に、講義していただいた。

大川先生の講義においては、契約法の原則とその内容についてご説明いただいた後、4つの事例（第三者の権利の保護、債権が譲渡された場合の債務者の誤った弁済、受領権者としての外観を有する者に対する弁済、代理権のない者による取引と相手方の保護）に関してウズベキスタン側との活発な意見交換がされた。

ウズベキスタンの司法省の方からは、大川先生の講義を聴いて、ウズベキスタンでは、善意の取得者や第三者の保護の問題について、第三者が保護されていないということが分かってきたことや、全てを法律で定めることはできないので、解釈が必要であることが分かってきたなどのコメントがあった。

2 大川先生の講義と意見交換の中で、印象的であった事例を2つ紹介する。

- (1) 1つ目は第三者の保護の事例である。事案は、元の所有者（A）が高価な時計を所有していたところ、中間者（B）の欺罔行為により、Bに100万ドルで売却してしまい、その後、Bが、事情を知らない転得者（C）に200万ドルで売却したというものである。このような事情の下、Aは、Cに対して、時計の返還請求ができるのかが問題となった。

この事例について、ウズベキスタンにおいても、詐欺による契約は無効となり、Cとしては時計を元の所有者（A）に返還しなければならないように見えるものの、事情を知らない転得者（C）を保護するのが相当であり、AはCに対して返還請求することができず、Aは中間者（B）に対して損害賠償請求をできるにとどまるという考え方が多数のようであった。他方で、元の所有者（A）は転得者（C）に返還請求でき、Cとしては中間者（B）に損害賠償することになるという考え方もあったが、少数であった。もっとも、転得者（C）を保護すべきという考え方においても理論構成は様々で、ウズベキスタン民法229条³を適用してCを保護すべきという考え方もあれば、同条は占有離脱的な場面を念頭においたものでこの事例には適用できず、取引の安全の見地からCを保護すべきという考え方もあった。

ウズベキスタンでも、取引の安全の考え方が元々あったということが興味深いところである。

- (2) 2つ目は表見代理の事例である。事案は、元の所有者（A）は、その子供（B）とともに、自転車の貸し出しと販売を営んでおり、Bには、貸し出しの権限のみが与えられ、販売の権限は与えられていなかったところ、買主（C）が、販売権限のないBから、貴重な自転車を購入し、その自転車を博物館などに展示したというものである。このような事情の下、Aは、Cに対して、自転車の返還請求ができるのかが問題となった。

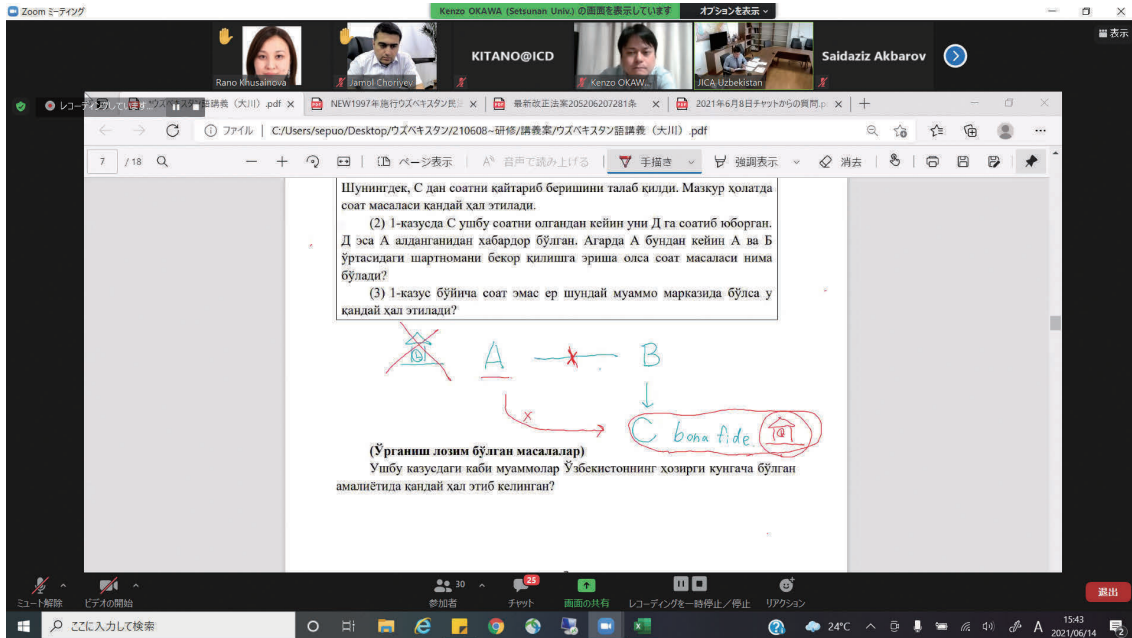
ウズベキスタン民法では、無権代理の条文はあるものの、表見代理の条文はない。無権代理については、改正民法案で、相手方（事例のC）は損害賠償を求めることができるという規定が導入されるようであるが、表見代理については、ウズベキスタンでは馴染みがないこともあり、引き続き導入されない方向性のようである。

この事例については、色々な意見が出された。例えば、Bに販売権限があるように見えるのであり、他方でAにはそのような外観にした責任があるから、Aを保護すべきではなく、Cを保護すべきであるが、表見代理の条文がないので、慣習法を適用すべきであるという考え方もあった。表見代理の規定がないなかで、考え方も

³ 第229条 善意の取得者に対する財産の返還請求

1 財産を譲渡する権利を有さない者から、取得者がこれを知らず、かつ、知りえずにこの財産を有償で取得した場合（善意の取得者）において、所有者若しくは所有者が財産を占有させた者が財産を逸失し、所有者若しくは占有者から財産が窃取され、又は他の方法で所有者若しくは占有者からその意思によらずに財産が離脱したときは、所有者は、取得者に対して財産の返還請求をすることができる。

一致をみないところがあるように感じられたので、ウズベキスタンにおいては、今後の事例の集積とともに、日本やドイツなど他国の表見代理制度なども検討しつつ、今後表見代理をどのようにしていくかを検討していくべきであろう。



【大川先生の講義の様子】

第7 法の解釈と判例の役割

1 御池総合法律事務所の弁護士の二本松利忠先生（元大阪地裁所長）より、法の解釈と判例の役割について、講義していただいた。

二本松先生の講義においては、前半で、裁判所による法の適用と、法の解釈について、後半で、判例の意義と、判例の重要性について、ご説明いただき、各トピックについてウズベキスタン側と活発な意見交換がされた。

タシケント国立法科大学の方から、有意義で興味深い講義に感謝するとともに、法律にギャップがある場合の個人の権利を保護する上での裁判所の役割、判例の重要性、法律の解釈の重要性、類推の適用について、非常に有用な見解と情報が提供された旨のコメントがあった。

2 二本松先生の講義と意見交換の中で、印象的であったトピックを3つ紹介する。

(1) ウズベキスタンでは、法源が矛盾した場合の優先関係については、「法令に関する法律」に規定されている。「法令に関する法律」に、法源の優先関係が規定されており、憲法、法律、政令、国会決議（国会規則、命令）、大統領令の順番である。もっとも、一般法と特別法の優先関係については、ウズベキスタンでは、考え方が日本と異なり、一般法が特別法に優先する場合があります、ウズベキスタンの実務上、常に特別法が優先するわけではないとのことである。例えば、民法に基づいて特別法が定められた場合、特別法のルーツは民法であるから、判決書に、特別法の

ルーツとなっている民法の条文を記載する必要がある。また、株式会社法（特別法）の判決においても、会社法（一般法）を記載する必要がある。

この点について、二本松先生より、建物の1階部分が民法で、2階部分に特別法があるので、その2階部分だけ取り出して適用すると、基礎がないような感じなので、1階の民法と2階の特別法を合わせて表示するというようなものかという例えを用いて質問したところ、ウズベキスタンの裁判官より、素晴らしい例えであるとの回答があった。

- (2) 日本では、慣習法を適用する例は、実務上、ほとんどないように思われる。ウズベキスタンでも、取引慣行、慣習、伝統は、民法で法源として認められているものの、実務上、制定法を適用すれば足りることが多く、慣習や伝統をほとんど適用しないとのことである。また、仮に法令において規制されていないものがでてきた場合には、最高裁判所の総会決定を確認するとの紹介があった。

最高裁判所の総会決定⁴は、裁判官にとって拘束力のあるものであり、それに従わなければならない。そういう性質があるので、法の解釈も総会決定に基づいて行われるとのことである。総会決定は、独立の法源とは言えないが、法の解釈や注釈としても認められており、例えていうのであれば、社長の指示のようなものとのことである。すなわち、総会決定は、最高裁判所からの指示と評価できるし、そういう風に解釈してくださいというものとしても評価できるし、また、法律の注釈としても評価できるようである。加えて、日本と異なり、判例制度が充実しているわけではないので、判例の役割を果たしているものとしても評価できるようである。

日本では、判例制度が充実しており、法の解釈などについては判例などを参考にすることができるため、裁判事項以外の形式的な点において最高裁事務総局の事務連絡があるのみであるが、他方で、ウズベキスタンでは、判例はなく、総会決定のように法の解釈を指示するようなものがあるということである。ウズベキスタンの状況は日本と異なるもので、興味深く、参考になった。

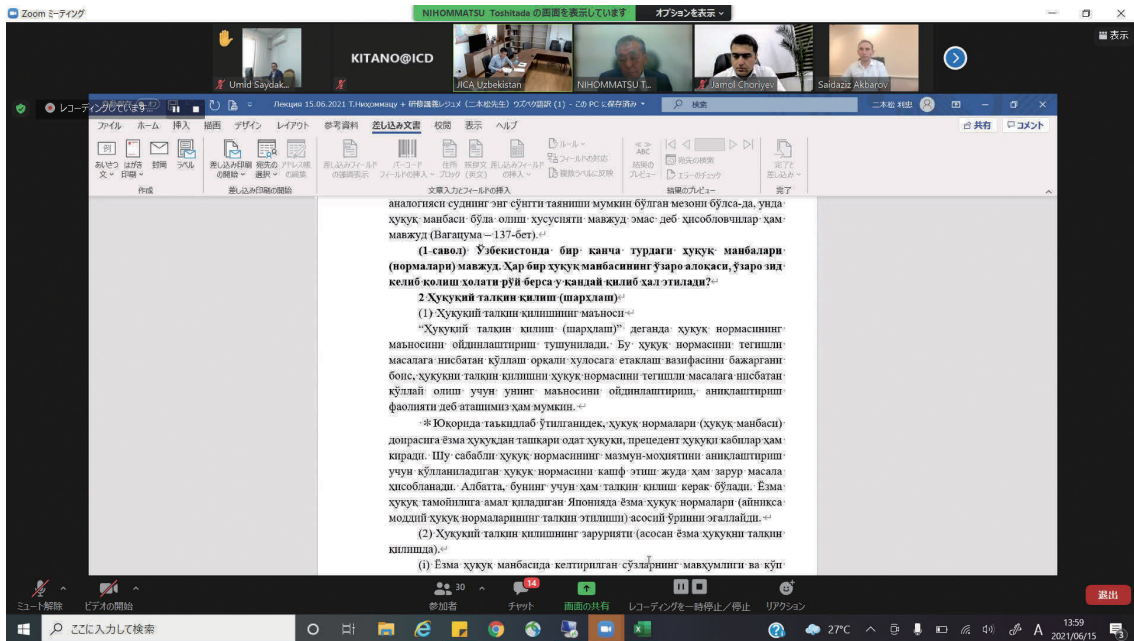
- (3) ウズベキスタンの改正民法案6条4項では「民事法令が明確かつ簡潔であり、その適用が矛盾を引き起こさない場合は、書かれているとおりに適用しなければならない。」と、同条6項では「民事法令中の用語は、それらの一般的に決められた意味で使われる。民事法令が専門分野に関するものである場合は、専門用語は、その専門的意味を与える。」とされている。これらの新しい規定が、今後、裁判官の解釈を制限してしまうのではないかという点につき、意見交換がされた。

ウズベキスタンとしては、解釈を制限する可能性もないとは言えないが、ウズベキスタンの状況—すなわち、解釈に広いドアを開けると、賄賂や汚職のおそれもある

⁴ ウズベキスタン憲法114条では、裁判によって出された文書は拘束力を有すると書かれている。総会決定も裁判の文書なので、拘束力があるものと言える。そして、裁判に関する法律にも、最高裁総会の権限や最高裁総会決定に関する規定があり、「最高裁総会決定は、裁判実務上、法がどのように解釈されるか説明をすることができる。」とされている。すなわち、総会決定は、裁判実務を収集したもので、ある条文をどのように解釈するのかという条文の解釈内容を指示するものではなく、条文の解釈を説明するものであるということである。しかし、実務上は、本文で述べたような捉え方をされているようである。

ることなど—も考慮して、導入を検討しているようである。これに対して、日本側からは、厳格な文理解釈、又は形式的な解釈で十分であり、裁判官の法の適用の上での自由を縛ることになりかねないという懸念や、汚職は別の方法で対応すべきものであって、汚職があるからといって一般の市民がこういった硬直的な法律の不利益を受けるということは相当ではないという意見が出された。

法の解釈、適切な事例の解決、さらには、司法の汚職といった様々な問題が関係する意見交換であり、興味深かった。



【二本松先生の講義の様子】

第8 おわりに

本研修は、招へいに代えて、オンラインで実施することとなった。自身の経験からしても、オンラインで、長時間講義を受けるのは時として退屈さを感じることは否定できないので、企画段階から、参加者の方にできる限り能動的に参加いただけるように、双方向のやり取りを意識した研修にしたいと考えていた。

そのため、本研修では、4日間の研修を、連続する4日ではなく、3週にわたり、週に1日又は2日とするとともに、各講義については、充実したレジュメで講義の一貫性を保つとともに、できる限り多くのやり取りを入れていただくこととした。

講師の二本松先生と大川先生による双方向の講義は、お二人の技量もあり、とても充実したものとなり、ウズベキスタン側の参加者は、終始積極的に意見を述べてくださった。ウズベキスタンの司法省の方からは、日本側が、模擬手続の動画を準備したり、ウズベキスタンの改正民法案を読み込んだりして、本研修を準備したことについても言及いただき、本研修への感謝の言葉をいただいた。また、最後のアンケートでは、参加者の皆さまより、本研修がとても役に立ったことなどの感謝が多数述べられた。本研修の準備に携

わった教官の一人として、参加者の姿勢や感謝のお言葉を、とても嬉しく感じた。

最後に、本研修で講師としてご活躍いただいた、二本松先生と大川先生からもコメントをいただいているので紹介し、本稿の結びとしたい。

◆◆◆ 講師の先生方のコメント ◆◆◆

【二本松利忠先生（元大阪地裁所長，弁護士）】

最初に、本研修に関与する機会を与えられたことを光榮に思うと同時に、ウズベキスタン側参加者の方々の法整備や運用改善等に対する意気込みが感じられ、これに応えなければならぬと大いに責任を感じた研修であった。私担当の講義では、日本における裁判官の法解釈についての基本姿勢や運用の実情、判例が裁判実務だけでなく広く社会に大きな影響を与えていることを紹介し、ウズベキスタンとの違いやその理由について質疑応答をした。

以下、ウズベキスタン民法典改正案を検討したり質疑応答などを通じて特に感じた点を3つあげる。

第1に、今回の民法典改正に限られるものでないのであろうが、法整備・法改正についてのウズベキスタンの基本姿勢と法解釈に対する考え方やその運用の実情についてである。ウズベキスタンでは、あらゆる場合に明確な結論を導き出せるような完全な法典の編纂を指向しているようで、今回の民法典改正も、必要と考える事項について新たな規定を設けたり、現行の条文の改定をして、より完全な民法典にしようと企図しているように見える。これは、ある意味「制定法主義」の徹底であり、裁判官の恣意の抑制（法解釈の自由の制約）を図ろうとする立法政策の帰結といえよう。

一方、現行民法典では、取引慣行・慣習・伝統等が法源として認められている（現行8条）。そして、民事関係について法令等に直接規定がない場合には法律の類推（我が国の類推適用）が、この類推が不可能であるときは、民事法令の一般原則や信義誠実（信義則）、合理性及び公平の要請によって当事者間の権利義務が定められるとされている（現行7条）。このように、ウズベキスタン民法典では、詳細な規定とそれを欠いた場合（法の欠缺）の対処という周到な配慮がなされているように見える。しかし、日本と異なり、個々の明文規定の文言解釈（文理解釈）に頼り、体系解釈等による解決や、類推適用又は一般条項の活用はあまりされていないようである。これは前記の顕著な成文法主義と裁判官の自由な法解釈（特に、その結果としての裁判官による法形成）の禁止という社会主義法の残滓ともいえる。

今回の民法典改正においても、規定の詳細化（新設）等に加えて、裁判官の自由な法解釈を縛るような規定の新設も検討されている（本稿第7の2(3)。ただし、司法の汚職防止も考慮してのことであるという説明であった。）。しかし、時代の変化に合わせて適時適切な法制化を図ることは困難である上、裁判官の自由な法解釈を制限することで、市民が事案に応じた妥当な解決を受けられなくなってしまうという危惧もある。これは法解釈の軽視でもあり、法解釈の深化・発展を阻害するものと考えられる。

第2に、ウズベキスタンの最高裁判所の総会決定（本稿第7の2(2)）の位置づけである。同総会決定と日本の最高裁判所判例は、下級審裁判官に対する拘束力がある「有権的・公権的解釈」として同じように見えても、その性格は大きく異なると思われる。最高裁判例を含む日本の判例は、あくまで個別的・具体的な事案解決のためにした各裁判所の判断の積み重ねであり、だからこそ下級審裁判官は、目の前のケースに判例法理が適用できるかを判断するために、射程ないし「レゾン・デートル」を見極めなければならないのである。ウズベキスタンの同総会決定は、個別の事案判断のための適用法条あるいは法解釈についての照会が前提となっているようであるが、抽象化された事案に対する形式的・硬直的な解釈となるおそれが否めないと思われるし、何よりも、現場の裁判官が当該個別的・具体的な事案解決のために行う主体的・自由な法解釈を妨げ、法解釈の深化・発展の面で問題があるように感じられる。下級審における事案解決のための法解釈の実践・積み重ねとそれを踏まえた上級審の判断といった仕組み（そのためには、当然、裁判例の公開とこれらを容易に参照できる制度も必要であろう。）が作れないかと思ってしまう。

第3に、上記の2点と関連することであるが、法制度を運用する者の重要性である。どんなによい法制度をつくっても、それを運用する者の資質や姿勢が極めて重要であることは言うまでもない。法的思考に裏付けられた法解釈技術を身につけた法曹の養成が必要であり、法整備とともに、裁判官を含む法曹の養成や継続的な研さんのあり方等についても議論を重ねていく必要があると感じている。

以上の3点については、ウズベキスタンの法制度や運用の実情について誤解していたり、あまりに日本の法制度に慣れきって異なった法制度やその背景についての理解を欠く者の所感に過ぎないのではないかと恐れるものであるが、今後、なお知見を高め、考察を深めていきたいと考えている。

最後に、私の理解不足を大いに補ってくださった大川先生、私の拙い説明の翻訳をこなしてくださったアハドジョン・ハキモフ氏、種々のご指導・ご支援を賜ったICD及びJICAの担当者の方々、そして本研修に参加されたウズベキスタンの皆様に深甚の感謝を申し上げて、コメントの結びとする。

【大川謙蔵先生（摂南大学法学部准教授）】

私自身は、これまで法整備支援活動として、ラオスの民事関係、とりわけ民法典の作成に関して、AG（アドバイザーグループ）として2014年より参加をしている。ラオス民法典はラオス側が主体となり、現行法を尊重しつつ他国の法律を数多く参照しながら作成がなされた⁵。よく参照されたのは、同じ社会主義国家であるベトナム民法典である（特に2005年民法典、2015年民法典の双方である）⁶。特徴的なのは、ベトナムで

⁵ ラオスにおける民法典作成支援の経緯や民法典の概要については、入江克典「ラオス民法典の概要（総論）」ICD NEWS 79号（2019年6月）29頁以下、同「ラオス民法典の概要（各論）」ICD NEWS 80号（2019年9月）78頁以下参照。ラオス民法典自体は、ICDのHPであるhttp://www.moj.go.jp/housouken/houso_houkoku_laos.html から参照できる（2021年7月24日最終閲覧）

⁶ 現行法である2015年ベトナム民法典の現状を簡潔に把握できるものとして、塚原正典「2015年ベトナム民法典の解釈・施行の現状」ICD NEWS 74号（2018年3月）74頁以下参照。ベトナム民法自体は、ICDのH

表見代理などの第三者保護規定が導入されたのは2015年民法典からであり、それを参照に、ラオスでも民法典の中に様々な第三者保護規定が導入されることとなった。

ウズベキスタンも旧社会主義国家であり、市場経済化がなされた現在であっても、現行民法典上では第三者保護の意識が弱い。そこで、「第1 はじめに」で示されたように、私人の権利保護および経済自由化の促進を目的に、現在民法典の改正作業がなされている。さらに、その草案ではこれまでに民法典で規定されていなかったエクスクロー契約や旅行契約などの新たな契約規定、また不法行為に関する規定も数多く導入される予定である。民法典でどこまでの内容を規定すべきかは議論の必要があろう。改正に関し、ウズベキスタン側の改正の説明を伺う限り、その意義として「外国投資の促進」を意識しているようである。すなわち、取引で生じうる問題に法制度上も対応できていることを対外的に示すことが目的とされていると思われる。しかしながら、それらの改正規定が既定の条項とどのような関係にあり、さらに既存の規定で対応できる状況がないのかどうかなどは不明確なところがあった。

以上の点を共有するためにも、今回の研修では、改正内容等のすべてを取り上げることが困難なことから、議論の素材として「取引の安全」を取り上げ、具体的事例を使いながら検討することが日本側から示された。これを通じて、第一に、ウズベキスタンの改正草案の起草時の議論、および実務の状況を確認すること、第二に、改正内容の理解状況、および現行法と改正法との解釈状況を伺うこと、第三として、(旧)社会主義国家で多くみられるように、法解釈の権限が第一義的に裁判所になくことから、新たな取引形態での問題等が発生した場合に、改正だけでなく解釈等で対応がなされているかどうかを確認することが想定され、民法典におけるさらなる検討事項を共有できるように議論を進めるようにした。

テーマに関連し、例えば、現行法では、「第6 契約法（取引の安全）」で示されているように取消しによる第三者の保護規定が欠如しており、取引の安全について大きな問題を含んでいる。しかし、必ずしも真の権利者保護を重視するものばかりではない。例えば、事例の一つとして挙げた、債権譲渡に関するものであった。ウズベキスタンの現行民法313条3項では、以下のような規定が存在している。

313条（債権譲渡の原因と手続き）⁷

第3項 債権譲渡について債務者が書面による通知を受けなかった場合は、譲受人は、これによって生じた不利な結果の危険を負担する。この場合において、譲受人に対する債務の履行は、これを本来の債権者に対する履行とみなす。

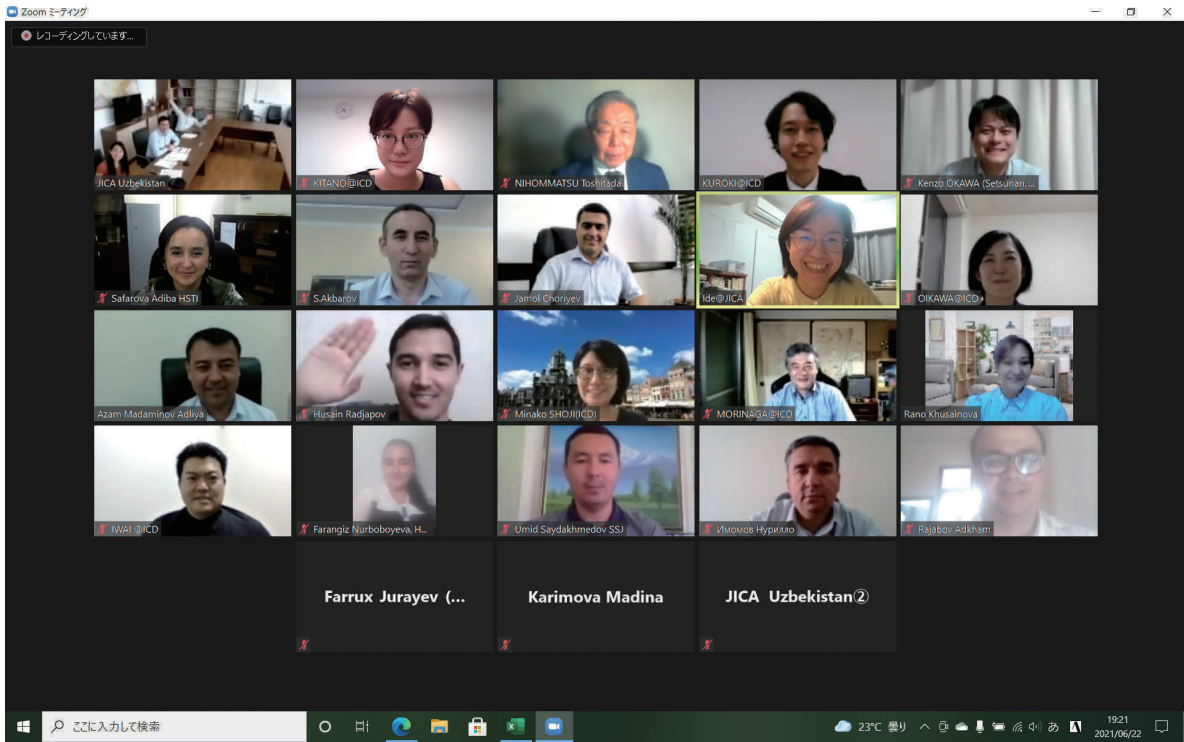
Pでベトナムを扱っている、http://www.moj.go.jp/housouken/houso_houkoku_vietnam.html からも参照できる（2021年7月24日最終閲覧）。

⁷ 条文訳は、名古屋大学法政国際教育協力センター編「ウズベキスタン民法典（邦訳）」名古屋大学法政国際教育協力研究センター文部科学省科学研究費「アジア法整備支援」プロジェクト（2004）を参照した。

本条で、いかなる者が債務者に対して通知をすべきかは不明なところがある。しかしながら、債務者が譲渡の事実を知らずに譲渡人に弁済をした場合、その弁済は有効（譲受人が不利な結果の危険を負担）となり、債務者がその事実を知っていれば、譲受人に弁済をする必要が生じる。この規定は、真の権利者と債務者との保護に関するものではあるが、債務者の弁済状況を保護するという一定の取引の安全を視野に入れた規定といえる。しかし、今回の議論を通じて、ウズベキスタン側はこのような条文の意義をあまり意識してこなかったようであった。このことから、まずは条文の意義を知ってもらうことも講義では意識をした。これを踏まえつつ、さらに、受領権者としての外観を有する者への弁済、および代理権のない者による取引についても議論を進めた。この二つの問題は現行法でも改正草案でも規定がなく、現実にもどのように処理されているのかについて、信義則のような一般規定が使用されているのか、類推適用がなされているのか、さらに法解釈による対応が可能であるのかを伺ってみた次第である。回答として、これらの問題は、現在は統一的に処理がなされていないことも把握ができた。なお、解釈問題については、「第7 法の解釈と判例の役割」において示されているように、法令が存在しないような場合などでは、最高裁判所の総会決定が非常に重視されており、一定の解釈権限は裁判所にあるようだが、解釈と裁判との関係は今後どのようなかたちとなるのかは、二本松先生による講義で問題提起もされ、今後のウズベキスタンの状況を注視していく必要があると思われた。

以上のように、未熟ながらも講義を担当させていただき、大変学ぶところが大きかった。さらに、（勝手な解釈かもしれないが）自由な議論をすることが許され、それゆえに様々な混乱をもたらしたかもしれないが、ICDおよびJICAの皆様による様々なサポートや情報提供、思い付きの発言であっても適切に通訳いただいたタシケント国立法科大学アハドジョン・ハキモフ国際法講座上級講師、さらに実務の事情に明るい経験豊富な二本松先生がおられたからこそ、安心して講義をすることができた。この場をお借りして、皆さまに感謝を申し上げたいと思う。





【本研修の様子】

Schedule for the Training Course (Zoom) for Uzbekistan

1h20min (3times) , 20min Break, 1h Lunch

Date	9:00 (UZ) 13:00 (JP) (1h20min)	10:20 14:20 (20min)	10:40 14:40 (1h20min)	12:00 16:00 (1h)	13:00 18:00 (1h20min)	14:20 18:20
DAY1 (6/8) (Tue.)	Orientation Self Introduction	Break	【Video and Q&A】 " Civil Court Proceedings and Civil Law in the First Instance " (watching some video material)	Lunch	【Video and Q&A】 " Civil Court Proceedings and Civil Law in the First Instance " (watching some video material)	
	【Video and Q&A】 " Civil Court Proceedings and Civil Law in the First Instance " (watching some video material)		【Presentation and Q&A】 on the Draft Civil Code of Uzbekistan from UZ Side			
	<Contents> — How Japanese courts apply civil law provisions in actual court proceedings		<Contents> Please prepare for your presentation on backgrounds and reasons for introducing provisions relating to third party protection such as draft Article 110 (≒current Article 114) and some others in the draft civil code of Uzbekistan			
	JICA, ICD		Mr. Kota KUROKI (Moderator)		Ms. Minako SHOJI (Moderator)	
DAY2 (6/14) (Mon.)	【Lecture and Q&A】 " Civil Substantive Law in Free Market Economy - Contracts,etc. - "	Break	【Lecture and Q&A】 " Civil Substantive Law in Free Market Economy - Contracts,etc. - "	Lunch	【Discussion】	
	<Contents> Interactive Session — Contracts in general such as principle of " Freedom of contract " — Provisions relating to third party protection — Security of transactions etc.		<Contents> Interactive Session — Contracts in general such as principle of " Freedom of contract " — Provisions relating to third party protection — Security of transactions etc.		<Contents> — Contracts in general such as principle of " Freedom of contract " — Provisions relating to third party protection — Security of transactions etc.	
	Prof. Kenzo OKAWA		Prof. Kenzo OKAWA		Prof. Kenzo OKAWA (Commentator) Ms. Minako SHOJI (Moderator)	
DAY3 (6/15) (Tue.)	【Lecture and Q&A】 " Civil Substantive Law in Free Market Economy - Interpretation and Implementation of Civil Substantive Law - "	Break	【Lecture and Q&A】 " Civil Substantive Law in Free Market Economy - Interpretation and Implementation of Civil Substantive Law - "	Lunch	【Discussion】	
	<Contents> Interactive Session — How Japanese courts apply civil law provisions in actual court proceedings — Importance of the Supreme Court precedents etc.		<Contents> Interactive Session — How Japanese courts apply civil law provisions in actual court proceedings — Importance of the Supreme Court precedents etc.		<Contents> — How Japanese courts apply civil law provisions in actual court proceedings — Importance of the Supreme Court precedents etc.	
	Hon. Toshitada NIHOMMATSU		Hon. Toshitada NIHOMMATSU		Hon. Toshitada NIHOMMATSU (Commentator) Mr. Kota KUROKI (Moderator)	
DAY4 (6/22) (Tue.)	【Discussion】 on the Draft Civil Code of Uzbekistan	Break	【Discussion】 on Interpretation of Law	Lunch	【Closing and Future Plans】	
	<Contents> Further topics will be provided during the course — The draft civil code of Uzbekistan — Contracts in general such as principle of " Freedom of contract " — Provisions relating to third party protection — Security of transactions etc.		<Contents> Further topics will be provided during the course — How Japanese courts apply civil law provisions in actual court proceedings — Importance of the Supreme Court precedents etc.			
	Ms. Minako SHOJI (Moderator)		Mr. Kota KUROKI (Moderator)			

List of participants for training conducted in June, 2021

Research Institute of Legal Policy of the Ministry of Justice of Uzbekistan

1	Mr. Madaminov Azam マダミノフ アザム	Director
2	Ms. Safarova Adiba サファロバ アディバ	Senior advisor
3	Mr. Ergashev Zafar エルガシェフ ザファル	Leading advisor
4	Mr. Turdikulov Sardor トゥルディクロフ サルドル	Chief advisor
5	Ms. Nurboboeva Farangiz ヌルボボイエヴァ ファランギズ	Chief advisor

Higher school of judges under Supreme Court

1	Mr. Saidakhmedov Umid サイダフメドフ ウミッド	Expert, lecturer
---	---------------------------------------	------------------

Tashkent State University of Law

1	Ms. Esanova Zamira エサノヴァ ザミラ	Professor
2	Ms. Ibratova Feruza イブラトヴァ フィルーザ	Professor
3	Ms. Mamaraimova Gulruh ママライモヴァ グルルフ	Chief lecturer
4	Mr. Khakimov Bunyod ハキモフ ブニヨド	Lecturer
5	Mr. Imomov Nurullo イモモフ ヌルロ	Head of department
6	Mr. Mekmonov Kambariddin メフモノフ カンバリッディン	Senior lecturer
7	Mr. Radjabov Husain ラジャボフ フサイン	Head of department
8	Ms. Khusainova Rano フサイノヴァ ラノ	Lecturer
9	Mr. Radjabov Adkham ラジャボフ アドハム	Lecturer
10	Mr. Djumaev Askar ジュマエフ アスカル	Lecturer
11	Ms. Achilova Liliya アチロヴァ リリア	Lecturer
12	Mr. Tukhtashev Khikmatilla トゥフタシェブ ヒクマティッラ	Lecturer

Ministry of justice

1	Mr. Sabitkhonov Jakhongir サビトホノフ ジャホンギル	Senior Advisor
2	Mr. Juraev Farruh ジュラエフ ファルーフ	Senior Advisor

Supreme Court of Uzbekistan

1	Ms. ESANOVA Gulrukh エサノヴァ グルルフ	Judge of Samarkand regional supreme court
2	Mr. CHORIEV Jamol チョリエフ ジャモル	Judge of Bukhara regional supreme court
3	Ms. KHUDAYBERDIEVA Gulnafis フダイベルディエヴァ グルナフィズ	Judge of Navoi regional supreme court
4	Mr. AKBAROV Saidazizkhon アクバロフ サイダジズホン	Judge of Marginal district of Ferghana regional supreme court
5	Mr. UMMATALIEV Askarali ウマタリエフ アスカラリ	Judge of Andijan regional supreme court

ラオス国立司法研修所との共同オンラインセミナー －量刑，法曹養成制度－

国際協力部教官
黒木宏太

第1 はじめに

法務総合研究所は、2018年12月、ラオス国立司法研修所（National Institute of Justice）と、法・司法分野の研修、人材育成等において協力することを目的とした協力覚書（Memorandum of Cooperation）を締結し、国際協力部は、それ以降、この協力覚書に基づいたセミナーを実施している。ラオス国立司法研修所側から、2017年に改正（2018年施行）されたラオス刑法に関する論点を取り上げて、日本の法制度との比較研究を行い、将来の講義や教材作成に生かしたいとの要望があったことから、これまで、刑法に関するテーマを中心に扱ってきた。第1回目は、2019年10月24日及び同25日、刑法の沿革・改正経緯及び法人処罰規定等をテーマとして、ラオスの首都ビエンチャンで実施された。第2回目は、2021年3月2日、予備・未遂及び量刑等をテーマとして、オンラインで実施された。

第3回目となる今回は、2021年6月17日、量刑及び法曹養成制度をテーマとして、オンラインで実施した。本セミナーには、日本側から、オンラインにて、国際協力部の森永太郎部長（現国連アジア極東犯罪防止研修所長）、須田大副部長、伊藤みずき教官、尾田いずみ教官及び徳井靖士事務官ほか、JICAガバナンス・平和構築部ガバナンスグループ法・司法チームの玉垣正一郎氏が参加した。また、ラオス現地にて、JICAラオス法の支配発展促進プロジェクトの前田佳行専門家及び鈴木一子専門家に参加いただいたほか、マノデート・チュンタボン（ヤック）氏に日本語・ラオ語間の通訳をしていただいた。

なお、本セミナーを実施した時期は、ラオスでは、新型コロナウイルスの影響により、ロックダウン継続中であった。そのため、本セミナーの実施には多くの困難があったものの、上記JICAプロジェクトの多大なサポートにより、無事に実施することができた。この場を借りて、感謝を申し上げたい。

第2 本セミナーの概要

1 概要

(1) 日時

2021年6月17日（木）

日本時間11：00～18：30（ラオス時間9：00～16：30）

(2) ラオス側参加者

ラオス国立司法研修所：ビエンペット副所長，教員16名 計17名

ラオス刑事法SWG（サブワーキンググループ）メンバー 計8名

(3) 形式

Z o o mを使用したオンライン形式

(4) 概要

午前の部：量刑

- ・ラオス側からのプレゼンテーション
- ・日本側からの講義（量刑について）とディスカッション

午後の部：法曹養成制度

- ・日本側からの講義（法曹養成制度について）とディスカッション

2 内容

(1) 量刑について

ア ラオス国立司法研修所刑事法学科のカムプアン・ティパヴォン学科長より，ラオス刑法の常習犯・累犯について，条文を中心に説明があった。ラオス刑法20条（常習犯）では，「常習犯とは，3回以上で同一又は類似した類型の犯罪を犯し，かかる犯罪について裁判所がまだ審理していないものをいう。」と規定されており，日本刑法とは異なり，常習犯に関する一般的な規定が置かれている。

イ 当職より，量刑について，日本の強盗致傷を題材として，量刑の範囲，量刑判断の在り方，ラオスの加重減軽事由等について，講義をし，その後，ラオス側と日本側とで意見交換をした。

ラオス刑法21条（累犯）では，「累犯とは，前の意図的犯罪により自由剥奪刑の判決が下された者が刑の服役期間中又は以下の期間内で新たに同一又は類似した類型の犯罪を意図的に犯したことである」と規定されているところ，その「同一又は類似した類型」の意味について議論した。犯罪の類似性の判断方法として，ラオス側の色々な考え方が示され，強姦と強盗が類似するかを例にとると，犯罪の手段の類似性を重視する考え方－人の身体に傷害を与えるという点において共通するので類似となり得る－や，刑法典の同じ章にあるか（すなわち保護法益を同じくするか）を重視する考え方－強姦と強盗は刑法典の別の章にある犯罪なので類似しないとなり得る－などが紹介された。

また，ラオス刑法64条（刑事責任の減輕につながる事由）8号の「犯罪人自身又はその家族の著しく困難な状態によりなされた犯罪」の意味，ラオス刑法65条（刑事責任の加重につながる事由）9号の「深刻な結末を伴う犯罪」の意味等について，どのような場合がこれらに当たるかについて，強盗致傷の事例を踏まえつつ，活発な議論がされた。

(2) 法曹養成制度

伊藤教官より，日本の法曹養成制度について，講義をし，その後，ラオス側と日本側とで意見交換した。

ラオス側から，日本側に対し，司法研修所卒業の場合に修了証書が付与される

か、日本のロースクールの選考試験の在り方はどのようなものか（未修者コース，既修者コース）や，法学部卒と法学部卒でない実務家がいるという点につき，それらの実務家としての能力差はどのようなものか，などについて，活発な質問がされた。また，ラオス国立司法研修所を修習した後の就職先の課題なども共有された。

(3) その他（オープニングとクロージング）

ビエンペット副所長より，午前は量刑，午後は法曹養成制度について有意義な議論ができたことについて言及された上で，今後は是非とも特定のテーマを議論していき，ラオスの司法分野の発展にもつながるとよいという旨の挨拶があった。

国際協力部の須田副部長（元ラオス長期専門家）より，量刑の考慮要素について実務上の取り扱いに類似点があるということが見いだせたことや，法曹養成制度について日本のシステムに関心を持ってもらえたことに言及された上で，今後もラオス国立司法研修所の期待に応えていきたい旨の挨拶があった。

The screenshot shows a Zoom meeting interface. The main window displays a presentation slide with the following content:

ທິດສະດີຂອງການວາງໂທດ
 【ຕົວຢ່າງ : ການປຸ້ນຊັບທີ່ເຮັດໃຫ້ບາດເຈັບ】
 - ① ທ່າອິດແມ່ນຕ້ອງກຳໄດ້ຂອບວົງກວ້າງຂອງການວາງໂທດໂດຍຄຳນຶງເຖິງສະຖານະການທີ່ກ່ຽວພັນກັບການກະທຳຜິດ (ຂໍ້ເທັດຈິງຂອງສະພາບກ່ຽວກັບການກະທຳຜິດ)

The diagram shows three boxes on the left: 'ປະກົດການຂອງການກະທຳຜິດ', 'ທີ່ໄປທີ່ມາຂອງການກໍ່ການກະທຳຜິດ', and 'ຜົນຂອງການກະທຳຜິດ'. Arrows from these boxes point to a central vertical bar labeled '20' at the top and '30' at the bottom. A box on the right states: 'ໂທດຈຳຄຸກພ້ອມອອກແຮງງານທີ່ມີກຳນົດແຕ່ 3 ປີ ໃຫ້ໂທດຕາມກົດໝາຍແມ່ນ ເປັນ ເຫງ 20 ປີ'.

The Zoom sidebar on the right shows several participants: 'Tokui (ICD)', 'Mitsuki ITO', 'HoD_CRL_MR', 'KUROKI (ICD)', 'ທະນຸງສັກ ອາຊະພັນ', 'Hiroshi Suda', and 'izumi Oda'.

【本セミナーの様子①】

第3 所感と今後について

新型コロナウイルスの状況にもよるが，今後も，ラオス国立司法研修所と，定期的に共同セミナーを開催していく予定である。

量刑について，量刑上考慮すべき事情は日本と類似する点も多いように思われるが，ラオス刑法（量刑の規定，構成要件の規定など）を踏まえた上で，量刑の枠をどのように考えるか，どのような事情をどのように重視するかなどについて，さらに議論を深めていければと思う。また，法曹養成制度についても，上記のような就職先の課題を含め，ラオス

側には多くの関心事項があり、今後も、日本側の知見などを提供していければと思う。

国際協力部としては、今後も、ラオス国立司法研修所の自主性を尊重しつつ、その発展に協力していきたい。



【本セミナーの様子②】

【講義・講演】

2021年5月から同年7月までの間に、当部の教官等が行った講義・講演は下記のとおりです。

記

1 大阪大学法科大学院における講義

日 時：2021年5月6日（木）

場 所：大阪大学法科大学院

対 象：法科大学院生

テーマ：裁判官の仕事

教 官：国際協力部教官 黒木宏太

2 大阪大学法学部における講義

(1) 日 時：2021年5月21日（金）

場 所：Web会議システムを利用してオンライン参加

対 象：学生

テーマ：法務省による法整備支援

教 官：国際協力部教官 庄地美菜子

(2) 日 時：2021年7月9日（金）

場 所：Web会議システムを利用してオンライン参加

対 象：学生

テーマ：法務省による法整備支援－アジア各国の裁判実務等の改善支援－

教 官：国際協力部教官 黒木宏太

3 京都大学法科大学院における講演

日 時：2021年6月13日（日）

場 所：Web会議システムを利用してオンライン参加

対 象：学生

テーマ：諸外国での法整備支援活動等

教 官：国際協力部教官 庄地美菜子

4 大阪大学外国語学部言語文化研究科における講義

日 時：2021年7月8日（木）

場 所：Web会議システムを利用してオンライン参加

対 象：学生

テーマ：法務省による東南アジアに対する法整備支援について

教 官：国際協力部教官 庄地美菜子

【研修等実施履歴】

2021年5月から同年7月までの間に、当部等が実施した研修等は下記のとおりです。

研修の詳細等についてお知りになりたい方は、当部まで御連絡ください。

記

1 研修

第1回ウズベキスタン本邦研修

日 時 2021年6月8日（火）、同月14日（月）、同月15日（火）、
同月22日（火）

場 所 Web会議システムを利用してオンライン実施

テーマ 契約法、法の解釈

担 当 国際協力部教官 庄地美菜子、及川裕美、黒木宏太
国際専門官 北野月湖

2 オンラインセミナー

(1) モンゴル

日 時 2021年5月11日（火）、同月12日（水）

テーマ 商法

担 当 国際協力部教官 河野龍三、伊藤みずき
国際専門官 原島隆寛、北野月湖

(2) 東ティモール

ア 日 時 2021年6月2日（水）、同月7日（月）

テーマ 地籍法及び国家の私有不動産に関する法律

担 当 国際協力部教官 曾我学、川野麻衣子
国際専門官 原島隆寛、徳井靖士

イ 日 時 2021年7月28日（水）、同月29日（木）

テーマ 市民登録法

担 当 国際協力部教官 曾我学、川野麻衣子
国際専門官 原島隆寛、徳井靖士

(3) ラオス

日 時 2021年6月17日（木）

テーマ 量刑／法曹教育

担当 国際協力部教官 伊藤みずき, 黒木宏太, 尾田いずみ
国際専門官 原島隆寛, 徳井靖士

(4) バングラデシュ

日時 2021年7月26日(月), 同月27日(火)

テーマ 調停人オンライン・トレーニング

担当 国際協力部教官 曾我学, 黒木宏太, 尾田いずみ
国際専門官 北野月湖, 徳井靖士

3 シンポジウム

第22回法整備支援連絡会

日時 2021年6月12日(土)

場所 国際法務総合センター

形式 ハイブリッド方式(来場参加・オンライン参加の併用)

テーマ 新たな時代の法整備支援～ICD創設20周年を機として～

担当 国際協力部教官 庄地美菜子, 河野龍三, 伊藤みずき, 矢尾板隼
国際専門官 中埜征悟, 山田寛子, 原島隆寛, 北野月湖

【活動予定】

2021年10月から同年12月までの間に、当部が行う予定の研修等は、下記のとおりです。

新型コロナウイルスの感染状況等を踏まえ、延期又は中止となる場合がありますのであらかじめ御了承ください。

なお、実施日時が未定の研修等については記載しておりません。

記

1 研修

令和3年度国際協力人材育成研修

日 時 2021年11月8日（月）から同月15日（月）（予定）

場 所 Web会議システムを利用してオンライン実施（予定）

テーマ 法制度整備支援に携わる人材の育成

担 当 国際協力部教官 及川裕美, 伊藤みずき
国際専門官 原島隆寛, 徳井靖士

2 共同研究

第22回日韓パートナーシップ共同研究

日 時 2021年11月24日（水）から同年12月2日（木）

場 所 Web会議システムを利用してオンライン実施

日本側研究員は国際法務総合センターほか（予定）

テーマ 不動産登記制度, 商業法人登記制度, 戸籍制度及び民事執行制度をめぐる
制度上及び実務上の諸問題

担 当 国際協力部教官 川野麻衣子
国際専門官 岡田泰弘, 山田寛子, 北野月湖

3 シンポジウム

(1) 第1回法遵守の文化のためのグローバルユースフォーラム

日 時 2021年10月9日（土）, 同月10日（日）

場 所 東京都内

形 式 ハイブリッド方式（来場参加・オンライン参加の併用）（予定）

担 当 国際協力部教官 庄地美菜子, 黒木宏太

(2) 国際知財司法シンポジウム（J-SIP）2021（法務省パート）

日 時 2021年10月21日（木）

場 所 弁護士会館2階講堂クレオ（予定）
形 式 ハイブリッド方式（来場参加・オンライン参加の併用）（予定）
テーマ ①商標権侵害に関する民事訴訟
②模倣品に対する行政上のエンフォースメント
担 当 国際協力部教官 曾我学，西尾信員，黒木宏太，矢尾板隼
国際専門官 山田寛子

(3) 法整備支援へのいざない

日 時 2021年11月6日（土）
場 所 Web会議システムを利用してオンライン実施（予定）
担 当 国際協力部教官 及川裕美，矢尾板隼，川野麻衣子
国際専門官 中埜征悟，岡田泰弘，徳井靖士

コロナ禍での業務調整専門家業務

インドネシア ビジネス環境改善のための
知的財産権保護・法的整合性向上プロジェクト

JICA業務調整専門家

間澤 友紀子

1. はじめに

「業務調整専門家の眼」の執筆依頼を頂いた事に心から感謝すると同時に、何を書こうかと悩みました。6月にはご依頼頂いていたのですが、執筆に取り掛かり始めたのは7月20日、インドネシアでは犠牲祭で祝日です。犠牲祭についてご興味がある方は、検索してみてください。私自身も改めて検索してみたところ、「閲覧注意!」とヒットした事に驚きました。確かに牛を解体している映像は気持ちよいものではありませんが、食肉は私たちの生活に欠かせないものです。「インドネシアの子供たちは犠牲祭を通じて食肉に対する感謝の心を学ぶ」と協力隊時代に同僚の先生から習いました。私が協力隊に参加した当時は、協力隊訓練の一環で野外研修がありました。野外研修の夕飯は、グループで一羽の鶏を絞めます。鶏の首をナイフで切り、熱湯に浸し、羽を箸で取りまします。開発途上国で生きていく術を体験する事が目的であったのですが、私はこの体験のおかげで、初めての犠牲祭を無事にスルーすることができました。配属先のモスクの床で肉を切る作業を見て、「日本だったらまず食品衛生法にひっかかるな」と感じました。

簡単に自己紹介をさせていただきますと、インドネシア青年海外協力隊「観光業隊員」（旅行ばかりしていた隊員に思われがちですが、職種名です）として活動していました。ボロブドゥール遺跡で有名なジョグジャカルタをバリ島に次ぐ国際的な観光地として日本人観光客誘致を目指していたのですが、日本人の観光客は日本からバリ島へのツアーへ参加し、オプションツアーを利用し、日帰りでバリ島からボロブドゥール遺跡とプランバナン遺跡を観光するだけです。ジョグジャカルタのホテルに滞在し、ジャワ文化に触れることはありません。ジョグジャカルタの観光人材育成の為に派遣されたのですが、バリを訪れる日本人の平均滞在日数が3.5日という事で、「日本人の休みが少なすぎる」と結論に至りました。コロナが収束しましたら、ICDの皆様には是非インドネシアに来て頂き、ジャワ情緒溢れるジョグジャカルタまで足を延ばして下さい。隊員時代のレアな体験、ジョグジャカルタの観光PRは書き出すと止まらなくなるのでこのくらいにしておきます。JICAインドネシア事務所で「ボランティア調整員」として勤務し、インドネシア運輸省にて「航空安全能力向上プロジェクト」、保健省にて「看護能力向上プロジェクト」と現在のプロジェクトを含めて3つの技協の調整員として働いております。インドネシア生活は通算10年以上となり、「物凄くインドネシア

が好きなのか」「イスラム教に興味を持っているのか」と聞かれますが、お酒と豚肉がない人生なんて想像できません。ハッピーソーダ（炭酸水とイチゴシロップ）や、甘いコーヒーまたは紅茶でハイテンションになっている、おじさん達を観ると微笑ましく感じる事もあります。

2. コロナ禍での業務

2020年4月に緊急一時退避となり、2021年4月に再赴任。まさかの1年間、日本での在宅勤務となりました。会議はズームを利用して行うようになり、この1年間でズームも使いこなせるようになりました。一番苦労したのは2021年4月に開催した法規総局のFGDでした。何とかズームでの同時通訳機能の設定を習得したので、自らホストを引き受けたものの、総勢250名のオンラインセミナーを一人でズーム操作をするのは非常に心細かったです。ネット回線に何かあったら困るので当日はホテルに滞在しました。インドネシア側も共同ホストをお願いしましたが、それがネックとなる事もありました。地方からの参加者はズームに慣れていない事もあり、発言者以外がミュートにしていない方も多く、「お母さんお腹減った」等の生活音が聞こえてきます。日頃のカウンターパートの会議レベルでしたら、「懐かしいな」とほっこりした気持ちになるのですが、これだけ大きなセミナーになると、騒音を発する参加者はホストの権限を利用してミュートにしていきます。これは正にゲーム感覚でした。しかし、インドネシア側の共同ホストが全員ミュートにしてしまい、通訳さんが話そうとした時にミュート解除を求めなければならないという状況になってしまいました。「通訳さんも共同ホストにすれば、自らミュート解除ができる」と気づき、直ぐに設定を変えましたが、出だしはミュート操作に必至でお手洗いも行かれない状態でした。日本側は同時通訳機能を利用して、インドネシア側は使いこなしていなかったため、通訳さんには同時通訳用と、逐次通訳用の二つのデバイスから繋いでもらい解決できました。通訳さんのご経験から予測していた問題でしたので、事前に想定でき、通訳さんに心より感謝です。ズーム操作にも慣れましたが、一人実施部隊は孤独との闘いでもあります。配属先も実施部隊は会議室等に集合していますので、オンラインを利用して大きなイベントを実施するのは難しいのが現状です。

3. 念願のカウンターパート（以下CP）との再会

1年以上離れていたCPとの再会は握手やハグはできませんでしたが感動的でした。月に1～2回はオンライン会議で顔は合わせていたものの、やはり実際に顔を合わせて会議が行えるのは素晴らしい事です。インドネシアでは食べ物がとても重要なので、食事やおやつを食べながら会議を行います。日本では発表者が発言している間に食べ物を口にするなんて失礼だと思いますが、インドネシアでは普通です。午前中で会議が終了しても招集した側がお昼を提供するという慣習があります。再赴任した頃は、断食月だったので、食事を伴う会議は行いませんでした。通常は断食中の会議でも、断食明けに

食べるものを提供しなければなりません。お砂糖や油を会議参加者に配る省庁もありました。断食明け大祭の後、インドネシアでもデルタ株が蔓延してきて、再び自宅勤務となってしまいました。現行プロジェクトでは、最高裁内にプロジェクトオフィスをご提供頂けなかったため、オフィスを借りておりましたが、新規案件から最高裁にプロジェクトオフィスをご用意して頂きました。最高裁オフィスへの引越しが完了したら、インドネシア式のお披露目会も計画していたのですが実施できない状態です。

4. 最後に

現在、インドネシアでは40,000人程の新型コロナウイルスの新規感染者が出ております。JICAインドネシア事務所から「コロナウイルスの拡大に伴う一時帰国の勧奨」を受けまして、自らの安全を考えねばならないのですが、前回と同様に退避指示であれば、仕方ないのですが、「一時帰国の勧奨」では帰国するかどうかの判断は自分の意思です。プロジェクトオフィスの引越しも完全に終了していませんし、業務調整員の仕事は経理業務が大半を占めています。ネットバンキングが許可されていないので、銀行へ行くことが多く、自分の不在の間は事務所の秘書さんに迷惑をかけてしまうので、非常に心苦しいです。この記事が発行される頃、自分はインドネシアに残っているのか、日本に退避しているのかわかりませんが、とにかくコロナが収束する事を祈るばかりです。普通に出勤し、CPたちと食事しながら会議をするなど、日常的に行っていた事が「なんて素晴らしい日々であったのだろう」と思う日が来るなんて夢にも思いませんでした。



最高裁オフィスにて



秘書のプリタさんとジュリさんと現在のプロジェクトオフィスにて

プリタさんはイスラム教、ジュリさんはキリスト教。プリタさんは「物腰が柔らかい」と言われているジャワ人で、ジュリさんは「物事をはっきり言う」と言われているバタック人。二人の個性を生かしてプロジェクトをマネージしていきたいのですが、人間の遠隔操作は時には困難です。対面で指示出しすれば簡単に済む事が、何故かややこしい事になったりする事も（涙）オンライン会議システム等、技術の進歩に感謝しつつも、人間同士のふれあいの素晴らしさを再認識する日々です。

法務総合研究所総務企画部国際事務部門

主任国際専門官

山田 寛子

1. はじめに

読者の皆様、初めまして。ICD NEWSをお読みいただき、ありがとうございます。この「専門官の眼」というページは、テーマ・記載内容ともに自由なものとなっており、いわば箸休めとして知られているページです。そのため、ここからはちょっと自由に、そしてICD NEWSを初めて手に取った方にも分かっていただけのように、まずは本誌をご紹介させていただきます。

ICD NEWSは、法務省法務総合研究所国際協力部が発行する広報機関誌であり、2002年1月に創刊号の日本語版が発刊されました。創刊号をお読みいただきますと、どういった経緯でICD NEWSが企画、発刊されたのか、当時の背景を知ることができます。約20年前の過去に遡り、当時ご執筆いただいた記事をたどってみます。

発行の目的は、法整備支援活動の活動成果を“継続的に”記録、分析し、ある国についての調査結果や支援活動の内容及び成果を“詳細に”知りたいという要求にこたえるため本誌は誕生したそうです。

創刊から20年近く経過した現在も、ここ数年ですと、6月、9月、12月、3月と年に4回ものペースで発刊され、毎号変動していますが平均200ページ前後にもなる雑誌となっているため、当時の思いを大切にしながら、活動を発信し続けていることが分かります。

次に、発行の流れです。原稿は発行日の2か月前には提出期限がやってきます。そのため、執筆者は本業の法整備支援活動の傍ら、今か今かと待っている担当者の顔を想像しながらせせと書き上げ、原稿を提出することとなります。本業務に関する国際専門官の仕事は、担当教官とともに、出版業者への提出期限を気にかけてながら、次から次へと嵐のようにやってくる原稿の取りまとめや出版業者との連絡調整をすることです。原稿が揃った後は、初稿・2稿・3稿（最終稿）の確認となります。通常担当といいますが、数名を想像しますが、そうした人数ですと、本誌があまりに膨大な量のため、どうしても確認作業が追いつきません。そこで、ICD NEWSでは担当以外の国際事務部門の職員も含め、手分けをし、多いときは総勢20～30名ものメンバーで記事の確認作業をします。まだ世に出回っていないできたての原稿を読み、チェックするということで出版業者に就職したかのような楽しい気分を味わえますが、何回かこの作業をやりますと、何かが違う、ということに気が付くこともあります。それは、本誌が学術誌に分類されるものだからかと思いますが、割り振りされる確認ページの内容により、そ

こそこの頻度で法令等の条文の確認作業に当たるときがあります。次のページ、さらにそのまた次のページへと、めくってもめくっても海外の法令の条文（原文の外国語表記が多いです。）が続きます。基本的に、確認作業は中身そのものに踏み込むものではなく、誤字脱字等を始めとする形式チェックとなりますが、海外の法令であり、ノーマルな状態がインプットされているわけではないため、区切りや文頭のずれなどもこれで大丈夫か、などさまざまな不思議な気付きを感じながらの作業となります。そうして、全員野球のように多くの職員の協力を得た末、ICD NEWSは毎号出版されます。

中身について踏み込んで記載することはありませんが、特徴としては、まず、目次が「表紙」にあることを挙げておきます。目次はどこを見れば良いの？と思う方もいるかもしれませんが、ICD NEWSはページをめくる手間が省けた作りとなっています。二つ目は、表紙を見ていただくとお分かりのとおり、毎号、職員以外の多くの法整備支援関係者の方に執筆をご協力いただきながら出来上がる大作となっていることです。余談ですが、広報業務などを担当していると、ICDの活動の紹介文を数行で提出してください、といったオーダーに出くわすときがあります。そうした際、「国際協力部は、2001年に設立され、東南アジアなどの開発途上国に対して、法令の起草・運用改善・人材育成支援などの法制度整備支援活動を行っています。」といった定型に近い文言を作成しますと、だいたい上の方から入る指摘があります。それは、「JICA、日弁連、最高裁判所、大学などの関係機関等と連携しながら」という文言を加えてくださいというものです。こちらとして数行というオーダーを気にかけてつもりではあったものの、元の記載では正確ではないのです。もちろん、法整備支援活動の関係者であればその言葉の意味が大変よく分かるかと思えます。例えば、海外の法曹実務家を日本に招へいして実施する研修一つとっても、通常、多くの外部関係者の協力の下、研修が成立しており、この活動というのは間違ってもICDだけではできないということです。

話がややそれましたが、このICD NEWSについても毎号、多くの関係者の方々に支えられながら発刊され、法整備支援活動の歴史を記録しています。

今後ともぜひご愛読いただけますと幸いです。

ちなみに、内容がちょっと難し過ぎるため、初級編などもっと簡単な読み物はないの？と思う方、いらっしゃいますでしょうか。そんな方には、「法務省だより あかれんが」をお勧めします。ICDだけが作り上げている広報媒体ではありませんが、そこらは、毎号欠かさず執筆している「連載記事」とシェアしたい事柄がある度に応募をし、記事を提出している「特集記事」があります。法務省だよりの記事は、一般の方を中心とした幅広い読者層に向け、できるだけ平易な表現や文章の組立てをするよう気を付けていることもあり、より気軽にお読みいただけるものとなっています。連載記事は通常、現地にいる長期派遣専門家に執筆いただいているものとなっており、ICDのHPの「法整備支援の現場から」という項目にも掲載されております。おまけの情報で脱線してしまいましたが、法制度整備支援活動をより多くの方に知っていただき、活動の

輪を広げるため、ICDは常日頃、情報発信にも力を入れております。

2. コロナ禍の日常

普段の各国の活動は、オンラインが主軸となっておりますが、各国以外の活動で小職も携わった活動についてふれたいと思います。

一つ目は、ICDのホームページでもご案内しているICDの広報動画（日英）の製作です。通常、台本作成から撮影、編集と長い工程を経て作られる動画は半年くらいかかるのが相場とも言われているようですが、この動画は2021年3月に開催された京都 कांग्रेस（会議の正式名称は、国連犯罪防止刑事司法会議といい、第14回は京都で開催されました。）の広報ブースで流す用途でもあったため、納品までがそれぞれ2～3か月と大変ハードなスケジュールで制作されました。

コロナ禍で変わったことといえば、撮影とナレーションチェックでしょうか。日本語版の動画で使用した現地（支援対象国）の人々のインタビュー部分については、当初は委託業者に撮影してもらう予定でしたが、その当時は緊急事態宣言真っ只中です。出演者は外部の方ということに加え、複数人が集合し、対面で撮影することはリスクになるという判断で、3名中、2名の出演者の方は偶然にも日本にいらっしやったところ、オンラインにて撮影をする形となりました。また、英語版の動画のナレーション作業についても、換気が難しい環境のリスクを考慮し、収録スタジオにいるナレーター、別のエリアで収録に立会う業者の方と職員と3者でオンライン接続をし、遠隔にて確認のやり取りをしました。普段、ナレーターという職業の方と関わる機会などないことから、聞き取りやすい声で、動画のイメージやテンポに合わせながら、すらすらと台本を読み上げている光景に出くわしただけでも、すごいという印象でしたが、「ちょっと早かったので、ちょっと合っていないなかったので、もう1回お願いします。」など、納得できるまで取り直しをお願いする姿には、プロ意識の高さを感じました。また、余談となりますが、収録後、同じく立会いをした教官とナレーターの方は、声を通じて初対面ではなかったようで、「私、学生の頃にあなたの声を聞いて英語を勉強していました。お会いできて嬉しいです。」「え、そうなの?!すっごく嬉しい!」などの会話をしていました。スタジオのレンタル時間もあり、ほんのちょっとした時間での会話となりましたが、出会いの不思議さというものに胸がジーンとしました。

動画の製作は、文字フォントや使用する場面ごとの音楽、ナレーターの選定、イメージを伝えるための写真の探索、台本制作とそのチェック、複数回の映像確認などと、作品1本でものすごく労力のかかるものであることは分かりましたが、一方で創作の面白さを実感しました。また、完成までに日本にいるJICA職員や現地の長期派遣専門家、大学関係者ほか多くの方に協力いただき作り上げることができたため、大変感謝しています。皆様もよろしければ、ご視聴いただければと思います。

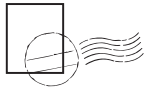
二つ目は、本年6月に開催された22回目となる法整備支援連絡会です。コロナの感染状況が日々変化する中、ICD20周年という記念の年にも当たる22回目の連絡会

は、初のオンラインを取り入れたハイブリッド開催となりました。昭島の会場にどの程度人を入れるか、オンライン配信用の機材を何台用意するか、登壇者の方とのパネルディスカッションをオンラインでやり切るのか、登壇者や一般の方への案内はどのような内容としたら良いのか、などいろいろと決定事項はありましたが、それらはイベント開催のおおよそ1か月前に判断することとしたため、5月の連休前後から、準備作業が超特急で進められました。ICD20周年記念ということもあり、国内外に積極的に広報をし、結果として、240名近くの大変多くの方から参加登録をいただきました。また、登壇者の方や運営業者などとは、わずか2か月の間で370通ほどの活発なメールの往復があり、大変充実した毎日でした。今回の連絡会はオンラインが中心となり、対面での交流はほとんど実現できませんでしたが、参加者からは事前質問という形でさまざまな質問・意見をいただいたほか、オンラインではあれ、この号の活動報告部分にもあるとおり、たくさんの方が参加する会となり、多くの法整備支援関係者と同じ時間につながり、交流できたことで、関係者とのつながりの強さを感じました。

3. 終わりに

原稿を執筆している今は、スポーツの祭典である東京オリンピックが開催され、日夜メダルラッシュのニュースが飛び交ったり、さまざまな試合が行われている時期となっております。まだ、新型コロナウイルス感染症が発生していない頃の世界では、2020年の夏は、オリンピックが開催され、さまざまな競技イベントが催され、人の往来は激しくなり、都内の交通規制も予測されるため、この期間に本邦研修のスケジュールを組むのはなるべく避けよう、などと企画担当の教官の方々がスケジュールを考えていた話が懐かしく、今も印象に残っています。数年後、人の往来が制限され、人とのつながりがオンラインへと急速に移行する世の中が訪れることとなりました。また、一般の方にはほとんど縁のない上陸拒否事由を定めた入管法5条もコロナをきっかけに広く周知され、大半の外国籍の方が日本に入国することが難しい状況となっております。

ICDの活動は、2020年1月頃から現在も引き続き、多くの制約を受けておりますが、ITを活用しながら今できることを積極的に行っています。まだまだオンライン越しでつながる生活が続きますが、コロナが落ち着いたら会おうね、などといっていた方々に直接お会いできるようになったときの嬉しさは、ものすごいものとなりそうですね。拙い文章でしたが、最後までお付き合いいただき、ありがとうございました。



各国プロジェクトオフィスから

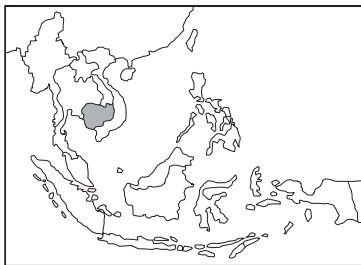


4月下旬に始まった新型コロナ第4波の拡大がまだ収まらず、感染の中心はホーチミン市等の南部であるものの、ここハノイ市でも不要不急の外出禁止措置等がとられ、我々専門家も7月下旬から基本的に在宅勤務となっています。違反行為に対する取締りも厳格で、止むを得ず出勤する場合には、所属先等からの許可書を携行する必要があります（そもそも、タクシー等の乗客輸送が原則禁止となっているので、移動自体が困難です。）。スーパー等買い物に出かける場合でも、慎重に行動しなければなりません。ちなみに私の住居の地下にあるスーパーは、コロナ陽性者との接触があったということで、先日から約2週間クローズとなってしまいました。ベトナムは日本を始め諸

外国からワクチンの供与を受けておりますが、現時点ではワクチン接種がさほど進んでおらず（日本経済新聞のデータによれば、8月2日現在で人口100人当たり接種回数が6.4と、ASEAN10か国で最も低い。）、しばらく心配な状況が続きそうです。

このような中、ベトナム第15期第1回目となる国会が、当初予定していた期間を大幅に短縮する形で7月20日から28日まで開催され、各国家機関の幹部が正式に任命されたほか、2022年に審議・可決すべき法律案等を定める立法計画等が決議されました。新体制の下、プロジェクト活動も更に本格化していくこととなりますので、引き続き皆様方のお力添えをどうぞよろしくお願いいたします。

(ベトナム長期派遣専門家 渡部吉俊)



昨年3月から弁護士出身の長期専門家として派遣前委嘱を受け、約半年後の10月からカンボジアに赴任しております。

ここ数か月、新型コロナウィルス陽性者数は増加傾向にありましたが、厳しい規制はなされていませんでした。しかし、7月半ば以降、なぜかカンボジア全体の陽性者数の増加は止まり、減少傾向に転じました（政府発表）。もっとも、政府が発表するカンボジア全体の陽性者数よりも、各州の政府が発表する陽性者数の合計の方が多いう不思議な現象が生じています。デルタ株の市中感染が確認され、7月30日から8月12日までの間、カンボジア全土において集会や夜間外出禁止等の措置が再度実施されたことからすれば、実際には陽性者

の数は減っておらず、むしろ増えているのではないかと勘繰っている今日この頃です。

当プロジェクトのカウンターパート機関である司法省でも、プロジェクト担当長官に近い部署の職員が感染したとの情報が入り、スタッフの間では、少しでも体調を崩すと感染したのではないかと不安が募り、緊張が増えています。

他方で、8月に入り、カンボジア政府は、国民の半数以上が中国製をメインとするワクチンを1回以上接種したと発表しました。また、中国製ワクチンを2回接種した者には、3回目としてアストラゼネカ製ワクチンをブースター接種する方針も打ち出しています。この点からすれば、定期的なワクチン接種は避けられないとしても、徐々に状況が良くなっていくのではないかと感じています。

この原稿を作成している8月9日から、3週間にわたって、全始審裁判所裁判官等総勢約300名を対象とするセミナーが開催されています。上記のように、司法省内でも感染者が増えている状況に鑑みて、完全オンラインでの開催となってしまいましたが、厳しい状況の中でも、できる限りの支援をしていきたいと思っております。

(カンボジア長期派遣専門家 内藤裕二郎)



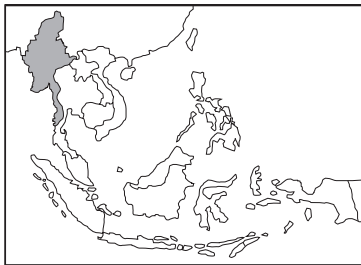
2021年7月、民法典グループ担当としてラオスに着任致しました。

日本の国内移動とコロナのPCR検査を含めて3日間かけてラオスのワットアイ国際空港に到着したのも束の間、直ちにバスにて隔離ホテルへ直行し、そのまま2週間。7月も下旬に近づき、外の空気が吸いたくて「居住移転の自由って大事なんだな」と身を持って勉強した頃、隔離明けでようやく外の世界に出て初めて自分がラオスに来ているのだと実感することとなりました。土日や平日の夕食時にビエンチャンの街を彷徨いました。ホテル隔離の影響で、登山が趣味で慣れているはずなのに膝関節が痛くなるという驚きの運動不足状態を経験しましたが、街の中心部は賑わいが戻りつつある様子で、屋台で麺類や点心のようなものを食したりして楽しみました。

飛行機の窓からみたメコン川を近くで見たくて、見つけた未舗装の道を取りあえず川辺の方向へ歩いてみました。世の中に一定程度いると言われる端っこ好きの習性に従い、川や海や高いところやエリアの端の方を見ると無性に行きたくなるのですが、半乾きの泥で足が沈み草の生い茂る中を行くこととなり、サンダル・ハーフパンツで来てしまっていたのでちょっと後悔しました。しかし、泳いで行けそうに思われる距離にタイの陸地が広がっている景色を見て、2001年に、生まれて初めての一人旅でタイ・カンボジアを訪れたことを思い出しました。初めてアジアを経験し、車やボートで移動し陸路で国境を越えたことは鮮烈な思い出ですが、ちょうど20年後、同じメコン地域の中にこのような形で戻って来ることができるとは思いもしていませんでした。

自分がかつて東南アジアを訪れた時と比べ、タイ・カンボジアはもちろんラオスも大きく変化を続けており、今から10年20年後には更に変わっていることでしょう。ラオスの法環境も長期間の支援を経て、民法典制定に繋がるなど変化を進めてきていますが、今回、自分もその流れの中に加わり、然るべき時間が経過し後に振り返った時に、自分がラオス法制度の大きな発展の過去の一石となっていることができるといいなと考え、励んでいこうと思います。これからどうぞよろしくお願い致します。

(ラオス長期派遣専門家 阿讃坊明孝)



ミャンマープロジェクトは、引き続き専門家が再赴任できない状況が続いており、専門家はリモートで現地情勢について情報収集をしています。ミャンマーの現状は、他の東南アジア諸国と同様に新型コロナウイルスのデルタ株が7月中旬頃から猛威を振るい始め、感染者数も死者数も増加しています。検査陽性率も一時40%を超え、国民の3人に1人は感染していると予想されるような状況です。火葬場の前に車の渋滞ができていたというニュースもありました。幸いプロジェクトスタッフ3名は全員元気ですが、スタッフの親族に感染者が出て、酸素供給が必要な状態になっているのに、酸素ポンプの生産が不

十分など予断を許しません。

このような中、先日、新型コロナウイルスによって家族を次々と奪われた国軍系政党の支援者がこの状況を嘆き、「国軍幹部は現在のミャンマーの状況をもっと把握すべきだ」と叫び、街中の様子をFacebookにアップするという行動に出ました。家族の遺体や、火葬場前の行列を映像で流しながら、涙ながらに訴えるという衝撃的な映像でした。しかし、彼はその後、警察に逮捕されてしまいました。国軍批判を扇動する行為は徹底的に取り締まられているからです。しかし、警察で「二度と国軍批判になるようなことはしない」という誓約書にサインをして、映像も削除して釈放されたそうです。

また、現地の銀行業務も停滞していて銀行間の送金も時間がかかるようになっているほか、銀行から現金を引き出すにも電子整理券を取得しなければならない状況が続いています。それに加え一部地域では豪雨による洪水も起きています。

このようにミャンマーの情勢は政治不安、経済不安、自然災害と良いニュースがなかなかなく、毎週やっているウェブ会議でのスタッフミーティングも暗くなりがちですが、今後明るいニュースが増えることを願ってやみません。

(ミャンマー長期派遣専門家 岩井具之)



インドネシア最高裁の本庁舎内に、JICAプロジェクトの専門家及びスタッフが使用できる執務室を提供してもらうことができました。当プロジェクトにおいては、カウンターパート三機関のうち最高裁のみ、カウンターパートの庁舎内に執務室がない状態でしたが、そのような状態が解消されたことは大きな進歩といえます。

他方で、残念ながら、新執務室への移転作業を進めてそこでの勤務を開始しようとした矢先に新型コロナウイルスの感染が急拡大し、JICAインドネシア事務所から原則在宅勤務の指示が出されたこと、7月上旬にはJICA本部からインドネシア派遣の全専門家に対して一時帰国を勧奨する決定が出され、当職はこれを受けて7月下旬に帰国したことから、当職においては、新執務室を使用する機会が数えるほどしかありませんでした。もっとも、10月以降は次期プロジェクトが開始される予定であり、インドネシアにおける新型コロナウイルスの感染状況が収まれば、当職の後任として新たに派遣される専門家が新執務室に勤務することになります。新執務室はプロジェクトに関わる最高裁勤務の裁判官及び職員との物理的な距離が近いことから、そこで勤務することにより、カウンターパートメンバーらとの日常的なコミュニケーションがより充実したものになると期待されます。

(インドネシア長期派遣専門家 細井直彰)

－編集後記－

ICD NEWS第88号を最後までお読みいただき誠にありがとうございます。
改めまして、本号に掲載された記事を御紹介したいと思います。

「巻頭言」では、森嶋昭夫氏から、「法整備支援の今後を考える」と題して、これまでの法整備支援、そして今後の課題について御寄稿いただきました。わが国の法整備支援の道を拓かれた森嶋氏からの貴重な御意見をいただき、大変興味深い内容となっております。

「外国法制・実務」では、ベトナム、ラオス、インドネシア及び中国における法制度・実務等を御紹介する内容となっております。

ベトナムについては、JICA長期派遣専門家の枝川充志氏及び当部黒木教官から、ベトナムで導入された判例制度についての勉強会での成果を御紹介いただきました。

ラオスについては、JICA長期派遣専門家の鈴木一子氏から、ICD NEWS第87号に引き続いて、現在、ラオス最高人民裁判所ホームページに公開されている最高裁判決（商事及び家事事件）について、判決掲載の経緯を調査するとともに判決内容を精査しながら御紹介いただきました。

インドネシアについては、当部黒木教官が聞き手となり、インドネシア最高裁准長官のタクディル・ラフマディ氏及び大阪高等裁判所の松川充康氏へインタビューを行い、インドネシア最高裁との法・司法分野における協力について、インドネシア及び日本双方の視点から語られた内容について御紹介しております。

そして、中国については、前JICA長期派遣専門家の白出博之氏から、ICD NEWS第87号に引き続いて中国民法典の条文を御紹介いただきました。ICD NEWS第85号からの連載の完結編となり、結びとして、中国民法典に関する法整備支援の実施状況等についても御紹介いただきました。

「活動報告」では、2021年6月に開催された第22回法整備支援連絡会、同年5月のモンゴルへのオンラインセミナー、同年6月のウズベキスタンへのオンラインセミナー及びラオス国立司法研修所との共同オンラインセミナーについて、当部教官から御紹介しております。

「業務調整専門家の眼」では、インドネシアビジネス環境改善のための知的財産権保護・法的整合性向上プロジェクトの業務調整専門家の間澤友紀子氏から、業務調整員として、コロナ禍での業務の難しさについて御紹介いただきました。

「専門官の眼」では、当部山田主任国際専門官から、ICD NEWS、第22回法整

備支援連絡会での業務等について御紹介いただきました。

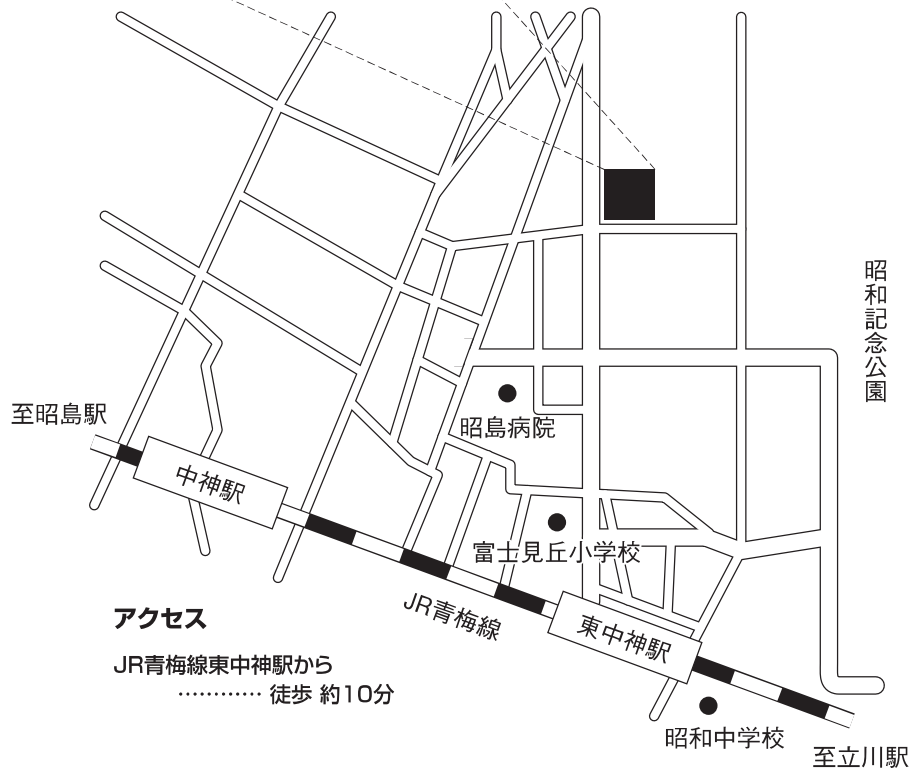
最後になりましたが、御多忙の中、御寄稿くださいました執筆者の皆様に厚く御礼申し上げます。

関係者皆様におかれましては、今後とも更なる御協力を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

事務官 徳井 靖士



法務総合研究所国際協力部
(国際法務総合センター 国際棟)



ICD NEWS -LAW FOR DEVELOPMENT-

ISSN 1347-3662

法務省法務総合研究所 国際協力部

〒196-8570 東京都昭島市もくせいの杜二丁目1番18号
国際法務総合センター

電 話：(042)500-5150/5178 (国際協力部代表)

F A X：(042)500-5195

ウェブサイト：http://www.moj.go.jp/housouken/housou_icd.html

メールアドレス：icdmoj@i.moj.go.jp

編 集：法務省法務総合研究所

発 行：2021年9月

